

平成 22 年

塩竈市議会会議録

(第133巻)

第3回定例会 9月6日 開会
9月28日 閉会

塩竈市議会事務局

平成 2 2 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 2 3 日 間 (9 月 6 日 ~ 9 月 2 8 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会 期
9. 6	月	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 4 9 号ないし第 6 2 号、議案第 6 3 号及び第 6 4 号	1
7	火	休 会		2
8	水	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	3
9	木	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	4
10	金	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	5
11	土	”		6
12	日	”		7
13	月	”	議会運営委員会 10 : 00 ~	8
14	火	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	9
15	水	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 0
16	木	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 1
17	金	”	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 2
18	土	”		1 3
19	日	”		1 4
20	月	”	敬老の日	1 5

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
21	火	本会議	一般質問 ①鎌田 礼二 議員 ②伊勢 由典 議員 ③浅野 敏江 議員 ④東海林京子 議員	1 6
22	水	〃	一般質問 ⑤菊地 進 議員 ⑥吉川 弘 議員 ⑦曾我 ミヨ 議員	1 7
23	木	休 会	秋分の日	1 8
24	金	〃		1 9
25	土	〃		2 0
26	日	〃		2 1
27	月	〃	議会運営委員会 13:00～	2 2
28	火	本会議	塩竈市長期総合計画特別委員会 委員長報告 (閉会)	2 3

(9月定例会)

第1日目 平成22年9月6日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	4
伊 勢 由 典 君	4
浅 野 敏 江 君	8
佐 藤 英 治 君	13
菊 地 進 君	17
認定第1号及び第2号	21
提案理由説明	21
総括質疑	27
小 野 絹 子 君	27
議案第49号ないし第62号	31
提案理由説明	32
総括質疑	37
曾 我 ミ ヨ 君	37
佐 藤 英 治 君	39
伊 勢 由 典 君	43
伊 藤 博 章 君	48
議案第63号及び第64号	52
提案理由説明	52
採 決	53
散 会	53

第2日目 平成22年9月21日（火曜日）

議事日程第2号	55
開 議	57
会議録署名議員の指名	57
諸般の報告	57
一般質問	57
鎌 田 礼 二 君	
①市立病院について	57
★改革状況について	
★改革継続について	
②障害者について	58
★障害者の認定と実態について	
★発達障害者への市の対応について	
★自立支援協議会の運営について	
③国民健康保険について	58
★保険税の算定方法と保険税について	
★保険税の未納者に対する対応について	
④教育について	58
★発達障害者への対応について	
伊 勢 由 典 君	
①塩釜港について	73
★海上防災機能の広域行政連絡協議会会長への要望書について	
★塩釜港航路浚渫9 mについて	
②市内商店会振興策について	74
★観光キャンペーンについて	
★商店会振興策について	
★本町の市道について	
③介護保険次期介護保険計画について	75
④子供の医療費無料化について	76

★同制度事業の拡大について	
⑤自動車燃料費助成券の改善について	76
★精神障害者自動車燃料費助成券1枚1,000円を1枚500円にする提案について	
★精神・知的・身体障害のために入院している方への自動車燃料費助成券申請の取り扱いについて	
⑥市の教育について	76
★サマースクールについて	
★少人数指導と少人数学級について	
★文科省の来年度概算要求と少人数学級推進計画について	
⑦空白地域のニューしおナビ100円バスの拡大について	77
★ニューしおナビ100円バス路線改善について	
★土日の運行について	
★路線・バス停など見直しについて	
⑧伊保石地域の水害対策について	78
★土木行政と下水道事業（水害）一体の事業について	
⑨清水沢団地の信号機設置について	78
★早期設置について	

浅野敏江君

①福祉行政	89
★高齢者支援の課題と対策	
★離島における介護の推進について	
★浦戸桂島における旧浦戸第二小学校の活用について	
②観光と商業の活性化	92
★浦戸フラワーアイランドの現状と今後の活用について	
・観光客の誘致・リピーターの増加	
・定住人口の促進	
★塩釜仲卸市場・マリンゲートを観光の一大拠点に	
★「まちの駅」推進について	

東海林 京 子 君

①住民の安全、安心、命を守る行政について	106
★子どもへの虐待について	
・本市の情報把握とその対応策は	
★幼児のヒブワクチン及び成人の肺炎球菌ワクチンへの補助を早急に行うこと。	
★子宮頸がん予防ワクチンの小6・中3女子に無料で集団接種の実施を。	
★1人暮らしの老人の安否確認と孤独死防止について	
★車の入れない坂道沿いの高齢者のために、道路の補修と手摺の取り付けを。	
②子ども手当について	109
★保育料及び給食費未納者に子ども手当の充当策は行ったか。	
③観光客誘致PRについて	109
★三陸自動車道利府中インター出口の看板に、塩釜魚市場、仲卸市場の表示を早急に取り付けられたい。	
★カーナビ、携帯電話サイトに塩釜の観光、イベント情報の配信を。	
★女性を対象とした、観光スポットの宣伝を (魚の日、寿司の日、スイーツの日など)	
④学校に冷房を	111
★子どもを熱中症から守るために	
散 会	120

第3日目 平成22年9月22日(水曜日)

議事日程第3号	123
開 議	125
会議録署名議員の指名	125
一般質問	125

菊 地 進 君

政治姿勢について

①政策目標（アジェンダ）について	125
★長期総合計画との整合性	
②財政の健全化	126
★44億円の財源不足の対応について	
★魚市場卸売機関の一元化について	
★市立病院の財政について	
③行政改革について	126
★市民の立場に立った事業遂行とは？具体的に	
★（市内）小規模事業者に発注と実績について	
④港湾について	127
★物流機能の強化、港湾整備の促進について	
★重要港湾仙台塩釜港の対応と考え方について	
★冷凍水産貨物の取り扱いについて	
⑤浦戸の振興について	128
★高齢化率54%、限界集落の実情と対策について	
★浦戸地区における介護サービス基盤や体制について	
⑥福祉について	128
★障害者のデイサービス・ショートステイ施設について	
★高齢者の一人暮らしと老老介護について	
⑦教育について	129
★学力向上アップについて	
★モンスターペアレンツの対応について	

吉川 弘 君

①国民健康保険事業について	140
★県内一高い国保税に対する市民の声と意見にどう受けとめ、どう対応しようとしているのか。	
★高すぎる国保税を緊急的に1人1万円を引き下げて市民生活を守る考えは。	
★専決処分によって国保税の最高限度額を引き上げた問題について	
②木造住宅の耐震化の促進について	142

★「塩竈市耐震改修計画」で定めた住宅戸数、新築・建替え戸数などの 数値目標の推移はどうだったのか、検証すべきでは。	
★耐震改修を高めるために耐震診断の無料化と改修助成額の引き上げを	
★昨年、藤倉地域で行った耐震診断等ローラー作戦の取り組みと教訓に ついて	
③都市再生整備計画について ……………	143
★都市再生整備計画にもとづく本塩釜駅前自転車駐車場の整備事業と 塩釜駅の駐輪場の事業及び塩釜駅前交通広場の整備について	
★塩釜駅の駐輪場でラックのない所に対し、暫定的にラックの設置を	
④下肢障がい者への移送費助成を ……………	143
★多賀城市と同じように、下肢障がい者に移送費助成を	
曾 我 ミ ヨ 君	
①浅海漁業者への支援について ……………	155
★チリ地震津波被害者に対する市独自の支援策について	
②景気対策について ……………	156
★市独自の景気対策は	
★宮古市の『住宅リフォーム促進事業』を参考に「塩竈市住宅リフォーム 助成事業」を	
③障がい児福祉について ……………	158
★障害者自立支援法「廃止」と今後の課題について	
★障がい児に対する支援策の拡充について	
・障がい児保育所の定員枠拡大及び利用時間の拡充	
・障がい児の学童保育の受け入れ体制の確保・充実	
・各種サービスの情報提供について	
④介護及び高齢者福祉について ……………	159
★介護保険事業について	
・特別養護老人ホームの待機者の状況と特別養護老人ホームの増設 の取り組みについて	
★高齢者福祉事業について	

- ・行政が高齢者世帯の実態把握が出来るようになっているか
- ・高齢者世帯に対する福祉サービス事業の今日的意義と役割
- (・紙おむつ支給事業・安否確認事業及び配食サービス事業等について)

散 会	170
-----	-----

第4日目 平成22年9月28日(火曜日)

議事日程第4号	171
開 議	173
会議録署名議員の指名	173
議案第49号ないし第62号(各常任委員会委員長議案審査報告)	173
採 決	177
認定第1号及び第2号(平成21年度決算特別委員会委員長審査報告)	178
討 論	181
吉 川 弘 君	181
菊 地 進 君	186
採 決	189
議員提出議案第3号(議会運営委員会委員長議案審査報告)	189
討 論	190
小 野 絹 子 君	190
佐 藤 英 治 君	193
採 決	195
議案第65号及び第66号	196
提案理由説明	196
総括質疑	203
伊 勢 由 典 君	203
佐 藤 英 治 君	208
鎌 田 礼 二 君	211
議員派遣の件	214
閉 会	214

平成22年9月定例会	9月6日	開会
	9月28日	閉会

議案審議一覧表

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成21年度決算特別委員会	認定第1号	平成21年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	22.9.28
	認定第2号	平成21年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について	認 定	22.9.28
総務教育	議案第52号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	22.9.28
	議案第53号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22.9.28
	議案第60号	工事請負契約の締結について	原案可決	22.9.28
	議案第61号	財産の取得について	原案可決	22.9.28
	議案第62号	損害賠償の額を定め和解することについて	原案可決	22.9.28
民 生	議案第51号	塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22.9.28
	議案第53号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22.9.28
	議案第54号	平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	22.9.28
	議案第55号	平成22年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	22.9.28
	議案第56号	平成22年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決	22.9.28
	議案第57号	平成22年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	22.9.28
	議案第58号	平成22年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	22.9.28
産業建設	議案第49号	塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決	22.9.28

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第50号	塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22. 9. 28
	議案第53号	平成21年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22. 9. 28
	議案第59号	平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	22. 9. 28
	議案第63号	公平委員会の委員の選任について	同 意	22. 9. 6
	議案第64号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	22. 9. 6
塩竈市長期総合計画特別委員会	議案第65号	第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについて	継続審査	22. 9. 28
	議案第66号	第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることについて	継続審査	22. 9. 28
議会運営	議員提出 議案第3号	塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例	原案可決	22. 9. 28

平成22年9月定例会 9月6日 開 会
 9月28日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成22年9月6日（月曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成22年9月6日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 認定第1号及び第2号
 - 第5 議案第49号ないし第62号
 - 第6 議案第63号及び第64号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員（19名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 19番 | 鎌 田 礼 二 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 | | |
-

欠席議員（2名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 18番 | 鈴 木 昭 一 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|
-

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 昭 君 副 市 長 内 形 繁 夫 君

市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	佐 藤 雄 一 君
市 民 生 活 部 長	佐々木 真 一 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君
総務部政策調整監	三 浦 一 泰 君	総 務 部 次 長 兼 政 策 課 長	田 中 たえ子 君
総 務 部 次 長 兼 行 財 政 改 革 推 進 専 門 監 兼 財 政 課 長	神 谷 統 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 清 輝 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	澤 田 克 巳 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 社 会 福 祉 課 長	福 田 文 弘 君
産 業 部 次 長 兼 水 産 課 長	小 山 浩 幸 君	建 設 部 次 長 兼 下 水 道 事 業 所 長	千 葉 正 君
総務部総務課長	桜 井 史 裕 君	総 務 部 税 務 課 長	赤 間 均 君
総務部総務課長補佐 兼 総 務 係 長	安 藤 英 治 君	市立病院事務部長	菅 原 靖 彦 君
市立病院事務部 業 務 課 長	川 村 淳 君	市立病院事務部 経 営 改 革 室 長	鈴 木 康 則 君
水 道 部 長	千 葉 伸 一 君	水 道 部 次 長 兼 総 務 課 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会委員長 職 務 代 行 者	庄 子 洋 子 君	教 育 委 員 会 教 育 長	小 倉 和 憲 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	渡 辺 誠 一 郎 君	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	郷 古 正 夫 君
教育委員会教育部 総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君	教 育 委 員 会 教 育 部 学 校 教 育 課 長	星 篤 君
選挙管理委員会 委 員 長	稲 田 喜 一 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 信 君
公平委員会委員長	村 田 知 彦 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	白 澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	伊 藤 喜 昭 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	相 澤 勝 君
議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君	議 事 調 査 係 主 事	西 村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） 去る 8 月 30 日告示招集になりました平成 22 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議の欠席の通告がありましたのは、18 番鈴木昭一君及び 20 番木村吉雄君の 2 名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番東海林京子君、8 番伊藤博章君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、23 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 23 日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、報告第 5 号平成 21 年度健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、報告第 6 号平成 21 年度資金不足比率については、同法第 22 条第 1 項の規定により、それぞれ 8 月 30 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告 2 件並びに企業会

計例月出納検査の結果報告2件であります。

さらに、塩竈市教育委員会委員長より議長あてに提出されました塩竈市教育委員会点検・評価報告書平成22年版1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第2回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件及び宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） それでは、諸般の報告で何点かお尋ねをしたいと思います。

一つは財政健全化です。健全化判断等の報告についてということで、それぞれ議会の側に諸般の報告として提出されております。

そこで、一つは実質赤字比率、議員の皆さんのお手元のところに行っている1というところに実質赤字比率ですね、報告第5号として載っております。詳しいことは健全化判断比率及び資金不足の比率の審査意見書というのがさらにそれを詳細に説明しております、それぞれのなぜこういう比率になったかということが、ページ数でいいますと2ページからずっと報告されております。

そこで、改めてお尋ねをしたいわけですが、今回全体としてはこの報告の関係でいいますと実質赤字比率ですね、比率についてマイナスの3.9ですか、3.9ということで前年と比較しても黒字を保っているというような報告になっております。これを見ますと、今年度の自主的な収支として、これは決算議会の中でも議論されると思いますが、実際には形式収支で4億784万円の黒字ということになっておるわけでございます。

つまりは形式的収支、さらに自主的な収支からいいますと、黒字は黒字なんだと、赤字は生じてないと、こういうふうにもこの中の指標、実際の数字も物語っております。これは標準財政規模といたしまして、これを見ますと、平成21年度の標準財政規模119億何がしてございますが、それに対して先ほど言った4億784万円、これ分母を標準財政規模にして一般会計のその実質赤字、実質赤字ですので黒字ですね、それをその分母、分子とそれで比較するというような格好で3.39と、こういうことになっております。

ところが、この指標を見ておりましたが、ちょっとわからない点があるので、2点ほどち

よっとお尋ねをしたいんですが、実はことしの第3次塩竈市行財政推進計画というのが平成22年1月に発表されておりまして、議会に示されておりまして、この時点での見通しですので数字の変動あるかもしれませんが、当時のその収支見通しの関係でいいますと、収支見通しとして21年度は歳入が217億、そして歳出が217億で、収支歳入歳出はゼロというふうになっているんですね。そういうふうに議会の側に報告がございました。

一つは、なぜそういうふうな4億784万円の黒字と相なったのか、その点について一つはお尋ねをしておきたいというふうに思います。

さらに、連結実質赤字比率も9.18ですか、これもほぼ前年並みの比較ということで比較されているようです。これを見ますと、この資料の2の3ページのところ11億、すべての会計もトータルすると11億円のたしか黒字だというふうに見受けられるわけですが、そういった点でこの二つの指標とも2ページ、4ページの最後のところで実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない、それから連結実質赤字比率も実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていないと、こういうふうないわば報告の最後の結びとなっております。

しかし、先ほどの報告で行財政計画の中では歳入歳出ゼロだということなんですが、この点をどういうふうに見ていけばいいのか、この増というふうに示したものと、今年度21年度の関係でいいますと先ほど言ったような数字になるわけですから、その辺がよくわからないので、まずその点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） お答えいたします。

昨年計画いたしました計画では収支均衡、今回の決算では黒字になっているが、その要因は、原因はどこにあるのかというご質問だったかと思います。

昨年度作成いたしました中期財政見通しでは、作成に当たりまして9月補正予算後に今後見込まれます財政需要を勘案しながら収支見通しを作成し、予算ベースで収支均衡を目指するという計画でございます。

その時点では歳入を初め歳出等は未確定の部分がございました。例えば、地方交付税、各種交付金、譲与税などにつきましては、この時点ではあくまでも予算ベースで確定していないということを前提に見通しを作成してございます。

また、決算に向けましては、各課の創意工夫によりコストをいかに縮減するかというふうな努力に取り組んでまいりました。その結果といたしまして、形式収支4億ほどの黒字にな

ったということで、あくまでも予算ベースでの収支見通しだったというふうなことをひとつご理解いただければと思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） そういうことがこの報告書のみだけではちょっとわからないわけですね。そういったことも含めてある程度概要がつかめるといふふうになるのかと思います。

さらに、この隣の実質公債費比率、これも資料No.2の方で触れられておまして、実質公債費比率も8.28でしょうか、ということで前年との比較からいってもほぼ同じような数字なのかなということで前年との比較、これも早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%ですから、いわばひとつ言われていた財政は厳しいと、それはそうかもしれません。財政の歳入の部分ですね、市税収入が落ちていることも事実ですが、しかし21年度の今回の指標をもって見ると、それはそれほど見当たらないということになるのかというふうに思うんです。

そこで、そういうことで前年が7.3ですから、今回の8.24実質赤字公債比率ですので、ちょっとまあ数字は上回っているもののほぼ前年並みということなんです。

そこで、この点について一体何が確たる、公債費ですから、借り入れたお金ですね、市で言えば借り入れ、元金と利息がございます。じゃあ一体何が、この実質公債費比率8.24になったのかというのを決算書もいろいろ見たんですけどもわからないんです、この数字だけでは、率直に言いまして。

どこがどうなっているのか細かな数字はされておられません。あくまでもこの中にはいろんな指標がずっと書かれておって、最終的な結論として実質公債費比率が8.28ということでされておって、じゃあその実質公債費比率として前年より若干数字は上回ったものこういう段階だというのがわからないものですから、率直に何が要因だったのか、いろんな財政対策があったと思いますが、そこら辺の関係をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） 実質公債比率の増要因でございますが、これは主に財政健全化のために発行いたしました退職手当債や、土地開発公社の健全化に向け発行いたしました地方債の償還等がスタートしたことによるものでございます。

この償還金につきましては今後とも上昇傾向にございますので、選択と集中による事業の厳選を行いながら極力地方債の発行抑制、それとともにこの実質公債比率の抑制にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 今年度の決算書をもって見ると、明細書の中で言われている公債費は28億4,661万円であります。元金が24億8,677万円、利息支払い分が3億5,983万円、合わせて28億4,000万円です。議会の側といいますか、我々が見ている点では決算明細書のところの最後の公債費は全部一本でしか載ってないんですね、今言われた数字で。

ですから、わからないのはそういった点も一本でしか書かれていないので、一体どういう公債費の支払いをやったのかというのが今、何点か述べられましたのでわかるような格好になっていますが、これはやはりこういったものも含めて、こういった指標を出す際には、やはりきちんと議会の側でもこういったところがというのがあってしかるべきではないかと、いろいろ私なりに考えたところでたどり着いた結論なんです。

そこで、この点について当局側の認識と対応をちょっとお尋ねしたいんですが、一つはこの1番目、No.1というところを見るとこの四つの健全化判断比率の報告についてということで、佐藤市長から佐藤貞夫議長あてに8月30日に報告があったわけですね。8月30日というのはちょうど議案が発表された当日なわけです。そうすると、あとは8月30日、議案告示になります、議案が発表される、議会運営委員会が9月1日、招集が9月6日、こういう日程をたどっているわけで、少なくともこういったことについて何らかの報告があつてしかるべきでないかと、単なる文書報告で終わりということでは、やっぱりちゃんとした私たちのとらえ方、見方が十分精査できないというふうに、どうも考えてみるとそういうことになるんです。

去年の小野議員の決算の総括質疑の中でも、佐藤市長がこういうふうに答えているんです。結論だけ言いますと、「今後につきましても議長、副議長並びに議会運営委員会の委員長云々ということで取り組んでまいりたい」ということで、そういった結びになっているんです。

だから、少なくともこういった大事な一連の指標を議会側に報告をしたと、報告をしたから事済ますと、文書だけの報告で、しかも諸般の報告ですから、市長側の議会への説明の場もないと、こういう点もやっぱりきちんと今後は正していく必要があるのではないかと。例えば一つの方法としては行政報告という手段もあるでしょうし、諸般の報告とは別扱いにして全体としての指標扱いについて、基準についてやっぱり何らかの解決や方向があるのではないかとというふうに思いますので、今後の検討課題の中でそこについてどうお考えなのか、

また検討されているのかどうか、内部でこれまで1年間そういったことも含めて問題提起があったわけですから、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま伊勢議員から認定第1号及び第2号に関連するのかと思います
が、健全化指標の提案の仕方についてご質問いただきました。

この後、認定第1号及び認定第2号の認定についてということをお願いするわけであり
ますが、決算特別委員会の中で今、議員の方からご質問いただきましたようなさまざまな健全
化に向けた指標の内容等についてもご説明をさせていただく機会があるものと考えていると
ころであります。

繰り返しになりますが、今回のこの報告につきましては、8月30日、議長及び副議長並び
に議会運営委員会の委員長、副委員長に対しまして議案説明を行う機会を設けていただい
ております。その際にこのような報告内容にさせていただきたいということをご提案させてい
ただきました。

その後、9月1日に開催されました議会運営委員会におきましても同様のご説明をさせ
ていただき、ご承認をいただきましたので今回、このような形で報告ということにさせていた
だいたところではありますが、繰り返しになりますが、なお今回の健全化指標につきましては、
認定第1号及び認定第2号と相互に関連する内容であります。決算特別委員会の中でご質問
等賜りましたら、また詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） それでは、私の方から今回の報告につきまして質問させていただきたい
と思います。私の方からは塩竈市教育委員会の点検・評価報告書について何点かお尋ねした
いと思います。

まず、この報告書の中のページ数の9ページでございます。ここにさまざまな学校教育課
の事業名が書いております。

まず初めに皆様に御礼申し上げたいことは、浦戸の特認校におけます通学費の補助事業が
浦戸第二小学校・浦戸中学校に特認校生に向けて行われたということは本当にありがたいな
と思っております。今、塩竈市のこの特認校が各地で評判になり、さまざまな話題に載って
いるのも存じておりまして、ぜひこれは塩竈独自、ほかにも特認校やっているところがあり

ますが、なかなか成功例がないってこともお聞きしておりまして、その中で塩竈市のこの特認校が大変評判がよくて、そして皆様から評価いただいていることを改めて御礼申し上げたいと思っております。

その次にあります要保護・準要保護の児童援助の事業としまして、小学校と次のページの中学校と両方出ておりまして、私、この小学校・中学校の延べ人数とそれに必要な費用を計算しましたところ、小学校では1,672名、中学校では931名、そしてそれぞれの予算額がさほど変わってなくて2,190万円、また中学校は2,112万円というさほど大きな費用の差がない、このことについてまず1点、どういった理由があるのかお尋ねしたいと思います。

また、この小学校・中学校とも要保護・準要保護の保護率も年々ふえていとお聞きしますし、あわせて給食費の未払いなどもふえていますが、その対応策など、どのようにされているのかまず1点、これについてお聞きいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から小学校と中学校の人数の金額の準要保護・要保護について、これについてですけれども、小学校と中学校の支給金額はほぼ同額である理由の第1は各支給単位が、支給額の単価が小学校より中学校が高いんです。

第2、特定の学年、例えば小学校の6年生、中学校の3年生の修学旅行費の支給人数においても、小学校と比べて中学校が多かったことによるものであります。

ちなみに、主な支給単価としましては、学用品では中学校は小学校の約2倍、修学旅行では中学校は小学校の約2.5倍ということで、そういう形でしておりますから金額が余り差がないってことです。

それから、給食費については小学校の1食単価は255円、中学校の一食単価は305円となっており、と同時に給食費の未納についてもまず各学校で督促というかお願いをしまして、それからまた私と校長の名前でさらに集金のお願いをし、ということで今、現在進めておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。

あと今、準要保護の率も高いという部分もあると思いますが、そちらの方の対応策もまたあわせてお聞きしたいと思います。

そして、12ページの方になりますけれども、青少年の相談センターの事業がありまして、

この中に書かれていますとおり、青少年の指導員による延べ134人の巡回指導があるというふう
に書かれておりますけれども、この134名の巡回指導のパトロールしている主な地域、それ
からどのような内容、問題点が今現在把握されているのかもお聞きいたしたいと思ひます。

また、関連しまして、25ページの方の学校教育課の方の今後の課題という中にござい
ますが、「青少年の非行防止や健全育成、不登校対策については、今後も教育相談体制の充
実、けやき教室との連携、青少年指導員の巡回などに取り組んでまいります」ということ
を述べられているんですけれども、具体的な取り組み方として挙げられる点とか、この
点に力を入れていくという部分がありましたら教えていただきたいと思ひております。

また、ちょっとページが戻りますが、また12ページに戻っていただきまして、臨床心
理士による相談内容と主な傾向性を教えていただきたいと思ひます。

また、相談人数が延べ261名となっておりますが、この中には同じ方が何度か重な
ってご相談していると思ひますが、そういった実情もちょっと教えていただければと思
ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） ではすみません。先ほど準要保護・要保護につ
いての教育委員会の増加している対応策でございりますが、就学援助制度は経済的理
由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことになってお
りますけれども、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としており、教育委員
会といたしましては就学援助制度を広く周知するため、まず入学前の保護者の方
に説明会で説明しておりますし、「広報しおがま」、市のホームページなどでPRに
努めております。また、各学校においても学校納付金の納入相談など、随時制
度の説明を行っておるところでございします。

年々対象者が増加している理由といたしましては、長引く景気低迷や、それから
母子家庭の増加による保護者の収入の減収が大きいと考えられます。したがいま
して、昨今の経済情勢のもとでは今後も支給対象者の増加が予想されますが、
児童生徒の就学の機会を確保するため、引き続き適正な制度運用が必要と考
えております。

なお、対策につきましては今後、社会福祉事務所等と連携を図ってしていき
たいと思ひております。

続いて、青少年相談センターの巡回指導についてお答えいたします。

青少年補導員は市内小・中・高校の教諭、PTAの代表、それから補導員協
会及び警察署の方、計24名で構成されておまして、この24名を5班体制に
分けてローテーションを組み、

週1回程度の割合で巡回を行っております。

ただし、夏休みは巡回の頻度をふやし指導の強化を図っておりますし、実施といたしましては、平成21年度は年43回の巡回指導を行い、その参加者が延べ134名ということでございます。

どのような地区を巡回しているかについてはですが、主な巡回場所は市内の大型ショッピングセンターとか、ゲームセンター、JRの各駅、CDショップ、学区内の公園等、また不審者情報が寄せられたところを重点的に回っております。

巡回の中でどのような様子が見られるかという、まず小学生だけでゲームコーナーで遊んでいるとか、高校生などの未成年がタバコを吸っているとか、自転車の迷惑走行、危険走行、2人乗りとか、一時停止しないとか、そういうこと。それから、自転車の迷惑走行も含め公園内での遊びの中でも自転車を飛ばして歩く子供もおりますし、そういうこと。それから、遅く登下校してくる児童生徒への声かけ、そういうことを重点に巡回指導しておるところでございます。

続きまして、青少年相談センターの臨床心理士による相談についてでございますけれども、青少年相談センターには臨床心理士が1名配置され、毎週火曜日の午前9時から午後5時まで相談を受けております。

平成21年度の相談者数は延べ261名でございますけれども、相談件数は46件でした。ただし、同じ方が何回も、四、五回繰り返してご相談されるという方もおりますので、相談者としてはそういう延べの261名ということでご理解いただきたいと思っております。

なお、相談者としては相談者が130名、小・中・高校生から18歳以上の男女が90名、教員、その他の方が39名ということで、相談内容は約半数が不登校、不登校を抱えて悩んでいる保護者の方々、そういうことにかかわるものでした。その他、深夜徘徊や外泊、タバコの喫煙等の非行にかかわる問題でございます。

なお、学校についてですが、市内各小・中学校にはそれぞれ1名のスクールカウンセラーが配置されておまして、生徒や保護者、教職員の悩みと問題を解消するのに週一度ずつ学校でカウンセリングを行っております。同時にこれについては今年度から小学生にも大きく枠を広げておりましたので、小学生の悩みや問題についても相談を受けておるところでございます。

このほか、ことし7月からは教育分野に加えて社会福祉などの専門的な知識、技術を持つスクールソーシャルワーカーという資格を持つ玉川中学校をこの拠点校としてそのスクール

ソーシャルワーカーを配置しております。その中で各学校の相談を受け付けております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、25ページの生涯学習課の取り組みにつきまして、「体育館と屋内プールについては、利用者数でいずれも若干の減少となりましたが、個人利用者や貸切利用者の実態を精査し、多様化する市民のスポーツニーズに対応した運営に努めてまいります」とございます。

ここで聞きしたいのは特に屋内プールについてですが、私、知的障害をお持ちのお父さんにお会いして聞いたんですが、県内で、各プールで知的障害者の利用を完全に拒むわけはありませんけれども、なるべくならちょっと迷惑だというような風潮がある中で、本市のユープルは常にそういった方たちを受け入れてくれて、おまけに職員の皆様が大変親切に対応していただけると感謝の声をいただきました。

そこで、聞きしたいのですが、多様化する市民のスポーツのニーズと申しますと、このように知的障害者の方、精神障害者の方、また身体障害者の方もスポーツを楽しもうという機運が今、高まっていると思います。

そこで、本市のユープルにつきまして、どのような対応をなさっているのか、また障害者の方においては更衣室が男性、女性と単に分かれているのでは利用がしにくいと思うんですが、その点どのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 温水プールの障害者の利用実態でございますけれども、平成21年度の温水プールの個人利用は1万7,101名で、そのうち障害者の方のご利用は2,078名でした。1日平均約7名の方の利用がございます。その2,078名の中には301名の介護されている方も含まれております。

なお、体育館及び温水プールのスポーツ施設は障害者の方が利用する場合は、その介護者も含めて無料で利用していただいております。

続いて、温水プールの障害者の更衣室についてでございますけれども、温水プールでは一般の男女更衣室のほかに障害者専用の更衣室を設けております。この障害者専用の更衣室にはトイレとシャワーもついておりまして、安心してお使いいただいているものと思っております。

す。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私も引き続きまして教育の報告について質疑させていただきます。

これは3回目の報告であります。これが3年前からされた背景につきましては、「はじめに」というところに書かれておりますように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づいて活動、点検、評価ということを議会にも報告し、提出し、また市民皆さんから意見を聴取するというような内容になっております。

これがこの法律に基づいたというのは、やっぱり非常に教育委員会の世界が、委員会が見えないとか、あるいはまたあり方の問題が論じられた背景の中で、やはり教育委員会がもっと市民の前に前面に出てそして説明、あるいはまた市民から意見を拝聴すると、公表するというのが前提であったわけでありまして。

そういう中で、私も前回のときもこの公表をどうするのかということで、いろんな公共施設に置くということをお話しされております。また、市民の意見、あるいはPTAの意見というものを十分に私は聞いて、そしてこの趣旨に沿って進めるべきじゃないかということを提案しましたけれども、今回のこの中身を見ますと学校長との意見交換だけで終わって、前回は市長の意見とかありましたけれども、こういう市民の意見を聞くという本来の趣旨がされていないと思うんです。いわゆる報告の実態がないということは、なぜそうされなかったのかというのが一つ。

もう1点、「はじめに」の枠の中に、議会に提出するとともに公表しなければならないとなっているんですけれども、今のこの実態はこの9月議会に報告書を提案して出されておるわけですけれども、先ほど浅野委員からもいろんな質問がされました。私はこの報告書が非常にコンパクトで、教育行政全般に当たってまとまっています。不十分なところも指摘したいのはありますけれども、一応これで議論するのは非常に所管としての委員としては十分な議論があるんじゃないかなと思っております。そういう意味ではこの報告はやっぱり協議会の中に提出して、そして議論を深めていろんな意見、議員等の考えというものも聞くべきでないかということを思っているんですけれども、そこら辺の2点、3点にわたる内容についてお尋ねします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） まず公表につきましては、図書館とかエスプ等にも置いて

おりますし、ホームページに一応掲載して市民の方にごらんになっていただいております。

それから、広く市民の方のご意見ということでございますけれども、21年度はこれに載っている分についてプラスアルファでやる市民の方の意見、PTAの市P連の方とか、その辺についてもう少し今後とも私の方も多くの市民の方のご意見をいただくよう検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 今のご質問ですけれども、先ほど説明申し上げたとおり、今回の報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施しております。

したがいまして、議案として提出すると、そして議決承認いただくという性格のものではありませんで、例えば監査報告とか、そういうものと同じような性格を持っておりますので、こういう形でご報告させていただいております。

なお、内容につきましては、実は主要な成果、決算のときに市にいただく資料にも相当ダブりがありますので、その辺で再度、あるいはこちらで詳しい内容は説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 公表については全く前回の内容と同じなんですね。私はやっぱりこういう部分は教育公論とか、そういう場をきっちり設けて市民に塩竈の教育はこんなに一生懸命やっているのを理解してもらって、意見を聞いてよりよい教育にするためにやっぱりそういうような公表のあり方、インターネットであります、あるいはまたあそこにあります、これではね、私はもっと積極的な公表ということを考えなきゃいけないと思います。

先ほど部長が言われた、私は議案として出せじゃなく、協議会で出せば非常に、先ほども言いましたように、いろんな各議員、特に所管の議員さんから意見があつて、理解も深まるんじゃないかということを提案しました。ぜひひとつこの趣旨に沿った活動、これは根本的な問題ですから、ひとつお願いしたいなということを言っておきます。

次に、第2問としては7ページの基本方針についてお尋ねしたいと思います。

この塩竈市教育基本方針、21年度となっております。この中で、「健康で豊かな人間性をはぐくみ」ということが書かれておりますし、また「4つの方針」の中にも、「思いやりの心・健康な体」そしてその次にも「健康で人間性豊かな家庭」というふうに非常に塩竈の教育は、これは学校ばかりでなく、全体の生涯教育も含めた、児童教育も含めたそういう中の健

康を非常に力点を置いている、重視しているということを物語っておりますし、こういう方針でやっているんだというふうに受けとめております。

ことは大変暑いというんですけれども、夏は暑いんです。ただ、今回は連続して起きているだけで、特に学校の教室なんですけれども、私、この二、三日実態をはかってきました。午後の日の当たらないところでさえ31度です。きょうも一小に行きました。本当にいつもよりはるかに涼しいんですけども教室は32度です。そういう中で、健康に非常に留意している中で、じゃあ学校の教室の温度管理というのをされているのかということ調べてきましたけれども、教室にその先生が置いて温度管理をしているというところもありますけれども、ほとんどやっぱりそういう実態がないんです。そういう中で、私はこういう状況で、30度以上の教室の中で5時間にわたる、7歳から15歳くらいの子供たちがずっといて、健康に影響ないのかということをお尋ねします。

もう一つは、こういうのが勉強に適した教育環境なのか、この2点お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） お答えいたします。

ことは例年になく酷暑のシーズンということで熱中症が多発している状況にあります。ことは特殊かどうかということにつきましては、ちなみに昨年のデータを学校の方で調べていただきました。夏休みが終わって以降10日間、8月26日から9月4日までのデータを見ますと、昨年は二十五、六度という温度が教室、学校の養護教諭の測定ですけれども、そういう状況でした。

しかし、ことは30度を超える、31度、32度、最高で34度ということで、これは一小と玉中をモデルに調べていただきました。そういう状況がございました。

ご指摘のとおり、勉強励む教室の環境につきましては、よりよい環境で子供たちに勉強に励んでいただきたいと思っておりますし、我々もそのような環境を整えたいと思っております。温度につきましては、毎日養護教諭が学校の温度をはかりながら子供たちの健康管理に留意しているところです。

学校においては、教室の場所等によってさまざまな温度の差があるようでございます。その対策につきましては、扇風機を持ち出して風を送り、一方でそういう対応をとる学校もありますし、それから冷たい水を持参するような指導もしておりますし、さまざまな創意工夫でできるだけ環境を整える努力をしております。

これにつきましては、今後ともどういう形でというのはさまざまあるかと思いますが、できるだけ子供たちの学習環境を整える努力に努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 今回出されておるのは21年度の温度をベースにして考えて、ことしはまさに異常と言われておりますけれども、しかし平年でさえやっぱり温度というのは、今までは低くなったりしたから大分高くならなかったんですけれども、しかしやっぱり教室の温度というのは三十二、三度、特に窓際、日差しが当たる時期、それと西日、こういうことを考えたら極めて高いということ、私は過去ずっと胸におさめておりますし、総教の委員会で3年前ですか、私、大阪の方とあと伊丹にも行きました。そのときにテーマは空調施設なんです。そのときに、一度お話ししたかもしれないんですけれども、教育に非常に関心のある市長が、空調を13億でしたかしらね、全校に、それは塩竈とそんなに変わらない規模ですけれども、非常に父兄から喜ばれたと。

まさに今、塩竈のこの実態、33度、これを5時間も勉強できる、学力への影響ははっきりして僕は出てきてるんじゃないかなと思っています。私の推測なんですけれども、学力向上、北が高く南が低いんです。こういうこともちょっと私、全国のあれを見てみると、やっぱりここら辺に教育委員会、学力問題も非常に指摘しておりますけれども、やっぱりこういう学校の現場の身近な問題からきっちり議論してやっていかないと本当の教育の芽が上がらないのかなと思っています。

せっかくこの問題、健康というものにテーマを、教育方針の最も基本的なことを出しておりますので、ここでちょっと病院の院長先生にお尋ねしますけれども、病院では患者の体温をまずはかるのが常識なんですけれども、例えばそういう中で小学1年生から中学3年の子供らが教室の中で30度から33度の中で1日5時間、6時間の勉強をすることによって、ずっと30度以上の教室の中に置かれる人間のいわゆる身体、体温への影響というのは、どういう影響が及ぶのかということをお尋ねしたいと思うんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） 熱中症はとにかく毎日テレビあるいはニュース等で話題に事欠きませんが、熱中症というのは高温環境の中で労働したり、それから運動したりする場合、それからあるいは高温環境に置かれた場合に体温の調節が悪くなる、あるいは

自分の中の体の水分の恒常性が維持できなくなる、それが熱中症の原因になってくるわけですが、一般的に熱中症を起こすような幼児、それからお年寄り、それから病人に多いと言われていています。

危険度が高まるのはやはり議員もおわかりかと思いますが、大体28度以上、それから湿度、特に湿度が大きく関係しますね、70%以上。高湿となりますと、体から普通汗をかくということはラジエーターの役目ですよ。我々汗をかいて体温を下げているわけですが、湿度が高いと汗が出にくい、熱がこもってしまうということでございますので。

一般的に我々も経験しますけれども、夏になりますと血压高い方もぐっと下がるんですね、一般的に。やはり抹消の血管が広がってきて下がってくるというものです。

ですから、子供たちが恐らく数時間そういう環境の中にいると当然、頭に行く血液も少なくなってくるでしょうし、やはりぼうっとなってきて思考力が低下する、これは子供ばかりじゃなくてだれしも共通すると思いますので。

そういうことで、私はやはり、例年だと恐らく先ほどご報告あったように、やっぱり二十五、六度に今の季節はなってくるんでしょうけれども、今30度超えているっていう異常な中ではございますので、小まめに学校でもやっぱり水分補給、これが大事かと思えます。やはり自由にそこらは補わせていくということが肝心かと思っています。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私も質問させていただきます。

教育委員会の点検について、どうでしょうね、佐藤議員さんは「すばらしい」と言って褒めました。私は2ページの教育費の決算状況ということで、これはこういう出し方されたら、塩竈市の教育予算が少ないじゃないかと、こう思われますよ。実際問題は今回21億くらい出してははずなんですよ、たしか。

それで、わかっていると思うんですが、不用額が2億くらいあるんですよ。ですから、決算だから正直に出したんだらうけれども、ある程度予算がこのくらいありましたよと、いつも我々予算委員会で「塩竈の教育、子供たちのためにいっぱい教育費出さない、出さない」と言って出していただいたと、ところが不用額が2億くらいあって、子供たちのために使わなかったんだか、職員さんのために使わなかったんだか、私はわかりませんが、こういう決算だけ見たら、20年よりも6,000万円ほど下がっていますよ。でも、予算的には上げたはずなんですよ。

ですから、本当のことを書いているんだろうけれども、その前段の予算の方も書いてもらわないと、市長が何ぼ「教育頑張ります」と言っただって、何だと、前年よりもこれ少ないんじゃないと、そういう評価しかされませんよ。まずそれが1点。

あと、先ほど浅野議員さんも言っていたんですが要保護・準要保護、私は去年も質問したと思うんですよ。これは教育委員会に聞いてもだめだと思うんで、これは市長に聞きます、というのは、こういう状況にあるんですよ、実際問題。例えば、小学校にすればもう半分以上の方が準要・要保護受けているわけですよ、延べにしたって。これは子供の半分以上がこういう状況でどうなってるのと、この塩竈って。その塩竈がどうなってる根本をやっぱり市長さんが一生懸命、日本で一番住みよいまちを目指すんだったら、この辺のところを解決していかないと、私はちょっと、幾ら教育をどうのこうのって言っても無理じゃないかなって思うので、先ほど小倉教育長さんは、経済不況とか、母子家庭どうのこうのって言ったけども、それは数字的にはそのとおりでけっとも、そういうふうにならないような塩竈のいわゆる教育行政というのをもっていかなくちゃだめでないかなと思います。それが2点目。これは市長に答弁願います。

あと3点目。学識経験者2名の方からいろいろ塩竈の教育について報告ありました。しかしながら、これを読ませてもらっただけってとも、私は、どこにお住まいの方か1名の方は塩竈市内の方って存じているんですが、もう1名の方はどこに住んでいるかちょっと存じませんけれども、常日ごろ塩竈の教育の現場っていうのを何回か見られてるのかな、その回数を教えていただきたい。例えば、3カ月に1回来て教育環境見えていますよって言うんだか、よしこの練習をする日だけに来たのか、その辺を聞きたいんですよ。ただ365分の1日だけ来て、こういうんですよって判断されても困るし、時々来ていてこういうんですよって言うんだったら、ある程度ああってわかるんですが、何かこれを読ませてもらおうと1日だけが強調されているみたいなんで、その辺どうなのかなと思いました。

あともう1点。先ほど佐藤議員さんが質問されていましたが、ことしは真夏日が大変で残暑が今厳しい折です。先ほど渡辺部長さんが、冷たい水だの持ってきてもらってるということなんです、さっき院長先生が特別に適宜に水分補給って言った。だから、私は、冷たい水を持ってくるのも、要請するのもそれも一つなんだけれども、常に休み時間に水分補給をさせるとか、そういう教育的な指導をしたのかどうかというのが聞きたいところです。冷たい水を持ってきたさいだけでおさまってるのか、ちゃんと持ってこれない子もいると思うんで

すよ。だったら、必ず休憩時間には水を一口飲んでくださいとか、そういう指導をしたのかしないのか、まずそれをお伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育費について触れていただきました。この5年間ぐらい、学校の耐震補強を精力的に進める、あるいは大規模修繕に取り組まさせていただくということにつきまして、議会の皆様方からご了解いただきまして取り組みをさせていただきました。実際は、事業は22年度に繰り越しになっておりますが、このような校舎の耐震補強、あるいは大規模修繕ということについては一応21年度で一定程度終了が見込まれております。今後はこれらの予算につきまして、なお一層教育の充実といったようなことに振り向けられますよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

要保護・準要保護、児童援助事業についてであります。憲法で教育の機会均等が保障されております。そういったものが我が市におかれましてもしっかりと堅持されるよう、我々も一生懸命取り組んでいかなければならない課題だと思っております。そういった中で延べ1,672名ということでありまして。ちょっと実人数が明確になっておりませんが、でき得る限り、このような方々がご父兄の方の温かい援助でしっかりとした教育を受けられるような環境づくりが必要の一番の大切なことではないかというご質問であったかと思えます。そのための産業振興でありますとか、あるいは居住環境の整備等々、側面から我々もこういったことが実現できるような努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 最初に点検・評価の件ですけれども、予算の計上の仕方が非常に大まかではないかというご指摘です。これにつきましては、次回からは内容の詳細をできるだけ掲載できるような工夫をさせていただきたいと思えます。

教育予算の執行状況につきまして不用額が多いというご指摘、今市長からもご説明いたしましたけれども、21年における小・中学校の耐震補強工事にかかわる内容ですが、いろんなことがありまして、結果として不用額が発生したということの内容です。詳しい説明はちょっと控えさせていただきます。

それから、2番目に知見といいますか、塩竈市内にお二人在住している元先生方、もう一人は大学で今、非常勤の先生をしておりますが、いずれも塩竈市内に在住の先生方です。今回の

先生方から評価いただくに当たっては、資料を読んでいただきまして、そして実際に学校、生涯学習の施設をめぐっていただきました。それで評価をいただきました。1回だけかというお話ですが、幸い先生方、塩竈に住んでおりますので、日々学校、あるいは社会教育、生涯学習施設の各事業については見聞きをしていると聞いております。特にお一人の先生は、長期総合計画の市民懇談会のメンバーでもありますし、塩竈の教育、生涯学習全体について非常に関心のおありの方ですのでお願いした経緯もありますし、現実状況、活動状況についてはお知りの上、今回評価をいただいたと思っております。

それから、今回の暑さ対策ですが、教育委員会といたしましては熱中症が多発している状況を見まして、何度となく学校に、先ほど申し上げました、子供たちに水を飲むこと、休憩をとること、窓をあけること、服装を軽易にすること等々、直接現場の先生に指示が行くようにお話をしてその対策を講じていたところでした。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） ありがとうございます。

結局はやっぱり子供、未来を担う大切な子供がよりよい環境で教養を身につけていただければなという思いで質問させていただきました。

それで、先ほど佐藤議員も言ったんですが、今まではトイレの水洗化とか、そういうので一生懸命なってきたんですが、やっぱり今回の、これからはこういった温暖化にもなりますし、空調関係、やっぱり常に一定したそういう環境づくりに今後努力をされるのかどうか、それは後でまた決算委員会なんかでもやりたいと思うんですが、ただ今回の真夏日が多い時期において、子供だけでなくやっぱり先生だって大変なんですよ。先生は職員室から遠い教室まで行く先生もおりますよ。そういった意味で先生の健康管理、それもやっぱり十二分に配慮した教育環境をやっぱり進めなければ、幾ら生徒が優秀でも教える先生がダウンしたら困ると思うんですよ。ですから、そういった意味で先生も、そして児童生徒もいい環境で勉強できるようにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

あともう1点、私、ここどっか見逃してんのかなと思ってるんですが、なかなか本当に報告書にしては立派な報告書だなと思ってるんですが、何かこう一つ足りないんでないかなという思いがあったんです。それは、やっぱり子供を通して家庭との関係、その辺の報告が余りないんでないかなと、それは朝御飯食べましたかとか、そういうのはありますよ。ですけども、それ以外に親が教育についてどう思ってるのかというそういうものの調査、なかなか

できないのかどうかわからないんですが、その辺がちょっと欠けてるんでないかなというふうに私自身は思いました。というのは、モンスターペアレントがいたのかいないのかとか、そういうのもあるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、今はやってる子供への児童虐待とか、そういったのが何か、いや、小・中学校にはそういうのは1件もありませんというんであれば一番いいことなんですけど、陰にはそういった要素があったり、隠れてるものがあるんで、そういうのもやっぱり情報公開であれば正直に市民に、塩竈は今、こういう実態ですよとかというのをある程度情報公開してもらえば、ああ、塩竈は本当に家庭も学校も落ちついて、いい教育環境なんだなというのを理解してもらえればいいわけなんで、なければないでちょっと心配しますんで、心配性なもんで、その辺よろしくどうぞお答えください。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 今、議員のお話のとおり、塩竈市内にもモンスターペアレントとか、児童虐待とかの例は聞こえてきます。それについても今後この点検・評価報告書の中にも幅広く取り入れるような検討をしてみたいとは思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 認定第1号及び第2号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、認定第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○議長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号であります、一般会計と11の特別会計をあわせまして、歳入は392億7,551万4,489円、歳出は385億8,551万6,873円の決算となっております。

歳入歳出差引額は6億8,999万7,616円となり、これから翌年度に繰越すべき財源9,757万3,500円を除きますと、実質収支は5億9,242万4,116円の黒字となっております。

会計ごとに概略をご説明申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入が226億662万1,899円、歳出が221億251万6,492円、差引額が5億410万5,407円となっております。

このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は4億784万1,407円となりますので、2億484万1,407円を財政調整基金に繰り入れ、残る2億300万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、特別会計であります。交通事業、下水道事業、公共駐車場事業、老人保健医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額1億7,279万8,961円を基金に繰り入れをいたしております。

魚市場事業につきましては、事業の未了により生じました61万6,500円を翌年度に繰り越しをいたしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額127万8,548円を基金に繰り入れをいたしております。

土地区画整理事業につきましては、事業の未了により生じました69万3,000円を翌年度に繰り越しをいたしております。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額1,050万5,200円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、認定第2号市立病院事業会計及び水道事業会計につきましてご説明を申し上げます。

まず、市立病院事業会計であります。収益的収支では、収入総額が31億4,126万8,690円、支出総額が28億9,531万1,875円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは、2億4,595万6,815円の純利益が生じております。

また、資本的収支では、収入総額が5,422万9,868円、支出総額が2億4,709万6,263円となり、収支差し引きで1億9,286万6,395円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分損益勘定留保資金により補てんをいたしております。

平成21年度は、平成20年度に策定をいたしました「市立病院改革プラン」の初年度であり、経営の健全化に向け病院職員が一丸となって取り組んでまいりました。

まずは、効率的な運営を図るため、基準病床数を199床から161床に削減をいたしますとともに、急性期病院として救急患者の積極的な受け入れを行うなど経営の健全化に努めてまい

りました。また、政策医療として在宅医療や療養病床を運営するなど高齢者医療にも取り組み、公立病院としての役割を果たしてまいりました。さらに、経営について院内での議論を深め、職員の経営意識の高揚に努めてまいりました。

これらプランに基づく取り組みによりまして、平成21年度では、医業収益が大幅な増収となり、単年度資金収支は5,246万7,000円の黒字を達成し、不良債務は1億1,746万7,000円減の2億7,272万8,000円まで圧縮をいたしております。

平成22年4月からは、経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行して、新たに病院事業の経営責任者である事業管理者を設置し、経営基盤をさらに強化しながら、質の高い医療の提供に努めてまいります。

次に、水道事業会計であります。収益的収支では収入総額が17億1,328万8,630円、支出総額が14億9,778万3,518円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは1億9,819万4,977円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は7億2,835万2,978円となっております。

一方、資本的収支では収入総額が7億3,504万2,046円、支出総額が11億9,814万6,687円となり、収支差し引きで4億6,310万4,641円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,728万2,634円、過年度分損益勘定留保資金5,449万1,435円、当年度分損益勘定留保資金3億834万2,035円及び減債積立金8,298万8,537円により補てんをいたしております。

今後とも、経費の節減と経営の効率化になお一層努め、経営健全化を図ってまいります。

以上、各会計決算の概要についてご説明を申し上げましたが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議いただき、認定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号平成21年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算並びに認定第2号平成21年度塩竈市立病院事業会計、同じく水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、資金運用状況報告書

について、並びに地方公営企業各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書、及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算の審査を行ったものであります。その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され計数も正確でありました。

また、各会計における予算執行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。

地方公営企業会計におきましても各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況につきましては、ただいま市長から説明がありましたので私からは概要を申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長の方から提出されております決算審査意見書、資料No.5です。3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの財政規模の推移の表の中で一番下の実質収支額の行をごらんいただきたいと思います。

一般会計と各特別会計をあわせた全体の実質収支では、5億9,242万円の黒字決算となっております。前年度との比較では5,972万円ほどよくなっております。

次に、一般会計の決算状況ですが、5ページの表1をごらんいただきたいと思います。

歳入は226億662万円で収入率が97.8%、歳出は221億251万円で執行率は95.62%となっております。前年度は、政府の経済対策関連で繰り越し事業が大幅にふえたことにより執行率が落ち込みましたが、今年度は通常の執行率となっております。

収入の状況につきましては、6ページの表2をごらんいただきたいと思います。

3行目のC、5行目のE及び7行目のGにあります形式収支、実質収支、単年度収支はともに黒字となっております。一方、11行目、下から4行目になりますKにあります実質単年

度収支は1億102万円の赤字決算となっております。いずれも前年度より数字がよくなっており
ます。

普通会計における財政状況を見ますと、次ページの表3をごらんいただきたいと思います。

公債費比率と経常収支比率は前年度より悪化していますが、財政力指数は前年度と同じ、
実質収支比率はよくなっております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入ですが、ページ12をお開きいただきたいと思います。上
の表になります。収入済額の欄をごらんいただきたいと思います。

前年度に比べ1億5,725万円減収の61億4,787万円となっております。収入済額は8,101万円
減少しましたが、不納欠損額は6,160万円強ふえておる状況にあります。収入率については、
下の表の合計欄に示しておりますが、90.19%となり前年より0.05ポイント上がっております。
同表の2行目にあります個人市民税は、前年度より3,330万円減となっており、市民所得は減
少している状況が続いていますし、固定資産税や都市計画税も減となっており、依然として
本市の経済状況は厳しい状況にあると言えます。

今年度の決算は、数値的には前年度よりよくなつてはいますものの、まだまだ安心できる
状況にはなっておりません。今後とも歳入の確保、歳出の削減の努力を継続し、安定した市
民サービスを提供していくよう望むものであります。

次に、特別会計の決算状況について申し上げます。

資料の前の方に戻っていただきまして、4ページの一般会計・特別会計歳入歳出決算の状
況の表をごらんください。

11事業会計の歳入歳出差引額は1億8,585万円、実質収支額は1億8,458万円の黒字決算と
なっております。また、単年度収支も2,497万円、実質単年度収支でも5,067万円の黒字決算
となっております。実質収支の詳しい内容につきましては、72ページに記載しておりますの
で後ほどご参照いただきたいと思います。

主な会計について申し上げます。

交通事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。年間の輸送人員は前年度より2%
減少し、17万8,311人となっております。交通事業は、経営健全化計画に基づき経営が行われて
おりますが、平成21年度はその第2段階の初年度となっております。今年度の実績はいずれ
もその目標を達成することができておりません。経営環境がさらに悪化していますが、さら
なる努力を期待するものであります。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差し引きでは1億7,280万円、実質収支でも同額の黒字となっております。本年度の保険税収入は、収入率が前年度より0.02ポイントとわずかに上昇し56.15%となりました。今後とも収入率の向上のため努力を望むものであります。

魚市場会計は、歳入歳出同額で決算されております。本年度の水揚げは、数量で5%の減、金額で12.7%の減となり、使用料及び手数料の収入も10.1%の減となっております。今後とも関係諸団体と一体になり、水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

公共駐車場事業会計につきましては、歳入歳出同額で決算されております。決算の内容を見ますと、料金収入は定期利用台数の減に伴い減少しましたが、営業収支では479万円の黒字となり、これを一般会計に繰り出し、歳入歳出同額の決算となったものです。

介護保険事業保険勘定は、128万円の黒字決算となっております。決算の状況を見ますと、前年度と同じように歳入では収入率の若干の向上と収入未済額の減少が見られたものの、不納欠損額は増加しております。歳出の介護給付費は7.8%と大幅に伸びております。事業運営が難しい状況にありますが、なお一層収入確保の努力を期待するものであります。

後期高齢者医療事業会計は、歳入歳出差し引き1,051万円の黒字で決算されております。これは保険料の徴収した年度と広域連合に納付する年度にずれがあるために生じたものです。

次に、二つの公営企業会計の決算概要を申し上げます。

まず、病院事業会計ですが、同じく資料No.5の85ページ以降に改めて1からページ番号が振り直してありますけれども、後半の方の5ページの表をごらんいただきたいと思っております。

総収益と総費用の収支差し引きでは2億4,596万円の黒字決算となり、年度末の未処理欠損金は48億6,203万円となっております。患者数を前年度と比較すると、外来患者数は2.6%、入院患者数は6.5%の増となっております。本年度の決算は病院の努力で不良債務を1億1,747万円減少させ、2億7,273万円としたことについては評価できるものと考えております。住民の健康を守り、良質で安定した医療を提供し続けていくため、改革プランの実現になお一層の努力を期待するものであります。

次に、水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思っております。

総収益と総費用の収支差し引きでは、1億9,819万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は供給単価を17円47銭下回っており、これまで以上により決算内容となっております。しかし、今後の事業見通しは、給水人口の減少、景気回復のおくれ等により水需要の

伸びは期待できないものと思われまことから、引き続き一層経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお、詳細につきましては、ただいまの資料5、決算審査意見書に会計ごとに記載しておりますのでご参照くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） これより総括質疑に入ります。3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君）（登壇） 私は、3点について決算の総括質疑をいたします。

まず1点目は、21年度の一般会計の決算収支状況は歳入決算額が226億662万1,899円、歳出済額が221億251万6,492円で、差引額5億410万5,407円となっておりますが、うち9,626万4,000円を翌年度へ繰り越すべき財源で処理し、実質収支額は4億784万1,407円の黒字決算となっております。歳入の調定額233億5,318万1,480円に対し、歳入済額226億662万1,899円、不納欠損額1億166万7,829円、収入未済額6億4,769万7,132円の内容となっております。

歳出面では、支払済額の221億251万6,492円ですが、翌年度繰越額が4億6,182万8,000円、不用額5億4,922万2,790円となっております。翌年度の繰越額4億6,182万8,000円は、2月議会で繰越明許費について報告されてはいますが、繰越明許費と不用額を合わせた10億円からの財源が21年度で執行されなかったこととなります。特に、不用額については、昨年と比べて1億6,794万9,560円多い5億4,922万2,790円となり、黒字決算を生み出した金額に等しいくらいの額であります。市長は、21年度の一般会計の規模が220億円台になった理由と、さらに歳入歳出の決算での問題点をどうとらえているのか総括的に伺っておきます。

次に、国民健康保険事業会計の決算であります。21年4月から国保税が13.76%、1世帯2万6,384円値上げされただけに関心の深い決算となっております。国保の歳入の調定額は76億4,500万円、収入済額が64億472万円で、不納欠損額は1億1,926万円、収入未済額は昨年より8,100万円多い11億2,308万円となっております。

歳出面を見ますと、国保の支払済額62億3,192万円であり、不用額が1億6,413万円にも上っております。収入済額と支出済額で1億7,279万円の黒字決算となり、これは基金に繰り入れると先ほど報告がありました。

さらに、国保税の調定額と収納額について見れば、現年度の調定額は18億73万円であり、収入済額は14億4,636万円となり、収入率は80.26%であります。さらに、現年度の未収納額は3億5,521万円にも上っております。繰越金額は19年度で9億8,698万円、滞納金であり

ますね、20年度で10億4,143万円、そしてこの21年度で11億2,308万円とますます滞納金額がふえております。

市長はこの現状をどう認識しておられるのか、滞納額を減らす策を考えているのか、軽減策等について考えているのかお聞きしておきます。

さらに、決算で重大なのは不用額が1億6,400万円のうち給付額、つまり医療費であります。1億5,000万円の不用額を出しており、医療費を過大に見積もっていたことのあらわれではないでしょうか。市長は、国保の会計を見てどのように受けとめておられるのか見解をお伺いしておきます。

次に、財政健全化を示す4指標について先ほど報告がありましたように、一般会計の黒字から実質比率はマイナス3.39%で問題がないこと、連結実質比率については、市立病院の不良債務の解決の手だてや魚市場会計の手だてによって20年度から実質連結赤字が黒字となり、21年度はマイナス9.18%で問題がないことが明らかになりました。実質公債比率は、土地開発公社所有地を市が購入するなどの手だてなどで8.28%になったと思いますが、早期健全化基準は25%でありますから、ほど遠い状況であります。将来比率100.4%であります。早期健全化基準350%ですので、問題がないと報告されております。

私は、財政健全化のこの指標を短期間で対応したことに大きな問題があると考えております。国民健康保険税や下水道料金の値上げに見られるように、市民の負担増のもとにつくられているのもあるからであります。

そこで、市長にお伺いしますが、なぜ短期間で対応しなければならなかったのかお伺いしておきます。

2点目は、本来行政は市民の暮らし、営業をしっかり守る立場で財政を交付すべきだと考えておりますが、市長はこの4指標と21年度の決算との関連についてどのように認識しているのかお伺いして総括質疑とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○議長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から認定第1号及び認定第2号に係る総括質問をいただきました。

初めに、翌年度へ繰り越すべき財源についてのご質問でありました。

一般会計の平成21年度の繰越事業費は4億6,182万8,000円であります。20年度の繰越事業費12億6,456万8,282円に比べますと、事業費では8億274万282円下回ることとなりました。この

翌年度に繰り越しした事業のうち、当該年度に収入した一般財源等の額が繰越明許費財源充当額と申し上げておりますが、この額が平成21年度では9,626万4,000円に對しまして、20年度では4,607万2,282円でありまして、21年度が5,019万1,718円上回っております。これは20年度事業では、例えば定額給付金事業、あるいはまちづくり交付金事業など、事業規模が大きく国庫補助金や地方債などが100%充当されている事業でありましたが、21年度では一般財源を充当する事業数が多かったために、結果として繰越明許費財源が増加したものであることをご理解いただきたいと思ひます。

次に、不用額についてご質問いただきました。

一般会計の決算では21年度の不用額が5億4,922万円、20年度では3億8,127万円、約1億6,800万円ふえております。ご質問のとおり、額では大きく増加をいたしました。平成21年度は国の補正予算に伴って予算規模が大きく増大をいたしましたので、不用率で比較をいたしますと、21年度が2.38%、20年度では1.88%でありますので、0.5%程度の増となっていることをご理解いただきたいと思ひます。

また、21年度の不用額の特徴的なところでありますが、教育費が予算額に對し9.56%と例年と比較して非常に大きく増加をいたしました。全体の率としても同様であります。経過につきまして若干触れさせていただきたいと思ひます。小・中学校耐震補強事業につきましては、国の補正予算に伴いまして緊急を要する事業として、また起債の充当率が高い有利な財源を活用するため、21年度に前倒して取り組むことにさせていただき、9月定例会において概算工事費をもって予算を計上させていただいたところであります。その後、今回の工事が4校分ということもあり、当初進めておりました実施設計、契約事務などに想定以上の時間を要し、発注できました時期が本年1月となった状況にございました。例年でありますと、地元への受注機会、あるいは市民サービスの早期提供として早期契約、早期完了を進め、2月定例会におきましては決算整理のための減額補正を行ってございましたが、国の補正予算上の計上など異例の状況にありましたことから、今申し上げましたように、精算した予算整理が行えず、結果として不用額となつてしまつたことをご報告させていただきたいと思ひます。

次に、財政健全化の指標に關連いたしまして、国民健康保険事業についてご質問いただきました。

ご承知のとおり、国民健康保険事業特別会計でございます。この特別会計は、地方自治法に規定されておりましたとおり、特定の事業を行う場合において、特定の歳入をもって特定の歳出

に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する会計とされ、経営状況に応じて歳入が設定されているものでございます。しかしながら、特定の歳入だけでは運営が困難な状況にございますので、国の繰り出し基準に基づく一般会計からの応分の繰り出しにより安定的な財政運営を維持しているのが実態であります。本市におきましても、国の繰り出し基準に基づいて算定された金額を繰り出しをさせていただいているところでありますが、国保会計につきましては、大変厳しい環境にございましたため、保険税の改定ということに取り組みさせていただき、市民の方々に大変なご負担をいただいたところでありますが、なお今後経営の健全化に努力をさせていただきたいと思っております。

不用額の内訳等についてご質問いただきましたが、後ほど担当より数値の部分につきまして詳しくご説明をいたさせます。

また、早期健全化についてであります。なぜ市長は短期間でこのような健全化の足取りを強めたのかというご質問でありました。

ご案内のとおり、総務省では21年度から健全化の4指標を正式に導入し、ただし20年度から一定程度同様の仕組みで各地方自治体が早期に健全化を図るといような取り組みをしてまいったところがございます。

本市におきましても、例えば土地開発公社の一時借入の問題でありますとか、市立病院の不納欠損額等につきましては、市中銀行のからの一時借入で流用してきたというような実態がございました。例えば、このような資金、銀行から引き上げますという話をされますと、そういった部分がすべて不納欠損という扱いになりまして、先ほどご説明をさせていただきましたそれぞれの健全化指標が大変危機的な状況に陥ってしまうということについては、議員もよくご存じのとおりではないかと思っております。こういった不安定な財政の運営状況をいつときも早く解決をさせていただきたいということで、このような取り組みをさせていただき、一定の成果が上がったものと考えておりますが、例えば公債費比率につきましては、土地開発公社の塩漬けであった土地の処分、あるいは市立病院の健全化計画に基づきます不良債務の解消分の償還といったようなものがいずれ発生するわけでありまして、例えば公債費比率等につきましても今後とも健全化指標をしっかりと守ることができるよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 不用額の関係で、国保の関係でお答えをしたいと思います。

具体的に事項別明細の中に国保の不用額が記載されてございます。国保の不用額の中で基本的には保険給付費、とりわけ一般被保険者の療養給付費、これの不用額が1億2,000万円ということで、額で見ると非常に多い金額になっているということはお指摘のとおりだと思いますが、給付費全体の予算額をごらんいただきますと、36億9,600万円ほどになってございますので、そういった意味では給付費全体に占める不用額といいますのは3%台ということでありますので、現実的には金額だけから見ますとお指摘のとおりでありますが、全体的に見ると3%台の不用額と。

前にもお話しいたしましたが、一月で給付額の差が大体5,000万円から6,000万円出ると、こういった状況等を考えますと、一定程度の給付額をある程度確保するということが当然必要となっておりますので、この辺につきましてはひとつご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 今、いろいろとご答弁いただきましたけれども、あと決算委員会の中で特に国保の問題、今市長から言われた財政指標の問題含めて十分やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成21年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本案については、議員全員をもって構成する平成21年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。



日程第5 議案第49号ないし第62号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、議案第49号ないし第62号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○議長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第49号から第62号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第49号は「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」であります。

これは、本塩釜駅及び周辺商店街への利便性の向上と中心市街地の活性化を図ることを目的として、本塩釜駅前駐車場の供用を開始することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第50号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第51号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行され、退職した国家公務員が在職中に懲戒免職処分を受ける行為をしていたと認められた場合に退職手当の返納を命ずることができると等、退職手当に係る支給制限及び返納制度の拡充が行われることとなりました。このことに伴い、本市における企業職員につきましても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第52号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。

児童扶養手当法等の一部が改正され、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることに伴い、当該手当と非常勤消防団員の損害補償が二重給付とならないよう、損害補償に係る各月分の給付額を減額調整する規定を追加するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第53号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」でございます。

今回の補正予算では、子育て支援、防災対策、地域経済の活性化など、早急に対応を要する経費につきまして、歳入歳出それぞれ1億419万2,000円を追加して、総額を210億7,179万4,000円にしようとするものであります。

歳出の主なものを申し上げます。

ヒブワクチン接種助成事業といたしまして	993万1,000円
待機児童解消を維持するための保育士雇用経費といたしまして	220万4,000円
各集会所の耐震化事業といたしまして	447万2,000円

平成22年2月28日チリ中部沿岸地震津波災害に伴い、金融機関が行う水産業災害対策資金

融資に係る利子補給金といたしまして	90万円
緊急的な措置として行う市道整備事業として	5,000万円
父子家庭への支給対象拡大に伴う児童扶養手当事業といたしまして	1,944万円
本市水産物及び水産加工品の見本市開催に対する広報求評事業補助金といたしまして	200万円
月見ヶ丘スポーツ広場改修工事費といたしまして	370万円
玉川中学校において部活動中に発生した事故にかかる損害賠償金及び弁護士費用等の経費といたしまして	742万4,000円

などを計上いたしております。

これらの財源として歳入では、

国庫支出金として	719万2,000円
県支出金として	294万6,000円
繰越金として	3,881万2,000円
諸収入として	694万2,000円
市債として	4,750万円

などを計上いたしております。

地方債につきましては、

市道整備事業として	4,750万円
-----------	---------

を追加をいたしております。

次に、議案第54号「平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。県の補助採択に伴う離島航路活性化支援事業の計上により、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を2億1,920万円とするものであります。

次に、議案第55号「平成22年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。平成21年度の一般被保険者療養給付費に係る国庫補助金等精算返還金及び退職被保険者療養給付費に係る療養給付費交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ1億3,672万4,000円を追加し、総額を65億1,052万4,000円とするものであります。

次に、議案第56号「平成22年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」であります。平成21年度の老人保健医療給付費に係る国庫負担金等精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ58万7,000円を追加し、総額を338万7,000円といたすものであります。

次に、議案第57号「平成22年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。平成21年度の地域支援事業に係る交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ256万4,000円を追加し、総額を40億8,206万4,000円とするものであります。

次に、議案第58号「平成22年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。宮城県後期高齢者医療広域連合への返納金及び保険料還付金等の計上により、歳入歳出それぞれ1,050万4,000円を追加し、総額を6億2,860万4,000円とするものであります。

次に、議案第59号「平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。平成22年2月28日チリ中部沿岸地震津波により被災をいたしました浦戸海底配水管の災害復旧工事費の計上により、収益的収入に4,740万円を、また収益的支出に5,200万円を追加するものであります。

次に、議案第60号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、本市の総合治水計画に基づきまして整備を進める予定の「22-補 牛生雨水ポンプ場（土木）築造工事」に係る工事請負契約であり、一般競争入札制度を活用し発注する案件でございます。

去る7月23日に入札の告示を行い、8月6日までに入札参加希望者を募ったところ、八つの共同企業体から申し込みがあり、8月9日に入札を行った結果、大豊建設・鈴木工務店特定建設工事共同企業体が5億165万8,500円で落札をいたしましたものであります。

この結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

次に、議案第61号「財産の取得について」であります。

これは、塩竈市土地開発公社の経営健全化計画の一環として、公社が所有する塩竈市宇伊保石95番9外7筆、合計3万5,712平方メートルの土地を、市が2億6,479万2,372円で取得するに当たり、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号「損害賠償の額を定め和解することについて」でございます。

平成18年10月、玉川中学校の部活動中に発生した負傷事故について、平成20年12月、負傷生徒から本市を相手方とした損害賠償を求める和解あっせんの申し立てが仙台弁護士会紛争解決支援センターに対しなされ、本市はこれまで、申立人及びその代理人と誠実に協議を行ってまいりました。

このたび、同紛争解決支援センターから、本件事故に係る本市の損害賠償額を657万4,808円

とすることなどを内容とする和解あっせん案が提示されたことに伴い、損害賠償の額を定め本市と申立人が和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） それでは、私から主に議案第53号、一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

資料No.18をご用意ください。8ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が1億490万2,000円、交通事業特別会計150万円、国民健康保険事業特別会計1億3,672万4,000円、老人保健医療事業特別会計58万7,000円、介護保険事業特別会計256万4,000円、後期高齢者医療事業特別会計1,050万4,000円、合わせまして2億5,607万1,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、この表の一番下でございますように、376億167万3,000円となり、補正前に比べますと0.7%の増となっております。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。

この表は、歳出予算を目的別に分類したものでございます。費目2の総務費1,189万6,000円でございますが、表の右側の備考欄をご参照ください。裁判外紛争解決手続関係費といたしまして、玉川中学校の部活動中に発生いたしました事故に対する損害賠償金及び弁護士費用等のほか、市内各集会所の耐震化事業にかかわる経費を計上してございます。

費目3の民生費2,421万5,000円でございますが、父子家庭への支給対象拡大に伴います児童扶養手当及び電算業務委託にかかわる事務経費、そして母子生活支援施設入所措置費及び待機児童解消維持継続するための保育士雇用などに係る経費でございます。

費目4の衛生費993万1,000円でございますが、乳幼児にかかわるヒブ髄膜炎を予防するためのヒブワクチン予防接種助成事業費でございます。

それから、費目6の農林水産業費290万円でございますが、県の市町村振興総合補助金の採択に伴いまして、水産物及び水産加工品の見本市開催に対する広報求評事業補助金、加えましてチリ地震津波によって被害を受けた漁業者への水産業災害対策資金貸付にかかわる利子補給金でございます。

費目8の土木費5,080万円でございますが、市内の各所市道整備事業及び本塩釜駅前交通広場の供用開始に伴いまして整備を進めております駅前駐車場に係る管理経費を計上してございます。

費目10の教育費370万円でございますが、利用者の利便向上のための月見ヶ丘スポーツ広場環境整備事業費でございます。

費目13の諸支出金75万円でございますが、離島航路活性化支援事業に係る交通事業特別会計への繰出金でございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

歳入につきましてご説明申し上げます。

費目13の使用料及び手数料80万円でございますが、これは本塩釜駅前駐車場の使用料でございます。

費目14の国庫支出金719万2,000円でございますが、父子家庭支給拡大に伴います児童扶養手当及び母子生活支援措置に係る国庫負担金でございます。

それから、費目15の県支出金294万6,000円でございますが、母子生活支援措置にかかわる県負担金それから水産物及び水産加工品の見本市開催に係る市町村振興総合補助金、加えまして水産業災害対策資金貸付利子補給にかかわる県補助金でございます。

費目19の繰越金3,881万2,000円でございますが、これは前年度の繰越金の計上でございます。

費目20の諸収入694万2,000円でございますが、裁判外紛争解決手続関係費にかかわります全国市長会学校災害賠償補償保険金でございます。

費目21の市債4,750万円でございますが、市道整備事業に係る市債でございます。

13、14ページご参照いただければと思いますけれども、歳出予算の性質別比較表を載せてございますので、後ほどご参照ください。

15ページをお開きください。

今回の補正にかかわります投資的経費内訳書でございます。市道整備事業の事業費及び財源内訳を記載してございます。私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第49号ないし第62号の総括質疑に入ります。1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君）（登壇） 私は、議案第60号工事請負契約の締結について、総括質疑いたします。3点お伺いいたします。

牛生雨水ポンプ場築造工事に当たって、初めに牛生町や芦畔町の地域が昭和61年8.5集中豪雨以来、平成2年には三度にわたる集中豪雨、平成9年の大雨被害を受けてきた地域であり、あれから約25年ぐらいになろうとしています。そのたびに大雨被害を受けないような抜本的な雨水対策を求めてきた経過があり、その願いが果たされるものであり、今回の牛生雨水ポンプ場建築に大変感謝するものであります。

今回の牛生雨水ポンプ場築造工事の請負契約は8月18日に一般競争入札を行い、その結果、大豊建設・鈴木工務店による特定建設工事企業体が5億165万8,500円で落札したと説明されました。

そこで、お伺いいたします。今回、一般競争入札で特定建設工事企業体という形で地元企業も入っておりますが、先ほどの説明では8者の共同体からの申し込みがあったというふうに説明されました。それで、予定価格と最低制限価格についてまずお伺いいたします。

もう1点は、特に地盤調査ではわからなかったが、工事に入って新たな工事費用がかかることから、追加工事費のための予算が追加になったりすることもこれまで指摘されてきた経過がありますが、その点は大丈夫なのかお伺いいたします。

二つ目は、牛生雨水ポンプ場全体施設計画として、毎秒7.3立方メートルで1,200ミリリットルのポンプ1基、700ミリのポンプ1基、調整池2,000立方メートルをつくるとしています。築造工事は第1期と第2期に分けられるようではありますが、しかもこの第1期工事だけで平成22年度から25年度までかかる計画になっていますが、この第1期工事でなぜ4年間もかかるのかお伺いいたします。

三つ目は、地元説明会についてであります。4月10日と15日、芦畔町と牛生地域でそれぞれ1回目の説明会を開いておりますが、先ほどお伺いしますと、9月4日、つまりおとこの土曜日の日に2回目の説明をされていると伺いましたが、しかし全体での説明会だったのかどうか、全

体に説明をするべきだと考えておりますけれども、その点についてお伺いいたします。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員のご質問にお答えをいたします。

議案第60号工事請負契約の締結についてであります。この牛生雨水ポンプ場につきましては、議員の方からもお話をいただきましたとおり、例えば昭和61年8.5等の水害で大きな被害を受けられました芦畔町及び牛生地区31.7ヘクタールの地域内にお住まいの皆様方から水害から守るために整備をする施設であります。

こういった工事の入札執行に当たりまして、一般競争入札で行ったようでありますが、その状況についてというご質問でありました。今回は特定建設工事共同企業体方式、いわゆるJVを活用して実施をさせていただきました。特に2者のうちの1者につきましては、でき得る限り地元企業の方を活用していただきますとともに、あわせてこのようなどちらかといいますと特殊な工事を数多く経験することによりまして、地元企業の皆様方の技術力の向上といったようなものも目指させていただきたいということで、JV方式といたしました。

結果といたしまして、8特定建設工事共同企業体が結成をされております。このような8企業体による入札執行を行いました。最高価格と最低価格ということのご質問でありましたが、いずれも消費税及び地方消費税を除きますと、最高の応札価格が5億1,700万円でありました。最低の応札価格は4億3,900万円であります。この結果、最低制限価格以上で予定価格以下の範囲で最も廉価な価格で応札したJV企業と契約を締結したところであります。

なお、最低制限価格についてのご質問であります。大変恐縮ですが公表になっておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、工事が進んだ後に結果として地盤調査等が不備のために工事を中止することがないのかというようなご質問でありました。今回の牛生ポンプ場の設計に当たりましては、敷地内の14カ所で地盤調査を実施しております。結果といたしましては、おおむね地表から5メートル50の盛り土であり、その下6メートル以下に基盤となる岩盤が確認をされておりますので、今後遅滞なく工事を進められる環境が整ったものと考えております。

3点目といたしまして、なぜ1期工事に4年もかかるのかというご質問でありました。工事の全体スケジュールにつきましては、今年度と23年度の2カ年間で雨水調整池ポンプ室等附帯及び突出槽流入管渠等のいわゆる土木工事を実施してまいります。引き続き23年度と24年度に上屋の

建築工事を実施させていただきます。また、重複しますが、24年度と25年度は建屋の完成に伴いまして、ポンプ等の本体機械設備工事、あるいは受電設備等の電気設備工事を施工し完了とさせていただきますことから、どうしても4年程度の期間がかかってしまうということをご理解いただきたいと思えます。

最後に、周辺宅地への日照権の問題についてご質問いただきました。今回の土木工事完了後、ポンプ場上屋の建築工事を予定しておりますが、現在建物等につきましては、地上高約9.7メートル程度と想定をいたしております。これまで牛生・芦畔地区では浸水被害がたびたび発生をいたしておりましたので、4月に各地区で地元の皆様に事業概要の説明会をさせていただきました。その際に一部の方から日陰の影響についてのご質問も賜りましたので、9月4日、先週の土曜日であります。改めて沿線の皆様に状況を説明させていただく会を持ったところではありますが、当日、残念ながらご1名の方からご出席をいただきましたので、内容等についてご説明をさせていただいたと、報告を受けているところでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君）（登壇） チェンジしおがまの佐藤英治です。

議案第62号損害賠償の額を定める和解について質問いたします。

学校生活において児童生徒のけがや事故はつきものだと私は思っております。しかし、将来の子供の重大な事故は最も重く受けとめ、二度と繰り返さない対策をすべき観点より質疑をいたします。

今回の事故は平成18年10月28日の部活動において、バドミントンの羽でありますシャトルのトス出しのときに部員の左眼球を直撃し、東北大学病院にて四度にわたる手術を受けたが後遺症が残ったとの報告があります。

私は、7年か8年前の二中の剣道の部活紹介のときの1年生が目に事故を負い、2年前に和解したが今回、再びこの報告を受けまして非常にびっくりしていると同時にゆゆしき事態と重く対応しなければならないと考え、市民にも情報を提供し今後の対策につなげていかなければならないと考えて、3点にわたって質疑いたします。

まず第1点は、後遺症の影響についてお伺いいたします。思いもかけない事故に遭われた本人及びご両親を初め、親族の心労はいかばかりかと思っております。そこで、被害者は生活を営む中で進学校の問題、学校生活はどうなるのか、あるいはまた、自動車の運転免許とかはどういう

状況なのか、そのような後遺症の影響についてお伺いいたします。

第2点、この事故については、平成19年から22年の所管の総務教育常任委員会において一度も報告されなかったし、先輩議員も「初めて聞いた」と話されております。なぜ、所管に報告されなかったのか、その理由をお伺いいたします。行政の情報の選別がされているのか疑問に思います。

第3点は、二度にわたる目の重大事故は、本市の安全教育の中で、特に部活における安全教育に欠如している部分があるのではないかと伺って、第1回目の質疑といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 質問者の佐藤英治君に申し上げますが、二、三年前の二中の事故は和解ではなく、裁判の決定でございます。訂正しておきたいと思えます。

佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま佐藤英治議員から議案第62号損害賠償の額を定め和解をすることについてのご質問をいただきました。

初めに、後遺症の状況についてご質問をいただきました。目の症状といたしましては、主治医から症状固定の診断がなされ、視力につきましては、審理の中で事故前の視力に近い状況に戻りつつあるというお話をいただき、それを踏まえて21年10月に後遺症の等級が認定されたということでございます。市といたしましては、引き続き経過をしっかりと見守ってまいりたいと考えております。

将来の影響等につきましては、やはり審理の中でご本人の将来の夢、目標に対してしっかりとその目的が果たされるように、関係者にも温かく見守ってもらいたいというようなお話をちょうどいたしましたところであります。

今回の事故について市議会への経過報告についてであります。今回の事故は平成18年10月に発生した今、議員の方からもお話がございましたバドミントン部の練習中の事故であります。2年を経過した平成20年12月に和解の申し立てがなされたものであります。申し立ての当初におきましては具体的な損害賠償額の提示がないなど、申立人のご意向がいま一つ明らかでなかったことや、今回は訴訟ではなく裁判外での和解を望むという内容でありましたため、特に申立人のプライバシーの保護という点を重視し、報告を控えさせていただいてまいったところでございますことをご理解をいただければと思います。

なお、関係者のプライバシーに直接かかわりのない事故等に関しましては、今後とも適切に情報の提供がなされますようなお一層努めてまいります。

学校における安全教育についてご質問いただきました。

今回の事故につきましては、顧問教諭が立ち会っていた練習で起こった事故でございます。そのような状況でも事故は発生するという事を重く受けとめております。既に議員の方からもお話をちょうだいいたしましたこれまでの事例を教訓といたしまして、既に安全対策に取り組んでいるところであります。例えば、通常の部活動は顧問教諭の立ち会いがなくても実施できるような取り組みであります。入学直後の1年生、仮入部の期間につきましては、必ず顧問教諭の立ち会いのもとでのみ部活動を行うように改めたところであります。

また、今回の事例を教訓として、特に負傷が発生する確率が高い運動部につきまして、部活動を行う上でどのような危険が想定されるか、そしてその危険をどのようにしたら防止できるのかをまとめました「部活動安全対策マニュアル」を策定いたしました。市内の各中学校の顧問教諭が種目ごとに共同で作成し、部活動に運用を始めているところであります。その中では、練習において注意すべき点を具体的に指示することも含んでおり、安全教育の取り組みとさせていただいているところであります。

さらに、小・中学校を問わず、学校管理下での事故防止につきまして、校長会、教頭会を通じて改めて指示をさせていただいたところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） そこで、これは和解だから、あるいはまた個人情報ということで、中間報告、あるいはまたこれまでしなかったということでもありますけれども、私は、事故があったというこの事実だけをもっと早目にされていれば、やっぱりこれは二中の事故があった、そしてこの事故があったということが連鎖的に起きたということは極めて議会としても重大な関心を持ち、対策を、一定の考え方も出していけるのに、それが出さなかったことによって、この平成18年に起こったのではないかというような、この事故の情報を議会に対して説明しなかったという部分は、再発をしてしまったということは、私は否めないんじゃないかということの一つ指摘しておきたいと思っております。

そして、もう一つは、部活のマニュアルをつくられるということでもありますので、これは本当に部活ということはある意味では、私は子供たちを見ても、学校の授業が終わる、そして緊張が緩みますよね、そして、何か一面、部活というのは自由な部分で、そこら辺の気の緩みというか、当然なんですけれども、そういう自由行動がもたらすものもありますし、もう一つは、今回のこ

の1年生及び2年生で起きているということは、まだまだ人間として、また特に今日の子供たちは、川に行っては危ない、何をしては危ないという自然体験とか、そういう体験がなかなか育ってないという問題もあると思いますので、やっぱりどうしても1年生、2年生は茫然とする、初めてですから当たり前なんです。だから、野球してても、あるいはバドミントンしてても、剣道してもやっぱりどうしてもその場に突っ立ってるという部分がありますので、そういう現状も踏まえて僕は対処しなきゃいけないかなと、マニュアルにはそういうところもきちっとしなきゃいけないと思います。

あと、この問題は単にこの問題だけで終わるんじゃなく、スポ少の問題とか、あるいはまたいろんなボランティアでやっている指導者の方のそういう責任問題も加えてありますので、やっぱり本当にここら辺を全体的にすべきかなということをちょっと申し上げたいと思います。

最後に、今回私、これを最後の和解を被害者が申し出たというこの意味は非常に胸が痛むと同時に、全国でいじめで自殺した子供も、あるいはまたいろんな事故でそういう被害者の方々が二度と起こしてほしくないという思いが非常に強いんです。

だから、市長、私は、この事故を通してもう二度と、やっぱり何らかの対応を真剣に考えていかなきゃいけないんじゃないかということを思っております。何かこの事故を通して今の段階で被害者に対するそういう思いと、また事故の対策について考えられているのであれば述べていただきたいと思うし、この議案の最後に、今後後遺症が将来においてできた、何かあった場合は双方でもって解決するというふうになっております。僕はそういう意味では、こういう被害、事故の何か基金みたいなのを行政としてきっちり考えていくというのものもあるんじゃないかということをお願いしながら、市長のこの問題に対する考え方についてお聞きして終わりたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回このような訴訟ではないという別な形態で、学校で発生しました事故について取り組んだというのは本市でも初めてでありますし、県内でもそう多い数ではございません。これは、先ほども申し上げさせていただきましたが、やはりご本人がプライバシーをぜひ守ってほしいということであったのかなと思っております。

残念ながら二中の事故の場合には、なかなかプライバシーをしっかり守るところまで配慮が足らなかったのかなというふうに私は反省をいたしておりましたが、事のよしあしは別にいたしまして、本人のそういった気持ちは今後とも大切にしてやりたい、何よりも一番大切なのは本人の気持ちではないかなと、我々行政のメンツとか、そういったものではないはずで

あります。やっぱり守るべきは本人の人権ではないかなということ、私は今回のことで一番痛切に感じたところであります。特にまだ未成年であります。こういった方々を守るのはまさに我々の責任ではないかなと思っております。

先ほど来、ご答弁申し上げましたとおり、このことにつきましては、塩竈市も今後ともしっかりと責任を果たしていかなければならないということであります。本当に事故に遭われた方が今後豊かな人生を送っていただけるような、そういうことこそが我々がなすべき最大の責務であると思っております。

また、被害者の救済について今、議員の方から基金云々の話がありました、今現在、全国的な共済施設がございまして、今回も実はそういった機関で一定程度、負担をいただいております。当然、本市も掛金という形で一定額負担をいたしておりますが、でき得る限りそういう制度を活用しながら、全国の学校でこういう事例がやっぱり発生をいたします。その際に相互扶助ということになるのかと思いますが、そういった制度を最大限に活用させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 9月定例会で提案された議案並びに補正予算について、日本共産党市議団を代表して総括質疑を行います。

最初に、議案第53号一般会計補正予算についてお聞きをいたします。

補正予算は1億419万2,000円が提案され、補正後の一般会計の歳入歳出予算は210億7,179万4,000円としております。そのうち歳出で市道整備事業として5,000万円が提案され、歳出のほぼ5割を占め、その財源は地方債4,750万円としております。残りの5,419万2,000円で三つの新規事業が提案されております。

その一つにヒブワクチン、細菌性髄膜炎接種助成事業993万円が提案されております。議会でも質問があり、昨年12月議会で細菌性髄膜炎ヒブワクチン予防接種の定期接種と無料化を求める意見書を議会全会一致で採択しております。意見書では当時の臨時国会衆議院厚生労働委員会で、平成22年度通常国会に予防接種を推奨したい、よって政府におかれましてはヒブワクチン定期予防接種と国による無料化を求めておりました。しかし、民主党政権はいまだに予算化しておりません。また、来年度概算要求にも示されておりません。今回の助成制度は塩竈市単独事業であり、二市三町でも初めての助成制度であります。

新規事業の二つ目は、水産業災害対策資金利子補給事業、チリ中部沿岸地震津波対策として、水害対策資金貸付に係る利子補給として90万円としております。融資の申し込みは浦戸の二つの漁協と塩竈市漁協で15人、9,403万円、これは8月18日現在であります、借り入れ申し込みをし、期間は10月15日までとしております。

三つ目は、本塩釜駅駐車場管理事業として、議案第49号の駐車場条例改正案と80万円の補正予算が提案されております。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

一つ目は、補正予算で三つの新規事業の提案をした佐藤市長の主な理由についてお聞きをいたします。

そして、ヒブワクチンについて4点お聞きをいたします。

一つ目は、単独事業として助成事業を創設した理由をお聞きいたします。

二つ目は、なぜ11月からの実施なのかお聞きをいたします。

三つ目は、県内でヒブワクチン助成制度を事業化した自治体についてお聞きをいたします。

四つ目は、助成対象者をどのくらい見込んでいるのかお聞きをいたします。

質問の2点目は、議案第61号財産の取得として、塩竈市土地開発公社の保有している伊保石公園整備事業用地3万5,712平方メートル、取得金額2億6,479万2,372円を塩竈市財産条例第2条の規定によって取得するものとしております。

塩竈市は平成18年6月、宮城県から公社経営健全化に指定されました。その後、リーマンショックによる金融機関金利引き上げで公社が金融機関の貸し渋りにあったこともあり、塩竈市の取得計画は前倒しで行われたというふうに当局は説明しております。今回をもって土地開発公社の保有していた約31億円の土地が市の所有地になります。一方で健全化とはいえ塩竈市が取得のため起債制度を用いて買い取り、その後金融機関に支払うのは市民の税金でございます。それだけに重大な案件であります。

そこで、次の4点についてお聞きをいたします。

1点目は、今回の財産条例第2条での取得の理由をお聞きいたします。

2点目は、既に取得した土地、今回の伊保石公園用地など、今後の有効活用についてどのように検討し、市民が納得できる使い方についてどう検討しているのかお聞きをいたします。

3点目は、公社の土地の市の取得は起債での買い取りです。起債借り入れ条件、国の財政措置、起債償還の見通しなどお聞きをいたします。

4点目は、公社の土地保有はこれで終わります。今後の土地開発公社はどうなるのか、これは公社側の理事の副市長の考えをお聞きをし、第1回目の質問といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、議案第53号平成22年度一般会計補正予算についてであります。

22年度一般会計補正予算であります。全体的に見ますと、国庫補助金等の返還金など経常的な経費のほか、緊急を要する政策予算を計上させていただきました。一般会計では市民の安全・安心を第一として、子育て支援、耐震化事業、そして地元の元気を取り戻すため経済活性化に寄与する事業予算を計上させていただきました。

ご指摘のありました三つの事業であります。ヒブワクチン接種に係る助成事業につきましては、医療関係者並びに議会の皆様方からも高い要請をいただいたものでありまして、市といたしましても積極的に子育て支援という観点から取り組むべきものとして、乳幼児保護者の経済的負担を軽減し細菌性髄膜炎の発生を防ぐため、5歳未満の接種につきましては1回当たり7,000円を上限に助成するものであります。

次に、チリ地震津波に遭われた漁業者の救済を図るため設けられました水産災害対策資金でございますが、利子補給の債務負担につきましては、既に3月に専決補正を行わせていただき、6月議会におきましてご承認をいただいたところではありますが、融資申し込みがまとまりましたこと15名で9,400万円でございますから、必要な利子補給額を計上させていただきました。

最後に、本塩釜駅前駐車場管理事業であります。海辺の賑わい地区におきましては、新しい駅前交通広場の供用が開始されるなど、にぎわい空間として順次整備が進められております。本塩釜駅前駐車場につきましては、本塩釜駅や周辺商店街を利用する顧客の利便性の向上と快適性を高め、中心市街地の活性化を図ることを目的に現在整備を進め、早期完成を目指しているところでございます。10月末にも供用開始となりますことから、必要な管理費を計上させていただきました。

次に、ヒブワクチンについて助成制度創出の理由ということであります。

平成20年12月から日本でも任意の予防接種としてヒブワクチンの接種が可能となり、本市におきましては他自治体と連携し、定期の予防接種と位置づけられますよう国に要望活動を行ってまいりましたが、ワクチン接種の費用が高額で費用負担が大きいことから助成を求める声が数多く寄せられておりました。今回塩竈市としては、子育て支援策としてこのヒブワクチン接種への助

成を行い保護者の経済的負担を軽減するとともに、ヒブによる細菌性髄膜炎発生を予防していこうとするものでございます。

なぜ、11月からというご質問でありました。

制度開始の時期につきましては、本議会で補正予算をご承認をいただきました後に速やかに市民の皆様方に周知を行うなどの期間をいただき、11月から遅滞なくスタートをさせていただきたいという意図であります。

県内の状況についてお伺いいただきました。

涌谷町、七ヶ宿町、それから登米市で実施をされております。涌谷町では本年4月から1回当たり3,500円、七ヶ宿でも本年4月から1回当たり7,000円を上限、登米市では本年7月から1回当たり3,000円の助成を行っているようであります。

次に、助成対象者というご質問でありました。

ゼロ歳から4歳までの1,852名を見込んでおります。なお、本年度は11月からの実施となりますことから、ゼロ歳児につきましては接種率70%、1歳児から2歳児までは50%、3、4歳児については40%の接種率を見込んだところであります。

次に、伊保石公園の財産取得に関するご質問であります。

取得理由ということであります。伊保石公園整備事業用地の取得の理由であります。平成18年から進めている土地開発公社経営健全化計画の一環といたしまして、市が当初の取得目的で公園整備用地として取得をいたすものであります。

次に、今後の有効活用についてのご質問でありました。

同用地は昭和61年2月、伊保石公園として都市計画決定がなされ、66.5ヘクタールの区域内の土地であります。これまで本市におきましては、第1期工事を完了させたところでありますが、この用地を含む今後の事業化につきましては、市の他の公園整備事業の状況、財政状況を勘案して決定をしてみたいと考えております。

今後の活用につきましてであります。今現在も活用なされている民間のスポーツ団体の皆様方のご協力の一部市民の方々にご活用いただいているところでありますが、今後はより幅広くご活用いただけるような方策を模索してみたいと考えているところであります。

借入れ条件についてのご質問でありました。

公共用地先行取得事業債100%充当であります。また、補助についてであります。その利子に対する特別交付税措置など、有利な財政支援措置を受けられることとなります。原則、起債許

可後10年以内に償還ということであります。

土地開発公社のあり方については、後ほど副市長からご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） それでは、公社の理事長という立場からご答弁させていただきたいと思えます。

今、議員より平成22年度末で公社の保有地が皆無となると、その後公社はどうあるべきか、その方針を伺いたいということでございます。ご承知のとおり、32億弱ありました土地保有もおかげさまで健全化計画の推進によりまして、22年度末をもってご指摘のとおり皆無となります。この塩竈市土地開発公社につきましては、ご承知のとおり、地価の上昇の時代に公有地拡大法に基づきまして設置されたわけでございますが、今申し上げたとおり、公社の設置目的が終了しつつあるというような状況でございますので、23年度以降の公社のあり方につきましては、公社定款にもございますとおり、公社の存続等につきましては、議会の議決をもって決するというようなこともございますので、今後議会の方とも相談をしながら公社のあり方について協議させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） ご回答ありがとうございます。

そこで、答え切れなかったところの関係でちょっと何点か確認をしたいと思えますが、一つは、財産条例に基づくものについてちょっと答えが抜けていたような気がするのですが、財産条例とはどういう規定にのっとって、たしか前回これまでの土地開発公社の取得は予算が議決された後に、そういう条例上の議決はなしで進んできたと思えますが、今回その辺のあたりの関係で財産条例の第2条の取得理由についてちょっと答弁が抜けてましたので、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、土地の有効活用について伊保石公園だけではなくてほかの方もほぼこれで終わるわけですね、取得そのものが。そうすると、全般の土地の活用について取得の過程や今年度の取得事業であります。今現在どういうふうな検討なり、議論なりされているのか、その辺のあたりだけお聞きして2点お聞きします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） 財産の取得に当たりましては地自法の規定に基づきまして、当市で

は議会の議決にすべき財産の取得に関する規定を定めてございます。その中で取得金額2,000万円以上でかつ面積が5,000平米以上の土地に該当する場合については、議会に取得案件を提案して議決をいただいた後に購入するということになってございますので、今回提案したものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今後の土地利用の方法はというようなご質問でございます。

現在、当該用地につきましては、伊保石につきましては、そのような形で市民の利用を図ってまいりたいと思いますし、市の方で買い戻しする土地でございますので、早急に有効な土地利用について検討してまいりたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） チェンジしおがまを代表いたしまして総括質疑を行いたいと思います。

まず初めに、我が会派の佐藤英治議員から先ほど質問のありました議案第62号について1点、これは市長に、市長はよくわかってるんでしょうがご要望申し上げたいと思うのは、こういう損害賠償、これは裁判であろうが、調停であろうが、正しくその判例、判決内容、それからその調停内容については知らせていただくべきだと思います。そうしないと、これは事実ですから残念ながら、その内容をしっかりと理解をするということが大切なことだと私は思っています。

それから、もう1点、議会への報告時期です。この時期だけは今後何らかの形で明確にさせていただきたいと思います。このことは、そのときの状況に応じてそれぞれ議会への公表、または報告書の時期が違ったのでは、何を判断基準に基づいて今、出てくるんだとかなんかという判断基準をしたらいいかわからなくなってくるんです。一つ裁判であれば、訴訟が起こされた時点とか、調停であれば調停に至る時点とか、こういう問題のときは事前に関係者が被害を受けた子、そこにかかわった子供たちのケアを含めて一生懸命いろんな動きをしてるんだと思います。そういった中で最終的にいろんな場合においてこういうふうな訴訟であったり、調停であったりということが起きるわけですから、どうも先ほどの話を聞いていると、情実的にだれだれの何を守りたいとか、ほんな話ばかりなんですけれども、そうではなくて、それは当たり前前のことですので、ぜひそれは、市長はよくやっってください方なんで、そうではなくてやっぱり事実としてしっかりと議会に報告する時期、そういったものの判断基準ということは明確

にさせていただきたいと思います。

特に今回のこの議案に関して問題なのは、医療費以外6割が塩竈市の責任になったということです。このことはぜひ所管の委員会等での事前審査の中でも公表できるのであれば、実際公表していただいて、二中のときも申し上げましたが、これからの部活動に関係した子供たちすべてが継続してできるように塩竈市がかわって訴訟の相手方になるということであれば、私はこれは望ましい姿なんだろうなと思っておりますので、ぜひ子供たちの部活動の環境、特に顧問の先生方にも相当な重荷をかけてるんだと思いますので、これは二中のとき申し上げましたが、教育長、しっかりとそういう体制づくりというのをやっていただきたいと思いますので、所管の委員会の中でぜひそういったことでのご発言等をしていただければと思いますので、これはお願いとしておきたいと思いますので、よろしくお話をしたいと思います。

さて、冒頭このことについて申し上げたんですが、本来は冒頭、この9月補正にかかわりまして、22年度の普通交付税の決定が各都道府県ごとに確定をされたと思うんですが、そういった内容が議会の方にまだ説明がされてないということについてお話をしたいと思います。

それはなぜかという、やはり我々は2月議会において新年度の予算を審議するわけですが、それはあくまでも見積もりという形での見方が強いようでございます。そうしたときに途中途中でいろんな変化が起きるわけです。収入においてもそうです。先ほどの21年度の決算を見てもおわかりのとおり、依存財源が相当高くなっているわけですから、そういった部分の財源の新たな収入の確保が可能になったというときであれば、これは議会にもやっぱり生きた数字として報告をしていただきたいと思います。宮城県では既にホームページ上で公開をしております、塩竈市の22年度の普通交付税決定額が臨時財政対策債とあわせて6億1,311万1,000円という、前年度対比で12.7%の増加という形での、市町村別の資料も出てるようございますので、そういったものを活用しながら、ぜひ市長の方には、後で何か事業をするときに実はこういうふうに交付税がふえたんで、それを財源に充てますとか、そういう説明ではなくて、やはり具体的にふえた収入についても議会の方に示していただいて、議会も一緒になってこの苦しい財政状況の中で市民の要望にこたえるためにどう財源を執行していったらいいのか、またどういう事業を選択していったらいいのかということを考えていかなければいけないと思っておりますので、その辺のところをまず申し上げさせていただきたいと思っております。

それで、私は今回、60号と61号についてご質問しようと思っておりました。61号については

おおむね先ほど伊勢議員の方から質問がありましたので、これについては割愛をさせていただきますが、60号につきましてはいまだちょっと釈然としない部分があるので、お伺いをしたいと思います。

一つは、これは以前にも申し上げましたが、一般競争入札における参加要件としての共同企業体としての参加を義務づけることについての以前お願いをしたことは、地元企業というところに余りにも特化してしまいますと、どうしても参加要件が狭まってしまうと。その辺のところが大変話し合いなり、何なりをしやすい状況ができるということで、今までさんざん報道、それからいろんなところでこういった部分についての契約の改善ということが言われてきたのだと思います。そういった中で今回、また改めて地元企業との共同企業体という入札要件をつくられた理由は先ほど曾我議員への説明の中で、地元企業の技術力の向上ということ、これはいつも言われることです。ただ、できれば地元企業の方々が技術力の向上をしていただいて、実際5億円規模の事業でしたら単独でいろんな形で受けれる事業者もふえてるかと思うんですけども、そういった部分で地元だけの共同企業体によってこういった事業が賄えるような、どういうふうにしたら技術力が向上していくのかということもやっぱり塩竈市は発注する段階でそういう思いを込めているのであれば、そういったところを一つ一つクリアをしていながら、段階を踏みながら、そういう実績を具体的にお見せをいただきたいと私は思っているところでございます。ぜひ市長にはその辺のところについてご回答をいただければと思います。

それから、これは契約議案でございます。今回、契約の手続、それから入札については滞りなく行われたんだと思います。ただ一方で、この事業を選択するに当たって、たしか私どもは昨年の全員協議会含めて現場視察等で議会でも見させていただいて、ここにそういうのができるんだろうなと思いはありましたけれども、所管委員会の資料等を見せていただきましたが、本来いろいろな事業手法というものがあって、それをどう選択するかということが必要なんだと私は思っています。そういったものについては全く説明がないような気がいたします。であれば、きちっとわかりやすい説明資料ということに心がけていただくのであれば、なぜ、いろんな事業選択ありますよと、特に宮城県が今、防潮堤の事業実施を行っております。そういったものが完成すると実際、高潮と海水の陸地への浸水というのがどれだけ抑えられるのかとか、やっぱりそういったことを具体的に検証しながら、市民の皆さんが安心して暮らせる地域づくりのための工事発注というのはどうあるべきなのかということをやっていかなければいけないんだと思っておりますが、そういった説明というのが残念ながら事業選択の根拠というのが明

確に示されていないということが残念なことでございます。そのことにつきまして、もうちょっと今後は詳しい説明、要は行政側がどう事業を選択していくのかということがわかるような説明資料を出していただきたいと思いますが、市長にその辺のところをお伺いをいたしまして1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤博章議員から議案第60号についてご質問いただきました。

前段の学校で発生しました事故等につきましては、なお行政として意を尽くすように努力をいたします。

議案第60号の中でJ V方式を採用したと、私、先ほど曾我議員のご質問の際に、地元企業も契約の相手方というご説明をさせていただきました。説明が不十分でありましたことをおわび申し上げますが、この場合の地元ということにつきましては、二市三町にエリアを広げさせていただきました。塩竈だけですと、確かに6社とか7社という数に限定をされますので、利府・七ヶ浜・松島、そして多賀城を加えた地元の方々にご参加をいただき、より競争性を高めるということで取り組みましたのでご理解をお願いいたします。

2点目のこのポンプの計画規模を決める際に高潮とか海水というお話でありました。

しかしながら、今回のポンプはあくまでも雨水対策であります。議員ご指摘の高潮、海水はいわゆる外水、外の水と呼んでおりますが、それは防潮堤で当然防がれるということで、今まで防潮堤がなかったために、外水である高潮とか海水と、それから陸に降った雨が一緒くたになりまして、地元の方々が大変ご受難をされたということですが、今回高潮の施設については県が実施をいたすことになっておりますので、あくまでも塩竈市は雨水、いわゆる中に降る水をいかに早く外に吐いてやるかということでございまして、そういったことからポンプの規模を計画をし、昨年地元で皆様方にごらんをいただきながら状況をご説明させていただいたところであります。一刻も早くこういう施設が整備され、より地域の皆様方に安心してお暮らしいただけるような環境づくりになお一層努力をいたしてまいりたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第63号及び第64号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第6、議案第63号及び第64号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○議長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第63号及び議案第64号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第63号は、「公平委員会の委員の選任について」でございます。現委員3名中、1名の委員が平成22年9月29日をもって任期満了を迎え退任されますことから、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、塩竈市玉川一丁目9番83号、田中和弥氏、昭和20年4月18日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

次に、議案第64号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員9名中、4名の委員が平成22年10月4日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、塩竈市本町2番16号、齋藤榮樹氏、昭和16年8月29日生まれ、また塩竈市松陽台三丁目20番10号、佐久間志保子氏、昭和26年11月6日生まれ、さらに塩竈市宇伊保石341番地3、佐々木和夫氏、昭和22年2月24日生まれ。以上3名の方は現在委員としてご活躍いただいております、再任をさせていただくものであります。

また、1名の委員が今回をもって退任されますことから、その後任として、仙台市青葉区中山四丁目20番46号、大友 洋氏、昭和33年2月3日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

いずれの方々も人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第63号及び第64号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第63号及び第64号については、同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明7日から20日までを常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会を開催するため休会とし、21日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明7日から20日までを常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会を開催するため休会とし、21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年9月6日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 東海林 京子

塩竈市議会議員 伊藤 博章

平成22年9月21日（火曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成22年9月21日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

出席議員(19名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	19番	鎌田礼二君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(2名)

18番	鈴木昭一君	20番	木村吉雄君
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	総務部長 兼危機管理監	佐藤雄一君
市民生活部長	佐々木真一君	健康福祉部長	棟形均君

産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君
総務部政策調整監	三 浦 一 泰 君	総 務 部 次 長 兼 政 策 課 長	田 中 たえ子 君
総 務 部 次 長 兼 行 財 政 改 革 推 進 専 門 監 兼 財 政 課 長	神 谷 統 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 清 輝 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	澤 田 克 巳 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 社 会 福 祉 課 長	福 田 文 弘 君
産 業 部 次 長 兼 水 産 課 長	小 山 浩 幸 君	建 設 部 次 長 兼 下 水 道 事 業 所 長	千 葉 正 君
総 務 部 総 務 課 長	桜 井 史 裕 君	総 務 部 税 務 課 長	赤 間 均 君
総 務 部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	安 藤 英 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	菅 原 靖 彦 君
市 立 病 院 事 務 部 業 務 課 長	川 村 淳 君	市 立 病 院 事 務 部 経 営 改 革 室 長	鈴 木 康 則 君
水 道 部 長	千 葉 伸 一 君	水 道 部 次 長 兼 総 務 課 長	尾 形 則 雄 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 倉 和 憲 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	郷 古 正 夫 君	教 育 委 員 会 教 育 部 総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君
教 育 委 員 会 教 育 部 学 校 教 育 課 長	星 篤 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	白 澤 巖 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 信 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	伊 藤 喜 昭 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	相 澤 勝 君
議 事 調 査 係 主 査	芥 藤 隆 君	議 事 調 査 係 主 事	西 村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから 9 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の会議の欠席の通告がありましたのは、18番鈴木昭一君及び20番木村吉雄君の 2 名であります。

また、21番香取嗣雄君より遅参する旨の通告がありましたのでご報告いたします。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9 番浅野敏江君、10 番小野幸男君の 2 名を指名いたします。



日程第 2 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

9 月 13 日付で菊地 進君並びに今野恭一君から、塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員の辞任届が提出され、同日付で議長においてこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。



日程第 3 一般質問

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

19 番鎌田礼二君。（拍手）

○19 番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いたします。

本日は質問の機会を与您にいただきありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

まず、市立病院についてお聞きいたします。8 月 27 日開催の全員協議会で、塩竈市立病院改革プラン評価委員会の本郷委員長より、改革プランの進行状況についてご報告がございましたが、本定例会において、改革状況と改革の成果についてご説明をいただきたいと思ひます。

市立病院改革プラン評価委員会の評価といたしましては、これは委員長さんの報告でありませんがちょっと抜粋して読ませていただきます。

市立病院の平成21年度の各種経営指標並びに財政状況は、以前と比較して飛躍的に向上し、約20年ぶりに現金収支で黒字化を達成したと。そして、塩竈市立病院の黒字化は、病院職員がみずからの給与制度見直しもいとわず、各部門から経営改善の意見を出し合いながら、病院一丸となって切磋琢磨した結果であり、本委員会としては大いに評価するとの評価でした。

しかし、委員長の報告には次のようなことも報告をされております。職員の努力に対するインセンティブを効果的に支給できるような体制の確立を望みたい。すなわち黒字達成時に職員へプラス支給できるようなシステムを望む。そういったことで職員の士気向上、すぐれた職員の定着を促進することになると。私もこれはもったもななことだと思います。この病院改革をなし遂げるには必要なことであり、何らかの形で職員の努力に報いなければいけないと思いますが、管理者の考えをお聞かせください。

次に、障害者関係についてお聞きしたいと思います。最近、障害者という言葉をよく耳にします。身体障害者、知的障害者、そして精神障害者とかなり幅が広く、最近では発達障害についてもよく耳にします。塩竈市と二市三町での障害者の相談や認定方法などはどういうふうになっているのかお教え願いたいと思います。

また、平成17年の障害者自立支援法の成立により、塩竈市でも平成19年に塩竈市自立支援協議会を立ち上げておりますが、この自立支援協議会ですが、どのような運営をされているのか。そして、構成メンバーなどについてもお教えください。

これは教育委員会関係になりますが、市内小・中学校での発達障害者への対応はどうなっているのか、授業への影響はないのか、また学級崩壊は見られないのかなどについてもお聞かせを願いたいと思います。

最後に、国民健康保険税のことについて健康保険税の算定方法と保険税についてお聞きいたします。

過日開催の決算委員会でも、国民健康保険について質問が多数出されました。何とんでも保険税が近隣市町村と比較し、塩竈市が高いということだったと思います。そこで、国民健康保険税の算定方法と近隣市町村と比較してどうなのかお教えください。

また、健康保険税の未納が塩竈市の健康保険税の高さの要因になっているのではないかと私は思いますが、未納税額及び未納者の実態と対応についてお聞かせください。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から4点についてご質問いただきました。

初めに、市立病院についてお答えをいたします。

まず、改革の状況についてであります。去る8月27日、議会の全員協議会を開催いただき、改革プラン評価委員会の本郷委員長から、平成21年度の評価について報告がございました。その中で、まず改革が達成した項目での評価内容について申し上げますと、議員の方からも先ほど触れていただきました。20年ぶりの単年度黒字約5,200万円を達成いたしましたこと、病床利用率や診療単価などの数値目標を達成いたしましたこと、さらには患者さんをまず第一と考えるなど職員の意識が大きく変化をいたしましたこと、今年度の4月から地方公営企業法の全部適用に移行しましたこと、CT、MRIなどの高度医療機器の稼働率向上が達成されたこと、さらには公開セミナーを開催し、市民に着実に定着してきたことなど多くの項目で高い評価をいただきました。

また、さらなる努力が必要な分野として医療の質の向上、それに伴う診療単価のアップを図ること、内視鏡検査件数や全身麻酔手術件数をふやすこと、あるいは脳ドック等、市民へのPRを積極的に図ることなどのご指摘をいただいております。

評価委員会からのご提言であります、地域住民から真に信頼される病院となるべく鋭意努力することを肝に銘じ、行政、病院が一体となってさらなる改善への取り組みを進めてまいります。

次に、改革の成果についてのご質問でありました。改革の継続のためには黒字分を特に職員に還元すべきというような内容でございました。不良債務を計上している会計では、会計処理上のルールとして黒字決算分は、まずは不良債務の返済に充てなければならず、この5,200万円も病院独自の努力として不良債務の解消に充てております。評価委員会の本郷委員長からは、一般会計による不良債務解消を急ぎ、黒字分を病院独自で運用することが経営の独自性を高めるとの指摘をいただいております。全員協議会の席上でもご答弁をいたしました。今までも不良債務解消のために多くの繰出金を一般会計から支出いただきました。平成21年度1年だけの黒字ではまだ十分安心しかねる状況でございます。今後の推移を見きわめながら一般会計での不良債務の前倒し解消についてはしかるべき時期に判断をさせていただきたいと考えております。

なお、残余の部分につきましては、管理者からご答弁を申し上げます。

次に、障害者問題についてご質問をいただきました。

まず、障害者の認定と相談の実態についてであります。障害者の認定区分につきましては、障害者基本法により身体障害者、知的障害者、精神障害者の三つに区分することとされております。また、障害を認定する機関は宮城県となっております。

具体的な認定手続でございますが、例えば身体障害者の申請をする際には、まず宮城県が身体障害者福祉法に基づき指定をいたしております障害者判定の資格を持つ医師を受診し、診断書を作成してもらい、その他の認定書類とあわせ本市社会福祉事務所に提出をしていただきます。本市はこれを県の障害の認定機関でありますリハビリテーション支援センターに進達いたします。同センターでは、専門的な基準から判断し、決定した後、市を經由して障害者手帳を交付いたします。この交付がすなわち認定となります。そして、この手帳をもとに各種の福祉サービスを受けていただくこととなります。それぞれの障害によりまして手続や認定機関などもかなり異なることとなりますので、まずは本市の社会福祉事務所にご相談をいただきたいと思います。

次に、障害者自立支援法に基づいて地域自立支援協議会が設けられておりますが、この内容についてのご質問でありました。下部組織であります支援会議が「より専門的で継続的な指導が必要」と判断した場合におきましては、県で設置しております児童相談所や医療機関、専門機関などを紹介をさせていただく手続であります。現在、本市独自の取り組みといたしまして幼稚園、あるいは保育所などの集団生活に入る前の親子を対象に「幼児健全発達支援事業」等に取り組ませていただいているところでございます。

相談を受けてからの対応についてであります。健康課、社会福祉事務所、地域活動支援センターでもご相談を受け付けさせていただいておりますが、必要に応じまして県発達障害者支援センター「えくぼ」や関係支援機関等の専門機関を紹介し、できるだけ通常の日常生活が送られますよう対処させていただいているところであります。

なお、本市の地域自立支援協議会についてであります。平成18年4月の障害者自立支援法施行を受け平成19年4月に設置し、本年で4年目を迎えます。構成メンバーでございますが、学識経験者や福祉サービス事業者、教育、保健、医療、商工、障害者等の各団体の代表者、関係行政機関の職員等、障害者福祉の関係者20名から成っております。主なる業務といたしまして福祉サービス利用に関する相談、支援、困難事例の協議、調整、あるいは障害福祉計画の作

成、地域の関係者ネットワーク構築等を行っているところでございます。

次に、国民健康保険についてご質問いただきました。

まず、国民健康保険税の算定方式と保険税についてのご質問でありました。国保税につきましては、地方税法に従って算定等を行い、本市国民健康保険税条例で具体的な税率等の規定をいたしております。現在の税率等は平成20年度におきまして財政調整基金が枯渇する見込みとなりましたことにより、平成20年12月議会におきまして議決をいただき、平成21年度から23年度までの3カ年を期間として医療給付費等の支出など、収支の均衡が保たれるよう改定をさせていただいたところでございます。

国保事業につきましては、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、また国民健康保険制度の最後のとりでという役割を担っておりますため、低所得者や無職の方、あるいは年金生活者の方々の加入が年々、増加をいたす傾向となっております。保険の財政基盤が脆弱であり、被保険者の保険税のほか、国や県の負担金、補助金、あるいは市や被用者保険から支援を受けて成り立っております。ちなみに一般被保険者に係る医療給付費の財源につきましては、平成21年度の決算ベースでは、被用者保険からの前期高齢者交付金が42%であり、国の負担金、補助金が24%、さらに県が4%、市が5%余りの負担となっており、保険税以外の負担が合わせて75%となっております。したがって、国保の被保険者が国保税としてご負担をいただきます割合はおおよそ25%となっております。

本市の賦課の具体的な内容であります。後ほど担当から詳しくご説明をいたしますが、基本的には国保の保険給付額の方に連動する仕組みとなっております。その上でそれぞれの国保加入者の所得や資産の状況、あるいは財政調整基金の保有状況などそれぞれの実情に応じて国保税の負担内容が異なっております。

なお、課税の限度額につきましては、地方税法施行令に準じて定められているところであります。高齢化や医療技術の進展などによりまして国全体といたしましても年々、医療費は増加をいたしておりますが、本市は県内でも1人当たり医療費が突出して推移をいたしております。平成20年度のデータで見ますと、本市の1人当たり医療費は県内の平均と比較いたしますと、16%高く、県内13市中第1となっているところであります。

未納者に対する対応についてご質問いただきました。本市では納税推進室を設け未納対策に力を入れているところであります。対象者に対しましては、はがきによる督促とともに随時窓口相談を受け付け、各世帯の経済状況等を勘案し、分納などの助言あるいは支援を行わせてい

ただいております。また、未納が続く世帯に対しましては、有効期間の短い、いわゆる「短期被保険者証」の発行により、面談機会をより多く設け各世帯の状況に応じたきめ細かな、なおかつ丁寧な対応をとらせていただいております。さらに、はがきや電話連絡、訪問などによりまして1年以上全く連絡がとれない状況が続く場合には他の完納、分納いただいている世帯と負担の公平性を確保するため、「被保険者資格証明書」を発行し、なお面談の機会をふやす努力をいたしているところでもあります。未納の方の受診に際しましては、このように「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の発行という形で一定の制限と納税の推進を図らせていただいているところでございます。

なお、教育関係の発達障害のご質問についていただきました。

平成17年4月1日に施行されました発達障害者支援法、あるいは学校教育法の改正により、発達障害を抱える児童生徒も特別支援教育の対象となっております。本市におきましては、平成17年度から発達障害の児童生徒の健康と安全確保、学習支援等を行うために独自に特別支援教育支援員、各校2名ずつ配置し、指導に当たっております。また、今年度から市内の三つの小学校に教育委員会から専任の教員が配置をされております。これにより発達障害を持つ児童は1日のうち1時間程度ではございますが、通常の教室とは別の教室でそれぞれの障害の状況に合わせた専門の指導を受けることができるようになっております。

なお、詳しい内容については教育長からご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 伊藤市立病院事業管理者兼院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） 病院の方からお答えいたします。

平成21年度の黒字につきまして病院内部でも、せっかく黒字になったわけですから何か還元されないのといういろいろお話もありまして私もいろいろ考えております。不良債務が現在ある状況でございますので、不良債務を解消することができましたら、黒字分につきましてはボーナスのプラス支給、それから学会とか研修会への参加助成、それから医療機器の整備、そういうことにさまざまな形で運用してまいりたいと思っております。その中でも学会とか研修会につきましては、ことしからでもできる限りそういう助成も行って職員のモチベーションを高めてまいりたいと思っております。

それから、今、職員は21年度黒字を達成したということで非常に誇りを持って仕事に取り組んでおりまして、非常に各職場でも今まで以上にさらに意識が高まって積極的に仕事に取り組

んでおります。今後、我々職員一丸となりまして2年連続の黒字を達成いたしまして、安定して継続的な、また質の高い医療を提供できるように努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方からは発達障害児への学校での対応ということでお答えいたします。

発達障害は自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、いわゆるLD、注意欠陥多動性障害ADHDなどを言い、幼いころから日常生活において困難や不便さを感じるなどの症状があらわれると言われております。

塩竈市では、先ほど市長が答弁申しあげましたように、市独自に特別支援教育員を各校2名ずつ配置しております。支援員は学習面や行動面でのつまずきが見られる児童生徒のために、担任教師の指示をわかりやすく伝えたり、理解しやすいような説明を加えたりする等の支援を行っております。また、いろいろな学習を通して自信を持たせるようにしながら成長を手助けしておるところでございます。

さらに、ことし4月からは、県の教育委員会から第二小学校、第三小学校、玉川小学校に発達障害児を担当する教員各校1名ずつが配置され、専任で指導に当たっております。発達障害を持つ児童生徒は、学習障害、多動性、衝動性など一人ひとりの障害が異なっておりますので、そのため指導は児童生徒一人ひとりの特性を見きわめて学習の向上を図るために見通しを持ちながら、担任や担当を中心に全教職員が共通理解のもとに指導しているところでございます。

また、問題行動の対応や行政機関との連携につきましても、本人、保護者と常に話し合いを持ちながらよい指導ができるように取り組んでおりますし、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

なお、授業の障害ということでございますが、時折、席を立ったり声を出したりすることもありますけれども、その都度、先ほどお話ししました支援員、担任教師が子供と向き合って話し合いをしながら対応しているところでございます。また、学級崩壊につきまして学校全体でそういう体制を組んでおりますので、学級の児童の発達障害児への理解などを深めておりますので、今のところ、それによる学級崩壊はないというふうに認識しております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私の方からは、国保税の具体的な賦課の内容についてご質問ご

ございましたのでお答えをいたします。

先ほど市長から答弁がありましたように、国保税の賦課につきましては地方税法に規定されております。賦課の区分といたしましては、現在、3区分になっておりまして、具体的には医療分、それから後期高齢者の支援分、介護納付金分でございます。それぞれの支出見込み額、こういったものを算出した後、特定財源であります国庫支出金、県支出金等を除いた部分、これが基礎の賦課総額となります。こういったものを算出いたしまして所得割、資産割、被保険者の均等割、世帯別の平等割、こういったもので按分をいたしまして、最終的には条例で税率を定めるということになります。

参考までに平成21年度賦課区分の医療分を例にとりますと、現在、所得割につきましては8.85%、資産割は9%、被保険者の均等割につきましては3万2,000円、世帯平等割につきましては2万8,000円という状況になってございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 丁寧な説明、ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まずは市立病院についてですが、先ほど管理者の方からいろいろ挙げていただきましたが、やはり職員さんのやる気が一番の問題になるかと思うんですね。そんな意味でやる気を保持するためにはいろんな方策が必要だと思うので、先ほど挙げられたほかにも検討ができるものであれば検討していただいて、この改革をスムーズに今後とも持続して進めていただきたいというふうに思います。

それから、障害者についてですけれども、私個人の情報ですけれども、最近、発達障害の子供たちがふえておりまして、普通学級で6%ぐらいいるだろうと、一説によると、もう1割ぐらいが発達障害者じゃないかと、私が聞いた範囲でそういうふうに言う人もいるわけですが、かなり多いんじゃないかというふうに思います。というのは、やっぱり見る目がきちんとそろっていないと、発達障害なのか、ただ単に落ちつきがないのか、そういったところの分けがうまくいかないと思うんですが、そういった意味では先ほど話が出ましたが、県の施設として「えくぼ」というところが南中山にあるんですけれども、なかなかここからは遠い場所なんですね。そんな意味でこの東部といいますか、この「えくぼ」さんは県内全部をカバーしているんですね。仙台は政令指定都市で「アーチル」というところがあるらしいんですが、この「えくぼ」1カ所ではなかなか目が届かないといいますか、相談も届かないといいますか、や

りづらいといえますか、距離もありますし、電話相談も受け付けるらしいんですが、私は実際足を運んで行って来たんですが、そんなわけでこの東部地区といえますか、二市三町を中心に石巻も含めてこの地区に、私は二市三町のどこかにというふうに思うんですが、そういった県の施設の駐在所といえますか、支援センターをもう一つつくといえますか、そういった要望を二市三町の首長さんでやっていただけないかなというふうに思うんです。その辺の考え方についてちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、自立支援協議会というのを設立されているわけですが、塩竈はいち早く設立をしているわけですが、そのおこなっている多賀城を中心とするほかの3町、利府、松島、七ヶ浜、宮城東部地域自立支援センターということで活動されているようですが、私が思うに、障害者、多いと言えば多いんですが、やはりこれだけの地域ですから二市三町でまとまったそういった活動が私は必要だと思うので、この自立支援センターについては合併するなり、ないしは共同歩調をとるなりして情報交換をして密に進めていかないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

障害者についてはその辺にして、国民健康保険について話を移らせていただきます。

先ほど運営資金の内訳、保険税が25%だと。25%ということは全部の運営費の25%を市民が負担していると、国民健康保険の会員ということですね。4分の1を負担すると。あとの4分の3は国やら県やら市関連、それから社会保険、前期高齢者関係ということでありますけれども、その25%の中にも未納者が占める割合が今どれぐらいあって、それがかなりあって、決算委員会、予算委員会の中でも数値はある程度、出ていますけれども、かなり多いんじゃないかと。これが料金を算定する意味で最初から20%、25%払わない前提で健康保険税を算定しているんじゃないかと。それが高い要因にまずなっているんじゃないかと私は思うんですね。

そして、この未納者の扱いですが、未納者の扱いについては、やっぱりきちんと決まったものについてはきちんと支払いをしていただくというのが筋で、やはりまじめにきちんと払っている人たちにはかなり負担をみんなかけているというふうに思うんですが、そんな意味でこの健康保険税、本当に急に事故になったとか、大病した、収入が急に途絶えてという人はまた別ですが、その辺の対応をもっと厳しくしないといけないんじゃないかというふうに思います。

資格証明書、これについてもこの間の決算報告の資料を見ますと、この数値が歴然として見えますよね。この間の決算資料の22の国民健康保険税の資格証明書の発行状況を見ますと、塩竈

市が平成21年度は184名、それに対して多賀城市は8名です。それは生活している人たちの実態が違うことは違うんですけども、この開きは何でしょうか。23倍ぐらいあるんですか、25倍近くあるんですか、184件に対して多賀城市は8件。それから利府町3件、七ヶ浜はちょっと多いんでしょうか、16名、松島20件という形ですけども、この資格証明書について詳しくお聞きしたいと思います。この間の決算資料を見させていただくと、これもまた納税額の未納額についての一覧表、資料22の、これをじっくり見させていただきましたが、質問はしなかったんですが、未収額というのが平成21年度には11.2億ですか、11億2,000万円もあると。これの収納率が56.1%だと、約半分ぐらいだということですね。そして、不納欠損額というのがまたまた1億2,000万円ぐらいあると。ですから、1億2,000万円、毎年捨てているという形になるんですけども、まじめに国民健康保険を払っている、これに対して未納者の対応については私は絶対おかしいと思うんです。正直者がばかを見るような、そういうシステムは私はおかしいと思うので、この健康保険税の取り扱い、それから資格証明書についての考え方を時間もなくなるので簡単にお聞きしたいと思います。

それから、また市長さんから答弁がありましたけれども、医療費が県内では一番高いと。16%高いという説明がありましたけれども、これも決算資料を見ますと、かなり高いわけですし、そんな意味で高齢化の進んでいるという要因もあるにしろ、医者を変えてもらうのは何というんですか、A病院に行ってちょっと見てもらってまたB病院に行つてとかC病院に行つてとか、そういうかかり方があるんじゃないかというふうに思いますし、安易に病院にかかるという、これを何とか食い止めるといいますか、本当に病気の人、大変な人がかかるのはもちろん必要なことなんです。でも、日課的にやられている方もいるんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味で市としては国民健康保険維持のためにもアピールが、その運用方法といえますか、医者のかかり方といえますか、そういったガイドラインとまではいかないにしても、そういったものをつくってアピールすべきじゃないかと思うんですが、その辺の努力をされているのか。

あとは、これはちょっとここから外れてくるんですけども、やっぱり健康なお年寄り、健康な人をつくる意味でやっぱり予防という観点も必要だと思うんです。そんな意味でいろいろ予防接種やら健康診断もあるわけですけども、やはりスポーツ振興を図るとか、お年寄りの活用というのは表現がよくないですけども出番をふやすといえますか、そういった生きる力を上げていくといえますか、そういった方策が必要じゃないかというふうに思うんです。そ

うということによってかなり健康保険税は下がるんじゃないかと。

そのほかにあとちょっとお聞きしたいんですけども、これは次の回答でまたお願いしたいんですが、市の支出が5%あるということですけども、これは国からの交付金がある程度、含まれているのとは違うんですか。国からの交付金があって使い道が決まらない、色分けがされていない交付金の支出の中から5%の中から例えば3分の2とか、80%とか90%とか、半分とか、概略で結構ですからその辺、ちょっとお教え願いたいと思います。そうすると、これが例えば国からの交付金が回ってきて市の一般会計に入って、それから一般会計から繰り出して5%分入れているとなると、市からは全然負担がないんじゃないかというふうになるわけです。そんな意味で市が丸々5%負担をすると、今、健康保険税25%だということですけども、これが20%になるんじゃないか。それから先ほどの未納者やら何やらのきちんと取り立てをしてもらう、運用してもらうという形になると、20%からもっと下がって15%ぐらいになるかもしれないですね。そういう考え方もあるので、ですからその辺、きっちりやっていただきたいし、その交付金の運用について何%ぐらい含んでいるのかお聞きしたいと思います。

それから、決算委員会で健康保険税の納入者の一覧表を見せていただきましたが、収入がゼロ円からあるわけですね。先ほどちょっと答弁の中にもあったと思うんですが、本来収入がなく健康保険も払えないという形の人はいま生活保護の範疇に入るんじゃないか。無理やり生活保護に入れずにこっちに持ってきているので未払いになっているんじゃないかと、そういう要因もあるんじゃないかというふうに私はちらっと思うんですが、そういう考え方が当たるのか当たらないのか、ちょっと生活保護と健康保険税の運用の考え方が若干違うのでうまく整合性がとれるかどうかわかりませんが、そういったことで生活保護になるべき人がならずこっちの健康保険税に負担をかけているという、そういうことがないかどうかお聞きしたいと思います。

2回目はこれで質問を終わります。簡単に回答をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 質問が多岐にわたっておりまして、メモを写し切れない部分がありましたので、私の方でお聞きいたしました内容でまずお答えをしたいというふうに思います。

まず、障害者の関係で具体的に相談をする施設が宮城県の発達障害者支援センター「えくぼ」、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、仙台市泉区南中山に所在しているというの

はそのとおりでございます。具体的な内容といたしまして相談支援でありますとか、発達の療育支援、ここは就労支援、啓発研修、こういったものも含めまして一般相談、あるいは専門相談員の支援、相談員による発達支援、こういったものを県レベルで全体的にしている施設でございます。この施設について二市三町にも必要ではないかというご指摘でございました。

私といたしましても、意を体しましてこれまでも東部のブロックにこういったセンター的な施設が必要ではないかというご指摘等がございましたので、二市三町の広域行政連絡協議会でも一定の議論がなされておりますので、そういった部分で整理をしながら、県と同じような施設というのは多分なかなか難しいと思いますけれども、そういった部分が可能なのかどうか含めて、要望を含めて整理をしていきたいというふうに思っております。

それから、国民健康保険の関係でいっぱいご質問がございました。

まず、国民健康保険の関係で塩竈市の国民健康保険料が非常に高いというご指摘がこれまでもなされているわけですが、この保険料といいますのは、基本的には医療費、いわゆる医療給付費と連動すると。こういう部分はきちっと私たちは押さえておく必要があるというふうに思うんですね。医療給付費が少なければ、当然、保険料にはね返っていかないという形になりますので、医療給付費が多ければ多いほど基本的には特定財源というのは大体率が決まっておりますので、保険料の方にはね返っていくというような仕組みになっているということをご理解いただければというふうに思います。

ちなみに塩竈市の医療費でありますけれども、決算委員会の資料でもお示しいたしましたが、一般被保険者、退職被保険者含めまして31万7,992円ということで、給付費につきましては県内1位という状況でございます。内訳として一般被保険者、これにつきましても30万8,000円ということで1位、退職被保険者に至りましては1人当たり40万9,000円という状況でございます。こういったことで医療給付費が非常に高いという状況にございまして、連動して保険料につきましてもかなり上位の方に位置するのかなということで、今回、1人当たりの20年度の資料をお示しいたしました。塩竈市、保険料1人当たり9万7,091円ということで県内市部として実は上から3位ということでございますし、1世帯当たりにつきましては17万560円ということで、基本的にはこれは7番目ということでございます。そういった意味では、確かに保険税といいますのは1位ではございませんけれども、医療費と保険料は連動しているということをご理解いただけるかなというふうに思っております。

それから、滞納額の関係でお話がございました。滞納者、基本的には私の方といたしまして

まじめにお納めいただいている被保険者の方というのはいっぱいいらっしゃいますので、特に悪質などといいますか、そういった滞納者につきましては厳しく私の方としては当たらざるを得ないという基本的なスタンスを持ってございます。ただ、一律に厳しく当たるということではなくて、状況によっては支払いきれない方、当然いらっしゃいますので、税サイドの方としてはまず実態をきちんと把握するためにまず相談をさせていただく、あるいはこちらに来ていただくということで、場合によって一括が無理であれば分納でありますとか延納でありますとか、そういう収納の対応をきちっと窓口でしているということでございますので、一律にすべて厳しい対応をしているという状況でもございませぬし、その辺は十分お話を聞きながら収納できるような、納税できるような対応を窓口で対応しているということでございます。

連動して、資格証明書につきましては一律に発行するというのではなくて、これも状況をよくお聞きしながら、これは一定程度の手続がございますので、そういった手続に基づいて資格証明書を発行するという形になります。

今ご指摘のありました所得の大きい方につきましても資格証明書、当然発行するわけでありませぬけれども、鎌田議員がおっしゃった、多分今回資料でお示ししている500万円以上の方、資格証明書を発行しているという形なんですけれども、やっぱりこういう方につきましても私の方としてはまじめに納めている方がおりますので、必要に応じて資格証明書を発行して、その方が万が一、その方が医療機関にかかりましたら100%、医療機関に支払うという形になります。現実的には自己負担3割でありますから7割につきましては市の窓口の方に請求に参ります。その際には窓口の方できちっとお話をし、場合によって悪質な方につきましては未納の分をその分に充てるという対応をしておりますので、これにつきましては定めに基づいて適正に運用したいというふうを考えております。

市の繰出金の関係でご質問ございました。市の繰出金につきましては、現在、国の定めに基づいて基本的には一般会計の方から繰り入れをしていただいているということでございます。法定外の繰り入れにつきましては基本的に塩竈市の場合、していないという状況であります。これは鎌田議員ご指摘のとおり、国民健康保険を構成する被保険者というのは塩竈市の28%の方が国民健康保険を利用している。7割の方が国民健康保険以外の方でございます。国保の会計が厳しいからといって単純に一般会計で、例えば社会保険あるいは被用者保険の方々がいるであろうと想定される税等から国保の会計に暗に一般会計から繰り入れをするということは、基本的に望ましい姿ではないのではないかと。これは私どもの主張だけではなくて国の方の主張、

あるいは県内の大半の市町村といたしますのは、法定外繰り入れをしている市町村というのは非常に少のうございますので、そういった意味では国保が独自に会計を運営すると、こういう形で基本だというふうに思いますので、その辺もひとつご理解をいただければというふうに思います。

市の方で繰り入れております内容につきましては、一定程度の交付金措置があるというのもご指摘のとおりだと思いますけれども、現段階ではまずルールに基づく繰り入れをしていただき、それに基づいて国保の財源更正を踏まえて適正な国保の運営をまずしたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。3回目の質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険税ですけれども、今最後に言われた交付金の話ですが、全国いろいろ調べてみると、市やら町である程度の繰り出しをして運営しているというのがありそうな気はするんですけれども、そういうことというのはないですかね。ないしは、今まで市立病院やら魚市場やらずっと繰り出しをやってきているわけですね。それとどう違うのと私は単純に市民感覚からいくと。ですから、先ほど言われたのはもっともな話だとは思いますが、何らかの形でほんの少しでも繰り出しがあってもいいんじゃないかというふうに思うんですね。一番高いというふうに言われているわけですが、それがやっぱり将来的には塩竈って国民健康保険税、一番安いんだねと言われれば、塩竈は住みやすいな、市長の言うとおりでなという話になるし、やっぱり人集めといいますか、人口増加の一つの手段にもなるし、そういった考え方も私はあると思うんです。その辺も融通がきくのであればお願いしたいなと思います。

資料22の16ページの先ほどの話にもう一度戻りますけれども、資格証明書についてです。多賀城が8件で塩竈市が184件と。これは先ほど言ったように余りにも違い過ぎるんじゃないか。1けたどころじゃない。塩竈市と資格証明書の発行の基準が多賀城やらほかの市町村とちょっと違うんじゃないかと私は思うわけですが、きちんと調べていらして比較をされてある程度、納得いくといいますか、通常発行の基準になっているのかなという疑問が答弁を聞いていてわいてきたものですから、時間があつたらそういった回答もお願いしたいと思います。

それで、時間も余りないのでこれをまとめさせていただくと、私は一応健康保険税については、先ほどちょっと回答になかったんですけれども、要因としては、保険税算定の上で未納

者がある程度、最初から20%とか何%と見ていて、それで残った人数でこれをカバーしようという、それで高くなっているんじゃないでしょうか、そこをきちんとお答えいただきたいんです。未納者の金額が高いというあれに上乘せされているのではないか、これは必ずお答えいただきたいと思うんです。

それから、先ほど言われましたけれども、生活保護との関連で、そんなに払えないなら本当は生活保護をいただく必要がある範疇に入っている人たちがいるんじゃないかなと思うわけですけれども、その辺があるのかないのか。

それから、未納者を減らす策として、私、知り合いが多賀城におりまして、「塩竈は生ぬるいよ。多賀城ではこうだ。一時期は大変だったけれども今は未納者なんかほとんどいないよと、激減したよ」という話があるわけですが、塩竈は、私はそういったきちんとした態度が必要だと思うんです。払うべきものは払っていただく。どうしても資産もない、収入もない、大病を患っているとか、事故を起こしてとかいう人は別ですよ。でも、ちゃんと払える人に対してはきちんと払っていただく。払える範疇でない人に対しては生活保護の対応とかほかの対応があるわけですから、そういったきちんとした対応が必要じゃないかと私は思うんですけれども、余りにも健康保険税、生ぬる過ぎるんじゃないかと思うんですね。これはやっぱりまじめに払っている人たちは、税額を見るとわかりますよ。所得が上の人に全部負担がかかっているんですよ。そういうシステムはおかしいと思いますね。資産割ももちろんそうですし、収入割もそうですけれども、本来は均等にすべきだと思うんですけれども、それはなかなかしづらいというところがあるのでそれはあれですけれども、余りにも生ぬるいんじゃないかと思うんです。

これは例を挙げていいのか悪いのかわかりませんが、車の対物、対人保険、ああいったやつというのは毎年更新をするわけですが、事故が起きて保険を活用すると、次の年はランクが下がって料金が上がるんですよ。ですから、私が思うには、健康保険税についても使用が多い人については次の年というか、3年後の見直し的时候にはある程度、それがはね返るシステムができないものか。通常考えてみれば何ら不思議でないような気がするんですが、やっぱり保険を使うのが多ければ多いほど料金は上がって当然じゃないのと。私は20年間、無事故だったら料金が70%引きとか、そういうふうになっちゃうという、そういう独自の考え方が私は必要じゃないかと思うんですけれども、その辺の考え方もお聞きしたいと思います。

そんなわけでちょっとまとめさせてもらおうと、発達障害者支援センターにつきましては、私はやっぱりこっちの東部地区に一つは必要だと。それは大々的なものでないにしろ、出張所的なものでも構いませんし、そういったものがこの東部地区では必要だろうと。そんな意味で二市三町の首長さんに県に要望を出していただければなというふうに思います。

それから、この「えくぼ」さんを利用して各学校の教員ないしは保育士さんに定期的に勉強していただく、発達障害やらその障害について。そうすると、見る目が変わるし、対応も違ってくると。ですから、見逃している場合も随分あるんですね。親にもあなたのお子さんは発達障害ですと言いつらいですよ、親としても認めづらいところがあるので、やっぱりこういう人たちの知恵を活用してある程度、そういう人たちを救うといいますか、見つけてあげないと本人のためにはならないんですね。僕は話をいろいろ聞いてきたら、やはりその発達障害はどの部分の発達障害なのかということは周りの人がきちんと把握すれば対応がしやすいんだと。ですから、同じように仕事もできるし、普通の生活がきちんと送れるんだよということらしいんですね。ですから、知識を深める意味で「えくぼ」さんを利用してそういう研修会も開けるのであれば開いていただきたい。

それから、東部地区で自立支援センター、一市三町ですか、それと塩竈市でやっているやつを連動していただきたい、歩調をそろえていただきたいというふうに思います。

それから、国民健康保険税については、何度も言いますが、資格証明書についてはよく検討していただきたい。

それから、保険税の未納者については徹底的な徴収を図っていただきたい。これは本当にまじめに払っている人にとっては大変なことですよ、すごい金額ですよ、額の大きい人は。医療費の削減についても、先ほど言った方法やら何やらアピールをしていただいて削減をしていただきたい。

それから、先ほど言いましたけれども、繰り出しがほかの対応でできることがあれば、そういったことで結果的に塩竈はかなり高かったけれども、県内では国民健康保険税が一番低い市なんだというふうに言えるようにつくり上げる対応を今後、お願いしたいと思います。

これで最後の質問にします。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 簡単にお答えしたいと思います。

未納額の関係につきまして納めている関係の方に反映されているのではないかとということで

ありますけれども、議員ご承知のとおり、基本的に料金改定に当たりましては、いわゆる3年間なら3年間の中での給付費をまず見込んで、それに基づいて特定財源を引きましてそれに基づいた国民健康保険税を算定するということでもありますので、ルールとしてはそういうルールの中で賦課をして、そして収納すると。こういうシステムになっておりますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

それから、生保の関係ですけれども、国民健康保険の被保険者で生活保護になった方につきましては当然、抜けるということになりますので、被保険者が生活保護になった場合につきましては生活保護対象世帯になりますので国民健康保険の世帯から抜けるということでご理解をいただきたいと思います。

あと、「えくぼ」の利用に関しましては、これまでも県の方につないでいるという状況にありますし、研修会等々、いろんなご指摘がございましたので、その辺につきましては意を体して子供たちのために何ができるのか、できることはすべて私の方でするような姿勢をつなげてまいりたいということが一つです。

それから、医療費の関係でご質問ございました。実はことしの被保険者証を送付いたしましたときに、全世帯にこういったパンフレットを実は送付してございます。この内容につきましては、具体的にジェネリック医薬品の提供でありますとか、あるいはかかりつけ医、あるいはかかりつけ薬剤師の関係、あるいは先ほど言いました重複受診、こういったものはやめましょうとか、あるいは休日夜間の関係につきましてはちょっと考えてからしてほしいということでもありますかと。そういった意味ではここに具体的にパンフレットに簡潔にまとめてございますし、これはことし、ジェネリック医薬品の希望カード、こういったものを3枚送付しておりますので、ぜひ被保険者の方に見ていただいて少しでも医療費が軽減できるようなお願いをしておりますので、ぜひごらんいただいてそういった部分につきましてご協力をいただければと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。（拍手）

○5番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。少し風邪がみですので、お聞き苦しいところはお容赦ください。

質問の第1は、塩釜港について伺います。

塩釜商工会議所三役連名で7月26日、塩釜港の海上防災拠点整備に関する要望書が、塩釜地区広域行政連絡協議会会長佐藤 昭塩竈市長に提出されました。要望の要旨は、「塩竈の港

を考える会」が塩釜港の機能、特性の検討を重ね、塩釜港活性化の具体的活動の検討を進めてきた。平成20年12月に仙台塩釜港湾計画が改定され、その会で集約した意見、提案が反映された。塩釜港中埠頭を巡視船など官公庁船対応専用岸壁整備のほか、港貞山地区を海上防災関連ゾーンとして位置づけになった。しかし、1年半経過した現在でも海上防災ゾーンの国県の動向の進展が見られない。一方、二市三町関係者で地域防災ネットワークフォーラムを行い、意見を取りまとめた。その内容は、宮城県沖地震の災害発生が高い確率で想定され、被害時の生活支援物資機能確保と各地の連携確保の向上のため、防災拠点整備が重要である。塩釜港は大量物資の搬出入できる港であり、災害対策の中核拠点として機能を期待できる。二市三町の広域行政関係機関の連携と港湾利用者の調整、港湾関連企業動向を踏まえて塩釜港湾改定計画のこの海上防災関連ゾーンでの早期の推進をされるよう関係先への要請、具体的取り組みを強く要望するということになっております。

私は、この「塩釜の港を考える会」の会長さんと実はお会いをし、その要望書提出の意思をお聞きいたしました。その中で、佐藤市長から塩釜港をどうするか聞けなかった、県に要望するの一言にとどまったということをお聞きいたしました。広域行政連絡協議会が10月に予定されております。

そこで、質問の第1点は、塩釜港海上防災機能の早期実現をうたったこの要望書に対して、広域行政連絡協議会会長、そして佐藤 昭市長のお考えをお聞きいたします。

質問の2点目は、塩釜港航路の9メートルのしゅんせつについて伺います。

2月議会の私の質問に市長は、塩釜港航路しゅんせつは、航路しゅんせつ9メートルと、航路幅160メートルないしは250メートルのため、280万立方メートルの土砂しゅんせつが必要で、塩釜港区400億円の予算のうち、しゅんせつ事業費280億円で6割、もう半分がしゅんせつに費やされる。国、県は一気に達成するのは困難として暫定で7メートルから8メートルの水深しゅんせつを行っている。この暫定しゅんせつ工事後、速やかに9メートルのしゅんせつに着手すると答えておりました。

質問は、航路しゅんせつ暫定工事はいつごろまでの時期工事なのか、国、県への働きかけはどう行い、いつの時期から9メートルしゅんせつに移るのかお聞きをしたいと思います。

質問の2番目は、市内商店会への振興策について伺います。市内、郊外の大型店が市内中心商店販売に与える影響は大きく響いております。本町のくるくる広場のイベントで会った商店主の方は、売り上げがあつてこそ商店、市議会と市挙げて支援をしてほしいと述べており

ました。壱番館の1階フロア、現在、塩釜市商業協同組合として使っておりますが、これを使い生産者や観光の交流スペース拠点を整備し、新たなにぎわい拠点が「しおがま・まちの駅」として9月26日オープンします。塩竈市広報9月号で塩釜市商業協同組合理事長は、商店街に元気を取り戻したい。多くの方々がまちの駅に訪れてほしいと記事の中で語っておりました。そのほか、市の商業振興策は、「塩竈私の好きなお店大賞」や、11月に商店街でのシンポの開催、あるいはシャッターオープン事業による4店舗の出店、くるくる広場を使い観光バス誘致、5月から7月までで観光バス29台、1,019人が本町あるいは南町を訪れ店主のおもてなしなどを行い取り組まれております。それらを踏まえながら次の3点についてお聞きをいたします。

第1点目は、今後の観光キャンペーンのパンフレット、あるいは日帰りのバスの賞品企画にしおがま・まちの駅、あるいは塩竈街道の和歌の紹介、あるいはよく言われる源融、亀井家、本町の蔵元の正面に移設した宝簾寺の向拝、これは門ということですが、塩竈ならではのお店など塩竈の新たな観光スポットの紹介が必要ではないでしょうか、お聞きをいたします。

2点目、平成21年度決算書でも商店振興として参加店共通の1割増しどつと商品券は発行総額1億1,000万円、総売り上げ1億円、約4割の売り上げ増としております。その経験を生かし商品券プレミアムを進め、商店の売り上げに直接結びつく支援についてお聞きいたします。

3点目は、本町市道1号線についてお伺いいたします。北浜沢乙線からお釜神社に通じる市道1号線は、6月議会で市道に認定されました。この市道の両側歩道は北浜沢乙線の整備とあわせて市で整備されました。しかし、歩道整備拡張によって一方通行の車道が狭くなり、お釜神社に向かう左側の車道と歩道の境に安全対策として車どめ防止のポールが立てられ、店主からは一々車を置いて買い物をするのができないことが言われました。また、安全対策で立てた車どめポールも右折をするときに車がぶつかって4回もこれまで破損されております。質問は、この本町市道1号線の今後の改善策についてお聞きをいたします。

質問の3番目は、介護保険事業計画についてお聞きをいたします。

厚生労働省社会保障制度審議会介護保険部会で7月26日から検討作業が始まりました。医療、介護、福祉の一体的サービス、あるいは地域包括ケアサービスでの給付削減と日本共産党の赤旗新聞で報じておりました。

民主党は、来年通常国会に介護保険改定案を提出するとしております。質問は、平成24年に次期介護保険計画がスタートいたしますが、どのように現在進められているのかお聞きをし

たいと思います。

次に、質問の4番目は子供の医療費無料化事業の拡大について伺います。

子供の医療費の小学校入学前までの外来医療費の無料化は、子育てをしている親から大変助かるとの声が出されております。利府町では6月議会に、ことし10月から乳幼児医療費助成無料化制度を小学校入学前から小学校の3年生まで拡大する議案が提案され、名称も子ども医療費と変更されております。日本共産党の利府町党議団の質疑で鈴木勝雄町長は、任期中に小学校6年生までの子ども医療費無料化を実施したいと答えておりました。

質問は、子供の医療費無料化小学校3年生までの予算は、先ほどの決算議会で4,600万円と答えておりました。これらの事業の考え、つまり事業の枠の拡大の考えなのかお聞きをいたします。

質問の5番目は、精神障害者の自動車燃料助成券の改善について伺います。

精神障害者の自動車燃料助成券が制度化されました。バイクを利用している障害者の方から、1枚1,000円だと使いにくい、自動車なら1,000円券でいいが毎日バイクなので1枚を例えば100円にしてもらいたいと、そういうふうな改善の要望が出ました。市当局のお考えをお聞きいたします。

また、精神障害者が例えば精神病院に入院している場合、自動車燃料助成券は発行しない制度になっております。週に一度、ご家族の方が入院している先に行って外泊する、そういうことの際に家族も車を利用してその方々を連れてまいります。そうした自動車燃料助成についてこうした家族、あるいは3障害のこうした該当の方々に発行し、そこでも運用できるような改善ができませんでしょうかお聞きをいたします。

次の質問の6番目は、市の教育行政について3点伺います。

塩竈サマースクールは3年目を迎えました。市教育委員会が保護者に配布した中で、一つ、児童生徒の自主的学習の支援、二つ、保護者の方々への相談、児童生徒の家庭学習の仕方としております。ことしは小・中学校で1,057人、延べ5,185人が参加したということが総務教育常任協議会で報告されました。総務常任委員会は8月20日、月見ヶ丘小学校と玉川中学校を現場視察しました。月見ヶ丘小学校は5日間で1校時算数、2校時国語、そしていずれも学校、あるいは市教育委員会の作成したプリントなどが使われ、3校時はそれぞれ学校独自の作成した教材を活用しております。また、玉川中学校は学年ごと、あるいは部活ごとにこうしたサマースクールの方に生徒が参加しておりました。

質問の1点目は、サマースクールは、当初、児童生徒の自主的学習としておりました。ですから、3年前は大学生がサポートとして入っておりましたが、現在は教師も加わり市教育委員会や学校側の用意したプリントで算数、国語のスクールを進めております。

そこで、お聞きしたいのは、サマースクールがそうしたねらいどおりの学力につながっているのかお聞きいたします。

また、このサマースクールに当たっての教諭の負担についてどうお考えなのかお聞きをいたします。

学力向上の一環として少人数指導教育が平成21年度から市の事業として取り入れられております。小学校は算数を対象に各学校1名、その専門の教諭を配置し、中学校は県の取り扱いで中学校の2年、3年、各中学校の算数、英語、理科など、こうした各学校での生徒指導にあわせて行っていると聞いております。

質問は、小学校5年生の少人数指導がなぜ算数に限定されたものなのか、そうした理由などお聞きをいたします。

学習指導要領の改訂によって教科の内容がふえ、教師も児童生徒もゆとり教育から切り離されております。日本共産党は少人数学級ないしは30人学級こそ、教師も児童生徒も学習や指導が行き届くとこれまで主張してまいりました。文部科学省は8月24日、2011年度から8年間で教員定数を1万9,000人ふやし、公立小・中学校の1学級の児童生徒数上限40人を35人、さらには順次30人に引き下げるという8年間の計画が報じられております。8月27日、来年の通常国会に学級再編基準の義務教育標準改訂法を提出しております。文部科学省の案では、先ほど言いましたように、平成23年度から1、2年生40人学級を35人にし、ここ8年間かけて小・中学校を35人にし、平成29年度、小学校1年生を30人にして、その後、平成30年に小学校2年生を30人学級にするとしております。つまり、8年、9年かけてこうしたことを進めるという計画であります。

質問の3点目は、来年から始まる予定であります、あくまでも国の小学校の1、2年生の35人学級と計画しておりますが、むしろこれを契機にして県に対して小学校の1、2年生から30人学級を進めていくべきではないでしょうか。こうした要望実施を県教委に伝えていくご意思があるのか、市教育委員会の考えをお聞きをいたします。

次に、質問の7番目は、空白地域のNEWしおナビ100円バスについて3点お尋ねをいたします。NEWしおナビ100円バスが走っていない地域としては、千賀の台、あるいは伊保石、

100円バスは走っておるわけですがそのバス停からややほど遠い後楽地域、あるいは香津町、こうした市民の方から路線の拡大の声が出されております。

次の3点をお聞きをいたします。

1点目は、空白地域のNEWしおナビ100円バスの路線拡大をどう考えているのかお聞きをいたします。

2点目は、なぜNEWしおナビ100円バスの土日の運行は行わないのかお聞きをいたします。

3点目は、NEWしおナビ100円バスのバス停のところにいすの設置、あるいは午後の増便、空白地域の改善、今述べたようなことも含めた改善見直しについて今後、どう考えているのかお聞きをいたします。

質問の8番目は、伊保石地域の水害対策について伺います。伊保石地域は戦後の開拓地域として先人が切り開き、最近では緑多い住宅地として開かれつつあります。一方で急傾斜地の道路と側溝が整備されていない状況などが残されております。特に側溝整備は水害対策として伊保石の住民から望まれており、北部連合町内会の要望書が塩竈市に既に提出されております。側溝がなく水害対策として望まれているのは、具体的にはひまわり幼稚園の上の道路、あるいは梅宮神社の道路、あるいは千賀の台においていく伊保石の道路など、こうした3カ所の部分、そのほか市道梅の宮浄水場線のわきの環境対策としての側溝など4カ所が、住民から出されてくる意見として側溝整備を早期にというふうには私達は常々言われております。こうした点でこの地域の側溝整備はまさしく水害対策として下水道事業との一体は、市の土木事業は側溝になるわけですが、一体の事業として取り組むべきではないでしょうか、市の考えをお聞きいたします。

質問の9番目は、清水沢団地の信号機設置についてであります。ことし1月10日に、清水沢団地の市道新浜泉沢線、清楽苑に入る十字路であります、バイクと自転車の衝突事故がありました。事故に遭った清水沢団地の住民の方は救急搬送され事なく一命は取りとめました。しばらくの間、入院をしておりました。清水沢団地は同箇所信号機設置を塩竈市に要望書を提出しております。質問は、この同箇所への信号機設置についてどうなっているのかお聞きをしたいと思っております。

これで第1回目の質問を終わりたいと思っております。お聞き苦しいところ、大変ご清聴のほどありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から9点にわたるご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、塩釜港についてお答えをいたします。海上防災基地の整備要望に関する今後の対応についてでございます。平成22年7月26日に、塩釜地区広域行政連絡協議会に対しまして塩釜商工会議所より「海上防災拠点整備の推進に関する要望書」が出されました。内容といたしましては、仙台塩釜港港湾計画が改定されて1年半が経過しているものの、空間利用計画として海上防災関連ゾーンに位置づけられております中埠頭の整備が進展しておらず、中埠頭を巡視船等の官公庁船対応の専用岸壁とする整備や、自然災害、人的災害などへの対策活動の中核拠点となる海上防災基地の整備など、具体的な計画策定に対し取り組みを求める内容でございます。

平成20年12月に改定された仙台塩釜港港湾計画では、物流機能の強化、埠頭の既存施設の再編、集約化、放置艇対策としての大規模収容施設の整備、また防災面では現在利用されている西埠頭及び中埠頭の物流機能を貞山地区へ移転させることにより、官公庁船及びポートサービス船等を中埠頭に集約させるものとなっております。

市といたしましても、要望書にある海上防災基地の必要性、重要性については十分認識をいたしておりますので、早速に整備が図られますよう、既に国県に対し働きかけを行っております。直近では本年7月の本県選出国會議員、国土交通省に対する塩釜港の整備促進に関する要望活動の際には、今回要望された内容を取り入れ、本市議会と連名で耐震強化岸壁などの海上防災関連ゾーンの早期着工と、港奥部の高潮対策護岸の整備促進を求めてきたところであります。また、日ごろ、宮城県との事務協議などの中でもたびたび要請を重ねております。今後は、塩釜地区広域行政連絡協議会等において要望の内容について共通認識を深め、一方でそれぞれの防災計画の中で市町村計画にどのように位置づけていくかなどの検討を行ってまいりたいと思っております。

また、同協議会が行う県への要望事項に盛り込むことなどについて協議会の中で諮ってまいりたいと考えております。

次に、仙台塩釜港港湾計画の航路水深マイナス9メートルについてであります。現行の仙台塩釜港港湾計画では、本航路の水深がマイナス9メートルの計画であります。埋没等により既定の水深が確保されていないため、直轄事業で現在、水深マイナス7.5メートルの航路の暫定しゅんせつ工事が行われております。今年度は2億7,000万円の事業費で昨年に引き続き

地蔵島灯台から内港の航路2カ所と外港航路の1カ所でしゅんせつ工事を実施し、来年度以降も継続してしゅんせつ工事が行われることとなっております。

塩釜港区の航路は、港湾計画上での水深はあくまでマイナス9メートルであり、本市といたしましては、現在のマイナス7.5メートルの事業は、マイナス9メートルの実現に向けた第1ステップと認識をいたしておるところであります。なお、マイナス9メートルの確保に向けた全体事業費は約280億円と推定されており、本年度も既に2回の中央要望活動を実施しております。今後も関係者の皆様にもご協力をお願いしながら、国県に積極的な要望等を行い早期整備を働きかけてまいりたいと考えております。

なお、いつごろからというご質問でありましたが、あくまでも港湾整備につきましては国並びに県の事業であります。我々はできる限り早くこのような課題解決に取り組んでいただきますよう要望活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、市内商店振興策についてご質問いただきました。

初めに、観光キャンペーンについてであります。本年10月から12月に、伊達な旅キャンペーンが開催されます。ご承知のとおり、平成20年10月から12月に開催されたデスティネーションキャンペーン、昨年同時期に開催された伊達な旅キャンペーンに続き本年も取り組むものでございます。このキャンペーンではJRを初め観光バス会社との連携で交流人口の増加を図りますが、本市の今年の取り組みといたしましては市内商店街への集客を図るため、伊達なバス旅という企画で観光バス5社、延べ22回の誘致をいたすこととなりました。商店街の皆様方の熱意により、昨年の3回から大幅に回数がふえ、大きな集客につながるものと確信をいたしております。

一方、伊達なバス旅に先行して今年5月から関東を中心とした大型観光バス誘致や街歩きの旅を数多く開催し、8月までの時点で2,000人余りの観光客が商店街を訪れていただいております。商店主やNPOやボランティア活動による心のこもったご案内など、地道な取り組みによりリピーターがふえることで商店街の振興につながっていくものと考えております。本市といたしましても、今後も商店街の皆様と一緒にしながらこのような動きに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、観光スポットの案内図等のご質問もいただきましたが、既に市内を回遊いただきます皆様方、このような資料を手に数多くの皆様方にご散策いただいているお姿をごらんいただいたことと考えております。

次に、商店街振興策のうち昨年度、1割増しどっと商品券についてご質問いただきました。昨年にかわる振興策として現在、地元の商店、商店街の本当の魅力を発見していただき、たびたび足を運んでいただくため、「塩竈私の好きなお店大賞」を展開させていただいております。このイベントは7月と8月の2カ月間、市内外にお住まいの高校以上の約1,000人の方が覆面調査員として参加店106店の中から好きなお店を1店選びアンケートを行っていただいております。これら調査にご協力いただいた方々には市内の参加店で使える1,000円のお買い物券を進呈し、再び商店でお買い物や飲食など回遊していただくという試みでございます。今後、アンケート結果の集計分析を行っていき、その結果をもとにお客様に本当に選ばれるお店をテーマに、商店、市民、専門家をパネラーとして11月21日にシンポジウムを開催いたします。この席上でお店大賞を発表、表彰させていただきます。ぜひ多くの皆様方にご参加をいただきたいと考えております。

また、9月26日には、壺番館の1階ボックスショップにかわりまちの駅がオープンいたします。まちの駅とは全国協議会を組織している、いわばまちの中のアンテナショップでございます。現在、さまざまなまちの駅が全国で1,661カ所が開設されております。県内では本市が初めてとなります。今後も関係機関と連携を図りながらお一層商店街、あるいは商店主との振興のための支援を行ってまいります。

次に、本町の市道についてご質問いただきました。この道路は、宮城県公安委員会が道路交通法に基づき道路の区間を指定して一方通行の規制を行っている路線であり、平成20年度、まちづくり交付金事業を活用して整備を行ったものであります。道路整備に当たりましては、具体的には塩一小に通学をいただいております児童生徒の通学路でもございますことから、平成19年度、学校関係者及び沿道の方々と意見交換を行い、宮城県公安委員会との協議の結果、路線の幅員8メートルのうち、車道については3.5メートル、西側歩道2.5メートルのほか、東側に路肩を2メートル設けたものであります。これは沿線の商店が荷さばき等を行う車両スペースを考慮した幅員構成とさせていただきました。

ご質問の車どめポールは、東側の路肩に設置をしておりますが、車両が歩行者通行帯に乗り上げ駐停車することが想定されますことから、歩行者の安全確保を図るために設置をいたしましたものであります。なお、沿道利用の方々と今後の対応策についてご協議をさせていただきたいと考えております。

次に、介護保険次期介護保険事業計画についてご質問いただきました。介護保険事業計画は、

高齢者の方々等が住みなれた地域で健康に生き生きと暮らしていただけますよう、保健・医療・福祉サービスの一体的、総合的な提供体制を充実するなど、介護保険制度の円滑な運営を推進するために介護保険法により3年を1期として計画の作成が義務づけられているものでございます。現在の第4期計画は平成21年度から平成23年度までを計画期間といたしており、次期計画である平成24年度から平成26年度までの第5期計画につきましては、平成23年度までに取りまとめを行う予定でございます。

第5期計画は平成27年に、いわゆる団塊の世代と呼ばれます第1次ベビーブーム世代が65歳以上の高齢者となりますことから、高齢者の現状と今後の動向を把握をするとともに、これまでの介護サービスの基盤整備及び保健福祉施策の取り組み状況についての問題点、今後の取り組むべき課題を検証し、介護保険事業計画の基本理念に掲げる市民一人ひとりが健やかに生き生きと安心して暮らせるまちを実現するため、これからの高齢者に対する福祉の基本的な考え方を整理してまいりたいと考えております。

また、国の動きといたしましては、社会保障審議会の介護保険部会におきまして、次期制度改正の議論を行っており、最終的には11月ごろの取りまとめを行う予定とお伺いをいたしております。

また、現在、国において各介護事業者へのアンケート調査を行っております。本市といたしましても具体的な内容等がわかり次第、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するため、アンケート調査を実施し、次期計画に反映してまいりたいと考えております。

子供の医療費無料化についてご質問いただきました。同制度の拡大についてであります。乳幼児医療費助成事業につきましては、乳幼児の適正な受診機会の確保を目的といたしまして、昭和48年、県の補助事業として制度化され、現在、入院につきましては就学前まで、外来につきましては2歳児までが助成の対象とされております。本市では外来の助成につきましては県の制度に上乗せし、3歳児までを対象といたしておりましたが、議会の皆様方からのご要望等も受け、平成21年度からはさらに就学前までに拡大し、助成することといたしました。

また、二市三町では、ご質問にございました利府町が本年6月の議会で小学3年まで対象範囲を拡大することとなり、10月から実施するという内容は承知をいたしております。

本市といたしましては、対象年齢を平成21年から就学前までに拡大をさせていただいたところでございますので、他市町の動向も判断をさせていただきながら、まずはこの助成内容、地域にしっかりと定着をさせていただきたいと考えております。

次に、障害者自動車等燃料費助成事業についてお答えをいたします。

精神障害者への自動車燃料費助成券を現行の1枚1,000円から、場合によっては1枚100円にというお話であります。この障害者自動車等燃料費助成制度は、身体、知的、精神に重度の障害のある方々が、日常生活や社会生活を営むために利用される自家用自動車の燃料費の一部を助成するもので、燃料費助成券の額面、本市の場合は1,000円といたしておりました。また、対象車両には自動車のみならず原動機付自転車も対象とする内容でございます。本年から原動機付自転車の利用者から申請が出されております。原動機付自転車ですと、500円券であればお使いいただきやすいのかなと今考えております。このため、原動機付自転車等の利用の申し出があった場合につきましては、特例として1,000円券を500円券2枚のつづりとして準備をさせていただきたいと考えているところでございます。

精神、知的、身体障害者のため、入院している方々への自動車燃料費助成券申請の取り扱いについてご質問いただきました。現行では入院が3カ月を超えた場合、支給対象から外れることとなっております。この事業の趣旨は障害者の方々の自立と社会活動への参加を促進するというところでございまして、長期に入院されている方々が一時的に帰宅されるといったようなケースについては、現在、助成対象とはいたしておりません。この取り扱いについてはタクシー利用券についても同様とさせていただいているところでございます。しかしながら、退院された場合につきましては、年度途中でありましても速やかにこのサービスを利用できるような対応をさせていただいておりますので、ぜひ担当の社会福祉事務所の方へご相談をいただければ大変幸いかと考えております。

次に、市の教育についてご質問いただきました。サマースクール、少人数指導につきましては、本市で平成20年度に策定した、塩竈市学力向上プランに基づき進めているところでございます。学習習慣の形成を目的としたサマースクールは、3年目の実施となりました。また、本市独自予算で基礎学力の向上を目指す少人数指導につきましても、昨年度の課題や成果を踏まえ取り組んでおります。そして、学力、学習状況調査の結果からは、少人数指導の成果が確実に出てきているものと考えております。なお、この取り組みにつきましては、夏休み期間中も当然のことではありますが、学校に出勤をされている各教諭の皆様方から多大なるご協力をいただいたことに心から感謝を申し上げるところであります。

なお、残余の部分につきましては、教育長よりご答弁をいたさせます。

次に、NEWしおナビ100円バスについてお答えをいたします。NEWしおナビ100円バス、

市内15分交通体系の確立を目指し、平成20年10月から試験運行を開始し、本年2月からは本格運行を開始し、累計の乗客数8月末までに6万7,000人に達しております。現在、平日の午前8時から午後3時の間で午前2便、午後1便の計3便による定時定路線停留所方式による運行を行い、運行路線につきましては、本塩釜駅を起終点とした東南部、北部、西部の各地区を経由する1方向のループ方式による運行形態とさせていただいております。

本運行に当たりましては、バスやタクシー事業者など関係者の方々や市民の方々が参画する地域公共交通会議からのご意見を受け、新車両を導入し、小松崎地区への乗り入れなどのルート変更を初め、バス停の増設や本塩釜駅へのバスシェルターの設置など試験運行を踏まえた改善を行いました。おかげさまで、乗客数も試験運行時より増加し、1日当たり約170名の方々にご利用をいただいております。

土日運行や増便についてのご質問でありました。総合交通体系の確立は、やはりバスやタクシー業界の方々のご協力など他の交通機関の役割も極めて重要であり、行政と各交通事業者との調和のとれた対応が必要であると認識いたしております。地域公共交通会議におきましても、しおナビ100円バス及びNEWしおナビ100円バスの運行開始により、タクシー事業者への影響が極めて大きいというご意見もちょうだいいたしました。当面は平日の3便を基本とし、本格運行の定着に努めてまいります。

また、路線、バス停の見直しについてご質問いただきました。利用者を初めとした市民の方々のご意見を参考に安全性と利便性に配慮しながら、関係機関ともなお調整を行ってまいりたいと考えております。今後とも公共交通につきましては多くのご意見をいただきながら、コンパクトシティの特性を生かしました市内15分交通体系の確立をなお目指してまいりたいと思っております。

なお、停留所へいすの設置等のご要望もいただきました。このNEWしおナビ100円バス、狭い道路にもできるだけきめ細かに入り込んでおりますが、やはり道路交通の安全性という観点から設置できる場所、設置できない場所等を峻別し、対応してまいりたいと考えております。

次に、伊保石地区の水害対策についてご質問いただきました。土木行政と下水道事業の一体の事業についてでございますが、市民生活に密着する生活道路など小規模な工事につきましては、現在、道路維持費で対応を行っており、今年度の予算総額1,985万円となっております。市民の皆様方からは歩行環境の改善、舗装の破損補修、側溝整備・修繕など道路に関するさ

さまざまな要望が寄せられております。限られた予算の中での対応となりますことから、でき得る限り、有効に予算を活用させていただくという観点から、危険度でありますとか、小・中学校、福祉施設などの公共施設との近接度合い、交通量、沿線環境などを総合的に判断しながら優先順位を定め、事業を進めております。

伊保石地区の雨水未整備箇所につきましては、この地域の農地等の開墾に合わせて整備された路線でありまして、幹線道路と異なり、当初、その利用が地域の皆様方に限定されていたことなどから、側溝の整備などもおくれ今日に至っております。

なお、梅宮浄水場前から市道伊保石1号線に至る道路につきましては、さきの6月定例会におきまして鎌田議員からも同様のご質問があり、状況等を確認させていただき、今年度、下流側から一部整備に着手するよう準備を始めたところでございます。

残る2路線につきましては状況等を確認をさせていただきながら、全体での緊急性等を考慮の上、検討させていただきたいと考えております。

最後に、清水沢団地の信号機設置についてお答えをいたします。本年1月10日に清水沢団地内の清楽苑入り口交差点において交通事故が発生し、地元町内会からは1月27日付で市に対し同所への信号機の設置要望が出されております。市といたしましては、信号機設置は公安委員会の所掌事務でございますので、これを受け早速2月2日に塩釜警察署へ要望を行ったところであります。その際、塩釜警察署からは宮城県警察本部では県内で毎年、県内全体として約40基の信号の設置予算が配分をされております。信号の要望は県内各地からございませぬため、事故の件数、交通量等をもとに優先順位をつけ整備せざるを得ない状況となっております。そのため、本交差点へ早急に信号機を設置することはかなり難しいのではないかとこのお話をちょうだいいたしました。また、信号機設置の基準につきましては、平成16年、警察庁より各都道府県警察本部長あてに信号機の設置の指針が示されているところでございます。市といたしましては、このような内容については十分了知はするものの、既に事故等が発生しておりますので、地域安全の観点からぜひ取り組みを早めていただきますようお願いをさせていただいたところでありますし、今後もさまざまな機会に同じ要望をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から市の教育についてお答えいたします。

まず、サマースクールについてでございますけれども、各学校で今年度、5日間行われました。その中で約5,000人を超える児童生徒の参加があり、参加率としては市内全体の約4割に当たるものでございます。サマースクール実施後、児童生徒のアンケートによりますと、約9割の子供が苦手な割り算がわかるようになり、参加してよかったとか、夏休み中、家で勉強するより学校で勉強の方が集中してできてよかったなどの感想が寄せられております。学校では、議員お話しのとおり、独自の課題や市教育委員会で策定した課題を使って教員や市予算での支援員が指導に当たりました。しかし、低学年の参加や生徒の質問に対する指導方法などを課題と考えております。今後とも参加を促すよう工夫し、一層の参加を図るとともに、子供たちの学習習慣の定着につなげてまいりたいと考えておりますけれども、教員の負担につきましては、サマースクールの趣旨を理解し、各学校の教員が熱意を持って子供たちの指導に積極的に指導に当たってもらっておりますことを私の方からも感謝しておるところでございます。

次に、少人数指導と少人数学級についてでございますけれども、少人数指導は、基礎学力の向上や学ぶ意欲を高めるのに大変効果があり、期待できます。一つのクラスを二つ、ないしは三つのグループに分け、子供たちの習熟度などに合わせて学習するものです。そのためには、本市では本市独自の予算で小学校5年生の算数の指導のために当たっております。なぜ小学校5年生なのかというと、まず、算数の教科書につきましては非常につまづきが多い教科であるということ、5年生になりますと、1年生から6年生までの間で一番学習内容が多いということ、それに5年生になりますと、例えば割合とか百分率とか、歩合とか、そういうことが入ってきて、先ほどお話ししましたようにつまづきが多く見られる。と同時に、今回、合同、図形、直方体、立方体というものが加わり、新たに学習内容が加わったということから、塩竈市としてはあえて小学校5年生の算数ということにしておりますけれども、そのほかに県から加配してもらっております教員については、他の学年、他の教科においても行っているところでございます。

少人数学級は、現在、法的に40人が上限になっている学級の人数を少なくするもので、宮城県では現在、小学校1年生、中学校1年生の学級の人数を県独自として35人としております。少人数学級はきめ細かな指導が可能であり、基本的な生活習慣や社会のルール等を身につけさせることが容易になるとともに、子供たちの学習意欲を引き出し、いじめなどの問題行動も減少することが期待できるものでございます。

次に、文部科学省の来年度概算要求と少人数学級の推進計画についてでございますけれども、文部科学省は現在、小学校1、2年生の35人学級実現に向けて定数改善計画を策定し、来年度、概算として約7,800人の教員定数の増を考えておるところです。また、年次計画で平成30年度までに義務教育を受けるすべての学年で少人数学級を推進する計画を発表しております。また、少人数学級推進計画は、新学習指導要領の円滑な実施や、教員が子供と向き合う時間の確保により高い教育の実現を目指すもので、このために文部科学省では30年ぶりに40人学級を見直し、35人ないし30人学級の実現を目指しております。

市といたしましては、少人数学級につきましては、先ほど申しあげましたように学習面、生活面の両面で効果が大きく学力向上につながるものと考えておりまして、文部科学省に対しては全国都市教育長協議会、県に対しましては、県で行います教育委員長、教育長と県教委との懇話会等の席において教職員定数の改善、学級編成基準の緩和について要望しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） まず最初に、その港湾の行政について2点についてお聞きをいたしました。そこで、もう一回確認をしたいんですが、私がお聞きしたいのは、こういう前段述べられたことも含めて認識をしているということや、あるいは国会議員を通じての国土交通省のさまざまな要望等も取り入れているということですが、10月には先ほど述べられたように広域行政連絡協議会等が開かれます。

まず、ここで1点お聞きしたいのは、市長としての軸足はどこに置いているのか。つまり、要望書が出された際の考え、要望について、つまり地元の熱意が伝わるように市長の立場は踏まえているのかどうか、どこに軸を置いているのか、その点についてもう一度、再確認のためにお聞きをしたいと思うんです。これは県、国に対して要望していくというのは政治行動としては当然必要ですが、その点について1点、お尋ねをしたいと思います。

それに係る問題になってきますと、やはり業界の方々が望んでいるのは、やはりそうした貨物取扱量をどうふやして塩釜港の事業量をふやしていくのか。この間、ずっと減ってきた中で、ではいつの時期から9メートルになるのか、早期というのは確かにそのとおりで、県への要望や陳情活動はそのとおりかもしれませんが、問題は、そうした荷受け関連の業界の方々が望んでいるのは時期の問題、それがはっきりしないと、今の航路しゅんせつですと部分部分なんですね、ところどころという形ですので、トータルで9メートルしゅんせつのそ

うした時期が望んでいる課題ですので、そこら辺の関係の立場でのこうしたことについてどのように市長として判断し、あるいは必要な意見交換等や地元のそうした考えを酌んでいくのか、その点をお尋ねをしたいと思うところであります。

それから、もう5分程度しか時間がありませんので、あとは商業関係は、私も改めてチラシ等を拝見しました。こういった4種類のチラシを過般、配られて市の窓口の下の方にも置かれているわけですが、これは9月、12月のこういったバスツアーのさまざまな商品企画がございます。読んでみるといろいろなコースが設定されていて気軽に参加できるなという設定です。先ほど私が述べたように、塩竈のそういった観光の一つの事業の目玉も出ていますので、こういった商品企画や全国に塩竈のよさをもっとPRするようないろいろな働きかけ、仕掛けをぜひつくっていく方向を、今年度は今年度で既に商品化されているわけですから、こういった対応についてしっかり踏まえてもらいたい。

実は日本共産党の赤旗の日曜版に塩竈の千賀の浦の紹介をしております。たしか全国で日曜版読者というのは190万部ですか、いらっしゃいます。190万人の方がまず塩竈の紹介を見て一度は行ってみたいと。教育委員会のこの間、渡された千賀の浦の景観のシンポジウムを読ませていただいて、市長も最後のくだりで京都にわざわざ行って、関西の方は塩竈を実はほとんど知らない、というくだりでお話ございました。たまたま源融の関係でシンポジウム、京都とのさまざまな交流を図ったようではございますけれども、そうしたPR度といいますか、情報の発信度といいますか、そういう仕掛けもしっかり踏まえて行っていただければというふうに思います。

あとは時間もさほどないので一つ、子供の医療費、決算でも踏まえた金額になっております。定着はしつつあると思うんですね。定着はしつつあるわけで、この取り組みを図るならば、例えば就学前の子供さん、保育所にかかわる子供さんというのは、どうしても医療にかかる件数は多くなりますが、小学校に上がるとそうした医療費そのものがむしろ少なくなるというか、もちろん、手のかかる時期か、小学校以降は健診もしますし、そういった取り組みを進める中で、しかし、一助になることは疑う余地がありません。ですから、そういう点でぜひそういった取り組みをご検討していただき進めていただきたい。

それから、教育について1点だけ。30人学級、秋田県がなぜこれほど教育学習が進んでいるかという、12人以下、宮城県は22.4%なんですね、たしか県教委。秋田県は12人以下25で1位だそうです。13人から25人が20.1、秋田県は28、数字は省きますけれども、やはりこう

いった少人数学級から30人以下の教育のこういった学級編成によって学力向上に資することは間違いありませんので、そこら辺の考えだけ最後に確認をしておきたいと思います。

時間がありませんのでその他は譲ります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 港湾の関係について再度ご質問いただきました。先ほど触れさせていただきましたように、例えて言えば10メートルの道路が3メートルか4メートルの幅しかないというのと今の塩釜港の本航路は同じ状況にあるわけでありまして。できる限り9メートルに一日も早くというのが私の思いであります。ただ、繰り返しになりますが、280億円を超える予算が必要だということでありまして、港湾事業としても一大事業になるかと思いますが、我々はこの航路しゅんせつに塩釜港の成否をかけているわけでありまして、あらゆる機会をとらえてぜひその重要性、必要性をひざを交えて訴えかけてまいりたいと思っています。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 少人数学級につきましては、先ほども申しましたように大変効果があるものと私どもも期待しておりますので、今後とも国なり県なり、いろんな機会を利用して要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番浅野敏江君。（拍手）

○9番（浅野敏江君）（登壇） 今定例会におきまして、公明党を代表し、一般質問をさせていただきます浅野敏江です。

今回は主に高齢者の福祉行政並びに地域活性化についてご質問いたします。市長初め、ご当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、福祉行政の一環として高齢者支援の課題と対策についてお聞きいたします。

昨日、敬老の日を祝して第4回高齢者祭りが社会福祉協議会、塩竈市高齢者福祉奉仕団主催

で大勢のご高齢者の皆様の参加のもと、盛大に開催されました。皆様、この日を楽しみにしていらしたとのことで、熱心にステージの演奏や公演に聞き入っていました。また、スポーツコーナー、お茶席、マーサージコーナーなども長蛇の列をつくり、大変にぎわっておりました。

敬老の日に合わせて15日に発表された総務省の推計によりますと、65歳以上の高齢者は前年に比べ46万人増の2,944万人、総人口に占める割合は23.1%となり、過去最高を更新しました。老人福祉法が制定され初めて100歳以上の長寿者が公表された1963年に153名だった100歳以上の方は、今や4万4,449人に至りました。記録によれば平均寿命も当時と比べ10歳以上も延ばし、現在、女性86.44歳、男性79.59歳となり、日本は半世紀をかけて世界に冠たる長寿大国になりました。これは医療や福祉、生活水準の向上があった証左であります。しかし、世界に類を見ない速さで進む高齢化に、現在、さまざまなゆがみが生じ、現代社会が対応し切れていない問題が起きているのも事実です。

ある新聞の社説に、この夏、全国で次々と明るみになった高齢者の所在不明問題、長寿社会の裏面に広がる荒涼たる風景にこの国の行く末への不安を覚え、憂いを深くした人も少なくないに違いないとありました。私もそのように感じた一人であります。

政府与党における介護や年金、医療など老後を支える社会保障制度は一向に固まらず、高齢者をねらった悪徳商法、老人虐待、孤独死などのニュースも後を絶ちません。

塩竈市統計書平成21年度版によりますと、65歳以上の高齢単身者数は1,612名、そのうち75歳以上が386名、85歳以上が133名と、ひとり住まいの高齢者が多いのが顕著にあらわれています。市内でこの夏、だれにも看取られずに一人亡くなられた方もいるとお聞きしています。そのような孤独死を初め、高齢者が抱えている諸問題があると思いますが、高齢者支援を行ってきて現在見えてきた課題とその対策についてお聞かせください。

次に、介護の推進についてお聞きいたします。

公明党では昨年11月、全国の3,000名以上の公明党議員による介護総点検運動を行いました。調査対象は介護認定者、介護家族を初め、介護事業所、介護従事者、そして全国市町村です。本市におきましても、快くアンケートにご協力いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

調査の一例を申し上げますれば、例えば「介護をどこで受けたいか」との問いに、入所系の介護施設48.1%、自宅43.4%とほぼ同数で、病院は10.7%でした。「どんな介護サービスを受けていますか」の問いには、デイ・サービス64.8%、ショートステイ30.7%、ホームヘルプサービスは28.9%と高く、訪問看護、訪問入浴は10%台と低い利用度となっております。介護保険制

度が開始して10年、本市におきましてもサービスを受けていらっしゃる高齢者は年々ふえております。それだけ介護サービスについての理解と活用が進んだということだと思います。

そこでお聞きしたいのは、離島での介護サービスの利用状況です。浦戸諸島、桂島、野々島、石浜、寒風沢、朴島の各部落にお住まいの高齢者の皆様の介護サービスは市内にお住まいの方と同様に介護認定者のニーズに応じて選べるのでしょうか。離島のため介護サービスに制限があるのではないのでしょうか。8月31日、現在の浦戸諸島の人口は588名、そのうち65歳以上は315名、高齢化率は実に50%以上です。島の皆様はカキやノリ等の養殖に従事されている方が多く、現役でお元気にお仕事をされている方がほとんどです。しかし、体調を崩され大病され一たん入院されると、そのまま介護施設に入所され、島の自宅で介護を受けている方は少ないように思われますが、浦戸諸島における介護の現状をお聞かせください。

私たち公明党は、昨年12月12日、公明党斉藤政調会長を要請し、浦戸諸島の朴島、桂島、野々島、石浜を中心に視察しました。全区長、島民の皆様から島全体に対するさまざまなご要望、ご意見をお伺いいたしました。その内容等につきましては、昨年12月定例会で一般質問したとおりです。

視察の目的の一つは、一人の島民の声にこたえるためです。何とかこの島で介護が受けられるように旧浦戸第二小学校を利用できないものかというものでした。浦戸諸島は、文化財保護法、市街化調整区域、また鳥獣保護法など特別名勝松島の法律の厳しい規制があり、新たに施設など大きな建造物を建てることができません。しかし一方、離島振興法第11条、「高齢者の福祉の増進に高齢者が居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする」とあります。本市はこれまで離島の高齢者対策としてどのような施策を行ってきたのかお聞かせ願います。

また、旧浦戸第二小学校の活用についてこれまでの取り組み、今後のお考えについてお聞かせください。

私たち公明党では、ことし8月に公明党宮城県代表石橋県議会議員と、全国に介護福祉施設等を展開しているある社会福祉法人の施設責任者の方々と一緒に桂島の旧浦戸第二小学校を改めて視察させていただきました。当該公社は、桂島と石浜部落を結ぶ高台にあり、校舎2階からの眺めは太平洋を広く見渡され、青空と海と緑の松林が眼前に広がる絶景であります。教室のほかにも体育館、給食室、宿直室に使われたと思われる和室、木々に囲まれた校庭等々、視察をされた施設長さんもこの建物を活用しないのはもったいないと言われておりました。

しかし、残念ながらこのままでは廊下の幅や天井の高さなど介護施設として使用するには規定に合わないとの判断でした。しかし、この施設をヘルパーステーションとして各島々の居宅介護サービスができるヘルパーの拠点に活用してはどうか。と同時に、元気な高齢者のサロンの空間に利用してはどうかとのアイデアをいただきました。小学校を巣立った子供たちが書き残した絵や習字を張り出し、2階の教室に畳を敷き、軽い食事や昼寝ができ、のんびりと一日を過ごせる高齢者の居場所づくりとして、時には島を離れた子供たちや孫たちとの交流の場として活用できないでしょうか。そうすることにより浦戸諸島が日本のどこにもない高齢者が安心して生涯、島で暮らせる魅力ある介護の島のモデルとして全国に発信できるのではないのでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、観光と商業の活性化についてお尋ねいたします。

現在、浦戸諸島の野々島において、浦戸フラワーアイランド構想のもと、休耕田を利用し、市内、市外のボランティアの方々によってラベンダー等の花畑が見受けられるようになってきましたが、現状と今後の活用予定についてお聞きいたします。

平成21年度の市営汽船の利用、団体客が前年度より約300名ほどふえている報告が今回決算委員会で明らかになりました。これまでの取り組みがようやく成果に結びつき出したようで大変感謝しております。今後、新たな観光客に島のよさを知っていただくとともに、リピーターに飽きられない新たな魅力を発信し、交流人口をふやすことは、人口減少に歯どめをかけ、定住人口の促進を図るためにも喫緊の問題と思われれます。

私たち公明党会派は、8月の初めに北海道富良野市と帯広市を視察いたしました。富良野市は、かつて有名な人気テレビ番組で瞬く間にその名前と美しい自然の映像が全国に紹介されました。現在、富良野市は四季折々変化する美しい自然の風景を観光客誘致の重要な要素として戦略的に結びつけ、観光作業を市の重要施策として取り組んでいます。観光消費がもたらす効果を総観光消費額、観光関連産業での所得、雇用などの直接効果と、原材料購入波及効果、市内企業に及ぼす波及効果などを調査し、平成12年度に292億円あった観光客関連消費額を平成18年には301億円に、関連企業の雇用人数は1,822名から3,231名と約2倍にふやしており、富良野市は観光が基幹産業に成長したことを物語っております。現在、富良野市、美瑛町、帯広市を結ぶ北海道ガーデン街道が、観光事業として国内はもとより中国、韓国等海外からも多くの観光客を呼び込んでいます。

その中で今回、私たちは帯広市の紫竹ガーデンを訪れました。1万8,000平方メートルの敷

地に2,000種類以上の草花、エゾマツやポプラなどの樹木、ラズベリーなどの数多くの果実が四季折々、訪れる観光客を魅了して飽きさせません。現在、84歳の女性のオーナーが22年前、一人で始められた花畑が、現在、海外からのツアー団体を迎えるまでに発展したそうです。厳冬には樹氷を、遅い春は一斉に咲く花々とジャムの販売、緑豊かな夏はハーブを中心とした食材や紅茶を提供し、秋はあふれる紅葉を商品としてホームページに美しい写真を載せ、全国に発信しております。

本市において現在取り組んでいるフラワーアイランドをこのような戦略的観光の材料として本格的な島の観光産業に展開するお考えがあるのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、基幹産業である水産界の活性化のためにも塩竈市仲卸市場とマリゲートを関連させて一大観光拠点にするお考えはないでしょうか。現在、仲卸市場の一角で観光客の皆様が購入したイカやサンマ、サケなどを市場の方で炭火で焼いてあげ、その場でお客様に食べていただいておりますが、これまでと違う取り組みに大変好評を得ていると伺っております。また、マリゲートでは先週の土曜日、マリゲートのウッドデッキを利用してさまざまな音楽演奏を行い、軽食と飲み物を提供し、大勢の市民が一日を楽しんだと伺っております。ぜひこのような取り組みをこれからも開催していただきたいものです。

魚食普及活動と魚食消費流通活動に力を入れている水産のまち釧路市の取り組みも今回学んでまいりました。商人同士、またはお客様と商人の関係を和をもって商うとの意味から和商市場と呼ばれている市場が戦後間もないころ、釧路駅前にできました。その後、何度も増改築され、現在では魚屋、八百屋、お菓子屋、食堂など1,000店舗以上がひしめいている様子は、まさに市民の市場としてなくてはならない市場であり、多くの観光客にとりましても魅力ある観光スポットとなっております。

一方、そこから3キロほど離れた釧路川のほとりに建てられたフィッシャーマンズワープという施設の岸壁側に大型テントが張り出され、1台に6人から8人くらい同時に座れる長いすを置いた20台ほどの長方形の炭火焼きの炉が設置されておりました。その場で購入した魚介類等を自分たちで焼きながら飲食を楽しむ家族連れや仕事仲間のグループが、席のあくのを待ちながら夏の夕暮れを楽しんでおりました。このテントは4月から10月まで営業し、夏は夜10時まで開いていて、観光客もよく訪れているとのこと。本市において和商市場のような仲卸市場と、フィッシャーマンズワープの大型テントの炉端焼きの要素をマリゲートに取り入れて、二つの施設を往復できるような仕掛けができないでしょうか。マリゲート

トウッドデッキを利用した生演奏と魚介類の炭火焼きを楽しみ、向かいの仲卸市場を船で結び、きれいになった海辺の賑わい地区での散策を楽しんでいただき、観光客を歴史豊かな本町かいわいから、食とイベントのマリンゲート、庶民の台所仲卸市場、そして松島湾に出て浦戸諸島へと観光客をいざなう動線を図ってみてはいかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

最後に、9月26日のオープンを前に準備に忙しい様子が見受けられる県内初のまちの駅の経過と概要、目的についてお聞きし、1回目の質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 浅野議員から福祉行政と観光と商業の活性化、2点についてのご質問をいただきました。

まず、福祉行政についてお答えをいたします。例えば所在不明問題、あるいは孤独死といったような高齢者の生活に大変厳しい問題、課題が山積をいたしております。我々も同様の認識であります。本市の65歳以上の高齢者人口、平成22年6月末現在で約1万5,000人でございます。高齢化率が26.8%となっております。平成27年度には昭和22年から24年生まれの団塊の世代の皆様方が65歳を迎えますことから、この時期には高齢化率が30%を超える見込みでございますので、今後はさらなる高齢者支援が重要な課題と認識をいたしております。

本市といたしましては、高齢者の皆様方がこの住みなれた地域社会でいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための環境づくりが極めて重要と考えております。高齢者の健康の維持増進とともに、社会参加の推進や生きがいづくり事業に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

議員の方から高齢者祭りにご出席をいただいた感想をちょうだいいたしました。私も出席をさせていただいておりましたが、1,500人を超える皆様方が一堂に会されまして、さまざまな交流を図っておられました姿、大変うれしく帰ってまいりました。ぜひこのような機会を数多く創出することに努力をいたしてまいりたいと考えております。

事業の一端をご紹介をさせていただきますと、高齢者の外出支援といたしまして実施をいたしております生き生きシルバー号運行事業につきましては、老人クラブ、あるいは町内の方々を中心に健康づくりや研修、福祉活動などに年間90回以上ご活用いただいております。介護予防策として家に閉じこもりがちな方々を対象にした生き生きデイ・サービスや、これ

まで進めてまいりましたダンベル体操などの運動教室、あるいは転倒予防教室の開催、出前講座の実施などの取り組みもなお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、塩竈ならではのマグロにちなんだオリジナル体操、塩釜トロットとエクササイズの普及に努めており、ご高齢者の方々だけでなく広く健康づくりと介護予防につなげてまいりたいと考えております。

また、ひとり暮らしご高齢者への対策につきましては、保健師の訪問指導を初め緊急通報システム、軽度生活援助、生き生きデイ・サービス、配食サービスなどの事業を引き続き行ってまいりたいと考えております。

今後の主要なテーマでございます介護予防などを重点的に取り組み、地域社会でご高齢者の方々が、健康で生きがいと誇りを持って生活できるための環境づくりや福祉の充実に、なお一層努力をいたしてまいります。

そういった中で、離島における介護の推進についてご質問いただきました。浦戸における今年3月末現在で要介護認定者は38人となっております。65歳以上のすべてのご高齢者に対する要介護認定者の割合は、市内の15%と比較いたしますと、浦戸地区は12%と若干低い状況であり、ご健康なご老人の方々が多いのかなというふうに判断をいたしております。一方、浦戸地区の要介護認定者で介護施設等に入所している方々や介護サービスを利用していない方々を除くと、15人の方が在宅の要介護者となっており、ホームヘルプサービスやデイ・サービスなどの在宅サービスを利用されておられます。在宅の要介護者の方々への介護サービスといたしましては、現在のホームヘルプサービスに加え、訪問入浴等のサービスについて事業者への働きかけを行っており、訪問サービスの拡充に取り組んでいるところでございます。

議員の方から離島ゆえの制限がないのかというご質問でありましたが、このようなホームヘルプサービスに従事されるヘルパーの方々、浦戸でございますと、どうしても船でということになりますが、現行の介護保険制度の中ではどうもこういった移動費がなかなか厳しいというような状況にございまして、ヘルパーの方々の自己負担で足を運んでおられる方々等もおられるやに聞いております。我々、行政としてもこういった課題に今後、真剣に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

また、現在、浦戸ブルーセンターにおきましては、ご高齢者の介護予防を図るため、要介護状態になるおそれのある方々を対象に浦戸生き生きデイ・サービスや、元気なご高齢者の

方々を対象とした浦戸元気塾を浦戸診療所と連携をして展開をさせていただいており、これまで延べ191人の方々にご参加をいただいております。今後に向けましては、ご高齢者の皆様方が集まり、交流ができる場を提供させていただくような取り組みも積極的に実施していく必要があるというふうに考えているところであります。

次に、旧浦戸第二小学校の活用についてご質問いただきました。老人福祉施設としての活用などにつきましていろいろな事業者の方々から現地をご訪問いただいております。浅野議員にもいろいろお骨折りをいただいております、感謝を申し上げますところではありますが、施設規模でありますとか、医療機関との連携などの問題からなかなか進展がいたしておりません。今後に向けましては、ご提案のありました生き生きデイ・サービス、あるいはサロンの事業展開の場としても検討させていただきたいと考えておりますが、何せ高台にあり、地元からご高齢者の移動手段などの課題が指摘をされているところでございます。今後も窓口を広げながらその活用方策を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、浦戸第二小学校の具体的な活用方策というご質問でありました。例えばヘルパーステーション、サロンの利用もできるのではないかなというご質問であったかと思っております。現在、校舎屋内運動場とも地域住民の皆様方の地域活動やスポーツ活動などで利用いただいておりますほか、地元以外では子供会、社会教育団体、サークル等により主に夏場を中心に野外活動、研修などで利活用いただいております。平成21年度には地元以外で14件、延べ38日間の利活用をいただいたところであります。まだまだ活用ができる余地がございますのでさらなる有効活用が図れないか。ご提案のヘルパーステーション等もを含めて検討させていただきたいと考えております。

次に、観光と商業の活性化についてご質問いただきました。フラワーアイランド野々島の現状についてご質問いただきました。現在、野々島の新田圃地区を中心にさまざまな花を植栽し、島を花いっぱいにするという運動、NPO法人の方々に取り組んでいただいております。

市といたしましては、同地区の活性化のため、平成17年から土地の使用を許可するとともに、フラワーアイランド野々島のボランティア活動に参加する方々への市営汽船乗船料の減免、さらにはラベンダーを活用しての体験交流のイベントなどを開催するなど、浦戸振興に取り組んでいるところでございます。NPO法人の活動につきましては、浦戸地区の学校や市内

の企業も参加し、花壇づくりに取り組んでおられ約5年が経過をいたしておりますが、2万8,000平方メートルの土地で除草作業などで大変悪戦苦闘いただいていると認識をいたしております。

このフラワーアイランドを将来的には富良野のような観光スポットにできないかというお話でございました。富良野では法人化をされた観光協会等が組織的に観光農園活動に取り組まれているとお伺いをいたしております。富良野の事例のようになっていただければ、将来的には大変うれしいと期待をいたしているところではありますが、浦戸では管理や除草などを初めとしてすべてボランティア活動で行われており、規模の違いもございませうことから、現状で富良野のよきということについてはややハードルが高いのではないかと認識をいたしております。しかし、NPO活動に共感し、浦戸を育てていただきたい人々の知恵とお力をおかりしながら、理想像に向けて歩んでまいりたいと考えております。今後とも交流人口増加につながるようボランティア活動に対する支援を継続しながら、小さな観光スポットとして活用し、NPO法人や島民の方々とともにその輪を広げ、将来は朴島の菜の花、桂島のホウズキ、そして野々島のラベンダーがまさに島の花回廊としてつながっていくよう、なお我々も努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、仲卸、マリゲートを観光の一大拠点としてはどうかというようなご提案でございました。先日の音楽演奏会、私も足を運ばせていただきました。今までと違つた若い客層の方々が多数ご参加をいただき、たしか日曜日の夜8時まででしたか、本当に大変なにぎわいをいたしてございました。できればこういったことが月に何回も開催されながら、地域全体にその波及効果が広がればという思いで帰つてまいりました。

現在、仲卸市場には事前に予約された観光バスのお客様だけでも年間約3万2,000人の方々に訪れていただいております、またマリゲート塩釜は110万人の入館者の方々がございます。仲卸、マリゲートともに本市ならではの特徴を有する観光施設であります、議員もお話のように、もっともっとお客様を引きつけられる潜在的な魅力を有していると認識をいたしております。これまでも関係者の皆様方からいろいろとご提案をいただき今後の方向性について種々検討いたしておりますが、本市は市域も狭く、特にご提案の両施設はともに国道45号線沿いに立地をいたしております。仙台と松島を結ぶ観光客の動線を考えますと、両施設が同じような路線で誘客を図るよりは、それぞれの特性をさらに際立たせてその違いを明確に打ち出していく方が、双方にとってメリットも大きいのではないかとこの考え方もござい

ます。そういった施設を議員ご提案の海路で連絡するようなどということがもし実現するとすれば、大きな効果が上がるのではないかと私も考えるところであります。

また、仲卸市場については、マリンゲートとの違いを特化させるためにはさらに魚に特化し、多くの観光客が利用しやすい施設を目指す努力を積み重ねる必要があるものと考えております。また、マリンゲート塩釜は、みなとオアシスの指定も受け、訪れる観光客の方々のターミナル機能も強化し、周辺ではまた本市がシオーモの小径も完成し、対岸の緑地護岸整備も進もうといたしております。それぞれに特徴ある観光拠点として観光客のご支持を得られるように行政として支援、コーディネートなどの努力を重ね、新たな魅力とさらなるにぎわいの発掘に努めてまいります。

最後に、まちの駅についてご質問いただきました。まちの駅は、観光客や買い物客などの地域の方々が気軽に立ち寄られて、まちの情報を受信、発信できるまちの中に設けられた交流空間を指すものと定義づけられており、全国では既に1,661カ所に設けられております。本市の「しおがま・まちの駅」は、壺番館の1階で塩釜市商業協同組合がこれまでボックスショップとして運営されてきたものをリニューアルしてスタートするもので、全国まちの駅連絡協議会に加盟する県下初のまちの駅となります。塩竈ならではの商品や特産品なども販売する物産館機能も有する施設としていよいよ9月26日にスタートいたします。この新たなにぎわいの拠点づくりを目指すまちの駅事業を推進するに当たり、主体となります塩釜市商業協同組合では今、一生懸命準備に汗を流しているところであります。

販売の新たな目玉といたしましては、例えば塩竈の藻塩を初め、塩竈のスイーツ、特許カツオのレトルト加工品、サメ、マンボウを加工した食品、あるいは社会復帰訓練の一環で病院が栽培している野菜なども販売する計画と伺っております。ぜひ多くの皆様方にこの施設を訪れていただき、新しい魅力を体感していただきますよう、私からもお願いを申し上げます。

以上、ご回答申し上げます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ご丁寧なご回答、大変ありがとうございました。2回目の質問に入らせていただきます。

高齢者支援の方ですが、今、さまざま社会問題になっていることも含めまして地域包括支援センターの働きが大変重要になってくると思います。ただ、そこで働かれる職員の皆様、ま

た先日も決算委員会で申し上げましたが、民生委員の皆様だけではその把握、対応に苦慮しています。今、市長がおっしゃったように、間もなく団塊の世代の方たちが65歳以上になりまして、皆さんが虚弱な老人になるというのではなく、むしろお元気な方がたくさんいらっしゃいまして、先日もマリゲートから市老連の皆様が浦戸諸島の方にウォークラリーに行かれたのを私たちお見送りいたしました。大変お元気で朝早くからお集まりいただいています。毎回の市老連の皆様のさまざまな行事に参加させていただいておりますけれども、そのたびごとに逆に皆様からお元気をいただいているというのが実感でございます。今回、このように地域包括支援センターを通じまして地域のご老人の方、ご高齢者の方たちを把握するというのも大事な一つの仕事だと思っております。

そこで、私、この間、ちょっと新聞紙上で見かけた記事がありました。それが今、地域見守り活動支援事業といいまして、神戸市とか東京の日野市で行っている事業でございます。これは市が主体というよりも市が後押しをしながらNPOだったり、またそれこそ地域包括支援センターの出先機関のような役目を行いまして、お元気な地域の方たち、また事業所、そしてボランティアの方たちと登録制にしまして見守りを行ったり、また声かけを行ったり、それから高齢者の皆様、ひとり暮らしの方、また老人世帯の方たちが日常生活の中で、例えば家具の移動とか、それから電球の取りかえとか、さまざまなちょっとしたお困りのことを皆さんでお手伝いしてあげる、高齢者ちょこっと困りごとサービスなどというのが楽しく組まれておりまして、多くの皆様がこれに参加され、そして、昔、ごく当たり前にあったご近所づき合い、今、塩竈市でもマンションも多くふえましたし、また、新しい振興住宅の中では隣の方が一体どういった方が住まいしているのかというのがわからない、貸し家の中にいる方が知らないうちに亡くなっていたということも間々ございます。そういった中に昔の地域性を発揮して地域ぐるみで多彩な施策を行っているのが全国各地に今、繰り広げられておりますので、ぜひそのようなことを参考に、本市におきましてもまだまだ昔ながらの隣近所のおつき合いがある地域もございますが、それが薄れている地域があるのが現実でございます。高齢者というだけではなく、そういうふうに地域の皆様が輪を持って一緒に暮らしていける、それこそ塩竈の特徴を生かしていけるのではないかなと思っておりますので、どうぞその辺についてもお考えをお聞きしたいと思います。

また、今、介護の問題で、私も先日、今後、国の方で介護の予定が来年、再来年にいろいろ決まるということで、第5次の方に対しましても勉強会に臨んでまいりました。その中で私

たちの公明党の県会議員であります庄子県会議員が、公明党のマニフェストを出され、今、介護保険料も高い。元気だから介護保険なんか使わないと、そう言っているうちに介護になって未納だったために3割を負担しなきゃならないと、さまざまな問題が起こっている。そこで、公明党の考えといたしましては、例えば3年間、介護保険を一切使わなかったらそれを減額するとか、また先ほど申し上げましたように、地域見守りなどのボランティアに活動した方たちへの得点、それこそポイント制にして、実際自分が今度介護を受けるときにそれをポイントとして自分の介護費用を安くする、そのようなことを公明党の中でも冬に提案できるようにさまざま今、検討してマニフェストに掲げるところでございます。そのようなことを私たちも先見の明を持ちましてどういったことをしたら、さまざま介護予防の運動もやっていただき、さまざまな施策もしていただいております。その中で今、本当に介護のあり方を私たちも考えて、先ほどの答弁の中にも今度、塩竈でもアンケートをとって提言をしていくというお話もございました。ぜひこのことを取り組んでいただきたいと思います。

それから、今、市長のお話の中にありましたように、離島の介護、島の方でも受けている方たちがいらっしゃるということをお聞きしましたが、やはり浦戸、船で行くために市営汽船の費用をだれが持つのか、介護事業者が持つのか、利用者が自己負担するのかとなると、やはりそこが安心して自宅で介護を受けられる状況をつくるのが難しくなってくると思います。ぜひそういった部分で先ほど提案させていただきました浦戸第二小学校の跡地にヘルパーのステーションを置かせていただくと、渡船のお金はかかりますけれども一応渡船にかかる費用をヘルパーさんや利用者が負担せずに気楽に利用できるんじゃないかということもちょっと考えておりましたのでご提案させていただきました。

また、第二小学校、さまざまな利用もされていると聞き大変うれしく思っています。やはり実は全国の調査によりますと、平成の大合併や少子化などによって学校の統廃合による廃校が大変ふえております。文部科学省の調査によりますと、その数は2009年度に全国で5,796校に上るそうです。また、市町村の合併がピークを迎えた2006年以降は、廃校数は年間400校を超える水準でふえています。文部科学省は少子化の流れが続いているので今後も同様に推移するだろうと見ておられるようです。また、この廃校、さまざまな利用もされておりますが、2002年から2009年の間に廃校になった校舎の3,310校のうち、1,015校分はいまだ活用されていない。このために文部科学省の方では9月3日、全国の廃校施設情報をホームページで公

表し、廃校の活用を希望する民間企業やNPO法人などのマッチングを促進するみんなの廃校プロジェクトを立ち上げたそうです。ぜひ本市におきましても、このようなすばらしい廃校、このままにしておきますと、本当に耐震化の問題やもったいない状況になって使えなくなってしまったのでは、本当に元も子もございません。青森の方などではその廃校を利用した美術館だったり、また中にはフグの養殖の工場に使ったりとか、本当にユニークなことにさまざま活用されております。ぜひ本市にある大事な財産をこのように利活用できることを願っております。

そこでお聞きしたいのですが、廃校を転用した場合の国庫補助金の返納免除についてお聞きいたします。公明党では2007年の3月に廃校の有効活用に向けた国庫補助金制度の弾力的な運用をということを国に要請をいたしまして推進してまいりましたが、本市の場合、この補助金の扱いは現在、どのようになっているでしょうかお聞きいたします。

次に、野々島のフラワーアイランドがありました。このフラワーアイランド、確かに富良野市と比べたら大きな状況とまだまだ出だしたばかりという状況であります。富良野の方も、私たちが行った紫竹ガーデンでは22年かかったと言っておりました。しかし、それはそのお庭を始められた紫竹オーナーが64歳のときに始められて、そしてさまざまな冬場、すっかりだめになってしまったり、またそれを盛り返したりという大変なご苦労があったように伺っておりますが、やはり一人の方の強い一念でこのようなところまで来たと。そして、先ほど市長の話の中に、草取り、さまざまなことがありましたが、このオーナーが言っておりました。花は草なんか取らなくてそれでもっともっとふえていくような野草に近いもの、また太平洋に浮かぶこの島にあるフラワーアイランドなんですとお話ししたら、そういったところはなかなか普通全国にも展開されていない。青い海、青い空、そしてそこに緑と花畑があったら、それはそれはすばらしい景色になる、すばらしい価値があるとされておりまして。ぜひ除草とかは余り考えなくていいそうです。むしろ草に負けない花を植えていけばいいんだというようなお話もありまして、そのお庭も枯れたものは枯れたままであります。そして、そのようにもっとおおらかな、余り手をかけるのではなくて自然を生かした、そのようなフラワーアイランドをぜひ将来、私も各県から、国内国外から浦戸にどんどん人が来るようになって目を見張る状況を希望しております。

もう1点は、仲卸とマリンゲートの部分でございますが、今、やっどだんだんと特色が見えてきたかと思えます。ぜひ皆様のお力をいただきまして磨きをかけて、そして市民もそれか

ら市内に来られた観光客の方も一体となって楽しめる場所をぜひ提案していただきまして、先ほど大型のバスツアーがどんどんいらっしゃるというお話もございました。観光に力を入れながら、そして、基幹作業であります水産を、そしてまたさまざまな市内の企業が発展できることがまず観光の動線の一角だと思っております。そして、本当に本市におきましてはさまざまな宝物がたくさんございます。その季節や文化、歴史、食べ物、飲み物、本当に全国の皆様が本当に目を見張る宝が本市には数多くありますので、それを本当に磨きをかけて提供していただきたいと思っております。

最後のまちの駅について、間もなくオープンしますが、これは今まであちこちに物産館もありますけれども、そういった道の駅との具体的な違いというのはあるのでしょうか。

また、そういった部分で今取り組みが聞かれたところで、さまざまな地場産品を売られるということでございました。ここでもう1点、まちの駅を使われる施設のあり方なんです、入り口が今のところ、45号線に面している反対側から入ってくるようになるのかと思うんですが、できれば本当は45号線側のメインストリートから直接中に入れて、またそこにオープンできるような部分があると大変利用しやすいのかなと思います。また、来られる方は、今、車社会でございます。駐車場の問題等もございますので、その辺はどのようになっているのか、お教えいただきたいと思っております。

まちの駅とはまた別なんです、しおりトンネルを出たところに介護施設がございましてその隣に広い駐車場、冬場は除雪の車が置かれているように聞いておりますが、あの部分、大変もったいない空間だと思っております。逆に市内に入る手前のあの空間を利用して三陸道から入ってくる車がまず塩竈の観光物産をそこで、例えば一の市でないけれども何か日にちを決めて市場をつくるというのも毎回やるのではなくて月に1回とか、何か月に1回とか日にちを決めて、そのときは大々的に農産物や水産加工物やさまざまなものがわいわいとにぎわいながら買える、そういった部分もあって、そこからまた入り口、市内に入っていくという動線も考えられるのではないかと思いますので、その辺のお考えもお聞きいたしまして2回目の質問とさせていただきます。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私の方から、高齢者対策について3点ほどご質問がございましたのでお答えいたします。

まず、高齢者対策の塩竈市の基本的なスタンスといたしましては、現在ございます高齢者の

福祉計画、これがトータルの施策を網羅している内容でありますので、基本的にはこの計画に沿った形で各種施策を進めてまいりたいと思っております。

それから、具体的にお話がありました高齢者の把握、あるいはその見守りにつきましては、議員ご指摘のとおりでございます。私どもといたしましても、地域包括支援センター、民生委員の方々に大変なご支援、ご協力をいただいておりますし、今ご提案のありました見守り活動支援隊ですか、こういったものを組み合わせることによってなお地域の高齢者のひとり暮らし、あるいは支援といったものにかなり手厚い形で加わっていくのではないかと考えておりますので、そういったものを含めて重層的に進めていきたいと思っております。

2年、3年使わない場合の特典、介護のポイントということでもございました。これも前に介護に従事した場合のポイント制度のお話は私の方でもいただいておりますけれども、あわせて全然使わなかった場合の特典、こういった分についても今ご指摘ありましたので、今後の検討なり勉強にさせていただきたいと思っております。

それから、離島の介護の関係でご質問いただきました。基本的には市長がご説明申し上げ、ご答弁申し上げたとおりであります。事務サイドといたしましても渡船の費用について具体的に事業者の方の何社かとお話をさせていただいておりますけれども、渡船費用は現実的に事業者の負担になるということでもありますので、この辺の繰り出しについて一つの大きな課題になっておりますので、引き続いてこの課題がクリアできるように何とかしてまいりたいというふうに思っております。

なお、事業者とも引き続いて離島の方に来ていただいて介護が充実できるような、そういう体制を行政側としてもつくっていけるように努力してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 浦戸の元第二小学校の件に関して答弁いたします。補助金の件ですけれども、平成17年4月1日に廃校の手続、学校施設の用途の廃止の手続を行っております。

補助金の返納につきましては、次の用途がまだ決まっておきませんので、用途を廃止して次の用途を決めて、何かその施設を使っているという状態でありませんので、次の用途が決まった段階で補助金の手続を行うという形になるかと思っております。

なお、学校施設の処分の制限の期日といいますと、校舎につきましては46年経過しております。

すが60年まで処分の制限がかかっておりますので、この差が補助金の返納という形で出てくるかと思えます。

それから、体育館につきましては34年経過しておりますので、これについては40年という制限がありますのでこの差が、これはことし時点の話ですけれども、こういう形で整理が必要かと思っております。

なお、ご質問の中で国の方でこの学校施設の財産処分の手続の弾力化についてお話がありましたが、平成20年6月に従来より手続の弾力の拡大化を図っております。具体的に申し上げますと、例えば無償でその施設を貸与したり譲渡したり、そうする場合は相手先を特定しなくても報告のみで可能だと。例えばその前ですと、福祉法人とかそういうふうな条件がついておりましたが、相手先は特定しなくてもよろしい、それも報告のみでいいというふうな手続の弾力化を図りながら、学校施設の一層の利用の促進を図りたいという国の方針が出されております。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 利府中インター線の駐車場の活用についてご質問がありましたので、その件についてご説明をさせていただきます。

利府中インター線の現在ある駐車場、当初から駐車場ということで無料で開放していた経過がございます。そうしたところ、やっぱり付近の方だけでなく遠い方も含めて不法駐車に近いような形で使われていました。非常に環境的にも美観的にも悪かったので現在は閉めさせていただきます。一たん閉めて中に駐車した車を出しましたので、まだ1台の方だけ残っているようでございますがちょっと事情があるようでございますので、その方については別にしても、一たん閉めさせていただきます。中は入っていない状況にありましたので、まさに今から今後どのように使うかという部分の検討はさせていただきたいと思っていたところでございます。

なお、利府中インター線県工事でいよいよ道路改良の方も始まりますので、そういった整備と見合わせて活用する方法についても検討していきたい。議員提案のようなこともぜひやっていきたいなどは考えておりますが、それについてもまだ一からのスタートだと、このように考えておりますのでご理解いただければと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） まず最初に、仲卸とマリゲートを観光の一大拠点にということで、

前回協議会に資料で出しました「仙台宮城伊達なキャンペーン」の10月から12月末の事業の中にも記載のとおり、仲卸から街歩き、ほとんどが仲卸から塩竈神社、亀井邸、街歩き、そういう形の事業が伊達なバスの旅のプランになっておりますので、そういった形で今後とも連携をとりながらやっていきたいと思っております。

それから、道の駅とまちの駅の違いということですが、おおよそネーミングがまちと道の違いでありまして、その中でも観光客だけでなく市民の方々も交流できるようなスペースを備えるということが一番の違いだと思います。今回もいろいろ特産物のほかにオープンスペースを設けまして、今までのボックスショップを小さくしたようなものですが、用意しまして市民が作成したものの展示とか販売、それからいろいろな試食会とかコンサートとか展示会、そういったこともできるような形で考えております。

それから、45号線沿いの方から入れないかということなんですけれども、一応我々の方も45号線の方にも入り口がありますのでそちらも開放したらどうなんですかということでお話しております。

それから、あと駐車場なんですけれども、先ほど言ったように、いろいろな形のイベントについては街歩きを基本にしておりますので、できればその街歩きの中でお寄りいただきたい。どうしても車で来る方もいますのでそういった方はお近くの公共駐車場、それから海岸通りの駐車場とか民間の駐車場を利用させていただくというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 渡辺教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 申しわけありません。ちょっと訂正させていただきたいと思っております。先ほどの補助金の返納につきましては、基本的にはそういう考え方なんですけれども、学校施設につきましては国庫納付金を免除するという条件がありまして、その一つに、例えば無償で民間事業者に譲渡貸与する場合は相手先を問わない状況の中で処分できるという新たな弾力的運用が図られたということでございます。基本的には10年以上経過という条件とかありますけれども、前よりも弾力的な運用がなされたということです。

○副議長（嶺岸淳一君） 7番東海林京子君。（拍手）

○7番（東海林京子君）（登壇） チェンジしおがまの東海林京子です。

ことしの夏は梅雨もはね飛ばして雨の降らない猛烈な暑さが日本の上空に居すわった感じでした。つい10日ぐらい前から急に涼しくいつもの季節感になり、さわやかな秋の行楽シーズ

ンが到来しています。

早速私の質問に入らせていただきます。市当局の実りのある回答を期待いたしますので、よろしく願いいたします。

最初の質問は、大きなタイトルとして住民の安全・安心、命を守る行政について伺います。五つの項目で質問を行います。

その一つは、子供への虐待について質問いたします。ことしの2月から3月ごろにかけて、西日本で子供への虐待の新聞記事が毎日と言ってもいいほど掲載され、テレビでも同じように報道されました。大阪府の小学4年生の女の子が母親に虐待され死亡した事件、里親に大けがを負わされた5歳の女の子、また強烈な悲しい事件は7月10日、大阪市西区のマンションで幼い姉3歳と弟1歳の幼児2人の兄弟が、母親23歳から食事も水も与えられず放置され衰弱死させられた事件が発覚、母親は何と男性と遊び歩いて8月10日に逮捕された。あの事件は人間のすることかと怒りが込み上げてきます。

私たちの塩竈では、これまで虐待されている子供がいるという情報はほとんど入ってきませんが、本当に大丈夫なのだろうか心配になります。プライバシーの問題だからと言われると、私たちも知ることも通報するすべもありません。本市の虐待の情報把握とその対策がどのようにとられているのか。子供のSOSをどうキャッチするのか。また、本市の児童相談や通告先の市町村の研修は行われているのかなど、また私たち市民は何をすればいいのか、これについて教えてください。

次の質問は、幼児のヒブワクチン及び成人の肺炎球菌ワクチンへの補助を早急に行うことについて質問いたします。

最近、このテーマについては内容はわからないがワクチンの名前は聞いたことがある、肺炎球菌については余り知らないという人も多いと思います。ヒブについては、日本語では細菌性髄膜炎と言って脳や脊椎を覆う髄膜に最近が入り込み炎症を起こす病気で、乳幼児が感染しやすく、重症化すると脳の障害などの後遺症や死亡する原因のトップがヘモフィルスインフルエンザ菌b型、略してHib、ヒブと言うそうです。ワクチンの接種によって発病を予防できるし、重篤になるのを防ぎ子供を病気から守るためにワクチンの接種が必要ということで、私はワクチンの接種に助成することを要望します。

日本の女性は、かつて日本脳炎ワクチンの導入について国会を取り巻き大きなアクションを起こして小児麻痺、そういうものを予防してまいりました。岩手県野田村では、ヒブ及び子

宮頸がんの予防ワクチンの接種費用を全額助成するということが既に4月の新聞に掲載されています。村長さんは、「有効なワクチンができたので助成する。経済的負担のため接種を受けられない事態を避けたい。理由は一つだけだ」と言っています。まさにそのとおりで、理屈なしだと私も思います。塩竈市でもぜひ赤ちゃんに早急にワクチンの接種を全額公費負担で行うよう強く要望いたします。私は前にもこのことはお願いしておきました。

同じく、成人の肺炎球菌予防ワクチンについて助成をお願いいたします。肺炎の重症化を防ぐ成人用肺炎球菌ワクチンについては、厚生労働省がことしの7月7日、明らかにしたところによると、全国の327自治体、18.8%が補助を行っており、2008年度の約4倍で、昨年新型インフルエンザの流行があったので肺炎の併発を防ぐ接種への関心が高まったとマスコミも見ています。1回の接種費用は8,000円から8,400円かかり、補助金については自治体によって差がありますが3,000円以上4,000円未満が51%で最も多く、4,000円以上から5,000円未満が21.7%、5,000円以上は11.6%になりました。高齢者や子供は風邪を引くとすぐ肺炎にかかりやすいので予防ワクチンは必ず接種させる方向で、少なくとも半額以上の補助を支出し、インフルエンザの流行の前に予防接種を受けられるよう市民の立場でぜひ制度化をすることをお願いいたします。

次は、子宮頸がんワクチンの小学校6年生から中学校3年生女子に無料で集団接種の実施を行うよう要望することについて伺います。子宮頸がんは、性交渉によるウイルスによって感染するわけですが、ワクチン接種で予防できる唯一のがんと言われています。世界的に性交渉年齢が低下し、日本でも若い女性がこのウイルスによって頸がんに感染し、亡くなっている例は私たちのすぐ周りにも起きています。日本では毎年1年間に1万5,000人が発症し、3,500人が亡くなっているという記事を見て本当に驚きました。ワクチンを接種すれば高い予防効果があるとされることから、国内でも昨年10月、厚生労働省がワクチンの発売を承認しました。

しかし、ワクチンは高額な接種費用がネックになっていますが、全国の自治体が大変関心を寄せ、費用の一部、または全額を自治体が負担するところがふえて受診率も上がっています。このワクチンは11歳から14歳への接種が効果が高く、3回の接種で7年間は発症の73%を抑えることができると言われています。海外では30カ国で公費負担が行われています。宮城県内では、大衡村が県内初の全女子中学生を対象に無料接種を7月から受け付けています。1人3回分接種料4万5,000円を全額公的負担することを決定しています。最近、大崎市でも実

施することになったと聞きました。塩竈市は、頸がんワクチン接種と公費負担、そして集団接種についてどのように考え、いつからどんな形で行おうとしているのか伺います。

次の質問は、ひとり暮らしの老人の安否確認と孤独死防止について伺います。私の前に質問に立たれた浅野議員からも質問があったと思います。8月28日、29日の新聞の大見出しで東京都足立区の111歳の男性が30年前に死んでミイラ化し、自宅に放置され、家族の長女と孫が年金詐取で逮捕された事件が大きく報道されました。

そのことがきっかけとなり全国の自治体に調査が始まりました。100歳以上の高齢者の所在について法務省が全国調査を行いました。その結果、戸籍上は生存しているのに現住所がわからない100歳以上が23万4,354人に上ることが9月10日に判明し、翌日の新聞記事になっていました。そして、やっと120歳以上の身元不明者の戸籍抹消について法務省指示が出されました。国民健康保険や国民年金などの行政サービスは、住民基本台帳をもとにしているので行政上には影響はなしと言っています。

そこで、我が塩竈の状況はどうなのでしょう。東北では不明者の年金受給はなかったという話でほっとしていますが、現在、独居老人の身元が万が一のときの引取人などわからない人はいないのか。最近個人情報保護法ということで、近所に長年住んでいても町内会でもほとんどその人の情報につかめないのいろいろな不自由を感じております。町内会長さんや民生委員さんなどは本当に熱心に家庭訪問してくれますが大変な仕事です。改めて情報の収集は必要だと思います。災害のときなどきちんと対応ができる体制づくりが急がれます。市当局は今後、どのように対応していくのか、考えについて伺います。

住民の安全・安心、命を守る行政の五つ目の心配とお願いは、車の乗り入れられない坂道沿いの高齢者のために道路の補修と手すりの取り付けをお願いをするものです。

市内には手押し車さえ使用不可能な、もちろんタクシーも救急車も入れず、高齢者や足腰が不自由な方へは優しくない道路が山坂の多い塩竈の居住地区にはたくさんあります。市当局は私道だからやれないの一点張りですが、ひとり暮らしの人だけに自分でやりなさいとか、下の方に住んでいただけますかなんて言えません。どうぞ福祉の心で足元を平らにして手すりをつけてあげるだけで大分歩くのが楽になると思います。転ばぬ先のつえ、日本一住みたくなるまちの一步をぜひ踏み出してください。ここは私道だから個人がやってくださいとよく言われますが、みんなで歩いている道路を歩きやすくしてくださいとお願いしたら、やれない方向からだけ見るのではなく、どうしたらやってあげられるのか、もう少し知恵と努力

をお願いしたいと思います。地方交付金も税金も使ってもっと市民が喜べる方向へよろしく
お願いしたいというふうに思います。

次に、子ども手当についてお尋ねをいたします。その質問の中身は保育料及び給食費未納者
に子ども手当からの充当策は行えないのかという質問です。

新政権の選挙の目玉とも言える子ども手当が、ことしの6月から中学生以下の子供に1人1
万3,000円支給されました。この支給の仕方は個人支給でいいか、もっと子供の育つ地域や環
境、施設や制度の改善のため、例えば学校、保育所、幼稚園等の整備、管理運営に関する制
度づくり、公園やスポーツ広場など遊びや運動、安全性と機能性づくり、そして子供の医療
の無料化や保育所、幼稚園、学校給食の無料など幾らでも使い方があると言っている人も大
勢います。それも否定できませんが、子供を育てる家庭でも今、生活がぎりぎりの中のやり
くりで育てている状況で、家計に自由に使えるよう助成してもらえるのは本当に助かるとお
母さん方は喜んでいます。子ども手当支給対象者以外の人々からは、子ども手当を受け取ら
ない人は塩竈にはいないのですかとか、子ども手当を受領した人の中に保育料や給食費を支
払っていないケースの人もあるんでしょう。この際、子ども手当で支払ってもらえないのか
などと聞かれます。しかし、それは保護者との話し合いの中で納めていただけるよう働きか
けて、成果が上がればそれでよいと私も思います。そのことについて市当局の見解と子ども
手当で給食費や保育料の充当についてどのようにしていられるのか、検討しているのか、こ
れから検討するのかどうか聞かせてください。

子ども手当は9月30日までに申請しないと4月から10月分までの7カ月分、1人当たり9万
1,000円を受け取れなくなります。塩竈では申請者は何人いるのですか、確認済みなものでし
ょうか。

次の質問の第3項目は、観光客誘致PRについてお伺いします。

その1点は、高速三陸自動車道利府中インター出口の道路標識、大きな看板があると思いま
すが国土交通省のものだと思います。塩釜港、あるいは塩釜魚市場、仲卸市場への表示を早
急に取り付けられたいという要望です。その看板があれば魚市場に寄ってくれる車も多くな
ると考えます。この要望は、先月、仲卸市場の事業主の代表の方々と本市議会産業建設常任
委員会との初めての懇談会のとき要望のあった件です。私たち一般市民も、利府中インター
で高速をおりることはしばしばあります。しかし、魚市場に誘導する看板がないというのは
気づいていませんでした。やはり当事者の皆さんの思いは重く受けとめて実現すべきだと考

えます。その後、当局はこのことについて内部協議や国土交通省に打診をしたのか伺います。今後、どうしようとしているのか。

また同じく45号線から市場方面に入るY字型の分かれ目のところに右が魚市場、左が仲卸市場とわかるような看板の設置も要望されました。市当局は土地の所有者と業界の三者で話し合い、どこが主体的にかかわるのか、だれが支払うのか、しっかり討議していただきたい。一日も早く看板の設置が実行されるように、そして仲卸市場に買い物のお客さんを気持ちよく誘導して活気を取り戻していただきたいと思います。それに塩竈市内には公共施設を示す看板も少ないので転入してきた人はさっぱりわからないまちだねと言っています。

次の質問も観光客誘致PRについての第2段、カーナビ、携帯電話サイトに塩竈の観光イベント情報の配信について伺います。

今は大変便利なものができて携帯電話さえあれば何でもできる、その機能はもうとどまるどころを知りません。車でどこかに行きたいときは玄関から行き先まで住所か電話番号を入力すると、目的地まで音声で誘導してくれるのでわかりやすくて大変楽です。しかも、到着時間まで表示されます。

私は、雑誌で埼玉市が市内に観光客を誘致しようと、埼玉コンベンションビューローが大手自動車メーカーのカーナビシステムカーウイングに市内の観光情報の配信を始めたという記事でした。カーナビに携帯電話を接続すればその地域の名勝、名物などの情報が写真とテキストで取得できる。選択した観光地をそのままカーナビの目的地に設定することもできる。観光スポットやイベント情報や食べどころなどの情報が2週間に1回の割合で更新していくやり方で、若い人には喜ばれるスタイルではないかと、本市もこういうことに乗れないのかどうか伺います。グッドアイデアを期待するところです。

観光会社でもほかのイベントや観光スポット、宿泊状況を取り込むのが、不況に伴いコスト削減で新たな旅行商品の開発にも手も金も回らない業界に、観光客を受け入れる自治体から見学先や食事の場所などのプランをつくって旅行会社に提案する観光スタイルがブームになりそうだと紹介されていました。本市も似たようなことはやっていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

観光の最後の質問ですが、女性を対象にした観光スポットの宣伝をぜひやっていただきたいと思います。皆さんが旅行に出かけるとき何を目的に出かけられますか。行く土地、場所によって違ってくると思いますが、私はまず天気がよくて美しい景色が見られ、おいしいもの

を食べて楽しくおしゃべりできてショッピングができれば本当に幸せだなと思います。塩竈には景色、先ほども浅野さんの方から言われましたけれども、日本三景の松島があって海が眺められる、おいしい魚や酒がある、スイーツの店やフランス料理店、何といても日本人なら75%の人が一番好きな食べ物というすしがある。絶対にもう一度来たいまちだと私は思います。残念なのは温泉、そして大きなホテルがないことです。でも、ビジネスホテルがあります。女性を買いたいファッションの店、洋服、靴、バッグ、アクセサリ、小物など一括で買えるお店があれば、女性は必ずお金を落としてくれます。魚やかまぼこ、お菓子のお土産は宅配で頼めばいいわけです。男性客には有名過ぎるほど有名な地酒があります。塩竈市民や県内近郊の市町村から魚の日、すしの日、かまぼこの日、スイーツの日など、先ほども言われていましたけれども、そのような日を設けてぜひ近郊のお客さんを集めていただきたいというふうに思います。そして、先ほども言いましたが、お土産の発送はなるべくお安い方がいいわけです。ワンコイン、500円でやってみてはいかがでしょうか。

最後の質問は学校に冷房をつけてください。子供を熱中症から守るために。ことしのあの暑さで熱中症になり救急車で搬送される人が全国的に大変多かったと思います。病気の人、お年寄り、赤ちゃん、外で働く人には地獄のような日々だったと思います。夏休みが過ぎて学校が始まった直後から1週間以上は夏休み中と同じ暑さで、学校では子供たちが勉強どころではなかったと言っていました。お母さんたちは子供たちがかわいそうなので扇風機を運んだり、子供たちは毎日、氷の入った水筒を持参して登校したが、水はすぐになくなって2時間ももたなかった。あとはぬるい、おいしくない水道水を飲むしかなかった。気持ち悪かったと言っています。このような状況はことしだけ、あるいはことしは特別だと言う人もいますが、来年のことはだれにもわかりません。今回、学校ではその対策のためにどのような対応をしたのか。熱中症から子供たちを守るために冷房についてどのように考えているのか。せめて扇風機を両わきからつけてあげる、こういうことを考えているのかどうか。学校や保育所のことは何でも後回し、もうそれは昔の話です。学校は楽しいところ、ぜひ改善について方針を打ち出してください。

第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） ヒブワクチンについては所管の委員会とのかかわりもありますので、その点を十分に踏まえて質問させられるようお願いいたします。ヒブワクチンが付託されていますので注意してください。

佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま東海林議員から、4点についてご質問をいただきました。

初めに、住民の安全・安心、命を守る行政についてお答えをいたします。

子供への虐待についてでございます。児童虐待につきましては、身体に外傷を与える身体的虐待、養育放棄、性的虐待、心理的虐待の大きく四つの類型がございます。本市では平成21年度に152件の通報等があり、そのうち58件を虐待事案として扱い、延べ1,432回の支援を行いました。平成22年度も現時点で60件強の虐待事案を抱えており、職員、家庭児童相談員、都合3名で対応をいたしております。

虐待把握の方法につきましては、学校、幼稚園、保育所などから毎月定期的に文書で情報提供を受けております。また、市民からの通報や平成18年に設置をいたしました塩竈市要保護児童対策地域協議会のメンバーからの情報提供などによって行われております。この協議会は民生児童委員、主任児童員、警察、法務局、保健所、市内小・中学校、幼稚園や保育所の職員等、約80名程度で構成をされております。これらの方々から虐待が疑われるようなケースを含めさまざまな情報が提供されております。こうした情報提供を受け、担当者は土日も含め24時間体制で現場に出向くなどの対応に当たっているところであります。

対応といたしましては、市は強制的な介入権がなく、地域の方々や直接児童の保護者の同意を得ながらお話を聞きして通報から48時間以内に事実把握を行っております。個人情報やプライバシーの問題もありますので、細心の注意を払って対応をいたしております。調査の結果、緊急性があると判断すれば、児童保護の強制権限がございます宮城県中央児童相談所や警察と連絡をとりながら児童の緊急保護に当たっております。また、緊急保護に至らないと判断されたケースは、塩竈市要保護児童対策地域協議会において、地域での継続的な見守りなど必要な対策を行っているところであります。

市民の方々への周知についてであります。毎年11月は児童虐待防止推進月間となりますので、市民の皆様に対しての啓発活動としてオレンジリボンキャンペーンを展開し、市民の皆様にも広く関心を持っていただき、地域全体で虐待のない社会の実現に向けより一層努力をいたしているところでございます。

ヒブワクチンについては、先ほど議長の方からお話がありました。委員会の方で十分なご審議をいただきましたので、報告をいたします。

また、成人の肺炎球菌ワクチンであります。90種類以上の型があると言われる肺炎球菌のうち、23種類に対して効果があり、高齢者や慢性呼吸器疾患、心不全、肝不全、肝硬変等の感染症にかかりやすく重症になりやすい方などへの細菌性肺炎予防としての効果が期待をされております。しかしながら、日本ではこれまで脾臓摘出患者以外には健康保険がきかないことや、副作用への不安等から使用実績が少ない状況にあります。近年、インフルエンザの2次感染として起きる細菌性肺炎の予防という観点から、高齢者を対象に助成を行う自治体も出てきておりますので、その状況等も把握をしながら今後の本市の対応について検討させていただきたいと思っております。

また、子宮頸がん予防ワクチンについてご質問いただきました。他のワクチンが主として感染症の慢性予防が目的であるのに対し、がんを予防するためのものという異なる意味で画期的なワクチンでございます。ウイルスに感染する前の十代前半の女性に接種することにより、子宮頸がんのリスクは3割から5割まで下がると考えられており、県内でも議員の方からもご紹介をいただきました大衡村を初め、既に助成を実施をいたしております。

本市といたしましても、他自治体と連携し、国県に対し適正な接種対象の検討やワクチン量の確保、定期の予防接種化について要望いたしているところでございます。

このような中、厚生労働省におきましては、国の23年度予算要求の特別枠に子宮頸がんワクチン助成事業を盛り込んだとのマスコミ報道がされておりました。助成制度の内容や接種対象、接種の方法等の詳細は今後、詰められるものと考えておりますが、23年度実施への道が開けてきており、国の予算の決定の推移を見守りながら本市も必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、ひとり暮らしの安否確認についてでございます。本市の住民基本台帳に登録をされている100歳以上の方は、平成22年9月1日現在で15名となっております。市では100歳を迎えられる際には、従来から私と議長が直接ご自宅などを訪問し、お祝いをさせていただいております。また、100歳を超える方々については、このたび、介護記録や訪問面接により皆様ご健在であることを確認をさせていただいておりますが、なお、今後の具体的な対応方針については担当よりご説明をいたさせます。

さらに、民生委員の皆様には地域に密着した活動展開をしていただいております。ひとり暮らしのご老人安否確認や孤独死防止などにおいて、果たしていただいている役割は極めて大きいものがあると感謝を申し上げます。今後も地域の実情に詳しい町内会と連携しながら

欠員の補充に努め、なお一層効果が発現されるよう努力をいたしてまいります。

坂道の整備についてご質問いただきました。人口減少、少子高齢化の進行へと大きく社会情勢が変化する中で、本市におきましても、65歳以上のご高齢の皆様の市の人口に占める割合、26.8%と二市三町でも2番目に高い割合であります。

市が管理する道路の中で車の入れない坂道への舗装及び手すりの設置についてでございますが、これまでも町内会の皆様からのご要望を受け道路維持費の予算の中で実施をしてきております。今回ご質問のありました箇所等につきましては、手すりが未整備の市道等もございますので、設置方法等について町内会等とご協議をさせていただきたいと思っております。

ご質問の私道整備について、すべて市の事業としてというご質問でありました。このことにつきましては、議会の皆様方にもご了解をいただき、私道整備補助金制度というものを創設をさせていただいております。これは市道と私道については、やはり選別すべきではないかという判断であるかと思っております。4分の3、4分の2、あるいは4分の1という補助制度がございますので、生活道路でもありますので我々も率先してこういうものに予算を配当してまいりたいと思っておりますが、やはり一部のご負担というものについてはぜひご賢察をお願い申し上げるところでございます。

次に、子ども手当に関するご質問であります。

まず、保育料等未納者に対して子ども手当からの充当についてはというご質問にお答えいたします。本年度の子ども手当の支給は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律によって行われております。この法律の第14条に、「子ども手当の支給を受ける権利は譲渡し、担保に供し、または差し押さえすることができない」と支給権の保護が規定をされております。保育料は地方税法に準じて強制徴収ができることとなっておりますが、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の規定により、子ども手当から差し押さえ等によって充当する措置は本市は行っておりません。

また、学校給食費はもともと強制徴収ができませんので、5月14日付の文部科学省からの通知を受け、市内小・中学校長あてに給食費等納金の振替口座と子ども手当支給口座を同一のものとするよう保護者にご協力を求める通知を出しております。市内小・中学校におきましては、学校だより、給食だよりを通じて各家庭に協力をお願いいたしております。今後も引き続き保護者の方々に保育料や給食費の納入に特段のご協力をお願いをいたしてまいりたいと考えております。

申請者が何名かというご質問もいただきました。担当の方から後ほどご答弁をいたさせます。

観光客誘致PRについてお答えいたします。三陸道利府中インター出口への看板の設置についてのご質問でございます。通常、道路法上の案内標識、いわゆる公道の案内標識の変更新設は、道路法に基づきまして道路管理者が必要に応じてみずから設置をするか、または設置をしたいものが道路占用許可を取った上で設置をいたすこととなっております。

ご質問の利府中インター出口の場合、宮城県が道路管理者となっております。一般的には道路上での公的な看板は、表記されます内容が制限が加えられております。民間施設の表記については一定の制限がございますので、観光施設へ誘客するケース等については、一般的には設置場所を道路に限定せず周辺の空き地等を利用している事例等が多いようでございます。

仲卸市場はこれまでも観光客案内のために周辺の道路看板はもとより、独自に案内看板の設置に取り組んでいただいております。市といたしましては、仲卸市場が組織として主体的にどのような考え方で取り組まれますかということを確認をさせていただいた上で、本市としてもご協力をさせていただきたいと考えております。

カーナビ、携帯電話サイトを活用した塩竈の観光、イベントの配信についてであります。これらの情報サービスは既に各メーカーや携帯電話のサイト運営会社により行われております。記者会見や「広報しおがま」の情報発信を基本としながらも、それ以外のメディア活用として雑誌やネット、携帯電話、旅行パンフレット、インターネット運営会社などを通じて発信をさせていただいており、平成21年度の実績で合計107件の情報発信を行っております。最近の一つの情報提供が雑誌やホームページ、携帯電話サイト、カーナビ、旅行パンフレットなど複数に紹介をされますし、それらがきっかけでラジオやテレビ番組の取材につながる場合もございます。情報はタイミングと鮮度が肝心でありますので、塩竈の観光写真、物産などはすべてデジタルデータ化をいたしており、ご要望に合わせてメールで対応するなどニーズに合わせたタイムリーな情報提供を今後とも心がけてまいります。

また、女性を対象とした観光スポットの宣伝を、魚の日、すしの日、スイーツの日などに取り組まれてはどうかというご質問でございました。本市には魅力ある食が数多くございます。これらを観光資源として生かし、本市に足を運んでいただくきっかけと活用することは、観光振興上、極めて重要な視点であり、我々も業界の方々と一体となりながらさまざまな取り組みを展開をいたしてまいりました。具体的には、菓子店と協力して実施をいたしました塩釜スイーツめぐりは、まさに女性客中心に大変な好評を博しました。この事業につきまして

はご協力をいただける店舗を中心に、JR東日本の駅長と歩く小さな旅として2年連続で取り組んでおります。観光振興を考える上で女性向けという視点は時代の流れを踏まえた斬新な切り口であると思っておりますので、こうした視点にふさわしい業種や事業内容の開拓を行うとともに、関係機関や団体との企画立案の際の意見交換、重ねてまいりたいと考えております。

最後に、小・中学校における暑さ対策と冷房設置についてお答えいたします。

ご案内のとおり、学校は最も暑い時期は夏休みに充てられております。本市の小・中学校におきましては、7月下旬から8月下旬にかけての約35日間を夏休みといたしており、例年であれば夏休み明けには暑さも一段落ということになるわけではありますが、ことしの夏はまさに異常気象でありました。9月に入ってもやや厳しい残暑が続きましたので、各学校にはさまざまな暑さ対策を行いながら授業を実施をいただいております。

具体的な対策については教育長からご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から、学校における暑さ対策についてお答えいたします。

統計によりますと、仙台市における6月から8月までの3カ月間の平均気温は24.3度、観測統計開始以来、最高を記録しました。真夏日は同じ3カ月間で41日と、これも統計開始以来、最多の記録をしております。塩竈市におきましても、真夏日は35日記録されております。夏休みが終わった9月に入りましても厳しい残暑が続き、ことしの最高気温は9月に入ってから記録されたところでございます。

本市の小・中学校につきましては、2学期開始直後の1週間の気温を昨年度と比較してみたところ、今年度、約4ないし5度高い状況にありました。そのような中、暑さ対策でありますけれども、学校では養護教諭が季節を問わず毎日、時間を決めて温度等を測定し、学校生活に役立てておるところでございます。今年度のような暑さの中で最も気をつけなければならないことは、やはり熱中症への対策であります。7月、8月の校長会で指示をしております、また8月上旬には改めて各学校に児童生徒の健康管理への配慮を指示しているところでございます。具体的には窓の開閉、また校内にある扇風機の風通しの悪いところへの設置とか、また熱中症予防のための水分補給をするような指導をしております。と同時に、部活

での指導はもちろんでございますけれども、やはり2学期に入ってから残暑につきましても、家庭から学校への水筒の持参を認め、休み時間などに水分を補給させるよう取り組んだところがございます。中学生については、夏服でもネクタイなどを着用している学校は簡略化を認めております。また、場合によっては授業時間の短縮や体育の授業の中止なども学校の判断で対応できるものとしております。今後も教室等の環境把握等を行いながら学習環境づくりに創意工夫を図ってまいります。

次に、小・中学校への冷房設置についてでございますけれども、県内の13市の公立小・中学校では、松島基地周辺等の学校で騒音により窓があげられないため、その対策として防衛省予算により設置している学校があるほかは、普通教室への冷房設置の実績はありません。全国的には文部科学省の2007年度の調査結果でございますけれども1割程度となっております。

本市といたしましては、当面教室等の環境把握等を行いながら、学習環境づくりに創意工夫を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私の方から、ひとり暮らしのご老人の対策、安否確認について補足をして説明させていただきます。

100歳以上の高齢者の方の安否確認につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、直接市長、議長に行っていただきまして長寿のお祝いをしていただくときに、直接面談をして確認をするという形に当然なりますし、それから自宅に行かれる場合とそれから施設で100歳のお祝いをする場合もありますので、それぞれの施設、自宅に赴いて確認をするという形になります。それ以降等につきましては、一般的には介護保険を利用されている方が非常に多いということもございまして介護記録、こういったものに基づいて確認できるということでございます。そういうことで確認をしているということでございます。あと、具体的には確認する主体としましては民生児童委員の方、それから塩竈市には三つの包括支援センターがございますのでそちらで確認をする。それから具体的に介護事業者がいろんな形で入っておりますので、そういった形で3者が連携をして確認をしているという状況でございます。

現在、市内70歳以上のひとり暮らしの緊急連絡先につきましては、すべて実態調査で私の方で把握をしている状況にありますのでご報告申し上げたいと思います。

それから、子ども手当の支給状況についてご質問ございました。10月に2回目の子ども手当が支給されるわけですが、6月から9月分ということで支給されます。従来の児童手当受給

者、この層につきましても額の改定になりますけれども、該当者が374件で100%申請済みでございます。支給の準備をするという形になります。それから、新たに新規の認定されている中学校の方と新規の所得評価されている世帯がございます。これが944件該当ございまして、695件、75%の申請済みということでございます。249件、25%が未申請でございますけれども、この対象者は基本的に公務員でありますとか、学校の先生でありますとか、直接事業者の方から支給される対象者でございますので、現実的には100%近い形で申請がなされているのではないかと思います。以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 順序不同になりますけれども、今おっしゃった子ども手当、先ほど市長が教えてくれましたけれども、子ども手当と給食費の未納の関係ですね、差し押さえは法的にできないんだと。私もそうだと思います。しかし、子ども手当は100%申請されているんだというふうに思いますが、そこに対して学校側とかが給食費を納めていただけませんかというアクションは、手当をもらってから起こしたのかどうなのか、どうなんでしょう、その辺は。言われれば納めたという人もいないかもしれませんが、その辺はいかがなんでしょうか。

それから、そういうふうにもすれば少しは納めてくれる人もいないかというふうに思います。大変大きな金額で、あれは平成5年ですか、全国的に未納者を調べたら未納金額が22億5,000万円だったということが新聞に出ていましたけれども、その後でまた雇用の問題とか不況の問題で納めていない人たちもたくさんいると思うんですね。もったもったふえたと思うんですよ。給食費というのは、やっぱり食材から出しているんだと思うんですよ。食材費として集めてそこから給食をつくっているんだと思うんです。やっぱり学校とか父兄の方がおっしゃるのは、納めない部分についてどうするのか、子供たちの食材費が減ってくるんだと、そういうことになったらこれはおかしいんじゃないかというふうに思うんですね。学校の現場の先生方も、この子ども手当が出たら少しは入れてくれるかもしれないから、やっぱりそういう教育委員会なり、あるいはどこでやるかわかりませんが、自分たちはもう精いっぱいだと、仕事も大変な状態なので、今回はいろんなアクションを起こしていただいて集めてほしいんだというふうに言っているというのも聞きましたので、ぜひその辺についてはどうなんでしょうか、教育委員会としてアクションを起こしたんですか。

○副議長（嶺岸淳一君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 給食費と子ども手当の件ですけれども、5月14日付で文部科学省の方より、給食費の関係で子ども手当も未納の保護者に対しては十分その趣旨なり、活用方法について留意してほしいという文書をいただきました。それを踏まえて教育委員会といたしましては、各学校に時期的な問題もありましてなかなか時宜を得て対応できないような時期でしたので、とりあえず学校だより、給食だよりの中で保護者に対しては子ども手当の口座と給食費の納入の振替口座、これを同一にしてほしいという趣旨の文書を掲載したところです。今後につきましては、さらに未納額の多い保護者にはそれぞれの家庭に直接同一の口座にしてほしいという趣旨の文書を送付しまして、できるだけ未納額の解消に努めたいと思っておりますし、直接その趣旨を学校の校長先生、あるいは先生も含めて出向いて協力いただくような体制で取り組んでいるところです。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） ぜひそのようにしていただいて、納めている人たちの給食費がちゃんと活用されていなくて納めていない人の方に回っているというのちょっとどうかと思うんですが、本当にそうなのかどうなのか。前に聞いたときは、そういうことはありませんと言われたんですが、ではどういうふうになっているのかなと思っているんですが、ぜひそういう点ではやっぱりアクションを起こしていただいて、幾らかでも入れていただく方向でしないと子供たちの健康の方にもかかわってくるのかなというふうに思いますので、ぜひそうしていただきたいなと思います。

それから、先ほどの子宮頸がんの問題ですが、23年度は大丈夫でしょうと言われてはいますが、何か聞いていると、例えば市町で「あんた方でやるの」、「あんた方はまだすか」みたいな、お互いが牽制し合っているというか、探り合っているというか、そういうところがあるんじゃないかというふうに思います。やっぱりこういうものは命にかかわる問題ですから、大変な数ですね、1万5,000人がかかって3,500人が亡くなったと。本当にびっくりします。交通事故より多い人たちがかかっていてその4分の1ぐらいですか、亡くなっているという状況、これは1日も許せない。さっさとやってほしいというふうに思うんです。ですから、ぜひ市長、先駆けて「うちはやりますよ」というふうに言うだけで、あっちもこっちもみんな「うちもやるから」となるんだというふうに思いますので、ぜひそういう点では、国がやれば、これはどこでもやると思うんです。決して一歩下がらないですね、一歩前進していただいて、いいことはさっさとやるということにしていきたいというふうに

思います。よろしく申し上げます。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 子宮頸がんの取り組みについては、先ほどご答弁申し上げさせていただいたつもりだったんですが、既に国の方において23年4月からスタートするために今、さまざまな動きをしているという新聞報道がなされているわけでありまして。国の方においては23年度予算要求に特別枠を確保して子宮頸がんワクチン接種事業を盛り込んだということではありますが、具体的にどれぐらいの補助がされるかということについては全くわかっておらないという状況でありますので、今後の国の動きを注視をしながらそういった状況を的確に踏まえ、塩竈市としてどのような取り組みをするかということを決断してまいりたいというご答弁を申し上げたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明22日、定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明22日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年9月21日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会副議長 嶺岸 淳一

塩竈市議会議員 浅野 敏江

塩竈市議会議員 小野 幸男

平成22年 9 月 22 日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成22年9月22日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

出席議員(19名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	19番	鎌田礼二君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(2名)

18番	鈴木昭一君	20番	木村吉雄君
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長	伊藤喜和君	総務部長 兼危機管理監	佐藤雄一君
市民生活部長	佐々木真一君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君

総務部政策調整監	三浦一泰君	総務部次長 兼 政策課長	田中たえ子君
総務部次長 兼 行財政改革推進専門監 兼 財政課長	神谷統君	会計管理者 兼 会計課長	星清輝君
市民生活部次長 兼 環境課長	澤田克巳君	健康福祉部次長 兼 社会福祉課長	福田文弘君
産業部次長 兼 水産課長	小山浩幸君	建設部次長 兼 下水道事業所長	千葉正君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部税務課長	赤間均君
総務部総務課長補佐 兼 総務係長	安藤英治君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	千葉伸一君	水道部次長 兼 総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼 生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	佐藤俊幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	白澤巖君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼 議事調査係長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼 議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから 9 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の会議の欠席の通告がありましたのは、18 番鈴木昭一君及び 20 番木村吉雄君の 2 名であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12 番志賀直哉君、13 番佐藤英治君の 2 名を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

15 番菊地 進君。（拍手）

○15 番（菊地 進君）（登壇） ニュー市民クラブの菊地 進でございます。一般質問を行います。

一般質問する前に一言述べたいことがあります。というのは、長年議員をしていた瀬戸盛男さんがきょう、葬儀をしています。本来であれば、議員として出席したかったんですが、皆さん思っているとおり、きょうは議会ですので残念ですので、ご本人のご冥福をお祈りしながら市政発展のために質問をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、市長の政治姿勢についてということで質問をしてみたいです。今回質問項目、いっぱいありましたので、答弁は簡潔にわかりやすくお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、政治目標、アジェンダについて。

日本で一番住みたいまち塩竈を目指すなら、具体的な政策目標を市民に問いかけるべきじゃないかと考えて質問いたします。長期総合計画は市民と行政が一体となって築く目標であって、その目標を具体的に表現、実現していくことが長としての働きじゃないかと私は考えておりま

す。何か市民にとってこの塩竈の未来像、夢、希望が実感できないのは私だけなのでしょうか。多くの市民の無気力、脱力感、悲壮感、あきらめを私は肌で感じておりますが、市長は市民の気持ちをどう感じ取っておりますか、お伺いいたします。

市長として基幹産業の水産界問題、港湾行政の目的、具体策、浦戸振興と言うけれど、本当の具体的な振興策、だれもが安心な福祉のまちづくり、高齢者のひとり暮らし、老老介護の解消策、亡き親御の心配の要らない障害児の問題、人がにぎわう商店街の活性化等、重要課題、政策目標、アジェンダは何なのかお示してください。

次に、財政の健全化ということでお伺いしてまいります。44億円の財源不足の対応についてであります。健全化の指標は示されておりますが、具体的な作業手順を明確に示していただきたいのです。5カ年間とか悠長な考えでいられる余裕がありますか、疑問です。健全化のためにも早急な対応とスピードをもって実施遂行を願いたいのであります。

次に、市立病院の財政についてであります。21年度の改革プランにより5,200万円の黒字化ができたことは、素直に賛辞を申し上げたいと存じますが、22年度の財政は怠りのないようさらなる努力が必要と考えます。水道事業から借り受けている2億円の返済計画とか、一般会計からの繰り入れの縮減を図り独立採算の見通しを示すべきと考えておりますので、ご当局のお考えをお示してください。

次に、卸売機関の一元化についてであります。魚市場会計の赤字不良債務のため3億6,000万円もの大切な血税を投入して20年度解消しましたが、21年度、420万円の赤字があり、表に出さないでございましたが基幹産業として情けないと思います。赤字を出さないで市民に説明していたのは何だったのか、疑問を感じます。つまり市民の皆さんの生活、事業の苦悩があり、税金の使われ方、考え方が注目されていると思い、魚市場会計のあり方が大きく問われていると思いますので、市長の明快なご答弁を期待いたします。

卸売機関の一元化についても、市長は重大な決意と述べられても実効性はどうかお伺いいたします。相手があることとは承知の上だと思います。組合、会社とも経営運営をするのに、1社当たり120億円の水揚げがないと経営上、大変だと市当局から説明がありましたが、昨年は水揚げ82億円では厳しい状況と推察いたします。基幹産業の巨大機関の低迷打開のためにも早急な一元化、安定した経営を期待いたしますので、市長の具体的な働きかけを説明願ひ、一元化の進捗状況と最終日程等をお知らせ願ひます。

次に、行政改革について質問してまいります。市民の立場に立った事業遂行とは具体的に何

なのか、市民のための行政、選択と集中と言い、スクラップ・アンド・ビルドとの説明でも何が市民にとってむだで、何が必要な事業なのか理解しがたいものがあります。例えば老人保護措置の抑制で入所者の減少をさせるなど福祉社会に逆行しているのではないのでしょうか。本当に市民の立場に立った事業遂行か疑問です。ご説明願いたいと存じます。

次に、市内小規模事業者に発注と実績についてということでお伺いしてまいります。市内業者の利用を増進していただきたい。発注ルール等をつくり市内の業者を通して契約を推進してほしいのです。そうすることにより小規模事業者の育成を願いたいので、市長の見解をお伺いいたします。

次に、港湾について、その中でも物流機能の強化、港湾整備の促進についてということでお伺いしてまいります。取扱量が半減している現状下で、塩釜港の港湾整備の具体政策がおありなのか。市長は取扱量1トン当たり2万円ぐらいの波及効果がありますので港湾整備に力を注ぐと明言されておりましたが、具体的な事業拡大はあったのか。岸壁施設の老朽化が進み、その対応はどう対応してきたのか、特に中埠頭について貨物船が荷役できない危険な状況の放置とも言える現状です。心配いたしますので、市長の港湾整備にかける思いを率直にお示しく下さい。

仙台港との役割分担のすみ分けで事業拡大が最優先して実施されることが重要だと思います。京浜港との関連強化で内航フィーダーの利用促進を考えているのか。そして、塩釜港の活用を考えているのかお伺いいたします。そのためにも早急な塩釜港の港湾整備が必要と思います。そこで、県の港湾管理者、県港湾事業関係者、海運業、海事事業者、港湾関連業者との意見調整はどうかお伺いいたします。余りにも行政の動きがスローだと塩竈市内の港湾関係業者がいなくなる危惧がありますので、しっかりした計画で港湾整備がされ、港湾関連業者、そして塩竈市もよくなりますよう期待を込めまして市長の港湾整備にかける決意をお伺いいたします。

重要港湾仙台塩釜港の対応と考え方についてお伺いいたします。今般、都市間競争の激化の中で港湾の一体化とかで新聞に記載されておりましたが、石巻港と特定重要港湾仙台港、塩釜港のことも心配をするものであります。なぜならば、国の予算配分の減少を恐れるからであります。仙台港には多額の予算が注入されておりますが、塩釜港には予算の増額があり得るのか心配するところに、石巻港が重要港湾の中に一本化されたら塩釜港の存在価値はなくなると思います。ですから、市長の港湾整備にかける思いをまずはお伺いしておきます。

次に、冷凍水産貨物の取り扱いについてお伺いいたします。水産冷凍貨物船の入港利用促進のために、融資へ補助制度を導入していますが、なぜ増加につながらないのか。また、なぜ魚市場岸壁が整備されているのに魚市場岸壁に冷凍船が入港できないのか、中途半端な整備のためなのか、冷凍船がなぜ仙台港で水揚げなのか、塩竈市としての対応がいかがなものかお伺いします。説明をお願いいたします。

次に、浦戸の振興について、特に高齢化率54%、限界集落の実情と対策についてであります。アジェンダ、政策目標、浦戸振興をはっきり具体的項目で市長の責任で示していただきたいのです。つまり浦戸住民に対しての浦戸の進むべき政策方針を行政として明確にわかりやすく説明願いたいと思います。市長の政策基本目標として浦戸の人口、世帯数をどのくらいに考えているのか、高齢化率が54%を超えている現状の打開策はどうなのか、4島5部落の特徴をどう生かすのか、浦戸の振興と言うけれども、浦戸住民の合意は得られているのか、産業育成とか自然を生かした観光産業と言いますが、具体的に浦戸をどういう方向性で浦戸の振興の実現を目指すのか、政策目標、アジェンダを示してほしいと考えております。浦戸の人口減少、高齢化率が54%を超えている限界集落が現状です。昼間の人口は、多分400人にも満たないと思いますし、昼間の高齢化率は80%を超えると考えられております。交流人口をふやすと時々説明しておりますが、自然に親しむだけの交流人口がふえたとして、浦戸住民のメリットは具体的にお答えをお願いいたします。

次に、浦戸地区における介護サービス基盤や体制についてであります。超高齢化が進んでいる浦戸の福祉施策を基本的に市長はどのようなお考えなのか明確に示してください。いつも民間業者が浦戸地区に施設整備をして浦戸の福祉向上の話はありますが、すぐ立ち切れているのが現状です。そこで、行政として福祉施設の手だてを考えておられるのかお伺いいたします。

福祉についてということでお伺いいたします。障害者のデイサービス、ショートステイ施策についてであります。高齢化が進んでいる障害者、障害児の親、家族として安心して住みなれたこの塩竈で生活していこうという希望をかなえるためにも、親亡き後の安心、核家族の進行によりお世話役の減少の心配、犠牲のもとの家族介護の軽減のためにも施設整備の計画がおありなのかお伺いいたします。

前浅野知事の船形コロニーの解体により、地元に住した障害者、障害者の家族の生活の不安定が続いておりますことを、福祉に強い市長なら早急に施設整備をお願いいたしたいと思い、そのお気持ちをお伺いするものでございます。よろしく障害者、障害児を持つ家族のために市

長の率直なお考えを説明願いたいと思います。

次に、高齢者のひとり暮らしと老老介護についてお伺いいたします。敬老の日が過ぎたばかりですが、高齢者福祉について高齢化率が26.8%と進んでいる現状下において、塩竈市内における老老介護、ひとり暮らしの安心安全について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、教育について、学力向上アップについてお伺いしてまいります。未来を担う大切な子供たちの学力アップについて、小学校、中学校で特色のある教育を進めておられるのかお伺いいたします。なぜかという、文部科学省の進めている画一的な指導では個性豊かな先生の指導力が弱まるのではないかと心配するものですから、小倉教育長、先生の特徴を生かした教育を進めておられているのかお伺いいたします。

例えば数学の得意な先生、英語の得意な先生、音楽の得意な先生の知恵を最大限生かしていただき、未来を担う子供たちに確実に知識、見識として伝えていただきたいのであります。そのことにより学校の特色として、あの学校は国語がすごい、この子供たちが自信を持ってほかの教科も頑張っていることを望みまして教育長のお考えをお示し願いたいと思います。

最後になりますが、迷惑なモンスターペアレンツの対応についてであります。先生がある一部分の保護者からの身勝手な言いがかりや迷惑な言動、教育の妨げになっているモンスターペアレンツについて、先生方、教育委員会として、学校としてどう対応しているのか。また、教育長としてその指導に当たりどう見守っているのかお答え願いたいと思います。

これで第1回目の一般質問を終わります。よろしくお願いたします。(拍手)

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から7点にわたるご質問をいただきました。

まず、私の政治姿勢についてお答えをいたします。

本市は、第4次長期総合計画に基づき総合的、かつ計画的な行政運営に努めながら、都市像、「海・食・人が活きるまち 塩竈」の実現に向けて取り組んでおります。その中で市民の皆様に長期総合計画をさらに身近に感じていただけますよう重点的に取り組むべき事項について、私の政治姿勢として日本で一番住みたいまちを掲げ、取り組んでいるものでございます。

これまでの具体的な行政運営に当たりましては、やはり長期総合計画の基本構想、基本計画に基づき実施計画を定めその中で対処をいたしてまいりました。具体的な事業につきましては、実施計画に基づき毎年度の施政方針を作成し、議会へお示しし、予算案につきましては議会の議決をいただき執行に当たっております。各事業の進行管理につきましては、長期総合計画の

体系に基づき分析をし、進行状況を踏まえた修正を加えながら計画した事業の着実な実現を図ってきたところであります。

また、今回の第5次長期総合計画の策定に当たりましては、まずは第4次長期総合計画の総括を行いながら、今日まで達成された事業、あるいは未達成の事業等を峻別をさせていただき、未達成の事業等につきましては今後も引き続き精力的に取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

昨今の社会状況、我々が経験したことのない変化の時代でございます。これを乗り切るためには、やはり第4次長期計画の「海・食・人が活きるまち」が次の長期総合計画に引き継がれ、脈々と躍動するまちづくりがなお一層進められますよう努力をいたしてまいります。

次に、財政の健全化についてお答えをいたします。44億円の財源不足を今後、どのように解消していくのかとのお尋ねをいただきました。昨年秋に取りまとめました中期財政見通しでは、平成22年度から平成26年度までの5カ年間に約44億円、財源不足が生じると見込まれました。この中期財政見通しは、平成21年度決算見込み額をベースに、現行の地方財政制度が計画期間中も同様に継続するものとして、予測される変動要素を可能な範囲で積算しながら収支を見通したものでございます。

財源不足が生じる要因といたしましては、歳入面におきまして基幹収入である市税が固定資産の評価がえや景気の低迷、さらには納税義務者の減少により減収傾向にあること。地方交付税につきましても算定の基礎となる人口の減少に伴い年々、減少することが予想されます。歳出につきましては、昨今の経済情勢を反映するように生活保護費を初めとする扶助費が増加傾向にあること、介護保険や後期高齢者医療などを扱う特別会計への繰出金の増加が見込まれますこと等によるものでございます。

この財源不足への対応策といたしましては、財政見通しに合わせましてお示しをいたしております財源確保対策として、歳入面におきまして市税の収納率の向上や特例的な地方債の借入れ、財政調整基金等の取り崩し等を行い約34億円を確保するとともに、歳出面では職員数の削減による人件費の抑制、事務事業の見直しによる内部的経費の圧縮、さらには借入条件の見直しによる公債費の抑制に取り組み約10億円の節減を図り、歳入歳出合わせまして44億円の財源不足を解消してまいる内容となっております。

本年度の予算編成におきましては、このうち約7億円の財源不足の解消を講じたところでございますが、国による制度改正や今後の経済情勢の変化などによって試算の前提条件が変化し、

見直しの数値が悪化することも懸念をされますので、昨年と同様、今秋に最新のデータに更新したローリングにより財政見通しを試算し直すとともに、財源対策につきましても適宜見直しを行ってまいります。

次に、市立病院の財政についてご質問いただきました。市立病院の21年度決算では現金ベースで約5,200万円黒字を計上いたしました。不良債務を計上している会計では、処理上のルールとして黒字決算分につきましては今議会を通じてご説明をさせていただきましたとおり、まずは不良債務の返済に充てさせていただきました。さきに開催されました全員協議会、評価委員会の本郷委員長からは、一般会計による不良債務解消を急ぎ、黒字分を病院独自で運用することが経営の独自性を高めるとのご指摘をいただいております。基本的にはできるだけ早くそうした状況に移行したいと考えておりますが、全員協議会の席上でもご答弁いたしましたように、これまで不良債務解消のために多くの繰出金を一般会計から支出をいたしております。また、平成21年度1年だけの黒字ではまだ十二分に安心とは言いかねる状況にあります。つきましては、いま少し今後の推移を見きわめながら、一般会計での不良債務の前倒し解消については健全化が着実に定着できるという見通しが立った際に議会の方にもお願いをしてみたいと考えております。

次に、魚市場会計の経営健全化につきましてでございます。さきに累積債務3億数千万円を解消することに議会の皆様方に大変なるご理解をいただきましたことに、心から感謝を申し上げますところでございます。その際にもでき得る限り、このようなことが繰り返されることのないよう単年度、単年度の魚市場会計の健全化になお一層努力をいたしてまいりますということを申し上げました。しかしながら、平成21年度につきましては、83億円余の決算ということで、残念ながら一部赤字解消のための繰り出しをお願いをいたしたところであります。理由につきましてはさまざまございますが、やはり行政、魚市場関係者が一丸となって魚市場経営の健全化に取り組んでいくことこそが、今強く求められる喫緊の課題であるというふうに考えております。私も今後、先頭に立ちましてこのような魚市場会計の経営健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この前提となる卸売機関の一元化についてであります。私もたびたび両卸売機関の責任者の方々、関係者の方々にお会いをしながら、ぜひ一元化についてのご理解が深まるようにという努力をいたしてまいりました。また、こういった一元化の道筋についても明らかにさせていただくため、金融機関の皆様方にもお知恵を拝借をいたしてまいったところであります。

大筋の考え方といたしましては、新たな卸売機関を創設し、その新たな卸売機関に両機関が一元化するということが大筋の流れではないかと理解をいたしております。こういったことを進める上で、卸売機関の許可権者であります宮城県の方にもそのような取り組みの是非論につきましてもご説明をさせていただいたところでもあります。なお一層、このような取り組みを深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、行政改革についてご質問いただきました。「ミッション・チャレンジ2010」に記載をされております市民の立場に立った業務遂行についてはというご質問でありました。

私は、就任以来、さまざまな行財政改革の項目を実行し、市民の立場に立った行政サービスの確立を基本とし、市政運営に当たってまいりました。具体的には塩竈市再生委員会の設置を初め、各種計画策定に際しましても懇談会でありますとか、審議会を設け、でき得る限り、市民の皆様方の生のご意見をいただき反映をさせてまいったところでもあります。また、事業の企画段階から市民の皆様方が参画できる制度を設けた事業展開も進めさせていただいているところであります。

現在進めております長期総合計画策定におきましても、公募による市民懇談会や審議会、アンケート調査、パブリックコメントなど多くの市民の皆様方のご意見を反映をさせていただいております。

また、職員の人材育成に当たりましては、特に市民満足度の向上に対する意識を最上位に掲げて、課題があれば率先して現場に赴き、市民の皆様方の声に謙虚に耳を傾け速やかな対応に心がけ、信頼を得られる職員の養成に努めているところであります。

さらに市民の皆様方に市政に理解を深め参画をいただくため、わかりやすい情報提供が課題と認識をいたしております。このようなことを踏まえ広報しおがまやホームページにも毎月さまざまな取り組みやお知らせを行い、市民のご意見をいただくよう努めるとともに、毎年度の取り組みやその成果などを「ミッション・チャレンジ」として具体的な数値を用い、ホームページなどで公表させていただいているところであります。今後におきましても、常に市民の皆様方の目線に立ち行政運営に取り組んでまいる覚悟でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、小規模事業者の育成に関する取り組み状況についてお答えいたします。本市におきましては、一般的に規模の大きな工事等を発注する場合は、入札参加を希望される事業者の皆様方にあらかじめ指名登録をさせていただいておりますが、小規模な工事等の場合には簡単な手続

により、受注希望登録を行うことができる小規模工事等契約希望者登録制度を創設いたしております。この制度は、市内事業者の建設工事等の受注機会を拡大することを目的に、平成18年度に発足をいたしたものであり、「ミッション・チャレンジ2010」にできるだけ市内の小規模事業者に発注し、地域経済活性化の一助とする旨、盛り込まれておりますが、制度上、指名登録された大手業者の方々は参入できないことといたしております。現在、登録されている事業者数、建築、土木工事、設備、内装関係などの分野で合わせて27社となっております。平成21年度の発注実績で申し上げますと、件数で152件、金額で1,100万円という状況でございます。本年度の主なる取り組みといたしましては、この制度を幅広く活用していただくために春先に市内の13業種の工事関係組合員に登録の呼びかけを行いましたほか、その後も機会をとらえて啓発を行っております。また、各部各課にも庁内掲示板を用い、制度の活用を周知をさせていただいているところでございます。

次に、港湾についてご質問いただきました。

初めに、物流機能の強化、港湾整備の促進について市長の考えはというご質問でありました。

特定重要港湾仙台塩釜港に昇格をいたしましてから、はや10年であります。残念ながら大型貨物については仙台港へ、塩釜港につきましては国内物流を拠点とする貨物というような仕分けがなされつつあります。これは昨今の港湾物流の合理化という中で船舶の大型化が進められているということもその一端であるかと思っております。

しかしながら、本市におきましては、マイナス9メートルの航路及びマイナス9メートル等の岸壁が本来の港湾計画の施設でございます。しかしながら、ご案内のとおり、航路がマイナス9メートルから埋没をいたしてございまして所期の能力が十二分に発揮されないという状況でございます。こういったものを率先して整備をしていただきたいということを強く訴えかけてまいりました。具体的に申し上げますと、かつて宮城県が県の単独費で約1億円弱というしゅんせつを細々と実施をしていただいておりますが、私も直接国の方をお願いし、今、3億円前後のしゅんせつ予算が確保されているところでありますが、本格的な整備にはまだまだ不足をいたしているという状況でございます。ぜひ港湾の中で特に航路しゅんせつ等については、もっともっと予算をふやしていただくようなお一層努力をさせていただきたいと思っております。

また、貞山地区につきましても、岸壁マイナス9メートル、1バースについては完成をされておりますが、残った1バースについても老朽化が進んでおります。このほか中埠頭、東埠頭地区につきましても老朽化の岸壁がそのまま残っております。これらにつきましても改定され

ました仙台塩釜港港湾計画の中でしっかりと取り組んでいただきますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

そういった中で、冷凍水産品の取り扱いについてご質問いただきました。仙台塩釜港港湾計画の中では塩釜港区の貨物の減少とともに、仙台港区における荷役効率の低下が課題となっております。この仙台港区における荷役効率の低下につきましては増加するコンテナ、自動車等の貨物とばら積み貨物の混在が原因の一端とされております。

そこで宮城県は昨年、それぞれの港区の機能強化策として仙台港区から塩釜港区への貨物のシフトを進めることを目的に、塩釜港区におけるばら積み貨物の水産品を荷揚げ荷卸しする船舶に対する入港料、及び岸壁使用料の減免を実施をいたしました。これに合わせ本市でも冷凍貨物取扱量に応じた補助金交付の公的インセンティブを導入をいたしました。そして、それを最大のPR材料として昨年の12月に塩釜商工会議所とともに、関東方面の荷主10社ほどを対象にポートセールスを実施させていただきました。おかげさまで、3万トン台だった塩釜港区の公共岸壁における水産品取扱貨物量はここ2年、4万トン台を維持いたしておりますが、これらにつきましてはこのような取り組みの成果が徐々にあらわれつつあるものと考えておりますが、まだまだ努力が必要と考えております。これらのさまざまな制度を十二分に活用しながら、より塩釜港区にこのような貨物がシフトされますよう努力をいたしてまいります。

また、港湾関係で特定重要港湾仙台塩釜港に石巻港を組み入れることについてのご懸念をいただきました。港湾整備に当たり、各地域の拠点港に重点的な投資を行うという国土交通省の方針に基づき、突如国土交通大臣が全国の103港の重要港湾から40港の重点港湾を選定すると発表いたしました。我々は大いに矛盾を感じております。同じ国土交通省が認めた重要港湾の中から、なぜ今40港を絞り込むのかということでもあります。しかしながら、こういったことを進められるということでもありますので、本県では唯一の重要港湾である石巻港がぜひ指定をされますよう地元関係者等が大変な努力をされておりますが、私も県港湾協会副会長の立場で時々一緒に同行させていただき、ぜひ宮城県の石巻港も重点港湾に指定されますよう私も側面から応援をさせていただきましたが、残念ながら、8月3日に公表されました重点港湾からは石巻港が漏れております。今後、新規事業が着工できないというようなゆゆしき事態が発生することとなったわけでもあります。

これを受け港湾管理者である宮城県知事と仙台市長、石巻市長が8月5日に、前原国土交通大臣に、石巻港と特定重要港湾仙台塩釜港との3港一体化構想を提案をされたようであります。

マスコミの情報でありますと、賛否両論がありました。大臣も一定の理解を示したというようなお話をお伺いをいたしております。私といたしましても、同じ港町石巻がこのような苦境にありますことを十二分に認識しながら、でき得る限りの応援をしてみたいと考えております。

なお、予算についてのご心配でありました。それぞれ特定重要港湾仙台塩釜港の整備予算、それから重要港湾石巻港の整備予算、今、たしか年間9億円ぐらいであるかと思っておりますが、当然、港が一つになった場合につきましてはこれらの予算も石巻港も含めて一本化されるものではないかと私は理解をいたしておりますが、まずはこのようなことを県が音頭を取りながら進めさせていただき、それらを進める上で各地域の皆様方の率直なご意見をお伺いする場を用意していただくということをお伺いいたしておりますので、私もそういった場で塩釜港の整備促進については強くお願いをしてみたいと考えております。

次に、浦戸諸島の振興についてであります。具体的なお話でありました。既に第4次長期総合計画の中でも浦戸諸島の振興策についてはさまざま盛り込まれておるものと考えております。例えば島の振興策として下水道整備でありますとか、浮棧橋、待合所等の浦戸交通船の利便性の向上、あるいは医療水準の向上のための診療施設の運営、さらには議員の方からもお話しいただきましたような高齢者の福祉向上のための生き生きデイサービスなどの生活基盤の整備、そして何よりも産業の柱となる浅海漁業振興活性化策などではないかと理解をいたしております。

このような考え方につきましては、第5次長期総合計画にもしっかりと引き継いでまいりたいと思っておりますし、第5次長期総合計画の中では特に浦戸を章立てをし、今、議員の方からもご質問いただきましたさまざまな課題解決、特に高齢者率54%を超える高齢者の福祉対策等につきまして、どのように取り組んでいくかという道筋についてる明らかにさせていただきたいと考えているところであります。

そういった中で浦戸地区における介護サービス体制についてご質問いただきました。本市では高齢者が住みなれた地域社会でいつまでも健康で生きがいを持って生活していただける環境づくり、極めて重要な課題ではないかと考えております。浦戸地区も同様でございます。具体的には現在実施している浦戸生き生きデイサービス、高齢者がお集まりいただいているようなサロンの事業等々につきましてもしっかりと今後取り組んでまいりたいと考えているところであります。

障害者福祉、特にデイサービス、ショートステイということであったかと思いますが、ご質問いただきました。本当に本市にとりまして大変重要な課題であります。市内のデイサービス等につきましては、現在、利用希望者が多く、あき待ちの状況であるというふうにお伺いをいたしております。このため、市内の事業者では今後もデイサービス、ショートステイ施設における生活介護事業のニーズが大きくなるという観点から、現施設とは別に今拡張計画等も進められているというふうにお伺いをいたしております。なかなか用地が見つからず悪戦苦闘というようなお話もお伺いをいたしております。ぜひ本市もご協力を申し上げさせていただきたいと考えておりますし、施設整備に対する補助金等もございます。国県の補助で基準事業費の4分の3が補助というような制度もございますので、このようなものもしっかりと活用していただくような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ご高齢者のひとり暮らしについてご質問いただきました。本市の高齢化率26%であります。高齢者のひとり暮らしの世帯数が2,800世帯でございます。2人暮らしで2,400世帯となっております。これらの方々を対象としたサービスといたしましては、現在、緊急通報システム事業、配食サービス、軽度生活援助、訪問指導事業などを実施をさせていただいているところでありますが、今後、高齢化率がますます上がる現状であります。さらなるサービス水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、学力向上、モンスターペアレンツについてご質問いただきました。

学力向上についてのお尋ねであります。本市におきましては、平成20年度に策定した塩竈市学力向上プランに基づき、少人数学級の導入や指導教員の配置等の取り組みを行わせていただいております。学力、学習状況実態調査の結果からはこうした少人数指導などの成果が若干あらわれているのではないかと考えております。

また、学校や教育委員会、いわゆるモンスターペアレンツと言われる保護者からの意見も数多く寄せられておりますが、対応に当たりましては、学校と教育委員会が一体となって取り組み、内容が不当と考えられる場合は毅然とした対応を行ってまいりたいと考えております。

詳しくは教育長からご答弁いたさせます。

私は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から、学校教育関係についてお答えいたします。

教育委員会といたしましても、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成ということを

目指し、その中でも学力向上を最重要課題として日夜取り組んでおるところでございますけれども、その中で議員からのご質問にありました特色ある学校事例ということですが、例えば第一小学校では、全児童が毎朝、朗読に取り組んでおり、それを1週間に1回ずつ全校生徒の前でお互いに発表し合い、それらがやはり表現力がつき国語の学力向上につながっていると認めております。また、浦戸中学校、浦戸第二小学校の高学年を中心とした演劇活動においても、この演劇活動は主に浦戸の土地に残る昔話、またいろんな話などをもとにしたものを脚本にしておりますので、それらを通して子供たちが生活する郷土愛、また子供たち一人ひとりの表現力などの向上につながっているものと思っております。

また、教員に対しても若手、中堅教員の優秀な教員は、校長会より推薦をもらいまして塩竈市独自の教科指導員という制度を設けて、各学校の研究会等についてそれぞれ指導助言に当たる任務を持つ教員を任命しております。来月13日も塩竈市内中学校の教員が1カ所に集まり、その教科指導員を指導助言者として日常の教育活動によい点、こういう指導がよかった、こういう点がもう少しとかお互いに意見交換しながら、お互いの教員の資質の向上に努めておるところでございます。今後とも教員の指導力の向上、教員の特色を生かした指導力の向上等についても充実させてまいりたいと考えております。

次に、モンスターペアレンツの対応についてでございますけれども、近年、保護者の学校教育に対する考え方の変化、多様化などにより学校に対する要求、要望も変わってきております。いわゆるモンスターペアレンツから学校に寄せられる意見の中には、学校の役割を超えたものや誤解、また情報不足が原因になっているものもございます。教育委員会といたしましても毎月開かれる校長会議や教頭会議等におきまして、学校だけで問題を抱え込まない、大小にかかわらず教育委員会に報告することを確認しております。学校側が誠意を尽くしても余りにも非常識な苦情や不当な要求が執拗に続く場合には、毅然とした態度で対応するよう指導しておりますし、今後も教育委員会、学校、関係機関が連携して対応に当たっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） すいません。2回目の質問がないのであとは病院に行ってちゃんと聞きますので計画、お願いします。

いろいろ15分ちょっとの質問に30何分のご答弁、ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、教育関係、やはり未来を担う大切な子供、その育成に全力投球してください。これはお願いします。そして、特色ある子供、個性のある子供を伸ばしてください。お願いいたします。

あと浦戸地区、障害者関係は、市長は施設関係には協力をしていくということなんで、土地関係も探しているやと市長が言っているのであれば、土地など狭い土地ですがそういうものを積極的にお願いしたいと思います。

あと、私の聞き方がまずかったなと反省しているんですが、いわゆる小規模、これは物販の購入だってそうなんです。物販の購入は、正直なところ、市外から66件で約1億2,000万円くらい買っているわけです。これを市内に回してほしいと。そして、市内でも50件くらいで1億7,000万円くらい買っているのもわかりますけれども、市内でぜひともお金を回してほしいという気持ちでありますのでよろしくお願いいたします。

あと、政策目標、アジェンダについてなんですが、長総の件で市長は総括をしながらやったというんですが、では、第5次の長期総合計画にかかわる審議委員に第4次の総括を示したのか。彼らから聞くと、「私は総括を要求したんだけど聞いていない」という、そういう審議委員の方がいたので、その辺がどうなのかなと。きょう、レターケースに議案として上がって資料としてもらっていますが、それが気がかりかなと思います。あとどうなのかなと、せっかくだつくるんだつたら市民、住民とのかかわりがあると。

あともう1点、港湾関係です。市長はやっぱり一番最初、市長に出られるとき、港湾整備関係、1トン当たり2万円の波及効果あるんだと、港湾に力を注ぐんだと言ってきたんですが、私はたびたび質問しますが、港湾関係、前の質問のときには取扱量がふえたら港湾整備をお願いしたいと、その前は港湾の管理者は県だというような、その辺はわかっているんですが、では何をしたのか、何を要望したのか。我々、前に国会の方に陳情やら何やら行ったときに、今は亡くなっておりませんが遠藤 要さん、あの塩竈、赤ん坊の例えで言えば、泣く赤ん坊さ親はすぐおっぱいやるべ。すやすや寝ている赤ん坊は放っておかれるべ。だから、しょっちゅう来なさい、しょっちゅう要望に来なさいというのが遠藤 要さんの教えかなと私は思っています。そんな意味で会議に行っているどうのこうのよりも、やっぱり積極的に国土交通省なり港湾関係のお金を握っている県だつたら県に塩竈のここを直してほしいと。平成3年あたりから使えない中埠頭、全然手つかずですよ。手つかずのところは貨物船入りますか。今、巡視船が入っているようですが、それはやっぱり港湾の利用というのを最大限に生かしてもらわないと

うまくないんでないかなと。

あと、石巻港の件に触れますけれども、私は、都市間競争でもあるし、港湾同士の競争だと思っんですよ。やっぱり塩竈に1トン当たり2万円の波及効果があるんだったら、そのためにやっぱり港湾整備をして港湾、石巻にも負けないと。石巻は虎視眈々と県や国に陳情要望をいっぱいして何とか石巻に予算をとってうんと働きかけていますよ。塩竈はどうなんですか、このまま、していますと言われますけれども目に見えない。それが港湾関係者にも不安があるし、塩竈が寂れている一因でないかなと思っんですよ。塩竈はこのくらいやっているだよ、だから皆さん、ついてきてと言っんだたら、よし、我々も頑張ろうというのが塩竈の気質でないかなと思っんです。それがなかなか目に見えないとこのまま埋没してしまうんでないかなと思っしますので、私は塩釜港を最大限利用して、そして市長が言っている1トン当たり2万円の波及効果が市内隅々までなるようにぜひともお願いしたい。

あと、港湾関係で質問しましたらしゅんせつのお話をされましたが、私は何回も言っているとおりに、使いやすい岸壁環境を言っっていますので、しゅんせつはそいつも大事なんですけど何とかお願いしたい。

あと、漁港も岸壁の整備されていますが、そこになぜ冷凍船が入らないのかの答弁ありませんし、その辺がちょっと残念だと思っしますので、何とかしてほしいなと思っっております。

いろいろ海上防災基地構想とかというのも新聞に載っっていますが、ぜひともお願いしたいし、京浜港の活用アピールで、こういうものがあれば塩釜港に荷物は入れられますかと言っんですよ。仙台港までは来るけれども塩釜港になぜ入らないのか、石巻はポートセールスいっぱいしていますし、岸壁、港湾の整備の要望、いっぱいしていますよ。それを市長、わかっていて副会長しているからなかなか言えないのかもわかんないけど、やっぱり我が塩釜港が発展しなければ、この塩竈が寂れていくというのを私は心配しますので、市長さんの決意、熱意、元気を出してご答弁をお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私から、長期総合計画、第4次長期総合計画の総括を第5次長期総合計画の審議会に出していないのではないかとご質問でありました。どなたからお伺いしたのかわかりませんが、審議会にしっかりご出席いただいている方でしたら、このことについて三、四度、総括を行ったことについて十二分にご理解いただけるものと思っっておりますので、ぜひその方にご確認をいただきたい。ぜひぜひほかの方にもご確認いただいた上で議場でご発言い

ただければ大変ありがたいと考えております。

次に、港湾整備であります。私も再三再四、足を運ばせていただいていると思っております。あるいは東北全体の集まり、国内全体の集まり等についてもでき得る限り時間をとって足を運ばせていただいております。当然のことではありますが、国土交通省の方にも足を運ばせていただいております。局長にもお会いし、計画課長にもお会いし、塩釜港の重要性、必要性についてはたびたび訴えさせていただいておりますし、上京の折にはくまなく各関係国会議員の皆様方のところを回らせていただいております。ぜひそういったことを確かめていただければと思っております。

また、なぜしゅんせつかというお話でありました。港の玄関は航路であります。航路がしっかりと整備されなくて、例えば奥の方にある9メートルの岸壁に、船が着くということは、できないわけでありまして。これは関係者、よくご案内のとおりだと思っております。でありますので、せっかく立派な9メートル岸壁があるわけでありまして、まずは現有の施設を最大限に活用させていただくためにそのような航路を9メートルにしっかりと掘っていただきたい。国の方からは、まずは暫定7半で。予算も県がやっていたときは1億円弱でありました。今それが3億円前後の予算がつくようになりましたということにつきましても、言い方を変えれば私が一生懸命足を運んだ成果ではないかなと思っております。ぜひそういったところも確かめていただければ大変ありがたいと思っておりますが、なお一層港湾の整備については頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 4番吉川 弘君。（拍手）

○4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして一般質問を行います。

質問の第1は、塩竈市の国民健康保険事業について伺います。

この間、党市議団は市民アンケート調査を行いました。「国保税についてどう思いますか」という問いに対して、428人からの回答がありました。安いが2人、0.47%、適正が58人、13.5%、この中には国保に入っていないのでわからないが多数ありました。一方、高いという回答は330人、77%、その他が38人、8.8%、このような結果でありました。回答を寄せていただいた8割近い方が国保税は高い、このようなものでありました。寄せられた主な意見を紹介します。「毎年上がってことしは幾らと封を切るまでびくびくする」、「埼玉から2年前に戻ったが、塩竈市は10万円以上高い」、「滞納で資格証、ぐあいが悪くても病院に行けない状態です。払いやすいように下げる方が結果的にはよくなるはずです」、「年金生活者にとっ

て21年度の4万円アップは大変でした。200万円の年金で30万円の国保税、こんな高い税率は認められない」、「高過ぎる。利府町に転居を真剣に検討中」、私は市民の気持ちを反映した切実な声だと感じました。

佐藤市長は平成21年度に1世帯平均2万6,384円、13.76%の大幅な値上げを行いました、このことによって本市の国保税は県内一高くなってしまいました。近隣二市三町を比較で見ても、モデルケースで多賀城市よりも13万6,000円ほど高く、47万円にもなる国保税額であります。利府町よりも11万円高く、松島町、七ヶ浜町よりも10万円余高くなっています。国保税が所得に占める割合は23.5%、所得の4分の1にもなり、これに所得税、住民税、固定資産税を加えますと60万円、所得の30%にもなる大変な税額であります。本市の平成21年度の国保税額を全国1,800近い自治体の平成20年度のモデルケースと比較しても、ワースト9番目に高い税額となっております。先ほどの市民の切実な声は、一刻も早く国保税を引き下げてほしいというまさに悲鳴の声ではないでしょうか。市長は市民の声をどう受けとめ、どのように対応しようとしているのか伺います。

質問の第2点は国保税の引き下げについてです。塩竈市の国保会計は平成21年度の値上げの結果、実質基金残高で2億6,600万円となりました。決算特別委員会でも述べましたが、平成21年度の値上げはしなくても1億円の基金が残ったのであります。加入者の負担限度を越す県内一高い国保税に対し、市民への緩和策をとるべきだと考えます。まずは緊急的に国保加入者1万6,000人余に対し1人当たり1万円引き下げて市民生活を守る考えはないでしょうか。財源は1億6,000万円あればできます。市長の見解を伺います。

質問の第3点は、専決処分によって国保税の最高限度額の引き上げを行ったことについて、私はことしの6月議会の諸般の報告に対して質疑を行いました、納得できませんので再度質問を行います。

国保税の最高限度額をこれまで59万円だったものを4万円引き上げて63万円にしました。この限度額引き上げによって国保加入者にとっては1,000万円を越す増税になるもので、決して軽易な事項として市長の専決処分だけで終わらせる問題ではありません。なぜ議会に諮らないで市長の判断だけで行ったのか、見解を伺います。

また、平成20年度のときの最高限度額の引き上げは、値上げだけでなく後期高齢者医療制度の改定もあったから議案として提出した。今回は制度改定はなかったから専決処分と、このような答弁もありました。しかし、制度改定がなかった平成19年度のときも限度額引き上げの議

案を議会に提案しているのであります。なぜこのようなつじつまの合わない答弁になったのか、納得のいく答弁をお願いいたします。

質問の第2は、木造住宅への耐震化の促進について伺います。宮城県沖地震は10年以内に70%の発生確率となりました。行政は市民の命と財産を守るためにまさに待ったなしの課題となっています。来年度から10年間の第5次長期総合計画を策定中ですが、塩竈市基本計画検討案の安全に暮らせるまちづくりでは、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%以上達成し、その後、95%以上に高めていきますと、このように表現されております。私はこれまでもなぜ90%なのだ、残りの10%の世帯はどうなるんだと、このように100%の耐震化を強調してまいりました。そのためにも平成20年3月に策定した塩竈市耐震改修促進計画の90%の耐震化計画が現在、どのように進んでいるのか、計画で定めた住宅戸数、新築、建てかえ戸数などの数値はこの間の推移でどうだったのか検証すべきと考えます。これらの数値目標が違ってくれば、平成27年度までの制度活用による237件の耐震化目標も違ってくることになります。これまでの取り組みを踏まえてどうだったのか見解を伺います。

第2点は、市の耐震化の取り組みについて伺います。市が定めた耐震改修計画では、平成20年度から平成27年度までの耐震化を237件と決めました。年間当たり30件の耐震化となりますが、平成16年度から19年度の4年間の耐震化は37件で、年間平均の耐震化件数は9.25件となっております。その直後、耐震改修計画が策定され引き続き実施された耐震化工事は、平成20年度16件、21年度8件と大きな変化はなく、市の計画の3分の1にとどまっております。これでは市が立てた目標自体も達成できません。耐震改修が3分の1にとどまっている原因をどのように考えているのか伺います。

私は、耐震化を抜本的に急ぐ上で耐震診断を無料にすることがかぎだと考えます。確かに公的助成が13万6,000円ありますが、しかし、本人負担8,000円が進まない要因になっているのではないのでしょうか。東海沖地震に危機感を持つ静岡県においては、耐震診断を無料にして耐震化を大きく進めております。この経験に学び耐震診断を多くの家庭で受けていただき、我が家は安心なのかそうでないのか、しっかりと認識をしていただくことこそが耐震化工事に踏み切っていく上での出発点になると考えます。そのためにも耐震診断を無料にすべきと考えますが、見解を伺います。

この間、耐震化の助成額の限度額が20万円から10万円引き上がって30万円になりました。私はこのことについて一定評価をいたします。私は、さらに仙台市並みに60万円まで引き上げる

べきだと考えます。宮城県は高齢者世帯など弱者対策として15万円の助成は行っております。しかし、この助成は一般世帯には助成が行われておりません。県に一般家庭にも助成が行われるように強く要望するとともに、国、県、市の抜本的な助成の増額を求めますが見解を伺います。

第3について伺います。塩竈市内の中で海などを埋め立てた地域では、地震による液状化現象を大きく受けます。市当局が昨年11月、地震診断等ローラー作戦として危険度が高い地域の藤倉地域に調査活動と啓蒙活動を行いました。今後はことしの10月に花立町、新富町などを行おうとしております。私はこのような活動は重要だと考えます。この間の取り組みと教訓などについてお伺いいたします。

質問の第3は、都市再生整備計画について伺います。

ことしの5月18日の産業建設常任委員協議会に都市再生整備計画が示されました。計画は平成22年度から平成26年度までの5年間で、総事業費5億5,260万円になっております。その整備方針の中で町のイメージアップや安全で安心して暮らせる住環境の形成が掲げられ、本塩釜駅前自転車置き場と塩釜駅前の交通広場と自転車置き場が事業としてのものであり、やっと事業が具体的になったと私は考えます。私はこれまで再三、塩釜駅の自転車置き場の整備を求めてこれまでも述べてまいりましたが、高校入学が決まった3月に塩釜駅前の自転車置き場で自転車が盗難、続いて高校時代にも自転車の盗難、短大時代にはバイクの盗難に遭ったAさんなどたび重なる盗難に遭えば、経済的被害とともに心にも大きな傷がつき人間不信にもつながります。バイクや自転車へのいたづら、盗難は依然として解決しておらず、一日も早い自転車置き場の整備が求められております。本塩釜駅前自転車置き場の整備事業と塩釜駅の自転車置き場の事業、及び駅前交通広場の整備についてどのような事業内容になっているのか伺います。

また、塩釜駅の自転車置き場でラックが設置していない場所をJRの協力も受けて暫定的にラックを設置していただきたいと思いますが、見解を伺います。

質問の第4は、ことしの予算特別委員会でも取り上げましたが、下肢障害者の方からタクシー券の助成の要望がありました。隣の多賀城市では、下肢障害者3級の市民にはタクシー券や自動車燃料費助成を行っております。隣同士の地域で一方の自治体が助成を行い、一方では助成がされないというのでは市民にとっては割り切れない気持ちではないでしょうか。このような福祉行政のおくれは改善すべきではないでしょうか。予算特別委員会の答弁では、関係者の方々と話を必要であれば検討させていただくと、このように述べております。ぜひ下肢障

害者3級の方に輸送費助成を行っていただきたいと思います。当局の見解を求めて第1回目の質問とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(佐藤貞夫君) 佐藤市長。

○市長(佐藤 昭君) (登壇) ただいま吉川議員から4点のご質問をいただきました。

まず、国民健康保険事業についてお答えいたします。本市の国保税に対し他市町と比べて高いというようなご意見でありますとか、家計が苦しく納付が難しいなど切実な声が寄せられておられますことを私も承知をいたしております。大変心を痛めております。

しかしながら、国保会計であります。本市のみならず、全国的にも大変厳しい事態に直面しているものとらえております。急激な少子高齢化の進展、あるいは国、地方の厳しい財政状況、そして景気の低迷など国保のみならず他の医療保険を含め我が国の社会保障制度全体が大幅な改革を必要としていると認識をいたしております。

そのような中、国保は市町村が運営主体となり、税額はそれぞれの市町村の国保加入者の医療費の動向により設定されております。このため、国保加入者数やその所得の状況、あるいは財政調整基金の保有状況など市町村の実情に応じて負担の内容が異なります。本市の状況を述べますと、国保の医療費につきましては県内でも高い状況で推移をいたしており、平成18年度、19年度の2カ年間、財政調整基金を投入して何とか保険税の改定を抑えることができた状況でありました。しかし、21年度には基金も底をつく見込みとなりましたことから、平成21年度の税率改定に至ったものでございます。

この改定に当たりましては、平成21年度から3カ年間の収支の均衡を目標といたしております。しかしながら、現在、医療費につきましては平成22年度に入り予想以上に増加をいたしており予断を許さない状況となっております。今後の事業運営に当たりましては、特定健診や特定保健指導事業を初め、市の健康づくりを一層推進し、医療費全般の削減に努めることが極めて大切と認識をいたしております。また、保険税の収納率の向上を初め、レセプト点検の教科やジェネリック医薬品の使用促進など医療費の適正化に取り組み、さらなる収支の安定を目指してまいりたいと考えております。

また現在、国におきましても、後期高齢者医療制度廃止に向けた検討が行われており、国保事業の運営主体の広域化などの動きも報道はされております。今後、どのように展開していくのが極めて不透明であります。本市といたしましては、国の財政支援の一層の充実、医療保険制度の一本化等の抜本的な制度改正について、全国市長会等を通じて強く要望してまいり

たいと考えております。

国民健康保険の引き下げについてご質問いただきました。ただいまご説明申し上げましたとおり、現在の税率等につきましては、改定時に平成21年度から23年度までの3カ年間の収支均衡を最大の目標といたしております。今後の医療費の動向など流動的ではありますが、まずはこの期間の安定運営を確保したいと考えているところであります。

議員のご質問の中で初年度である21年度、基金が増設されたのではというお話でありましたが、これは計画の中身でも初年度値上げの効果で基金がふえるという計画になっておりますことをご理解いただきたいと思います。

次に、専決処分についてでございます。本市の国民健康保険税の課税に当たりましては、根拠法であります地方税法、あるいは地方税法施行令に準拠し、国から示されます条例参考例に基づき対処をさせていただいております。

また、手続につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により市長が専決処分することについて議会の指定をいただきました。これを受け本年3月31日付で専決処分をさせていただき、直近の議会で報告をさせていただいたものであり、手続上も法にのっとり適切な処理をいたしましたということをご理解いただければと思います。

次に、木造住宅の耐震化の促進についてお答えをいたします。

初めに、塩竈市耐震改修促進計画で定めた住宅戸数、新築、建てかえ戸数などの数値目標の推移、検証についてのご質問をいただきました。平成15年度住宅土地統計調査では、当時の住宅戸数1万9,140戸となっており、一方、平成22年3月に公表をされました平成20年住宅土地統計調査によりますと、平成20年の住宅戸数は1万9,880戸となっております。比較をいたしますと、この5年間で740戸の増加となっております。塩竈市耐震改修促進計画では、平成27年度までの12年間で住宅戸数は3,098戸減少するとしておりましたので、実態はこの計画とは異なった傾向となっております。次に、新築戸数につきましては、塩竈市耐震改修促進計画では平成27年度までに3,431戸が新築されるものといたしておりました。これに対し平成20年度統計調査値の結果を見ますと、平成16年から20年までの5カ年間で1,214戸が新築をされました。この数値を平成27年度までの12カ年間に延ばしますと2,913戸となりまして、新築戸数につきましては塩竈市耐震改修促進計画の計画値に対し実績の方が減少傾向を示すものとなりました。さらに建てかえによって耐震化が図られた住宅は、平成20年度までの実績値が940戸となっております。この数値を平成27年度までに換算いたしますと2,256戸となり、塩竈市耐震

改修促進計画の計画値である946戸を大幅に上回るものとなっております。このようにそれぞれの数値がさまざまに変動いたしておりますので、こうした実情を勘案いたしますと、平成27年度の推計値にも大きな違いが生じるものと考えております。

以上のことから、計画期間のほぼ中間時点となります平成22年度において、平成16年から20年の実績を踏まえた計画値の見直しを行いたいと考えております。この見直しにつきましては改めて議会にもご説明申し上げ、平成27年度の耐震化率90%を達成できますよう修正を行ってまいります。

耐震改修を高めるために診断料の無料化と耐震改修助成額の引き上げについてのご質問でありました。診断費の無料化についてでございますが、木造住宅耐震診断につきましては、技術的な信頼性が高い一般診断法で行っており、費用につきましては14万4,000円であります。このうち公的負担が13万6,000円で、個人負担8,000円となっており、この負担割合は5%であり、県内の他の自治体も一部を除きほぼ同様の実態でありますので、ぜひ現行の一部負担にご理解をいただければと考えております。

改修助成額の引き上げについてでございます。本市では平成15年度から木造住宅耐震改修事業を立ち上げ耐震改修工事、または建てかえ工事を行う場合、その経費の一部助成を行わせていただいております。従来の助成額といたしまして改修工事費用の10%、または20万円の多い方の額、また限度額30万円といたしておりましたが、平成22年度、今年度におきまして改修工事等に要する費用の3分の1、または限度額30万円に助成額の拡充を図らせていただきました。

なお、危険度ランクの高い地域に存する建物等に適用される宮城県における制度の拡大というご要望もいただきました。これらについてはしかるべき機会にぜひ県の方にそのような内容を伝えさせていただきたいと考えております。

また、昨年度、藤倉地区で行いました耐震診断等ローラー作戦の取り組みと教訓についてというご質問をいただきました。まず、耐震改修を促進させるためには耐震診断が最優先であると認識をいたしております。市の広報誌やホームページによる耐震診断耐震改修及び危険ブロック塀の除去事業等の助成制度の周知に努めております。また、町内会や自主防災組織に対する出前講座などを実施し、助成リーフレットの配布を行い住宅の耐震化を呼びかけてまいりました。さらに、昨年度は藤倉地区におきまして、宮城県建築士会及び宮城県建築士事務所協会と協力し地域の建築物238戸の各戸訪問を実施し、木造住宅耐震化の推進、制度活用の呼びかけを行わせていただきました。訪問の実施直後から12件の耐震診断申請がありましたこともあ

り、各戸の訪問が診断の件数の引き上げにかなり有効であることが確認をされましたので、今年度におきましても、関係団体との連携を図りさらに積極的に各戸訪問、ローラー作戦を実施をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、都市再生整備計画の中で本塩釜駅前自転車駐輪場、並びに塩釜駅駐輪場の事業内容についてお答えをいたします。

初めに、都市再生整備計画についてであります。本市では都市再生特別措置法に基づき、塩竈神社から本塩釜駅、マリゲート塩釜を結ぶ中心軸の魅力づくりのため、中心市街地内の87ヘクタールをまちづくりの重点地区に位置づけ、平成17年度から5カ年計画の都市再生整備計画を策定し、取り組んでおります。これまで北浜沢乙線の修景整備や海辺の賑わい地区土地区画整理事業を中心としながら地域案内板、あるいはサイン等の整備に取り組み、街なかの回遊性向上や中心軸の魅力づくりを進めてまいりました。今年度からの新しい計画では、第1期で整備をいたしました中心軸のさらなる魅力向上と暮らしやすい住環境を形成するため、中心市街地活性化エリアの226ヘクタールに区域を拡大し、平成26年度までの5カ年計画で整備を進めてまいります。

本塩釜駅の駐輪場と塩釜駅前交通広場等の事業内容についてでございます。仙石線本塩釜駅周辺では、駐輪スペースが手狭なため、自転車などが周辺の路上等に放置されている状況がございます。こうした問題の解決に向け来年度以降に現在の駐輪場のリニューアルを計画するとともに、今年度、整備するアクアゲート口側の本塩釜駅前駐車場に駐輪場を併設し、駐車台数の拡充を図ってまいります。また、東北本線塩釜駅につきましては、今後の整備におきまして歩道と車道を明確に分離し、歩行者等の安全を確保するとともに、駐輪場につきましても本塩釜駅と同様に必要台数を確保しながら円滑な交通結節点としての整備を図ってまいります。

管理方法についてご質問いただきました。まず、経費負担の考えであります。今回仙石線本塩釜駅や東北本線塩釜駅に整備する駐輪場は、仙石線東塩釜駅と同様、利用者の皆様方に一定の経費負担をお願いしていただく方向で検討させていただきたいと考えております。具体的には利用者にシール式の利用券を購入していただき、自転車等に張りつけていただいたものを管理員がしっかりと確認する方法を計画をいたしております。このように利用方法を明確にすることにより、議員の方からもご質問いただきました盗難予防や整然とした管理の一助になるものと考えておりますが、東北本線塩釜駅周辺における自転車やバイクの盗難対策等につきましては、これまで警察、防犯協会、市職員の関係者で駐輪場利用に関する啓発活動を毎月行っ

ておりますので、今後もこうした機会を通じて施錠の徹底等を利用者に呼びかけてまいります。

そういった中で塩釜駅の駐輪場に暫定的にラックを設置できないかというご質問をいただきました。現在、東北本線塩釜駅でラックが整備されていない場所はＪＲ東日本の所有地となっております。平成19年度にＪＲ東日本との協議を行い、固定物ではなく舗装面に白線を引き利用者の方々の駐輪場として開放いただいたところであります。今後、駅前広場及び駐輪場の整備を予定いたしておりますので、早期整備を目指しました。なお、ＪＲ東日本との協議を進めてまいります。

最後に、下肢障害者への移送費助成についてご質問いただきました。ご質問のございました障害者の移送費助成につきましては、本市では障害者の福祉タクシー利用助成事業、自動車等燃料費助成事業として実施をさせていただいております。対象者は障害者自立支援に関する条例で定められており、身体障害者の１級及び２級に該当する方、並びに３級としては在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障害をお持ちの方々とさせていただいております。

また、以前から要望のございました精神障害者の方々に対しまして、要望を踏まえまして本年４月から支給の対象とさせていただいたところがございます。議員の方からご質問ございましたとおり、多賀城市では下肢障害３級の方への移送サービスを行っております。本市といたしましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） ４番吉川 弘君。

○４番（吉川 弘君） ２回目の質問をさせていただきます。

まず国民健康保険税に関してですけれども、昨日の部長の答弁の中で、塩竈市の国民健康保険税と医療費、これは相関関係にあるということで一般と退職者医療費、これらを合わせると県内一高くなっていると、このように言われました。私は、退職者については、確かに県内で本市が３番目の約45万円になっておりますけれども、これは結局ほかの保険の方から医療費分が来るんじゃないかというふうに思うんです。ですから、一般と区別して考えていく必要があるんじゃないかということと、あと1万6,000人の国民健康保険加入者の中で現在どのくらいの人数がいて、そして、この退職者制度についてはなくなっていくとか、少なくなっていくんですね。ですから、これはいつまで続くのか、まずその１点目を伺いたいというふうに思います。

一般の医療費については、資料を見ますと13市の中では一番高く30万8,000円になっている

と。これに関して私が述べたいのは、まず決算議会でも言いましたけれども、この間、塩竈の国保税の値上げ、結局それが滞納にさらに輪をかけてさらなる値上げになって悪循環になっていると。その結果、何が起きているかというか、やっぱり資格証の発行が184世帯、それから短期証の中でもとめ置きとなって無保険者、これが283世帯、合わせると467世帯になっているという状況ですね。ですから、これは先ほどの質問にもありましたように、とにかく非常に他市町と比べて多いと。その結果、どうなっているのかというと、私たちが行ったアンケートの中でも滞納によって資格証、そして病院に行きたくても病院に行けないと、そういう事態につながっているんですね。私は県の統計の中で外来の受診率、これが県内36市町の中で塩竈は半分に位置しているんですね。ですから、これについては早期発見、早期治療という立場からどんどん受けていただきたいというように思います。

それと同時に、問題になっているのは入院ですね。これが県内で塩竈市がトップなんです。ですから、これは特に塩竈市も含めて、特に塩竈市は低所得者が多い中で低所得者ほど病気になりやすいというのが一つありますし、先ほど述べた資格証、無保険者、これが圧倒的に多いということで、結局重病になってから病院にかかる結果、結局トップの入院の率になっているんじゃないか。このことによって、やはり重病になれば医療費が相当高くなるんですよ。ですから、その辺について見解を伺うと同時に、私としては、資格証、そして無保険者をなくすということが医療費の削減につながるんじゃないかというふうに思いますけれども、それについて伺いたいというふうに思います。

それから、1人1万円の緊急的な引き下げですけども、これに関しては当面3年間の均衡を図るというか、収入を確保したいということをおっしゃいましたが、この件に関して先ほども述べましたが、多賀城市と比べても約14万円ほど高いんですね。ですから、塩竈市の場合、国保加入者、1世帯当たり約2人ですから1世帯当たり2万円、4人家族でも4万円ということになりますけれども、問題なのは、市長が本当に塩竈市の国保税、確かに市長としても高いという市民からの意見も寄せられていると思いますけれども、本当にそのところ、福祉の心でもって緩和策を行うかどうかというのが非常に大事だというふうに思うんですね。確かに基金としては2億六千数百万円ありますけれども、それと同時に、やはり部長が言われました国保の加入者は28%だと。ですから、これは少ないということをおっしゃっているのかなというふうに思いますけれども、しかし、これについては平成20年度から後期高齢者医療制度で後期高齢者が抜けたんですね。その前の19年度は国保世帯は54%、半数を超えて加入者は38%、

4割弱になっているんですよ。これが現在、少なくともはなっていますけれども、しかし、3年後には後期高齢者医療制度が変わって8割の後期高齢者が国保に入ってくると。ですから、今後、ふえるんですね。そういうことからすれば、国保への支援策ということが28%よりもっと広がるというふうに思いますし、他会計を見ましても、市立病院ではよく6割の塩竈市民で4割が二市三町、仙台から受けているということを言われていますけれども、やはり6割というのは塩竈市民の6割が市立病院に行っているわけではないですよ。あくまでも自治体とのかかわりで6割になっているということですから、市立病院の場合、市民で何割ぐらいが行っているのか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思いますけれども、そういうことからいっても、やはり国保会計に対する一般会計からの基準外繰り入れ、これなんかもきちんと考えて市民への緩和策をとっていくことが必要ではないかというふうに思います。13市の中では基準外繰り入れをやっているのは仙台、白石が1人当たり約1万5,000円、岩沼が1万1,000円ほど繰り入れをやっているんですね。ですから、そういう点で市長は国に対して要望していく、そういうことを言っていますけれども、確かに一番の基本は国が昭和59年から負担割合50%から25%まで下げてきたというのが一番の問題ですけれども、これを要望しながらも当面はそういう市民の負担を軽減するための策を行っていただきたいというふうに思います。

それから、専決処分の問題では、根拠法に基づいて適切な処理を行ったと言いますが、3月31日に専決処分してその結果を6月議会に示したと言っていますが、しかし、私としては180条の1項、これは軽易な事項、前にも言いましたが、軽易な事項に当てはまらないんじゃないか、1,000万円を超す市民への負担増ですからね。しかも、これまで6月議会に議案としてきちんと提案して諮ってきたんですよ。ですから、そういう点では今後、議会とか市民に対して軽視というふうに思います。ですから、こういうことはやってはまずいと、このように私は言うておきたいというふうに思います。

それから、耐震改修計画、市長が言われたとおり、結局数値目標、住宅の戸数、これが3,000戸の開きがあったと。これは大きな開きだというふうに思うんですね。ですから、やっぱり237戸に今後の制度改修で決めたということが大きく揺らぐことになったわけですし、新築についても約500が少なくなっていると。建てかえについては、大幅に上回っているということを行っていますけれども、建てかえによってもどれほどが改修、やはり建てかえと同時に耐震改修がされたのかどうか、そこをどう判断しているのか伺いたいというふうに思います。そういう面では、やはり今回の進めてきた計画、これを早期に見直しして

いただきたいというふうに思います。

それから、年間30件当たりの237件、これが3分の1にとどまっているという点ですね、耐震化の工事が。ですから、この辺についても確かに一定限度額の引き上げとかそういうふうにされましたけれども、やっぱりなぜ進まないのか、そこところをもっと掘り下げていただきたいと思うんです。ですから、確かに県内でいけば、耐震診断5%で他自治体も同じようだと言っていますけれども、そのこのところを無料にしたら私は多に進むと思いますし、本当に市の決めた少な目の耐震改修の年間30件も3分の1にとどまっているという点で、本当にこれを目標をやるとすればもっと一段と掘り下げた検討が必要じゃないかというふうに思いますし、その辺についてどういう状況になっているか伺いたいというふうに思います。

あと、藤倉地域でのローラー作戦、これは本当に私も評価しますし、今後、花立でもやっていくと。そういう面で12件の診断を新たに受けたというのは非常に重要ですし、そういう面では啓蒙活動、これが大事だというふうに思います。やっぱり教訓を踏まえて、例えば建てかえでこれがどういうふうになっているのかとローラー作戦の中でも調べるとか、アンケート調査を行うとか、ぜひ今後の花立を進めていく上でそういう考えとかあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

あと液状化現象ですね。塩竈は平場の広い分野が埋立地になっているわけなので、そういう面で液状化に対する考え方、どういう影響、その辺があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、都市再生整備計画、これもいろいろ内容、伺いました。私も塩釜駅前の交番に行きましたけれども、やはり遠くから来る観光客は東北本線に来て、やはり仙台から仙石線に乗りかえるというのがわからない方が結構あって、塩釜駅でおりてそこで神社に行くのにはどうなんですかというふうになっているというんですね。おりてみて町並みとか道路がもうちょっときちんと整備してほしいと、そういう要望がされています。ですから、そういう点。

あと、先ほど言われたとおり、18年度から放置自転車が撤去されて毎月20日は防犯協会、地元の方々の協力を受けて、これが盗難件数が少なくなっているというのがあるんですね。ただ交番で言っているのは、1日で2件、3件は被害の相談を受けているんですよ。ですからそういう点で一日も早いきちんとした東塩釜駅みたいな整備をお願いしたいというふうに思います。

あと、下肢障害、ぜひ多賀城市とも狭い地域の中で福祉行政を統一したものにしていただきたいと思いますので、今後の検討課題というよりも早急に行うよう要望しておきます。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私の方からお答えいたします。

まず、昨日の私の答弁についてのご質問でございました。ご指摘のとおりでございます。ただ、昨日お示しいたしました資料は、宮城県の資料に基づきまして一般分、それから退職分、それを1人あたりに換算した場合のデータでありますので、それは数字としてはその数字ということになりますし、現実的に一般分の医療費が高いというのはこの資料で明らかになっているということでもありますので、当然、こういったものが保険料に連動してくるということでお話し申し上げた内容でありますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、退職被保険者の関係で何年度までかというお話ですけれども、これは何回かご説明申し上げておりますように、精算事務関係に入っておりますので26年までということ、ご理解をいただければと思います。

それから、値上げをして滞納につながっているのではないかと、悪循環になっているのではないかとのご指摘が何回かございました。現実的にことしの21年度の決算を見ますと、具体的な国保税収入の増額と申しますのは、決算書にありますように1億6,300万円、これが国保税としてはふえている分です。収入未済額、これにつきましては資料にありますように1,569万7,000円、その金額を考えますと、本来であれば21年度の料金改定に反映させる金額が、例えば未収額につながっているということであれば、この実際に納めていただいている1億6,300万円、これの相当分が収入未済額に加わっていくということが現実的にあり得るということだと思うんですね。料金改定の増分が納められない状況であれば、それが基本的に収入未済額の増につながっていくと、こういうことになると思うんですね。

ただ、現実的には、先ほど言いましたように、料金改定分の増が1億6,300万円、未収額の増分が1,569万7,000円でありますから、それを加えた額、これをパイにいたしますと現実的に1億7,800万円程度がプラスマイナスの影響が出ているということになりますね。そういった意味では大半の方、いわゆる91%程度の方が料金改定、確かに大変だと思いますけれども、この料金改定に伴いまして基本的に納めていただいていると。未収額の増相当分というのは1,500万円ありますから、現実的に8.8%の方が未収額につながったということでもありますので、この料金改定にご理解をいただきながら、92%の方が大変な状況の中で納めていただいたということにもなるのではないかとこのように考えております。

それから、資格証の関係でお話がありました。資格証の関係は何回もご説明申し上げておりますように、資格証の交付に当たりましては一定の基準に基づいて行っているわけでありまして、一律画一的な対応ではなくて、滞納世帯との接触の機会を多くして相手方の弁明の機会を設けた納税相談を行う。そして、個々の世帯の生活実態を十分踏まえた形で交付を行っている。そういう目的がある中で資格証明書を交付しているという状況でありますし、限定的にやっているということでもありますので、この辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、1人当たり1万円ほどの引き下げをしたらどうか、逆に法定外の繰り入れをしたらいいのではないかというお話でございます。この関係につきましては、昨日もご答弁申し上げますように、現実的には基準内繰り入れをしていただいているという状況でございますので、その中で基本的には考えていく必要があると思っております。国保の世帯が人数として今28%、これが将来的に例えば50、60、70、そういう世帯になったときに、それはその段階で一定程度一般会計から繰り入れることの是非について議論していく必要があると思っておりますけれども、現段階では28%の被保険者の数でありますので、それに70%を超える税等を繰り入れるということについては、国を含めて好ましい姿ではないというような状況になっておりますので、この辺、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

専決処分関係でお話ございました。確かに私がご答弁申し上げたわけですが、22年、21年につきましては専決処分をさせていただいたと。20年につきましては、これは6月補正でやっていると。その前は確かに6月補正でやっているとのお話でございます。現実的にはそのとおりでございますが、私の方で申し上げたかったのは、この専決処分でやる部分と、例えば6月補正でやる議案については、基本的にその重要であるとか重要でないという視点ではなくて、基本的には重要な中身であるということについては私どももそういった認識をしているといったところでございます。

それから、3月31日、国会で可決成立して4月1日施行というのが地方税法の定めでありまして、ある意味で軽重による分もあるかもしれませんが、例えばことしの場合ですと、自発的失業者に係る保険税の軽減とか、そういった分もあわせて、限度額とあわせて提案されているという内容でもありますし、それから21年度につきましても介護保険金の負担限度額、これも全国一律でやられているという部分もございました。そういった意味では4月以降に実施をしてさかのぼるような形で不利益が生じないという形を考えれば、現実的にはやはり3月31日で専決処分をさせていただいて後日報告するという形が基本ではないかと思っております。

し、他市町の大半がそういった税法に基づいてこの限度額の関係については実施をしているということ。基本的にこの専決処分については、前段、議会のご指定をいただいて専決処分をしているという部分もありますので、その辺はひとつご理解をいただければと思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 私の方からは耐震診断の導入についてご回答したいと思います。

初めに市長の方からお話がされたところでございますが、耐震改修促進計画につきましては、先ほど言いましたように、ちょっと数値にいろんなばらつきがありますので改めてもう一度検証した段階で皆様の方にもご報告をさせていただきたいというのがまず1点でございます。

そうした中、何点かご質問いただきましたのでその部分についてご回答申し上げたいと思います。

初めに、建てかえによって耐震化が大幅に進んでいるということで、これは20年度の統計調査の部分でございますが、これについての考え方はどうなのかというご質問でございました。我々、公的な部分の助成事業としまして、実績が61戸に対してこれまでに940戸の実績ということでお話をさせていただきました。そういった意味では自助努力されている方が随分いらっしゃるということで、我々としてもかなりPRが不足しているなという部分は痛感しているところでございます。そういった中で耐震化工事の進みぐあいもあわせて進んでいないという部分につきましても、そういったことをとらえまして昨年からローラー作戦をやって、ローラー作戦では着実に進む状況が確認されましたので、今年度以降もそういった部分に積極的に力を入れてやっていきたいと、このように考えております。

それから、液状化現象についてどう思っているかという話でございました。液状化現象につきましては、主に砂質といいますか、砂の地盤に対して揺すられることによって地盤の中の水が動きまして結果的に沈下するという状況になるかと思えます。そういった部分につきましてはあくまでも地盤の問題でございますので、上物であります建物については下が沈めば当然沈んでいくということになるかと思えます。残念ながら耐震化の部分についてはそういった部分までは今のところ、補強できる状況にはないということに考えています。

それから、都市再生の分につきましては、22年度から新たな整備計画をつくっておりますので、それに基づいて着実に実施してまいりますのでご理解をいただきたいと、このように考えています。

○議長（佐藤貞夫君） 4番。

○4番（吉川 弘君） 国保税に関してですけれども、91%が基本的に納めているということですから、ただ所得割に対する4分の1というのは大変な中での納め方という状況ですし、あとは県内の中で入院率、これは塩竈市がトップになっているという点で、ぜひ資格証、無保険者、この方たちが遅くなって運び込まれるということの影響なんかも十分考えられるんじゃないかというふうには私に思いますので、ぜひこの件についても検証していただきたいということで終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分です。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番曾我ミヨさん。（拍手）

○1番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、通告に基づいて一般質問を行います。平成22年度9月議会一般質問最後の質問者となりました。最後までどうぞよろしく願いいたします。

平成21年度の決算特別委員会や一般質問で既に回答されているのもございますが、極力重ならないような質問にしていきたいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

初めに、チリ地震津波によって被害を受けた浅海漁業者への支援策についてお伺いいたします。

2月28日のチリ地震津波によって浅海漁業が甚大な被害を受けてからもう7カ月になろうとしております。党市議団もこの間、浅海漁業者救済のために国県に対して激甚災害の指定や支援策を求めて要請活動を行い、特に施設災害の復旧費基準1台ごと13万円以上要するものが対象とされていることから、1施設のとらえ方など柔軟な対応を求めてまいりました。

8月25日の産業建設協議会の資料によれば、漁業関係者は国の補助対象としている基準が高いために塩釜市第一支所、塩釜市漁協では調書提出を見送ったとしております。8月27日に農林水産省が激甚災害法に基づく対処について告示されましたが、塩竈市では国の災害復旧事業の対象になったのはノリの施設のみで、ワカメ、昆布については対象外ということになってし

まいりました。9月10日、本市議団は日本共産党市議団や関係する地方議員とともに宮城県漁業協同組合と懇談をしてみました。県漁協の理事長さんからは、「一つは補助の対象とならない被害施設の復旧について同等の補助をすること。二つには、今後養殖施設ごとの復旧工事の費用が13万円未満でも補助対象になるよう国に要望してほしい」という要請を受けてまいりました。県漁協初め、関係者の中から現行の激甚災害法そのものを改善することが強く求められております。今回のこうした事態を通じて改めて国に対して激甚災害の基準を改善するよう求めるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

二つ目は、市独自の支援策についてです。先ほども述べましたように、補助対象とならない被害施設の復旧に同等の補助をしてほしいという要請が出されておりますが、8月27日に宮城県知事は農林水産省が激甚災害法に基づく対象の告示を受けて行った記者会見の中で、「必要な予算を講じ、被災された方々の不安解消や施設の復旧が図られるように努める」と述べました。補助の対象とならない被害施設の復旧に対する県独自の補助が示されているのかどうかお伺いいたします。

9月13日ですが、女川町長と党県議団の懇談の中で安住町長は、「対象から外れたホタテについても同等の救済をするよう、そのために今月の28日から始まる臨時議会に提案する」という意向も伝えられております。ぜひ塩竈でも、調書を見送った、対象にならなかった漁業者の関係も含めて支援すべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

質問の第2は、地元の景気対策についてお伺いいたします。

市内の商工業初め、建設、建設業など地元事業主にとって依然として厳しい状況が続いております。そこで一つは、地域経済の落ち込みの中で市独自の景気対策として何に取り組んでいこうとしているのかお伺いいたします。

もう一つは、住宅リフォーム助成事業の創設についてであります。ある建築業を営まれている方は、「市内の業者もどんどん仕事をやめてしまっている。おれたちも今、介護保険にかかわる住宅のリフォームなどの仕事をしているけれども、それだけではどうにもならない。住宅も大手ハウスメーカーが主流で、地元の業者が個々の努力だけで何とかするという状況にはありません」と話されております。党市議団はこの間、地元業者への波及効果のある住宅リフォーム助成制度の実施を繰り返し当局に求めてまいりました。市長は、ことしの2月議会の答弁では、個人住宅の資産形成に税金を使うことの問題を含めて政策的検討が必要だと答え、6月の中川議員の質問に対しては、耐震化改修を促進させて住宅リフォームはその後の課題と考え

ているという答弁でありました。

私たち党市議団は、8月17日、18日に実際に住宅リフォーム助成を実施している岩手県宮古市に視察に行つてまいりました。宮古市では滝沢建築課長さんに対応していただき、実施に至る経過と現在の取り組みについて説明をしていただきました。説明では、これまで数年前から関係団体から要望されていましたが、しかし、財産の面や個人資産の形成に資するということが整理できずに踏み切れなかった。市長の命で問題をクリアできる方策を全庁で検討してきた。結論としては、地元の業者の景気対策として位置づけたことで、個人資産の形成に資するという問題はクリアできたという話でした。また、地域の経済対策事業としての実施を決定し、本年4月1日から施行となるよう3月議会で5,000万円を予算化し、これを繰越明許費として置くわけですが、チラシを作成し、全戸に配布し、また関係団体にも説明し、実際に4月1日から受け付けを開始した。最初の受け付けは176件で、その後も4月12日に378件に達し、5,000万円の追加措置を講じたそうであります。その後も申請件数が増加したことが見込まれて6月議会にはさらに1億5,000万円の補正、この時点で事業予算合計額は2億5,000万円になったと言われております。スタートしてからわずか4カ月で1,767件、地元の業者の行った工事費の総額は8億1,600万円になって、まだまだふえる状況にある。住宅リフォーム助成を行つてみて改めて地元への波及効果は本当に高い。市が行つた予算の3倍を超えている状況でありますから、波及効果が高いということがわかつたと言つております。宮古市の助成については20万円以上の工事に市の助成は10万円、手続も簡便でだれにもわかりやすいものに心がけたこと。この事業を行つてから市内のあちこちで住宅改修が行われて、建築、畳屋、電気屋さん、左官屋さんなど地元業者の仕事がふえてまちに活気も出ている。この事業によって地元業者は元気になり、市民自身も喜んでくれていると話していました。先日の新聞では、全国から宮古市への視察が相次いでいるようであります。

6月議会のときに中川議員が、石巻市も同制度を実施することになったと述べてきましたが、石巻市の取り組みを聞きますと、6月から実施して8月で329件、交付申請額は4,271万6,522円の申請で、申請にかかつた工事総額は5億5,669万円になったと伺いました。秋田県では県が実施しておりますが、秋田県内の20の自治体も同事業に取り組んでいることから、県と市町村の事業を組み合わせ活用されていると伺いました。このように実施している自治体の経験からも住宅リフォーム助成事業は、やればできるし、地元経済対策になるということを示しています。

今、塩竈で求められていることは、地域経済対策であり、地元業者が仕事をふやすこと、地元の地域経済を図ることにあるのではないのでしょうか。塩竈市でもぜひ住宅リフォーム助成実施を求めますが、市長の見解をお伺いいたします。

質問の第3は、障害児福祉についてです。

初めに、障害児自立支援法をめぐる状況についてです。全国の障害者団体が昨年、障害者自立支援法そのものが障害者が生きていく上で最低限必要な支援を益だと見なして、利用料を課すという制度そのものに対して、ぜひその法をなくして障害者が参加できる総合的な福祉法を求める運動が大きく広がりました。こうした障害者の闘いと運動の中で国は障害者自立支援法そのものを見直さざるを得ない状況に追い込まれ、その後、自公政権が交代したので課題は民主党政権に引き継がれて現在に至っております。民主党政権になって障害者制度改革推進会議を開き検討が始まっているようであります。国の今の取り組みはどうなっているのか、自治体として今後の取り組みや課題についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

また、ことし4月から一部見直しもされているようですが、具体的に何がどう変わったのかについてもお伺いいたします。

2点目は、塩竈市の障害児に対する支援策についてお伺いいたします。

私は、最近、障害児を持つお母さんからの相談がきっかけで9月2日に特別支援学級を利用している児童のお母さんたちとの懇談を行い、9月6日には障害を持つ未就学児童のお母さんたちと懇談をいたしました。懇談会に参加されたお母さんたちの子供たちは、主に市内の小・中学校の特別学級、あるいは利府養護学校、さらに障害児の通園施設であるひまわり保育園、聖光幼稚園を利用していると伺いました。お母さんたちは現在利用されている学校や各施設の先生方の指導援助に大変感謝していると言っておりました。私からもこの場をかりて子供たちのために頑張ってくれている関係者皆さんに、心から敬意と感謝を申し上げるものであります。

特に懇談の中で出された意見としては、障害を持つ子供たちを安心して預けられるように施設をもっと拡充してほしいということでありました。例えば現在利用できるひまわり保育園の通園施設は定員10名で、午前中は未就学児童の療育が中心で母子と一緒の通園となっております。午後は学童保育が中心になっていますが、全体の定員枠が10名になっていることもあり、市内の子供たちの利用は月8回で、週に計算しますと平均1回から2回しか利用できないとも言っております。利用回数が少ないので最近、多賀城市のある施設を探してその施設も利用することにしたお母さんがおります。障害児を持つお母さんたちは必死で施設を探し、子供を療

育してくれる施設や体制のあるところに転居をされている方も出ていますとお話をしております。

塩竈市の障害児の福祉事業については、現在、平成21年度から23年度までの計画に基づいて取り組まれており、計画そのものは自立支援協議会や関係機関、そして障害者の家族の意見を反映させて将来の見通しを含めて計画されたものだとして受けとめてまいりました。しかし、このように実情を伺いますと、塩竈市の障害者福祉計画そのものが障害者のニーズを反映した計画になっていないことによるものではないだろうか、こういうふうにご心配するものであります。この点についてお伺いいたします。

具体的な支援について、一つは、まず障害児の保育はどういう対応になっているのかお伺いいたします。また、今の受け入れや保育時間などというのはどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

二つ目として、障害児の学童保育の受け入れについてですが、学校では特別支援学級で取り組まれておりますが、その後の学童保育については、十分な受け入れ体制になっているのかどうか、その辺はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

三つ目に、各種サービスの情報提供についてです。障害児の相談機関としては、社会福祉事務所を含め3カ所で行っていると書かれております。当然、各担当との連携を図りながら関係する窓口での対応に日々努力していると思いますが、なお障害児を持つ家族の方々の心境を聞きますと、なかなかわかりにくい、つまり一つのサービスを受けるのに4年もかかってようやく移動支援があるということがわかったとか、そういうことも出されております。子供さんであれば、特に相談室ですぐ申請を出すということよりも、むしろ相談室などの確保で十分お母さんや子供さんの状況を見ながら親身にサービスの提供ができるようにすべきではないかというふうに考えますが、その辺について現在はどうか、今後の改善等があれば、それについてお伺いいたします。

最後です。介護保険及び高齢者福祉についてお伺いいたします。

1点は、特別養護老人ホーム待機者の状況と特別養護老人ホームの増設の取り組みについてです。さきの決算議会でも明らかになりましたように、介護保険料を払っても特養ホームなどのサービスを希望してもなかなか入れない。特養ホームに申し込んでも施設が足りないために入れない待機者が330名になっているということでありました。50人収容の施設でありますと、6カ所以上の施設が足りないということになるわけですが、9月初めに清楽苑に行ってみまして施設側の状況を伺ってまいりました。施設長さんは「家族の方々が直接入所申し込みに

来られますが、どんなに切実であったとしても退所者が1年に1人ないし2人ですからあきがないために申し込みがあってもこたえられない状況になっております。国を初め全体として在宅の方へと政策が振り向けられている向きもありますが、やはり安心して預けられる新たな特養ホームを計画していくことが求められているのではないかと考えます」と話しておりました。

その際に宮城県の長寿社会政策課在宅施設支援班が示している8月1日現在での入所希望者の状況の資料をいただいております。その資料によれば、清楽苑の入所希望者は8月現在で562名、ウィズ月見ヶ丘で89名、多賀城苑で596名、松島で453名、第二清楽苑では420名、利府にあります風の音でも327名、ここを合わせましても2,447名の方々が申し込んでいるという状況であります。先ほど決算で示されました3月1日より40名ほど全体でふえているということがわかります。

昨年12月の議会で小野絹子議員が特別養護老人ホームの増設を求めたのに対して、市長は、建設に当たっては二市三町での負担、場所をどうするか、これまで議論していないが、このような要望があったことを伝えたいと答弁しておりました。市長は、この決算議会では特養ホームの待機者がふえていること、新たな特養ホームの増設が求められていること、こうした現状を踏まえて二市三町での担当者会議を開いたということも答弁されてまいりました。そこで、担当者会議ではどういうことが話し合っているか、市長はどのような役割を果たそうとしているのかお伺いいたします。

2点目は、高齢者福祉事業についてお伺いいたします。全国で高齢者の行方不明が社会問題になっていることから、今議会の決算特別委員会、または昨日の一般質問でも取り上げられております。それに対して当局からの答弁がありましたが、今問題になっている高齢者の置かれている社会問題が解決できるのだろうか考えるわけです。

私は、日本福祉大学教授で長い間、自治体の福祉行政にかかわっていた石川 満さんがとらえている視点、ここが重要ではないかと思っておりますので、そのことを述べたいと思います。教授は、このように述べています。「90年代まで福祉事務所職員は、高齢者宅を訪問して健康状態や暮らしぶりなどを記した戸別の台帳を作成しておりました。行政が直営で福祉サービスを行い、必要な場合には立ち入り調査をする権限を持っていたのです。しかし、2000年度から介護保険制度の導入で自治体の多くは福祉サービスを民間事業者など外部に任せてしまいました。今も実態把握に努めている市町村はほんの少数であります。介護保険のケアマネジャーは、介護サービスを申請しない人まで訪問することはありません。市町村の機能強化のために介護保

除法で設置された包括支援センターも、介護予防業務に追われ地域の実態把握はできていないのが現状です」と、このように述べるとともに、加えて「老人福祉法では市町村は老人の福祉に関し必要な情報の把握に努めると実態の責務を明記しています。この条文は今も生きております」と述べています。

そこで、老人福祉法の市町村は老人の福祉に関し必要な情報の把握に努めるという責務を有しているという点で、高齢者の必要な把握については、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

二つ目に、高齢者世帯に対する福祉サービス事業の今日的意義と役割についてです。高齢者の行方不明問題との関連の中で、今日の高齢者の問題は、高齢者や家族の社会的孤立が深刻化していることを示していると指摘されています。具体的な例として、例えば東京の一部ですが、敬老祝い金があったときには、高齢者を訪問して渡していた。これが廃止された途端、訪問することもなくなってしまったということも上げられています。塩竈市でも以前は福祉サービス事業として安否確認事業や紙おむつ支給事業など取り組まれておりました。介護保険事業に取り組まれてからその数は大幅に激減となっております。高齢者の社会的孤立をなくすためにも高齢者世帯が孤立にならない具体的な手だてや方法でつながりを持てるようにすることだと思います。その点で改めて福祉サービス事業の今日的意義と役割を位置づけて、これまで取り組んできたことのある安否確認事業、紙おむつ支給事業、配食サービスなど高齢者へのきめ細やかな支援策に取り組むべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員から4点のご質問をいただきました。

初めに、浅海漁業者への支援についてのご質問でありました。チリ地震津波被害者に対する市独自の支援策についてはというご質問でありました。本市では、被害発生直後から被災された漁業者にかわり湾内に漂着した漁具資材等の回収や分別、廃棄物の処分などを行ってまいりました。これらの業務には約1,600万円の事業費を投入させていただきました。また、この間、市の職員はもとより、その他災害防止協力会の皆様や多くの市民の皆様方に大変なご協力をいただき、ようやく落ちついた状況を取り戻しているものと考えております。

現在、被災されました漁業者からの申し込みを受けまして資金融資手続を行っておりますが、このための利子補給に要する予算につきましては、今議会予算計上させていただいております。

さらに市・県民税や国民健康保険税、介護保険料などの減免措置を行うことにいたしました。これらの手続に関しましては、市の職員が漁業協同組合の各支所をご訪問し、ひざを交えてご説明をさせていただいているところであります。

また、今回の被災では自己防衛策として漁業共済に加入の努力をされていた皆様方には、一定の共済金が既に支払われております。養殖施設の被害につきましては、浦戸支所と浦戸東部支所の加入者の方々に約4,300万円、水産物被害につきましては、浦戸支所と浦戸東部支所の加入者に約1,500万円が支払われております。

激甚災害の復旧費補助につきましては、4月23日の激甚指定の後、ようやく8月27日にノリ養殖施設についての地域指定を受けるところまでまいりましたが、議員の方からもご紹介がありましたとおり、実際にどの程度災害復旧事業費の補助を受けられるかについては、今後の国の査定によりますので、依然として予断を許さない状況であると判断をいたしております。

市独自の支援策についてのご質問であります。ただいま述べましたとおり、既に漂着物の処理費用負担、あるいは融資、その他利子補給、また市税などの減免などを実施することといたしております。さらに国の激甚災害の指定がどの程度認められるのか、また共済に加入しておられた方々と結果として共済に加入していなかった方々の間に不公平が生じないのかなどを十分に検討する必要があるものと思っておりますので、今後、災害査定の結果等を踏まえて総合的に勘案をしてみたいと考えております。

また、8月26日に石巻市において開催されました宮城県市長会におきましては、私から養殖漁業被災支援策の強化について、具体的に申し上げれば、曾我議員の方からお話のございました対象とならなかった方々にも同等の補助が受けられるような要望案を示し、各市長からご賛同を得たところであります。将来の制度見直しも含めて大切な養殖漁業を営む皆様方を支援させていただくよう引き続き努力をいたしてまいります。

なお、県独自の被害救済についての具体策が示されているかというご質問でありましたが、恐らくは今定例会で議案として提案されているものと考えております。まだ各市町村に具体的な内容は示されておられません。

次に、景気対策についてであります。具体的に雇用対策についてのご質問でありました。一昨年のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機、あるいは昨今の円高株安など我が国の景気の先行き、残念ながらいまだ不透明であります。その影響などにより雇用情勢は急激に悪化をいたしており、国は緊急的な対策を講じているところであります。地方におきましても、

依然として状況は厳しく、塩釜ハローワーク管内での7月の有効求人倍率であります0.34倍となっております。

本市といたしましては、このような状況を踏まえ、まずは地元高校からの新規採用をお願いする企業訪問、例年どおり今年も7月14日、議長、ハローワーク塩釜の所長ともども16社をご訪問させていただきました。また、8月10日には、地元高校の校長先生にもご同行いただき、商工会議所を訪問させていただき、さらなる雇用促進をお願いを申し上げたところであります。一方、広域市町、ハローワーク塩釜など関係機関合同で就職を支援する研修会を継続して開催をさせていただいております。8月には中高年の方々の再就職を支援するセミナーを開催をさせていただきました。また現在、就職していない若い方々を対象とした就職講座などを11月に開催をいたします。このほか、本市独自の雇用対策として新卒高校生のワークシェアリング、中高年齢者臨時雇用に取り組んでおり、平成22年度は計4名の方を採用させていただいております。今後も国県などの関係機関と連携し、国などの制度を最大限活用するなどして雇用の機会を促しながら雇用の創出、拡大につながる情報提供など直接、間接的な支援を継続いたしてまいります。

次に、宮古市の住宅リフォーム促進事業についてご質問いただきました。このような景気対策として非常に有効な手段であり、塩竈市でもぜひにというご質問であります。当市では現在、高い確率で発生が予想されております宮城県沖地震に対する対策をまずは最優先課題として位置づけ、木造住宅耐震改修工事助成事業に取り組んでいるところでありますが、残念ながらまだまだ普及が促進をされておらないという認識であります。繰り返しになりますが、住宅のリフォーム助成、さまざまな課題があるものと理解をいたしております。例えば個人の資産の形成にどのように行政がかかわるのかというような問題であります。議員からは宮古市におきましては、そのような状況を乗り越えられたというご紹介もございましたので、早速本市でも勉強させていただきたいと考えているところであります。景気回復、本市におきましても最大の課題であります。このようなこともしっかりと勉強させていただきたいと考えております。

次に、障害児福祉についてご質問いただきました。初めに、法律が具体的に何がどう変わったのかというご質問でありましたが、後ほど担当からご説明をさせていただきます。また、障害者福祉であります。時点、時点で見直しをさせていただきながら取り組みを行わせていただいております。今後もさまざまな社会情勢の変化に的確に対応できるような内容の見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

そういった中で障害児の保育所入所基準、仕組み等についての具体的なご質問をいただきました。通常保育実施対象となる障害児は、塩竈市障害児保育実施要綱で特別児童扶養手当の支給要件に該当する児童や、身体障害手帳の交付を受けているなどに該当する3歳以上小学校の始期に達するまでの児童でありまして、塩竈市障害児保育所入所審査会においてその児童にとって健常児とともに集団で保育を行うことが、その児童のよりよい発達につながると判断し、障害児保育が可能と認定されました比較的障害の程度が軽い障害児と規定をさせていただいております。入所定員については、同要綱で1保育所3人を上限とし、保育士数は障害児3名に対し1名と定めております。また、保育時間については午前7時30分から午後7時までとさせていただいております。

また、議員からはひまわりの定員枠の拡大等に関するご質問もちょうだいいたしました。現行の施設利用の中で今午前、午後という分け方をして対応させていただいております。なお、午前の乳幼児につきましても枠があれば午後にお預かりをするというような努力もさせていただいているところであります。

次に、障害児の放課後児童クラブの受け入れ体制についてのご質問であったかと思えます。現在、本市が運営しております放課後児童クラブは、小学校1年生から3年生を対象に六つの小学校に9クラブを開設をさせていただいております。9月1日現在では268人の児童に利用させていただいており、このうち障害の診断がある児童は13名、その他個別配慮が必要であると判断される児童は41名であり、全体の約20%を占める状況にあります。

障害をお持ちの児童の受け入れにつきましては、小学校に通われている児童で障害をお持ちの方でも学童保育が必要であれば、すべて受け入れをさせていただいております。預け入れを受けるに当たりましては、何よりも保護者の方が心配であると思われまますので、安心して預けられますよう保護者と指導員、担当職員の3者で入級前のオリエンテーションを行い、保護者からの申し送りを確認するなど万全を期しているところであります。

クラブの対応といたしましては、児童がそれぞれ安全で快適なクラブ生活を送ることができるよう、原則として15名の児童に対し1名の指導員を配置し、個別配慮が必要な児童のため各学校単位に1名の指導員を増員配置をいたしております。さらに運営上に必要な1名の指導員を配置するなどの対処も行っているところであります。昨年度は29名の指導員体制でしたが、今年度は7名増員いたしまして36名の体制で対応をさせていただいているところであります。今後も児童が安全に安心して快適なクラブ生活を送っていただきますよう、引き続

き入級に当たりましては保護者の方々と緊密な打ち合わせを行わせていただき、より充実した運営を目指してまいります。

続いて、各種サービスの情報提供についてのご質問でありました。

福祉関係のサービスの情報を提供するため、各関係各課では市民の皆様向けの説明資料を作成しており、窓口相談の際に説明や資料提供をさせていただいております。また、複数課にまたがる場合には、それぞれの課に同じ資料を備えつけをさせていただく等の対応もいたしているところがございます。しかし、サービスの内容も膨大で対象となる方々にとりましては合致するもの、しないものがありますことから、各関係課の連携を強めどの課においても丁寧なご説明ができますよう、なお一層努力させていただきたいと思っております。

次に、介護及び高齢者福祉についてお答えいたします。

初めに、市内における特別養護老人ホームの開設状況についてであります。二市三町広域で整備されました特別養護老人ホーム清楽苑50床、民間事業者による29床の地域密着型の小規模特別養護老人ホームの2施設がございます。清楽苑は広域型と言われ本市以外の方も利用ができますが、民間事業が開設しております地域密着型の施設は、原則として施設が設けられている市町村の住民だけの利用とさせていただいております。

次に、市内の待機者の状況でございます。二市三町広域で整備された特別養護老人ホーム5カ所と市内小規模特別養護老人ホーム1カ所の計6カ所で、平成22年4月1日現在の申込者の中で複数で申し込んでおられる方々もございましたので実人数として把握をいたしましたところ、330名となっております。さらにこの中に既に介護老人保健施設等に入所している方228名も含まれておりますので、現在在宅でのサービス受給者の方は102名ほどと把握をいたしております。そのうち、入所の優先度の高い介護度3以上の方々は57名となっております。近隣一市三町の動きといたしましては、多賀城市、七ヶ浜町で29床以下の地域密着型の整備に取り組む動きがあります。あわせて県で進めております施設整備計画を踏まえた二市三町での広域型の低廉な多床室型の特別養護老人ホーム全体の今後の整備のあり方についても、話し合いを重ねさせていただいているところであります。現在、議員の方からもお話がございましたとおり、担当者レベルで調整を始めているところがございます。

内容等については後ほど担当からご説明をいたさせます。

また、私の思いはということでありましたが、このように二市三町共同で施設整備に取り組むようやく1巡をいたしたところであります。今後は2巡目に入ることとなりますので、広域

的な共通の課題として各首長と現状をしっかりと理解をし、今後の対応策について話し合いをいたしてまいりたいと思っております。

高齢者の情報把握についてでございます。全国的に問題となっている高齢者の所在不明問題であります。本市の65歳以上の高齢者人口、平成22年6月末現在で約1万5,000人の方々が在住いたしていただいております。高齢者世帯の実態把握につきましては、民生委員の皆様方のご協力をいただきながら高齢者の状況調査を行っており、在宅高齢者の状況やひとり暮らしの方々の緊急時の連絡先等を把握した高齢者世帯台帳により緊急時等に対応させていただいております。また、ご高齢者の生活の包括的な支援や相談の拠点として地域包括支援センター3カ所によるひとり暮らし、二人暮らしご高齢者の方々への実態調査や、消防署による高齢者世帯等を対象とした災害弱者緊急情報登録も行っているところであります。今後とも高齢者の実態把握につきましては、くれぐれも不明者等が発生しないように市の関係各課や地域包括支援センター、民生委員、消防署、介護サービス事業者、その他関係機関と連携し、情報の把握に努めてまいります。

次に、高齢者世帯に対する福祉サービス事業についてご質問いただきました。

まず、本市の高齢者のみの世帯、約5,200世帯と市内全世帯数の約24%を占めております。そのため、ご高齢者世帯への日常生活支援策といたしまして緊急通報機器を貸与し、緊急時に地域の協力員により救済される緊急通報システム事業、あるいは虚弱等のため食事を用意することが困難な方を対象に安否確認等も含めて実施しております配食サービス事業、さらに在宅で寝たきり等のご高齢者を常時介護している家族の経済負担の軽減を図るために、市民税非課税世帯で要介護度4、5の在宅高齢者を介護している家族に紙おむつ引換券を支給する紙おむつ支給事業などのご高齢者支援事業を行っております。これらの事業は介護保険事業の地域支援事業で行っている部分もございます。介護保険料との関係も発生し、今後の大きな課題と考えております。このため、今後につきましては次期介護保険事業計画作成時にこれまでの介護サービスの基盤整備及び保健福祉施策の取り組み状況についての問題点と今後の取り組むべき課題を検証し、ご高齢者に対する福祉の基本的な考え方、充実を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 私の方から2点について答弁をさせていただきます。

一つは、自立支援法の中で4月時点で変わった部分は何かというお尋ねでございました。自立支援の給付につきましては、基本的に原則1割本人負担という形になりますけれども、平成22年4月1日から所得に応じて軽減されるという部分も出てまいりまして、基本的に負担がゼロという方も出てきているという状況でございます。所得の内容に応じて軽減措置が講じられるという内容でございます。

それから、特別養護老人ホームの担当で具体的にどういうお話をしているかということでございます。基本的には、現在、各市の第4期計画が進められておりますので、第4期計画での施設整備の現況はどうなっているかということを持ち寄って把握をしているという状況、それから第5期に向けた施設整備をどのようにすべきなのかということでございますが、これにつきましては具体的な需要者数の現況と今後の予測にもかかわってまいりますので、その辺のお話を今進めているところでございます。

それから、具体的に一つのシミュレーションといたしまして、受け入れる場合のベッド数をどのくらいにするのかということ、それも第4期、5期、あるいは5期以降という形になるかもわかりませんが、当面5期に向けての所要額の内容、それから具体的に整備を進めるに当たって先ほど市長が答弁申し上げましたが、いわゆる広域型か地域密着型かどちらを選択していくのか、それぞれの市町村で一部地域密着型を第4期計画の中で組み入れている市町村もございますので、そういったことも踏まえて広域型か地域密着型か、あるいはその中でどのくらいのベッド数を確保するのか、こういったことを現在、詰めている状況にあります。

今後、具体的に実施の時期でありますとか、実施の広域型でありますとか場所でありますとか、実施の主体をどうするか、あとは第5期が参りますと当然、料金へのはね返りというのが出てまいりますので、その辺も視野に入れた協議を進めているという状況でございます。まだ首長の方には経過の中で詰まっていない状況でありますけれども、今、鋭意担当者、担当課長が集まりましてこういったところを詰めているという状況でありますので、一定程度の整理が出ましたら首長の方にも報告したいと思っております。以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君） ありがとうございます。2回目の質問をしたいと思います。

浅海漁業に関する答弁がございまして、それで県の方はまだ示されていないという状況だろうと思いますが、塩竈市がこれまで漂流物だとか、全体で予算を見ればわかりますが1,600万円程度の予算を使ってきたと。これは実は緊急雇用対策を使ってやってきたわけですね。

いずれもそうです、1,600万円というのは緊急雇用を使ってきたと。これ自体は非常に積極的にやっけていただいて感謝しているわけですが、問題は、それから今日に至って対象にならなかった部分について考えてほしいということが要望です。

それで、本当に地元の浅海漁業者お一人も落ちこぼれもなくきちんとそこを支えていくというのであれば、やはりその辺の手当てをどうするかということが求められていると思います。市町村にとっては県が率先してそれをやってくれることを強く求めなければなりませんし、例えばそれができなかつたにしても、今考えなきゃならないのは、救済から外れた部分を救う立場なのか、これは共済に入っている方と入っていない方の差が生じないかなんていうことを言っていますが、要するに国が示した金額でいくと、実際の被害との差があるわけですよ。そこをどう埋めるかということが求められているわけですから、ぜひこれは国の方の動きも見ながら、やっぱり浅海漁業を営んでいる方々に少しでも支援をしていくという立場で取り組んでいただくよう強く求めておきたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームについてはなかなか、勉強させていただくということですが、多賀城市は12月から実施するような向きが話されております。今や本当に地域経済、このまま国の施策だけ待っていて本当に地域経済がよくなるかということ、前段決算でも述べましたように、なかなかそういうふうな実態になっていないと。だけど、今回の住宅リフォームで言えることは、2億5,000万円を使ったら8億以上の波及効果だと。わずか4月から始まっただけですからこの7月現在でもそういう状況だと。石巻市は6月、7月、8月やってそれだけの効果を生んでいるということですから、ぜひ勉強させていただくということであれば積極的に勉強していただきながら一日も早く、今、本当はこれ以上は本当に待てないという状況にあります。ぜひそういう点で積極的な取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

それから、自立支援法ですが、この経過をずっと見ますと、今、民主党政権、鳩山さんのときは障害者の方々にこたえるようなことで総合的な支援するなんて言ったのが、今度、菅さんになってまだその動きも見えませんが、いずれ当初言ってきたことが全く棚上げざらしにされる心配があるんです。つまり4月から改正されたものを見ましても、実際には例えば低所得者以外には医療費についても制限なしで取るとか、本当に福祉用語の一部が改正されただけで本当に具体的な障害者の人たちが求めていることは具体的な成果は走っていないということでもあります。そういう点をよく見つめながら、現場で対応しているところでそういう問題を持ちながら、ぜひ場合によっては政治的な国に対して改善を求める取り組みをぜひ声を上げていただ

きたいと思います。

それから、保育所のサービス、学校の地域支援、学童保育所もわかりました。その辺ももっとわかりやすくして安心して預けられる体制があるということをもっと啓蒙していく必要があるのかなと思いますが、ただ非常にさまざまな問題を抱えているお子さんでありますので、ただ押し込めばいいという状況ではありませんし、その辺はやっぱり施設計画、サービス計画とあわせてその障害者の計画に3年間に今はなっていますけれども、これをもう少し今後とも十分意見を聞きながら、例えば今、ひまわり保育園は10名だと。実際には預けられなくて多賀城市のある民間のところに預けるように予約してきたということも聞きますし、利府の方にも利用するんだと。そうすると、ひまわり保育園、多賀城苑、利府園と3カ所もぐるぐる回らなければならない実態もありますので、そういう点をよく踏まえてどうしたらこういうお子さんをきちんと安定して安心して預けられる方向がつかれるのか、そういうこともきちんととらえて生かしていただきたいということを今回申し上げておきます。

それから、介護保険ですが、わかりました。それで今言われましたように、今後進めていく上でうんと大事なものは、現在の置かれている背景や実態をきちんとつかむことが重要だと思います。現在も330名の方が介護型の療育施設に入ったりとかさまざまな保健施設に入ったりしているでしょうけれども、いずれそういう人たちは希望しているわけですから、今後、入りたい将来の需要も見ながら計画をつくっていくことが大事だろうと思います。そういう点で一層の努力をお願いしておきたいというふうに思います。

高齢者の関係ですが、この決算議会でいただいている資料をずっといろんな事業を対比して見てきているんですが、先ほど市長が述べられましたさまざまな支援策を講じていると。軽度生活援助員、福祉電話、緊急通報システム、そういうものをやっているんだと言いますが、実は平成16年度から平成21年度までこの事業がどういう傾向にあるかといいますと、軽度生活援助では18年度に40の方が利用していたのに26人になったと。緊急通報システムでいろいろ緊急時に備えていると言いますが、16年には97でやったんですよ。それが今、どうかといいますと、63台に激減ですよ。いずれ全部そうです。特養ホームもそうですし、福祉電話もそうです。だから、ちょっと前段で私、ちょっと誤解の招くような発言、血が上って言ってしまったのかもしれませんが、こういう事業をやっているんだけれども、今の高齢者が置かれている実態を考えると、本当にこのまま事業をただくっつけて、ごさいませんでしただけでは今の社会的に孤立している状況をつかめるんだろうかと心配するんです。

だから、一つは老人福祉法に基づいた立場できちんとかつかむシステムを使った上で緊急通報システムなり、あるいはさまざまな包括支援センターなんかも活用するのもいいんでしょうけれども、要はきちんと土台をつかむ役割が行政にはあるんですよ。そっちで包括支援センターに頼んでいるからいい、民生委員、児童委員に頼んでいるからいいではなくて、そういう立場で、やっぱり改めて今日置かれている社会問題をきちんと行政側の立場で見ていく必要があるんだと思いますので、よろしく願いまして、時間になりましたので終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明23日から27日までを休会とし、28日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明23日から27日までを休会とし、28日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年9月22日

塩竈市議会議長 佐藤 貞 夫

塩竈市議会副議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 佐 藤 英 治

平成22年 9 月 28 日（火曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成22年9月28日(火曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第49号ないし第62号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 認定第1号及び第2号(平成21年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第4 議員提出議案第3号(議会運営委員会委員長議案審査報告)
- 第5 議案第65号及び第66号
- 第6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐 藤 昭 君 副 市 長 内 形 繁 夫 君

市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	總 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	佐 藤 雄 一 君
市 民 生 活 部 長	佐々木 真 一 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君
總務部政策調整監	三 浦 一 泰 君	總 務 部 次 長 兼 政 策 課 長	田 中 たえ子 君
總 務 部 次 長 兼 行 財 政 改 革 推 進 專 門 監 兼 財 政 課 長	神 谷 統 君	會 計 管 理 者 兼 會 計 課 長	星 清 輝 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	澤 田 克 巳 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 社 會 福 祉 課 長	福 田 文 弘 君
産 業 部 次 長 兼 水 産 課 長	小 山 浩 幸 君	建 設 部 次 長 兼 下 水 道 事 業 所 長	千 葉 正 君
總務部總務課長	桜 井 史 裕 君	總 務 部 稅 務 課 長	赤 間 均 君
總務部總務課長補佐 兼 總 務 係 長	安 藤 英 治 君	市立病院事務部長	菅 原 靖 彦 君
市立病院事務部 業 務 課 長	川 村 淳 君	市立病院事務部 經 營 改 革 室 長	鈴 木 康 則 君
水 道 部 長	千 葉 伸 一 君	水 道 部 次 長 兼 總 務 課 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教 育 委 員 會 教 育 部 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教育委員会教育部次長 兼 生 涯 学 習 課 長	郷 古 正 夫 君	教 育 委 員 會 教 育 部 總 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君
教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	星 篤 君	選 挙 管 理 委 員 會 事 務 局 長	鈴 木 正 信 君
監 查 委 員	高 橋 洋 一 君	監 查 事 務 局 長	白 澤 巖 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	伊 藤 喜 昭 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	相 澤 勝 君
議 事 調 査 係 主 査	芥 藤 隆 君	議 事 調 査 係 主 事	西 村 光 彦 君

午後1時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番伊藤栄一君、15番菊地 進君の両名を指名いたします。



日程第2 議案第49号ないし第62号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第2、議案第49号ないし第62号を議題といたします。

去る9月6日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。5番伊勢由典君。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託された関係議案について、9月9日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第52号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、児童扶養手当などの一部が改正され、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることに伴い、当該手当と非常勤消防団の災害補償が二重給付とならないよう、損害補償に係る各月分の給付額を減額調整する規定を追加するなど所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、月見ヶ丘スポーツ広場環境整備事業、裁判外紛争解決手続関係費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「工事請負契約の締結について」は、一般競争入札制度を活用し、発注する本市の総合治水計画に基づいて整備を進める予定の「22-補 牛生雨水ポンプ場（土木）」

築造工事」に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「財産の取得について」は、塩竈市土地開発公社の経営健全化計画の一環として、公社が所有する塩竈市伊保石95番9外7筆の土地を市が取得するに当たり、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、財産の取得は、塩竈市土地開発公社の経営健全化計画の一環として、土地開発公社所有の土地である伊保石公園整備事業用地を取得するものであるが、取得後の用地の有効的な利用に関しては、慎重に検討し、公有財産として適正な管理に努められたい。

次に、議案第62号「損害賠償の額を定め和解することについて」は、中学校の部活中に発生した負傷事故において、負傷生徒から本市を相手方とした損害賠償を求める和解あっせんの申し立てがなされ、提示されたあっせん案に基づいて損害賠償の額を定め本市と申立人が和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査された案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 伊勢由典

○議長（佐藤貞夫君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第51号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」については、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行され、退職した国家公務員が在職中に懲戒免職処分を受ける行為をしていたと認められた場合に、退職手当の返納を命ずることができる等、退職手当に係る支給制限及び返納制度の拡充が行わ

れることとなり、このことに伴い、本市における企業職員についても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、ヒブワクチン接種助成事業、保育所管理運営事業に伴う臨時保育士に係るパート賃金、集会所耐震化事業等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、集会所耐震化事業については、昭和56年6月以前に建てられた市内の集会所24施設すべてにおいて耐震基準を下回ることが判明し、うち18施設の耐震改修工事を実施するものである。残り6施設については、コミュニティー助成事業による建てかえなどで保留しているが、すべての集会所における耐震改修工事が速やかに実施され、市民が集会所を安心して利用することができるよう、管理者及び利用者等との協議・調整等については、鋭意取り組まれたい。

次に、議案第54号「平成22年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、県の補助採択に伴う離島振興活性化支援事業の計上により、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を2億1,920万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「平成22年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、平成21年度の一般被保険者療養給付費に係る国庫補助金等精算返還金及び退職被保険者療養給付費に係る療養給付費交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ1億3,672万4,000円を追加し、総額を65億1,052万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成22年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」については、平成21年度の老人保健医療給付費に係る国庫負担金等精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ58万7,000円を追加し、総額を338万7,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「平成22年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、平成21年度の地域支援事業に係る交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ256万4,000円

を追加し、総額を40億8,206万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「平成22年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金等の計上により、歳入歳出それぞれ1,050万4,000円を追加し、総額を6億2,860万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（佐藤貞夫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月8日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第49号「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」については、本塩釜駅及び周辺商店街への利便性の向上と、中心市街地の活性化を図ることを目的として、本塩釜駅前駐車場の供用を開始することに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」については、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行され、退職した国家公務員が在職中に懲戒免職処分を受ける行為をしていたと認められた場合に、退職手当の返納を命ずることができるなど、退職手当に係る支給制限及び返納制度の拡充が行われることとなり、このことに伴い、本市における企業職員につきましても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、広報求評事業補助金、水産業災害対策資金利子補給事業、市道整備事業、本塩釜駅前駐車場管理費等が計上され、また、地方債においては市道整備事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、本塩釜駅前駐車場整備については、本塩釜駅前駐車場を整備することにより、本塩釜駅や周辺商店街を利用する顧客の利便性と快適性を高め、中心市街地の活性化を図るものであるが、駐車場の整備に当たっては、周辺駐車場との調和のとれた公共駐車場としての役割や責務を十分に考慮され、駐車場の効率的な管理運営に努められたい。

次に、議案第59号「平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、平成22年2月28日、チリ中部沿岸地震津波により被災した浦戸海底配水管の災害復旧工事費の計上により、収益的収入に4,740万円を、また、収益的支出に5,200万円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号ないし第62号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第49号ないし第62号については委員長報告のとおり決しました。



○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、認定第1号及び第2号を議題といたします。

平成21年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。17番阿部かほる君。

○決算特別委員会委員長（阿部かほる君）（登壇） ただいま議題に供されました平成21年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号平成21年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について、認定第2号平成21年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定についてであります。

本付託案審査のために、9月14日、15日、16日及び17日の4日間委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には佐藤英治委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し慎重に審査をいたしました。そして採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号につきましては全員をもってそれぞれ認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1、本市の財政状況は市立病院の経営形態の見直しなど各種の行財政改革の実施により、一時の危機的な状況からは脱したものの、長期化する景気の低迷、少子高齢化の進行や人口の減少により、なお厳しい状況にあり、普通会計の財政状況を示す経常収支比率、公債費比率は前年度から悪化するなど財政構造の硬直化は依然として続いている。

今後の財政運営に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の数値を踏まえ、限られた財源の中で景気変動に柔軟に対応できる財政基盤の確立に努められ、市民福祉の向上と地域経済の活性化に一層努力されたい。

1、防犯対策事業については、市内の各防犯協会、関係機関に対して運営費の補助、町内会に対する防犯灯電気使用料の助成を行うことにより、犯罪のない、明るく住みよい地域づくりに努めるものである。

平成21年度においては、「安全安心防犯ロード事業」として、高照度防犯灯、緊急通報装置を設置し、不審者情報や街頭犯罪が著しく減少するなど成果を上げていることから、今後も

引き続き一層の事業の推進に努められたい。

1、食を通じた健康づくり推進事業については、子育てにおける「食」の大切さを母親に見直してもらおうきっかけとするため、水産業界を中心とした関係団体の協力を得ながら「マタニティママのおいしおがまメニュー」を発行したところである。この冊子の内容は魚食普及を意識した内容ともなっていることから、事業の継続とあわせ、メニューのリニューアル等についても検討を加えられ、本市の地域特性を生かした望ましい食生活の普及について積極的に取り組まれたい。

1、水産加工業活性化支援事業については、消費低迷により厳しい経営環境下にある水産加工業の振興を図ることが急務であり、また、消費者の食に対する安全性及び信頼性の要求への高まりへの対応が必要となっていることから、市においては、塩釜フード見本市などの事業を継続的に支援し、また、新商品の開発支援、地産地消の取り組みなど生産・加工・流通・販売までの地域一体となった水産加工業の振興の支援に一層取り組まれたい。

1、私道等整備補助金交付事業については、地域住民の生活環境の改善と安全な都市生活を確保するため、私道等を整備する町内会等に補助を行い住環境の整備を図るものである。未整備の私道においては緊急車両の進入が困難など防災上も大きな課題となり、また、整備資金への助成の必要性が高いことから、制度の見直しも含めた検討を行うなど、事業の充実を図られたい。

1、小・中学校図書館図書整備事業については、子供たちの活字離れによる「読む力」の低下が問題視されている中、子供たちの学校図書への興味を促すため、カメイこどもの夢づくり基金を活用しながら、学校図書館図書蔵書の計画的整備を行うものである。

本市が設定した児童生徒1人当たりの目標平均蔵書数を達成していない学校があること、また、県平均蔵書数に比べると低い状況にあることから、市内児童生徒の読む力の向上を図るためにも、早期の蔵書数増加に向け鋭意取り組まれたい。

1、総合治水対策事業については、平成6年4月に制定した「水害に強いまちづくり」を目標とした「塩竈市総合治水計画」に基づき、津波・高潮対策に加え、雨水流出対策事業として貯留・浸透施設等の整備を進めているものである。宅内貯留施設の機能を十分発揮するためには、施設の定期的な点検、維持管理が必要不可欠であることから、「水害に強いまちづくり」の目標達成のためにも、施設の日常の維持管理に向けた取り組みに万全を期されたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1、交通事業特別会計については、前年度と比較し、歳入は国庫支出金の増額により増収となっているが、輸送人員が減少したことにより事業収入は減少している。離島航路事業のより一層の経営健全化を推進するため、今後もうらと子どもパスポート事業や、ノリづくり、カキむき体験等のイベント、各種関係機関による観光施策と連携し、交流人口の増加を図ることにより営業収入を確保し、引き続き安全運航に万全を期しながら、安定した経営体制の確立に努められたい。

1、介護保険事業特別会計については、地域密着型サービスの利用者が平成20年度に比較して平成21年度は大幅に増加し、今後も利用者の増が見込まれている。これらのサービスは仕組みが複雑なものになっていることから、サービス利用申請の段階で市民の相談により一層丁寧に応じられ、利用者ができる限り住みなれた地域で円滑に生活を送ることができるよう努められたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1、市立病院事業会計については、改革プランの初年度において、現金収入の黒字化を達成したところであり、職員一丸となって経営健全化に取り組んだ成果として大いに評価するところである。今後はこれを継続することが重要であり、そのためにも評価委員会の指摘事項等の改善に着実に取り組み、またさらなる医師確保に努めるなど、長期的な安定経営が可能となるよう引き続き努力されたい。

1、水道事業会計については、水需要の低迷から給水収益が減少傾向にある中、老朽化した水道施設の更新や災害時に対応した施設の整備などの課題を抱えている。このような中、喫緊の課題である宮城県沖地震に備えた施設の耐震化や災害発生時の初動体制の充実、有収率の確保に向けた漏水対策など、今後も計画的に対策を確実に進められ、効率的で健全な財政基盤の確立と、市民に安心・安全で安定した給水の確保に一層努力されたい。

以上が、審査の概要であります。なお、本特別委員会は議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項についてはそれぞれ意を体し、万遺漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成21年度決算特別委員会委員長 阿部かほる

○議長（佐藤貞夫君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、認定第1号に対する反対討論を行います。

平成21年度の認定第1号は、一般会計と11の特別会計がありますが、当市議団が反対する会計は一般会計と下水道会計、土地区画整理事業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の6会計であります。

一般会計では、評価できる事業として、平成20年10月から試験運行に始まり、その後平成22年2月から本格運行となったNEWしおナビ100円バス運行事業があります。さらに、小・中学校の耐震補強関連事業が行われ、平成22年度には耐震化補強工事が発注されるとともに、全校で完了予定となっております。さらに、商工振興対策事業1億1,917万円の中で、どっと塩竈商品券販売事業で1割増し商品券で地元商品の売り上げ増の事業には評価をいたします。

しかし、反対する事業を挙げますと、第一に、市民の生活苦に対する市の対応についてです。一般会計の歳入の調定額233億円余の中で、市税の収入未済額は5億7,464万円で、前年度より8,101万円少なくなっております。しかし、市税の不納欠損額は20年度3,507万円だったのが、平成21年度では9,667万円となり6,160万円もふえて、何と2.75倍になっております。その内容は、生活困窮が591件、財産がない者362件、所在及び財産不明が15件となっております。この数字には市民の生活苦がにじみ出ております。もちろん、悪質な滞納者には毅然とした対応が必要ですが、収入不安定、病気、多重債務など生活困窮者には適切な対応が求められております。しかし、現在行われているのは宮城県地方税滞納整理機構のサラ金業者のような取り立てであります。市は、市税と国保税の滞納82件、5,944万円を同機構に依頼し、塩竈市の職員1名を派遣しております。地方税に基づく徴税徴収権は各市町村にあるもので、その権限を第三者の整理機構にゆだねることは自治権の放棄であると考えます。法律や条例に基づかない機構による回収は許されません。しかも、滞納整理機構名で事案引受

通知書兼納付催告書を滞納者に送付し、1週間後にはインターネットでの競売を行い、競売にはボールペンまでが対象とされております。このような税の取り立てには反対いたします。

第二は、公平な行政運営についてです。

国は、平成21年度から住宅の入居基準を、政令月収20万円を15万8,000円に引き下げました。その結果、入居対象世帯が少なくなり、一方、入居者の多くは家賃が引き上がりました。あわせて家賃減免額が引き下がりました。本市での家賃の減免のあり方について、私はこれまで一貫してやり方を改善するよう求めてまいりました。しかし、市は所得ではなく収入で家賃減免を行っている結果、県営住宅では減免になる人でも本市では減免にならないという事態が起き、不公平な行政が行われております。また、市の住宅の規則と要綱には医療費控除の規定がありますが、これまで医療費控除は認めてきませんでした。今回の決算特別委員会の質疑を通じて、当局は医療費控除を認めました。また、市営住宅の申し込みのしおりでは、平成21年までは入居者の権利である家賃減免の説明がありませんでした。私は、入居者の義務だけでなく権利も載せるべきと要望してきましたが、平成22年度のしおりで家賃減免の説明は載ったものの、収入が著しく下がった場合だけで、常時低収入の場合にも減免になるという記載はありませんでした。医療費控除や家賃減免の説明など、入居者に正しく内容を周知すべきだと考えます。

第三は、新行財政改革推進計画についてです。

新行財政改革推進計画に基づくスクラップ・アンド・ビルド事業にあるのは、市民の要望からではなく行財政改革が優先している問題です。予算編成に当たっては、枠配分方式によって平成20年度の4,614万円に続き、平成21年度も3,453万円圧縮されました。これは、福祉や教育の分野も含めて一律削減してきているもので、このような毎年行われる機械的な予算の削減は許せません。

平成17年度に策定した定員適正化計画の推進によって、平成15年度の職員数846名だったのが、平成21年度では185名減って661名となりました。正職員が削減される一方、常勤職員数は7名、非常勤嘱託は88名、パート職員は268名、合計363名となって非正規職員数の割合は55%、過半数を占めております。全国で問題になっている官製ワーキングプアを本市でも大きく進めており、就業者の生活を守るために安定した収入の確保が求められております。行財政改革によって希望退職者を募る退職者不補充、パート採用などで、その結果、系統的に安定した後継者を育てていく上でも支障を来しております。職員削減では、決算特別委員会

でも議論されましたが、時間外労働が福祉分野で多くなっていることも明らかになりました。また、退職債の支払いによって後年度その影響が出てまいります。

以上が、一般会計に対する反対討論であります。

続いて、特別会計の下水道事業についてです。

下水道料金は、平成20年5月分より23.6%の値上げが行われました。市は、値上げに当たって受益者負担の原則を強調し、「塩竈が第二の夕張になる」、このような説明などもされました。値上げの結果、20トン使用の家庭では多賀城市の1,942円に対し、塩竈市は4,095円になって2倍以上の料金になってしまいました。

この間、当市議団が行ったアンケート調査に対する市民からの下水道料金に対する意見を紹介します。「高過ぎる。隣の多賀城に移りたい」「仙台は2分の1です。できれば引っ越したい。住みづらい市です」「他市町村の友人に、『信じられない、住みたくない』と言われる」、以上のような市民の意見でした。問題は、下水道会計が赤字から値上げを行うというのではなく、値上げによって一般会計から下水道会計への繰出金を減らすだけのものであります。平成19年度は14億4,752万円の一般会計からの繰出金が、平成21年度では12億2,810万円となって2億1,942万円も減りました。しかし、国からは下水道への交付税として、平成21年度は一般会計に対して11億8,362万円が入っているのであります。このように、一般会計からの繰出金とほぼ同額近い額が交付税として一般会計に入っております。このように値上げによって増収になったことにより、一般会計からの市独自の繰り出しはほとんどなくなって、会計の収支均衡を図っているのが下水道会計で、料金値上げになっている下水道事業に反対いたします。

次に、土地区画整理事業についてです。

土地開発公社の経営健全化計画に基づいて、市は平成21年度に一般会計の12億1,902万円で港奥部再開発事業2号用地を取得しました。今後20年間の元金利息支払いは14億円となり、毎年七千数百万円の支払いとなります。問題なのは、市が大型店に貸している2号用地からの土地の賃貸料は年間約2,000万円であり、20年間で4億円程度で、まさに大型店への優遇策となる対応であります。

あわせて、本塩釜駅からマリングートに通じる道路は大型店のための道路ともとられるように、しおかぜ通りの歩道整備では1億3,000万円がかけられたことも明確となりました。市の中心地の再開発の起爆剤、地元企業の活用としての利用が求められておりましたが、グラ

ンドデザインとは大きくかけ離れ、大型店のための事業となって、一方、支払いは市民負担となってしまいました。このようなやり方の土地区画整理事業に反対いたします。

次に、国民健康保険事業についてです。

平成21年度の国保会計は、収支見通しが赤字になるとして、平成21年度から平成23年度までを対象にして1世帯平均2万6,384円、13.76%の大幅な値上げを行い、県内一高い国保税になってしまいました。平成21年度の決算では2億6,600万円の基金残高になりました。収支見通しの精査が甘く、安易な値上げによって、値上げ前でも負担の重い国保税がさらに引き上がりました。市長の平成21年度の施政方針では、国保事業では値上げには一切触れず収納率の向上だけが強調され、市民の気持ちの痛みに寄せる福祉の心がありません。平成21年度の会計では、不納欠損額1億1,926万円を出したにもかかわらず、滞納総額は前年度よりも8,164万円ふえて11億2,308万円にもなりました。まさに、値上げを行い、さらに滞納がふえる、そしてまた値上げ、この悪循環に陥っているのではないのでしょうか。

このような多額の滞納になっている結果、決算特別委員会でも明らかになったように、本市の資格証発行は184世帯、また、短期証を受け取らず保険証なしとなっている世帯は283世帯、合わせて467世帯が病気で窓口全額払いとなるもので、この数は近隣自治体と比べても大変多い世帯となっております。このような、市民が事実上病院にかかれない状態に追い込まれております。病院にかかれず重症になってから病院に運ばれることとなります。このことは、本市の医療費の増額にもつながっていると考えます。市長は特別会計の国保のみで進めると述べておりますが、国保法の第1条に述べられている社会保障としての理念で市民への負担を軽減するという考えはありません。

国保は国民皆保険制度の下支えとしての役割を果たしております。だれもが病院にかかれるようにするために、資格証、保険証なし世帯はなくすべきだと考えます。

次に、介護保険事業についてです。

平成12年度の介護保険事業がスタートして10年目になります。平成21年度の介護保険料の未収入額は2,176万円で前年度より約28万円ふえ、未納者数は686名になり前年度より37人増となっております。決算資料でも明らかのように、未納者686名の保険料未納の理由は、生活困窮者で54名、その他の事由で632人となっており、未納者686名の中で納付拒否が599人、87.32%となっています。納付拒否の背景には今日の不況による生活困窮とあわせて、高い保険料を払ってもサービスを受けられないことの問題があると考えます。例えば、特別養護老

人ホームでは、二市三町の申し込みの申請者は2,400人を超えています。重複を除いても330人が待機者となっております。さらに、この間の国の認定基準の変更によって介護サービスの低下を招いてきております。

もう一つは、紙おむつ支給事業は、高齢者福祉事業で行ってきたものを平成18年度から介護保険事業に切りかえたことにより、当初260人からの利用者が47人と少なくなってしまうました。この間、本市議団は特別養護老人ホームの増設を初め、高齢者福祉事業による紙おむつ支給事業などを繰り返し求めてまいりました。

今回、特別養護老人ホームについては二市三町の担当者会議にこぎつけたことは第一歩だと思いますが、しかし、急がなければ来年度もさらに待機者だけがふえる結果となります。本来は、介護保険というのは老後が安心して暮らせるようにすべきだと思います。現在のこのような介護保険には反対いたします。

次に、後期高齢者医療事業についてです。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月にスタートしてから民主党政権に引き継がれましたが、民主党政権は公約を破り、4年かけて新しい制度にするとしております。こうした中、9月16日、中央社会保障推進協議会が行った調査で、全国で保険料を払えず滞納し短期保険証（3カ月後に使用）に切りかえられた件数が41都道府県で3万2,961件で、去年の1.7倍になっていることが明らかになりました。宮城県でも昨年ゼロ件だったものが253件になっていることが公表されております。塩竈市の後期高齢者保険の保険証のみ交付が16名になっていることが決算議会で示され、その後通知が来て保険証を渡すように改善されているようにお聞きしておりますが、直ちに保険証を渡すべきであります。高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきだと思います。

我が党の小野絹子氏には、平成21年度の決算特別委員会で、総務省が夕張市のようにならないようにと自治体に押しつけてきた財政健全化を示す4指標について質疑を行い、4指標の水準は平成20年度よりも短期間に好転してきていることを明らかにしました。市長は、「国保税の値上げや下水道料金の値上げなどで市民から協力をいただいた」、このように述べておりますが、市民は値上げによって生活は苦しくなり悲鳴を上げております。本来ならば、市民生活や営業をしっかりと守る手だてこそとるべきなのに、市長は4指標の改善だけに心血を注いで対応してきたことにこそ問題があると指摘しました。

決算の認定第1号は一般会計と特別会計全体に対して賛否が問われます。我が党は認定第

1号の中で賛成できる事業もありますが、しかし、市長の行財政改革を中心として市民負担を求めた事業となっております。そのため、認定第1号には反対いたします。市長は、行財政改革中心にした予算の編成、決算のあり方を平成21年度だけでなく、市長就任以来一貫したものであります。緊縮予算に基づき、機会あるごとに繰り返す予算の枠配分方式、事業に当たっては選択と集中、受益者負担の原則、職員の定員削減と給与カットなどを強調してまいりました。市長が強調する財政健全化計画の数字はよくなっても市民の収入は年々低下する中、一方の市民、企業の負担はふえ、そして地域経済は冷え込んでおります。市民、職員の生活苦や痛みには真っ向から向き合おうとしない行政のやり方は切りかえるべきだと考えます。

当市議団は、市長のこのような政治姿勢のあり方を一番問題にして、認定第1号に対する反対討論といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 私は、認定第1号について賛成の立場で、ニュー市民クラブの会派を代表いたしまして賛成討論を行います。

平成21年度の一般会計と特別会計の決算ですが、まず一般会計の決算は、歳入が226億662万1,899円で、歳出が221億251万6,492円で決算され、4億784万1,407円の黒字決算がなされました。11の特別会計のうち、国民健康保険事業で1億7,279万8,961円、介護保険事業の保険事業勘定で127万8,548円、後期高齢者医療事業で1,050万5,200円の財政上においては黒字決算がなされたということであります。一般会計の各事業におかれましては、事業を精査した上で事業を実施されたため、不用額の処理をいたしておりました。不用額についても当局に説明を求め、ある程度納得いたしましたわけであります。数値もさることながら、事業も特に市民生活について物足りなさがあつたものの、不便なこともなく、問題もなく、計数的にすばらしい決算だと認識するものであります。21年度当局予算提案のときも、議会として市民生活の向上が図られるよう、当局との議論の上認定した経緯がありますことから、この決算に異議を唱えることは何もありません。

21年の6月、9月、12月、22年の2月定例会の補正予算、審議の議会にも多くの議員の賛成議決があつたと思いますが、トータル的な決算に否定的な反対の議員がおられますが、私には理解しがたい行為と存じます。まず、行財政改革を進めながら行政が推進された。44億円

の財源不足のために努力中のことと評価するものであります。

次に内容の方に入っておりますが、反対者の方は、市営住宅の家賃減免の件、未納家賃の件では税の公平性、平等性により地域社会が成り立っていることは言うまでもなく、人間として義務先行という当たり前のことをなすのが役目と思います。その理由は、家賃減免についての所得収入の考え方の相違であって、当局の行政運営も各条例を遵守し処理されており、決算に及ぼす悪影響は何もないと理解いたすところでございます。決算に反対者の議論を聞いておりますと、低所得者への配慮という質問でも具体的な議論もせず、ただ所得と収入だけで、基本的な市営住宅運営も議論せず反対のようです。市民生活向上のための提言もせず、反対ばかりでは困ると思っております。

また、特別会計の国保事業決算にも異議を唱えて反対している日本共産党市議団さんに大きな疑問を感じるものがあります。国保事業の決算も、歳入が64億472万5,063円、歳出は62億3,189万6,102円となり、実質収支が1億7,279万8,961円の黒字決算でありました。保険事業に携わった方の努力があったものと思います。感謝を申し上げる次第でございます。5万8,000市民の健康と命を守る上でも安定した国保運営がなされていると認識しております。これからも市民のために安定した運営がなされるものと期待するものでございます。

議論の中身では値上げに言及され、その結果収納率が下がったと当局に詰め寄っていただきましたが、数字はうそをつきませんでした。国保事業に反対の日本共産党市議団の数字の見方、計数の見方が違っていたのではないのでしょうか。収納率が上がってございましたことをしっかりと認識されまして、国保事業運営に協力願いたいと同僚議員として申し述べておきたいと思っております。

また、国保税の徴収方法でも異議を唱えておりましたが、起因する原点を説明なされずに、宮城県地方税滞納整理機構の徴収組織運営の異議を議論なされておりましたが、滞納者をどうなさるのか、国保税をどう納めてもらい、国保事業を安定的に運営なさるのか、塩竈市議員としての議員力をお願いしたいと考えております。

国保事業運営にも賛成してまいりたいと思っております。その中身ですが、善良な納税者85%の市民の命と健康を守らなくてはいけないと思っております。資格証のことだけでも言及されておりますが、何度もお話ししますが、反対ばかりで国保事業の安定運営のこと、善良な納税者に対しての提言もせず、5万8,000市民について、私は片手落ちになるのではないかと疑問を感じるものであります。国保税をなかなか納め切れない15%の方でも窓口での税の相

談をしている方が10%、残り5%の人が相談もせずにいると、その方が資格証とかそういう問題になっているということです。また、その相談もしない5%の中には300万円以上の収入を得られている方がいるということもぜひご理解願いたいと思います。

次に、下水道事業に関して、我々ニュー市民クラブ会派としては、歳入歳出が47億3,749万7,615円の同額で、計数に間違いや不正な運用などありませんし、適正に事業運営が処理されて市民生活に関し何ら問題ないと考えております。また、水洗化も100%に近づき、市民生活の質の向上に大いに寄与していると確信しており、大いに理解するものであり賛同できます。

20年度の値上げに先ほど言及しておりましたが、議員として合議制機関の一員としてのことをお忘れなくお願いしたいと思っております。

後期高齢者医療制度の件ですが、これも黒字決算がなされておりました。このために、今まで老人保健医療制度に塩竈市から50何億円というお金を出していたのが、この制度のおかげで塩竈の財政が救われているということも市民の方にご理解を賜れば、私はこの決算にぜひ賛成していただきたいと思っております。また、資格証とかの問題がありますが、税、そしてこの制度、国保税も後期高齢者医療制度もお互いに助け合う、その成り立ちを十二分に理解していただければなと思っております。

また、介護保険事業についても黒字決算がなされております。高齢者介護福祉が充実して成果が出ており、多くの市民に理解されている事業であります。ひとり暮らしの対応、老老介護の諸問題も住民本位の運営がなされております。支援費制度での国の政策の対応も弱者のために、低所得者への減免対策も職員一丸となり努力なされていることも私は皆様にお知らせしておきます。介護保険事業に反対の日本共産党市議団さんは黒字決算されているこの事業になぜ反対なのか、介護保険制度で本人、家庭、家族の生活が守られております。この介護保険制度は家庭、家族の犠牲の福祉であってはならないと、そういう考えから創出されたものでございますので、市民の福祉向上、市民生活のことを考えていただければ幸いに存じます。

今、我々議員は、市民の負託にこたえるべく大いに議論をいたし、合議制機関として市民の負託にこたえていきたいことを願い、我がニュー市民クラブは21年度予算に自信と確信を持って承認を与えましたことを誇りに思い、その結果、21年度事業が遂行されたことを認め、市民生活のさらなる向上実現のために力を込めまして賛成表明をしたい。議員各位のご賛同

を賜りますようお願い申し上げます、認定第1号についての賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定されました。



日程第4 議員提出議案第3号（議会運営委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、議員提出議案第3号を議題といたします。

平成22年6月定例会において、議会運営委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議員提出議案第3号の審査の経過とその結果について、議会運営委員長の報告を求めます。8番伊藤博章君。

○議会運営委員長（伊藤博章君）（登壇） ご報告いたします。

去る6月定例会において、議会運営委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議員提出議案第3号「塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例」については、9月1日、13日及び22日の3日間、委員会を開催し、議員提出議案提出者及び参考人の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。

まず、審査に当たりまして、参考人の方から述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1、反対の立場からの意見としては、行財政改革からの議員定数を削減することは問題であり、市民の声を民主的に反映する上で有効な手段ではない。

1、賛成の立場からの意見としては、市民益・生産性を考えても行政機能の低下にはならない。他都市と比較することなく、塩竈市としての市民益を考え取り組んでほしい。

次に、審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1、議員定数の削減は、少子高齢化に伴う人口減少や市の行財政改革の状況など社会的な環境を踏まえ、議員みずからも行動することが必要であり、ことし3月に実施した市議会に対する市民意識調査結果で示された意見にこたえるためにも議員定数を18人とすることは妥当と考える。

1、議員定数は、議会としての機能を果たすためには一定の議員数が必要であり、定数が削減された場合には議会に市民の声が反映されにくくなり、また、委員会の機能の低下も懸念される。類似都市との比較または行財政改革の観点からだけの定数削減を目的とした議論は問題であり、特別委員会を設置し時間をかけて慎重に審査する必要があると考える。

これらの意見を踏まえ、質疑・討論のあと、採決の結果、議員提出議案第3号塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議会運営委員長 伊藤博章

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）議運で質疑なしと決まっています。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議員提出議案第3号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議員提出議案第3号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君）（登壇） 議員提出議案第3号は、塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例案であります。先ほど議会運営委員長より、塩竈の議員定数を3名削減して18名に条例改正することが議会運営委員会で賛成多数で採択されたと報告がありました。

私は、日本共産党市議団を代表して反対の討論を行います。

議案提出者は、削減は市民の声、行政改革の一環で議会も身を削るべきと主張しております。今、市民は長引く経済不況の中で、地域経済は冷え込んでおり、市民生活や営業が底をつくぐらい苦しくなっております。市民は、議員が市民生活や営業をしっかり守る立場で奮闘する議会を望んでいるのに、それにこたえ切れていない議員や議会へのいら立ちのあらわれではないでしょうか。市民が求めているのは議員削減ではなく、市民の暮らし、営業を守るために対応できる議員の資質向上と議会の活性化こそ求めているのではないのでしょうか。

7月29日に行われたエスプでの塩竈市議会基本条例策定特別委員会の報告会の席上には40名の市民が参加したのでありますが、市民からは定数削減について賛成の意見はなく、3名の市民から「議員定数は財政問題だけで論じるのではなく、市民の意見、願いを市政に届ける議会制民主主義を守る立場で削減すべきではない」との意見が述べられたことは各議員の記憶にも新しいことです。

議員削減は賛成する市民もいますが、反対する市民もいるのであります。9月10日に開かれた議運で、議会運営委員会で佐藤敏昭氏が議員定数削減の反対の参考人として述べた意見を若干紹介したいと思います。

3点について述べており、1点は行財政改革の観点からの削減論は誤りである。第2点は市民の声の民主的な反映について触れており、第3点で市民の要望の実現に逆行するものになるとして次のようにさらに述べております。塩竈市議会に対する市民意識アンケートの結果もいただきました。市議会の改革が必要だと思いませんか。具体的な改革の内容は、この項目で「議員がもっと市民の意見を聞く」「議員がもっと勉強する」というのが1位と2位を占めております。この市民の意見を実現するために定数削減は有効な手段なのでしょうか。もっと市民の意見を聞いてほしいという意見が多数なので、削減したのでは市民の要望が実現できずに、むしろ要求や不満が大きくなるのではないのでしょうかと定数削減の反対理由を述べております。

また、提出者から削減の理由に国会議員の定数削減も論じられております。確かに、民主党政権は衆院比例定数削減を進める方針を公然と掲げています。むだ削減と国民受けをする言い方をしておりますが、民主党本部収入の80%は私たち国民の税金である政党助成金であります。日本共産党以外のすべての政党が受け取ります。むだをなくすなら、政党助成金こそ廃止すべきであります。むだ削減などではなく、単純小選挙区制を実現するための比例定数削減なのです。議会制民主主義を踏みにじるものにほかなりません。

さらに、議員定数削減の理由に財政問題が挙げられております。塩竈の議員定数は普通選挙制度ができた昭和22年には30名で、この定数は昭和58年の選挙まで維持され、塩竈市議会の定数削減は昭和62年の選挙で2名削減して28名に、平成11年に2名削減して26名に、平成15年に3名削減して23名に、そして平成19年に2名削減して21名になりました。議員定数をこのように削減してきて財政は潤ったのでしょうか。市民生活や営業はよくなったでしょうか。そしてさらに、来年から3名削減して18名にしようとするものであります。前は二市三町の合併の兆しはなくなったのに、平成の合併の名残を受けて5名削減と主張する会派や、財政上で議員を減らせばいいという問題ではない、議員定数は人口で決まるもので、地方自治法では5万人から10万人にまでは30人とされているとして2名の削減を提出した会派もあり、我が党はいずれの議案にも反対しましたが、当時は2名削減が多数だったのであります。その会派も含めて、今回さらに3名削減の提案者になっております。3名削減の理由や根拠が全くわかりませんし、議運の中でもはっきりしませんでした。

また、議員定数18名は人口で上限を定めている地方自治法に照らせば60%の定数にしかなりません。議員定数削減は議員の身分の問題だけでなく、市民の意見を正確に政治に反映し、議会は市民の代弁者として議員によって構成されてこそ、国民主権、市民主権、議会制民主主義と言えるのではないかと思います。議員定数の削減は議会の本来の機能を低下させるものであります。議会には住民の多様な要望や意見を正確に反映できる議員の数が必要であり、地方自治法で議員定数について、人口によって法定定数を定めており、塩竈市は法定定数30名に該当するものであります。さらに、議会議員の本来の役割が発揮できるよう資質向上を図られなければなりません。今回の削減は議会改革のあり方に無縁だと言えます。

塩竈市における議員削減は本当の意味で税金の節約にはなりません。税金の使い方にむだはないのか。市民の役に立つように使われているのか、これをチェックするのが議員の役割であります。その立場で、日本共産党市議団は市民の皆さんとともに、イオン中心の開発に巨額の税金投入や、国保税のたび重なる引き上げに反対し、下水道料金の引き上げについては、協力できる会派と下水道料金の引き下げを提案してきました。市当局の提案をそのままのみにするのではなく、市民の立場に立った市政のチェックに努力してきました。今、必要なのは定数削減ではなく議員全体の資質向上であり、議会に身を置く者はみずから研鑽し、市民の負託にこたえることであり、将来に禍根を残さないよう本当の意味での議会改革、議会制民主主義を守ることが求められていると思います。

また、今回の議会運営委員会での削減の強行は進め方の問題でも民主主義に反する重大な問題を持っております。議員は本来市民の代弁者です。定数削減の議案を市民にもマスコミにも非公開でかつ議事録も残さない議会運営委員会で審議し、採決するという行為は、議員による議会の私物化であり、議会制民主主義の自滅行為と言わざるを得ません。今回、議会運営委員会では、議員定数削減の議案に反対、また賛成の意見を述べる参考人の公聴を開きましたが、これも非公開であります。議員定数は議員全員の身分にかかわる問題であり、市民にかかわる問題なので、共産党市議団は全会派が入った市民が傍聴できる特別委員会の設置を要望してまいりました。

議会運営委員会は、ニュー市民クラブの2名、公明党1名、チェンジ1名、共産党1名の5人で審議されました。9月22日の参考人の意見陳述があり、参考人に対しての質疑を終えた後、議運で3名削減の質疑が行われる予定でありました。しかし、ニュー市民クラブや公明党などの議員から議論が出尽くしたとして質疑について打ち切り、採決が行われ、議運での審議がなくなりました。共産党の伊勢議員は、質疑ができなくなりましたので反対討論を行いました。議運での質疑を打ち切られたことは重大であります。我が党の伊勢議員は全会派が入った特別委員会の設置を最後まで要求したのであります。ニュー市民クラブの2名と公明党1名合わせて3人が議論が尽くされたと言って採決を求めており、委員長が採決を諮った結果、3対1で原案どおり議運では3名削減が決まったのであります。我が党は市民の理解を得られない、密室での削減強行には反対いたします。非公開のことを言っているわけです。

以上をもって、議員定数削減に反対の討論を終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第3号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君）（登壇） 私は、チェンジしおがまの佐藤英治です。

ただいまの議員提出議案第3号塩竈市議会議員定数条例の一部を改正する条例に、ニュー市民クラブ、公明党、市民クラブの賛成議員の代表をいたしまして、賛成討論を行います。

これは、現在の塩竈の議員定数21名から3人削減する条例改正であります。市民が最も関心ある議案であり、私は市民にもわかりやすい立場で、節々でお話をしていきたいなと思っております。

まず、これまでの経過について述べたいと思います。

昨年の12月議会に、市民により議員の3人削減の請願が提出され、議会運営委員会では否決されました。新たに、6月議会で議員による議員定数3人削減の議案が提出され、この間、8回にわたる委員会の開催により、慎重かつ活発な議論を重ねてきました。また、初めての市民代表による参考人の意見を拝聴し、去る9月22日の議会運営委員会で議員定数3人の削減の議案が賛成多数で可決されました。

次に、議員削減の状況について述べたいと思います。

塩竈市議会は、定数30人からこの20年間の間に2名から3名の議員削減を議会改革の一つとして実施してきました。現在21人ですが、市民の議員削減の要望は依然として大きいのであります。

先ほど、小野議員もおっしゃったように、議員への不信感、あるいはまた活動、そういうものの市民の感情が影響しているというふうに私も思っております。そのために、ことしの3月議会へのアンケートの調査において、議員の数が多いという数は47.6%であります。これはわからないとか、あるいはまた意見を出さないというのを外して、議員定数削減を求める声をそういう立場でしたら70%を超える数であります。私は、先ほども申したように、議員の活動が見えないなどの不信がこのように市民の削減を求める声として大きく出ているものと考えております。議員の削減は全国でも塩竈市議会と同様に削減の傾向であり、今後も一層続く状況であります。先ほど、議会改革の一つと申し上げましたが、今や改革でも何でも当たり前のことなのです。9月議会で隣の多賀城市議会では4人削減し、定数18人になりました。松島町も4人削減して14人になりました。

塩竈の財政は歳入及び歳出を見ても大変厳しい事態であります。市民からは、議員みずから改革を示すべきだという声は日増しに高まっております。行政の監視や税金のむだの排除に対する市民の負託を受けている議員が、まず議会より始めなければ市民の信頼を失ってしまいます。

この議員定数削減に反対の人が言う根拠の問題点を二つ述べます。

その一つが、議員削減を行財政の改革に位置づけるべきではないとか、その対象に比較すべきではないという特権意識の声が聞かれます。議員がみずから議員を聖域とすることは、市民の代表を否定するものではないでしょうか。市民の要望や声を真摯に受けとめて、議員は役割を果たす努力や成果を上げなければならないと考えます。

ちなみに、塩竈の議員 1 人の年間の経費は750万円で、3人削減で4年間では9,000万円となります。これは決して見落とす金額ではないし、小さい額ではないと思います。先ほど申しましたように、議員みずから改革の先頭を切らなければならない立場だとすれば、私はこれを重く見るべきだと思っております。

次に二つ目として、議員を削減すれば市民の声が議会に届かなくなる、だから議員削減は民主的でないと削減反対者は言われますが、議員30名のときに市民の声が十分届いて議会に反映していたでありますでしょうか。私は今とそれほど変わらないと考えております。一部市民からは、少数になると議員の考え方が明確になるとの意見もあります。

次に、3人削減に対する議会のあり方を市民の皆様にも明らかにし、市民の負託にこたえられることを示すことが削減賛成者としての責任だと思っております。

まず、今日、市民は議会の改革を求めています。市民に信頼され、議会が活発に議論と政策をつくり、塩竈市議会の体質をこのように変わったという実態を示すことが何よりも重要であります。3人削減以上の成果を市民に示す議会改革をこれから作り上げることであります。

現在、嶺岸委員長を中心に議会基本条例策定特別委員会に取り組んでおります。よりよい条例づくりに委員の声を集約しているところであります。その一つとして、議会を常時開催する通年議会と、それによる各常任委員会の活発な活動が必要であります。さらに、行政の監視と政策立案できる議会を形成して市民との話し合いや協議を進めることではないでしょうか。私は、単純に3人削減ではなく、これを契機に市民の願う実態の伴う議会改革に政党や会派の壁を乗り越える時を迎えていると考えております。

議会定数3人削減は市民の声であり、時代の流れであり、塩竈市議会の改革の第一歩でもあります。議案第3号定数3人削減に、市民の信頼回復のためにも満場一致で可決することをお願い申し上げて賛成討論いたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

議員提出議案第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号については委員長報告のとおり決しました。

日程第5 議案第65号及び第66号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、議案第65号及び第66号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第65号及び議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第65号「第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについて」であります。

これは、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本市は、この10年間、第4次塩竈市長期総合計画に基づき「海・食・人が活きるまち」の実現に積極的に取り組んでまいりました。しかし、近年の急激な少子化などによる人口減少、あるいは産業構造の変化による地域経済の低迷、そして地方分権の進展など本市を取り巻く環境は大きく変化をいたしております。

第5次塩竈市長期総合計画はこのような社会的動向や地域の特性、本市が抱える課題、市民の皆様の意向などを踏まえ、平成23年度から10カ年間のまちづくりの方向性、今後の市政運営の方針を定めようとするものであります。

策定に当たりましては、まず第4次長期総合計画の成果を検証するとともに、市民意識調査や地区別懇談会、企業意向調査、五つの分科会から成る市民懇談会、シンポジウム、パブリックコメントなどを実施をいたしました。これにより市民の皆様や企業などの意向を踏まえますとともに、多くの方々からのご意見を参考にさせていただいております。そしてこれらをもとに、東北大学大学院経済学研究科の大滝精一教授に会長にご就任いただきました塩竈市長期総合計画審議会において、昨年7月から13回にわたる審議を重ねていただき、去る9月6日答申をいただいたものでございます。

初めに都市像でございますが、本市が今後10年間で目指す都市像を「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」と設定させていただいております。これは、第4次長期総合計画で目指したまちづくりを継承し、さらに発展させるという視点から、審議会におきまして50件近く寄せられた案の中から選定をされたものでございます。「長い歴史と風光明媚な景観を誇り、多彩な食文化とウォーターフロントの魅力にあふれ、コンパクトで利便性に富み、いつまでも住みたい、住んでみたい、訪れてみたいみなとまち」を表現しております。本市の

今後の産業の方向性や、市民の心構えなども親しみやすくあらわしていると考えております。

次に、平成32年における本市の将来人口につきましては5万5,000人と設定をいたしました。これは厚生労働省の政策研究機関である国立社会保障・人口問題研究所の推計値を大きく上回った目標値となりますが、本市の地域活力の維持・発展に向け、何としても達成すべき目標と考えております。市の総力をあげてこの実現に取り組む所存でございます。

これらの都市像や将来人口の実現に向け、各分野の施策をまちづくりの目標として取りまとめるとともに、「定住人口の確保」、「交流の強化」、「市民の連携強化」を本市の最重要課題と位置づけ、その解決を図るため、「定住」「交流」「連携」を「重点戦略」と定め、三つのまちづくりの目標との横断的かつ総合的な事業の展開を図っていくことといたしております。

次に、議案第66号「第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることについて」であります。これは、塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

基本計画につきましては、基本構想を実現するため、将来人口と重点戦略の考え方を示すとともに、分野別に掲げた三つの「まちづくりの目標」のもと、施策の大綱を示しております。

第1編では、「だれもが安心して暮らせるまち」づくりに向け、子育ての章を新たに設けるなど、福祉、防災、建設など「暮らし」の分野における施策と取り組み内容を示しております。

第2編では、「海・港と歴史を活かすまち」づくりを推し進めるべく、観光と浦戸振興の章を新たに設けながら、産業、環境など「活力」の維持、増進に向けた施策と取り組み方針などを示しております。

第3編では、「夢と誇りを創るまち」づくりを目標に、教育、生涯学習、市民協働、行政力強化など、「人づくり」の分野における施策と取り組み内容を示しております。

また、各施策につきましては、五つの項目「現状と課題」「市民とともに目指す目標」「代表的な指標」「施策体系」「市民ができること」で構成しております。

この5項目のうち、特に「代表的な指標」につきましては、第4次長期総合計画の総括を踏まえ、まちづくりの成果を客観的に把握、評価するため初めて設けた項目であり、将来におきましても定点観測できる施策の目標等をお示しをいたしております。

さらに、「市民ができること」も新たに設けた項目でございます。これは、長期総合計画が

行政のみならず市民の皆様も含めたまち全体の計画でありますことから、まちづくりにおいて市民の皆様方に担っていただきたい役割などをお示しをしており、先進的な取り組みととらえております。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、本市の今後10年間の市政運営、そしてまちづくりの基本方針となる極めて重要な計画であります。多くの市民の皆様にご参加をいただき、策定した計画でございますので、よろしくご審査の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長からご説明をいたさせますので、お聴き取りを賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） それでは初めに、議案第65号第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることにつきまして補足説明申し上げます。

資料番号24をご用意ください。1ページをお開きください。

5ページから10ページまでは序論といたしまして、計画策定の目的、計画の構成、本市の変遷、時代の潮流、そしてこれらを踏まえましたまちづくりの主な課題を取りまとめてございます。本日は時間の都合上、説明を省略させていただきますが、後ほどご参照いただければというふうに考えてございます。

それでは、2の本論の部分につきましてご説明申し上げます。15ページをお開きください。

この基本構想につきましては、本市の将来を実現するための施策の方向性を定め、まちづくりの指針とするものでございまして、本計画は平成23年度を初年度といたしまして、平成32年度を目標年度とする10カ年の計画としてございます。

次に、16ページをお開き願います。

基本構想におけますところのまちづくりの全体像をお示ししてございます。

まず一番上でございますが、本市の10年後の姿、目指す都市像といたしまして、「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」を掲げてございます。現基本構想の「海・食・人が活きるまち」を継承し、さらに発展させた表現としてございます。この目指す都市像につきましては、塩竈を代表する食文化のみならず、歴史、文化、芸術、風光明媚な景色や町並みなどすべての地域資源をおいしさと表現してございます。また、健康で明るい市民と、塩竈を

満喫する来訪者の方々の笑顔、そして市民協働のもと、市民の皆さんが集うさまを表現してございます。さらには、1,000年以上の歴史を誇る港町、本市らしさをあらわすキーワードといたしまして構成し、その実現を目指していきたいというふうに考えてございます。また、将来人口につきましては、先ほど市長からもお話がございましたが、目標を5万5,000人に掲げてございます。詳細につきましては基本計画の中で説明申し上げます。

次に、この都市像と将来人口を実現するためにまちづくりの目標を掲げてございます。

まず、まちづくり目標の1といたしまして、「だれもが安心して暮らせるまち」、次にまちづくり目標2といたしまして「海・港と歴史を活かすまち」、そしてまちづくり目標3といたしまして「夢と誇りを創るまち」と分野別に整理し掲げてございます。なお、詳細につきましては17ページ、19ページに記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

さらに、まちづくりの基本理念といたしまして、一番下に三つほど掲げてございます。

これは、本市はもとより、市民の皆様にもこれからのまちづくりに取り組んでいただく姿勢、理念を掲げたものでございます。また、今後10年間のまちづくりにおきましては、定住人口の確保、交流の強化、市民の連携が最重要課題であると位置づけておりまして、「定住」「交流」「連携」を重点戦略と定めまして、三つのまちづくりの目標に対しまして横串で貫くように示してございます。これは、重点戦略とまちづくりの目標との横断的かつ総合的な取り組みによりまして課題の解決を図っていこうとするものでございます。この重点戦略につきましては、基本計画の中で改めて述べさせていただきます。

次に21ページをご参照ください。

土地利用についてでございます。本市の地域は狭く、未利用地は極めて限られ、都市機能が中心部に集積する成熟した都市でございます。このため、定住人口の確保に向けた土地利用、それから交流の強化に向けた土地利用、さらには安全・安心の確保に向けた土地利用とさまざまな施策によって推進してまいりたいというふうに考えてございます。

22ページをお開き願います。

第5次長期総合計画の推進体制でございます。

長期総合計画が行政のみならず、市民も含めましたまちの全体計画であることから、都市像の実現に向けまして、市民、町内会、企業、団体と行政がそれぞれの持つ力を発揮し協働してまちづくりに取り組んでいくことが必要なことから、市民の役割、市の役割を明確に示

し、市民と行政が一丸となって長期総合計画を推進してまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、議案第66号第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることにつきまして補足説明申し上げます。

資料番号25をご用意ください。

1ページをご参照いただきます。

基本計画につきましては、将来人口、重点戦略、まちづくりの目標ごとの施策の大綱で構成されてございます。

3ページをお開き願います。

先ほど将来人口5万5,000人とお示しさせていただきました。本市人口は平成7年から減少を続けてございまして、ことし8月末現在で5万7,623人ですが、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、第5次計画の目標年次であります平成32年には、本市人口は5万1,201人、また、年齢別人口割合は年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加するものと推計されてございます。少子高齢化の進行は社会保障費の増大や労働力の減少、そして地域活力や税収の低下、地域コミュニティの希薄化などをもたらすものと懸念しているところでございます。このことから、先ほど説明申し上げました重点戦略を展開しながら年少人口と生産年齢人口の減少を抑え、市民の総力を挙げて、将来人口5万5,000人の達成を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

基本構想で決めました三つの重点戦略につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、定住についてでございますが、国の予測より年少人口と生産年齢人口の減少を抑制するために、転出者を抑え、転入者の増加を図り、社会現象に歯どめをかけてまいりたいというふうに考えてございます。そのためには、「いつまでも住みたい、住んでみたいまち」を目指し、福祉、教育、住宅、雇用環境などの充実を図りまして、まちとしての総合的な魅力を高めてまいります。

下段から次のページにございますが、主な施策といたしまして、定住を着実に実現するために取り組む子育て支援を初めとする具体的な施策を示してございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

次に、交流についてでございます。

今、本市を取り巻く環境は極めて厳しく、この状況から脱却するためには歴史に倣いさまざまな分野の交流を活性化することによって、既存産業に活力を呼び戻し、新たな産業を生み出すことが大切になってございます。塩竈の魅力ある地域資源を生かし、まちを構成するすべてのものを観光資源化することによりまして、住んでよし、訪れてよしの都市観光を実現し、交流の強化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。下段の主な施策につきましては、交流を着実に実現するために取り組む具体的な施策を示してございます。

8ページをお開きください。

連携についてでございます。

今後の地域社会づくりは、多様な担い手がお互いの立場を尊重し合いながら協働で取り組むことが重要となってきました。このため、さらなるまちづくりに向けて、多くの団体が互いの情報を共有し連携し合いながら実践していくことが必要です。下段にあります主な施策でございますが、これは連携を着実に実現するために取り組む具体的な施策としてお示ししてございます。

9ページをご参照ください。

ここでは施策の大綱を示してございます。

基本構想では、掲げました三つのまちづくり目標を第1編から第3編で示し、その下に中区分、小区分といたしまして章、節を設け、具体的な施策を掲げてございます。

まず初めに、第1編についてご説明申し上げます。

第1編の「だれもが安心して暮らせるまち」では、少子化を踏まえた安心して産み育てられるまちづくりの章を設けたほか、高齢者や障害者などの社会福祉全般、市民生活における安全・安心、都市基盤整備など、暮らしの分野における施策と取り組み内容をお示ししてございます。

10ページをお開き願います。

第1章「安心して産み育てられるまち」づくりでは、現状と課題、市民とともに目指す目標を掲げてございます。また、第4次長期総合計画の総括を踏まえ、まちづくりの成果を客観的に把握するために代表的な指標といたしまして、年少人口比率、それから保育所の待機児童数など新たな項目を設けてございます。これは、将来においても定点観測できる施策の目標等を示すものでございます。

資料の11ページをご参照ください。

施策の体系では、市民とともに目指す目標ごとに、第1節子育て支援の充実（1）といたしまして出産・育児環境の整備など、節ごとに具体的な施策と取り組み内容を示してございます。また、重点戦略でございます、定住、交流、連携の関連につきましても、関連性が高く、重点的に推進していくものを三重丸、関連性が高いものを二重丸、関連性があるものを丸という表記でお示ししてございます。そして、「市民ができること」を新たな項目として設けてございます。これは、長期総合計画が行政のみならず、市民の皆さんも含めたまち全体の計画であることから、まちづくりにおいて市民の皆様にご協力いただきたい役割などを具体的にお示ししているものでございます。

少し飛びますが、23ページをお開き願います。

第2編でございます。

第2編では、「海・港と歴史を活かすまち」というまちづくりの目標の達成に向けて、活力ある産業のまちづくり、観光と交流のまちづくり、環境に優しいまちづくり、そして浦戸の振興を目指し、特に潤いと魅力ある島づくりの章を設けるなど、基幹産業でございます水産を初めとする産業の活性化や都市観光の振興、環境保全、離島振興など、活力の維持・増進に向けた施策と取り組み内容などを示してございます。

37ページをお開きください。

第3編でございます。

第3編では、「夢と誇りを創るまち」というまちづくりの目標達成に向けて、学力の向上を初めとする教育、生涯学習、市民協働、行政力強化など、人づくりの分野における施策と取り組み内容を示してございます。

なお、ただいま説明申し上げました2編、3編の章・節の組み立てにつきましては、いずれも1章の章・節との組み立てと同じ構成になってございますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、資料番号26をご用意ください。

1ページでございます。

これは、第5次塩竈市長期総合計画につきまして、昨年7月に大滝会長に諮問をいたしました文書の写しでございます。ご参照願います。

2ページでございますが、これは、今月6日に大滝会長より本計画につきまして答申された文書の写しでございます。答申の特徴的なところを申し上げたいと思います。まず3で

ございます。3の、第4次塩竈市長期総合計画の総括では、特に数値目標の設定による絶対評価は第5次塩竈市長期総合計画の課題ということで位置づけられてございます。

3ページをご参照ください。

(2)の平成32年における将来人口につきましては5万5,000人と定め、転出の抑制、転入者の増加に向けた総合的なプランを取りまとめるよう提言されてございます。また、(3)の重点戦略につきましては、関係する職員すべてが意識改革を進め、人口減少社会に突入した塩竈市の実情に対する危機意識を共有しながら取り組むよう提言されてございます。

4ページをご参照ください。

(2)では、基本計画の計画期間につきましては、今後の進捗状況や諸情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すことが提言されてございます。それから(4)でございますが、地域資源の活用につきましては、本市が海と社との長い歴史の中で蓄積してきた幾多の地域資源を活用し、地元と本物にこだわった取り組みを進め、塩竈というまちのブランド化につなげられたいという提言がされてございます。

最後に5ページをお開き願います。

ここでは、第5次長期総合計画の策定体制と、これまでの取り組み状況などについて記載してございます。

以上、簡単ではございますが、議案第65号、第66号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） これより、議案第65号及び第66号の総括質疑に入ります。

5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第65号第5次長期総合計画基本構想並びに議案第66号第5次長期総合計画基本計画についての総括質疑を行います。

第4次長期総合計画は2001年度から2010年度を期限として、まちづくりの理念を示しております。その理念は当時四つ示しております、一つは「支え合う心をはぐくむまちづくり」、二つ目は「自然と共生のまちづくり」、三つ目は「地域特性を活かしたまちづくり」、四つ目は「市民と行政の協働のまちづくり」など、これが当時の長期総合計画の四つのまちづくりの理念として示されております。そして、そのまちづくりの四つの提案の考え方として、21世紀は経済的豊かさだけでなく、より心の豊かさが求められる時代で、成熟した社会にふ

さわしい価値観のまちづくりが問われているとしておりました。その都市像は、ご存じのように「海・食・人が活きるまち 塩竈」としており、人口想定を2010年度6万3,000人と設定しておりました。当時の計画は、分野別で見ますと、総括にあるとおり、おおむねこの第4次長期総合計画については実現化はされたとしておりますが、改めて当時の正本第4次長期総合計画を見ますと、例えば港奥部の再開発の中止、あるいは魚市場再開発のこれまた中止など当時描いていたもので、途中から経済あるいは財政状況のさまざまな理由から見送られたものも見受けられます。

第4次長期総合計画で設定した2010年度人口想定が当時6万3,000人でした。先ほどの提案理由の中にもございましたように、2010年ことしの8月末現在で塩竈市の人口は5万7,623人となっており、第4次長期総合計画で人口想定6万3,000人としたわけではありますが、なぜこれが実現しなかったのかという点でのさまざまな角度が議会の中でも議論として今後一層検証しなければならないと思われまます。

そこで、それらの点も踏まえながら、次の6点についてお聞きをいたします。

質問の第1点は、今回の第5次長期総合計画では、基本理念として、一つ「夢と誇りを持っていきいきとまちづくりを進める」、二つ「塩竈の歴史と文化・風土などをまちづくりに生かす」、三つ目として、「知恵を出し合いまちづくりに取り組む」の三つに集約しております。今回の三つの理念に至った経過と市長のお考えを、まず見解をお聞きをいたします。

2点目は、人口想定で5万5,000人を10年後の設定にした点についてであります。

5万5,000人、第4次長期総合計画でも6万3,000人をクリアできなかったという点でもこの人口問題は極めて重大でありまして、あえて5万5,000人としたそれらの政治的な判断、あるいは提案した理由についてお聞きをいたします。

3点目は都市像、「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」としております。なぜこうしたキャッチコピーとしての都市像のフレーズとしたのか、理由をお聞きをいたします。

4点目は、塩竈市長期総合計画審議会の答申で重点戦略について触れておるわけですが、先ほどの資料のところにもございましたが、その中で、定住人口の確保、交流の強化、市民の連携強化を今後10年間の重要課題としながら、諸課題の解決に向け具体的方策の検討をしたが特効薬はないということでの、そうした重点戦略での大滝委員長の答申が載せられております。こうした点から、答申の中では、塩竈としてまち全体の底上げが必要で、それを図ることが必要だということが述べられており、そうした点でのそのことが肝要であるとのこ

うした結論に達したというのが答申の中に述べられております。この点で、答申の意見について市長自身の受けとめ方について、答申に沿った、この厳しいご意見とも受け取れるものでありますが、改めてお聞きをいたします。

第5点目は、塩竈市政に係る重要な計画の議決などに関する条例が6月議会で可決されたわけでございます。その中で、第2条(3)の中に、各分野における計画など、計画の概要を事前に公表し、市民からの意見を募集することとしております。そこで質問の5点目は、こうした計画についてのパブリックコメントはどのような形で行い、どんな意見が集約されているのか、まずお聞きをいたします。

6点目は、計画のパブリックコメントを行うに当たり、パブリックコメントについてのある程度の要綱があるのではないかと思います。その点についてどのように整っているのか、要綱化について整備されての取り扱いなのかどうか、その点について確認をし、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から6点にわたるご質問をいただきました。

まず、基本理念についてお答えをいたします。

第5次計画の策定に当たりまして、審議会や市民懇談会、あるいは地区懇談会などのさまざまな機会を通じて多くの市民の皆様方からご意見をちょうだいしました。これらの中から地域資源を生かしたまちづくりでありますとか、あるいは市民協働の一層の推進など、共通するものを取りまとめ、審議会で議論を重ねていただきました。その結果、今回お示しをした三つの基本理念にまとまったところであります。まちづくりの基本理念につきましては、市民一人ひとりがまちづくりにかかわる基本姿勢であると考えているところであります。第5次長期総合計画は第4次長期総合計画の総括を踏まえ、さらに発展、継承させることを目標といたしております。したがって、基本理念につきましても大きく異なるものではないと考えているところであります。

次に、将来人口についてお答えをいたします。

国の推計によりますと、平成32年本市の将来人口は5万1,201人です。その年齢別人口割合、国平均と比較をいたしますと、本市は特に老年人口の割合が高く、年少人口、生産年齢人口の割合が低くなる予測がされております。これが現実のものとなった場合には、少子高齢化、人口減少による諸課題が顕著になる可能性が極めて高いため、国の推計よりも年

少人口と生産年齢人口の減少を抑制させることを目標として将来人口5万5,000人と設定をさせていただいたところであります。

国による人口推計は非常に精度が高いと一般的には考えられております。将来人口5万5,000人は人口減少を容認したのではなく、あらゆる手段を講じ、全市を挙げて国の推計よりも人口増加を目指すとしたものでありますので、さまざまな諸課題が山積しているものと考えておりますが、市民の皆様のお力をおかりして乗り越えてまいりたいということでございます。

都市像についてご質問いただきました。

都市像につきましては、市民意向調査におきまして、市民の皆様方からまちづくりのキーワードにつきましてさまざまなアンケートをいただいたところでございます。これらを踏まえながら審議会の委員の皆様方、あるいはその他の方々から都市像を募集し、出された案につきまして審議会において慎重に審議を重ねていただき、最終的に現在の都市像とした答申を受けたところでございます。

第5次計画の都市像は、本市の長い歴史と風光明媚な景観、さらには多彩な食文化とウォーターフロントの魅力に満ちあふれたコンパクトで利便性に富み、いつまでも住みたい、住んでみたい、あるいは訪れてみたいみなとまち塩竈をまさしく表現するものと考えております。第4次の、「海」は「港」に引き継がれ、また「食」は「おいしさ」に、「人」は「笑顔」と「つどう」に引き継がれますように、第4次計画で目指してきたものを継承し、さらに発展させることを目標としたものと考えております。

次に、重点戦略についてお答えをいたします。

審議会から第4次計画の総括や時代の潮流も踏まえ、今後10年間の課題の整理をいただいたところで、「やはり定住人口の確保、交流の強化、そして市民の連携強化が本市の最重要課題であり、なおかつこの課題解決のための特効薬というものはなく、まち全体の底上げを図ることが何よりも肝要であるという結論にいたりました」とのご答申をいただいたところであります。この答申は、私はまさしく塩竈市の現状を的確に把握しているものと認識をいたしております。これを受け、定住、交流、連携を第5次長期総合計画における三つの重点課題として設定し、すべての分野で常に定住、交流、連携を意識しながら横断的かつ総合的に取り組んでいくことを盛り込んだものであります。これらに市民と行政が協働で全力を挙げ取り組むことによりまして、「おいしさと笑顔がつどう みなとまち 塩竈」の実現、ある

いは将来人口5万5,000人を達成していけるものと考えているところであります。

また、基本計画の広報、パブリックコメントについてのご質問をいただきました。

今回、基本構想につきましては本市の最上位計画でありますことから、本年7月の広報誌で周知し、7月5日から市内の各公共施設に基本構想の冊子と意見提出用紙を設置するとともに、市ホームページにおきましても意見を募集をさせていただいたところであります。お寄せいただきましたご意見は1件のみでありましたが、貴重なご意見として基本構想に取り入れさせていただきました。このほかにも、市民懇談会を再度開催して基本構想についてご説明し、委員から自分たちの意見が一定程度盛り込まれているとの評価をいただきました。

ご質問の基本計画のパブリックコメントについてであります。計画策定の終盤であります6月議会におきまして条例が制定されましたことから、策定期間が限られたものとなり、パブリックコメントを実施するまでには至りませんでした。

これまで広報誌には、平成21年6月から毎月、またホームページにも掲載し、広くご意見を求めてまいりました。また、市民懇談会委員の皆様の基本計画案をご送付し、直接ご意見等もいただくことができました。この結果、18件の意見が寄せられ、審議会でご審議をいただき基本計画に反映をさせていただいたところであります。

最後に、パブリックコメントについてお答えをいたします。

パブリックコメント制度は、市政の基本的な計画の策定を行おうとする場合、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見等を考慮し最終決定をするための一連の手続と認識をいたしております。

これまで、本市におきましては、個別案件ごとに各担当部局の裁量でパブリックコメントを行ってきた経緯があります。今後、さらに政策決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれたまちづくりの推進を目指す観点から、統一的なルールを定め、手続の対象や実施方法などを明確にし、全庁的取り組みとして実施していくことが必要と考えております。

現在、他市の制度の状況の詳細等について調査を進めているところでございますので、できるだけ早い時期に制度化を図ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。時間がありません、簡潔にお願いします。

○5番（伊勢由典君） 全体としては、答弁を聞いていて調査について、とりわけ人口想定の間

題について、改めて思いをいたしたところであります。

国の精度が高いということで、人口想定についての基準が国としては既に示されている。しかし、それに対応して塩竈市として5万5,000人という点で、改めてこうしたことについては特別委員会の議論の中で十分精査していただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君）（登壇） チェンジの佐藤英治です。

議案第65号第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについての総括質疑をいたします。

これまで地方自治法第2条第4項に規定されている長総計画は4次にわたって実施してきました。今回、第5次の長期総合計画が市長を本部長として、平成20年12月から策定本部を立ち上げスタートし、市民や企業、地区懇談会や調査及び市民シンポジウムなど、精力的に取り組まれましたことに敬意を表するものであります。また、これらをもとに13回にわたる熱心なる審議をされた大滝精一会長を初め、審議会の皆様に大変なご苦勞と感謝をするものであります。

議会へ第5次の基本構想と基本計画が議案として提出されて、これらを審議するに当たって、総括的に2点質問いたします。

まず第1問は、第4次の都市像である「海・食・人が活きるまち 塩竈」についての評価や達成度については、審議会答申では各施策についてはおおむね達成していると評価しています。私も確かに各施策はそのとおりだと思いますが、都市像が本質的に海が活きた塩竈となっているのか、人が活きた塩竈となっていたのかは、私は大いに疑問があります。第4次の総括の報告は文書で、あるいはまた冊子で報告は受けましたけれども、市長自身、この第4次の都市像は達成されたものと考えているのか、簡潔にその思いをお伺いいたします。あわせて、市長自身、第4次を振り返ってどんな点が反省すべき点、あるいはまた問題があったのかをお聞きしたいと思います。例えば、財政が問題だったのか。あるいはまた、人的を含めた政策と組織的問題なのかについてお伺いしたいと思っております。

次に、第5次計画は10年で達成する計画ではありますが、私は4次から5次への継続と、この最初の3年間の、スタートダッシュといいますか、これが非常に大事だと思いますし、また、政策の選択と集中がこの長期総合計画の大きな岐路になると考えます。

これらを市長はどう考えているのかお聞きいたしまして、私の総括質疑といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、佐藤英治議員から2点にわたるご質問をいただきました。

まず、第4次長期総合計画の達成状況についてというご質問でありました。

今回の第5次長期総合計画の策定に当たりましては、初めに第4次長期総合計画の総括を行わせていただいたということはさきに触れたとおりであります。その反省点などを次期計画に生かす取り組みというような内容になっております。

反省点の大きな材料としては、大きくは二つではないかと思っております。

まず、人口問題であります。6万3,000人の目標を遠く実現ができなかったということは、これは大変大きな課題を解決できなかったということでございます。もう一つであります、確かに世界的な同時不況というような環境ではありましたが、本市の産業、残念ながらなかなか景気の回復基調に乗せることができなかったと。確かに、水産業界におけるブランド化、あるいは商業振興のための各種施策は一部実施はさせていただいたものの、市民の方々に本当に景気回復を実感していただけるような状況にはなかなか回復できなかったということについては、我々の大きな反省ではないかと考えております。ぜひ、これらにつきましては次期長期総合計画の中に生かしていきたいと思っております。

そういった中で、目標がほぼ達成できたという表現をとらせていただきましたのは、例えば鹽竈海道の完成でありますとか、海辺の賑わい地区に一定程度人の集積が図られつつあるなどの都市基盤整備の分野、さらには小中学校の耐震化などの安心・安全の確保、また、保育所の待機児童ゼロの取り組みでありますとか、高齢者福祉の方々に対する取り組み等々ではないかと考えております。それらの取り組みが総括されて、「海・食・人が活きるまち」という表現になるものと思っておりますので、前段申し上げました二つの目標が達成されなかったということでは、すべてが満足できる状況ではなかったというふうに反省をいたしております。

そういった問題、課題は組織か、あるいは財政かというような問題でありました。これは一貫して申し上げさせていただいておりますが、例えば組織、財政というものは、これは目的ではないわけではありますが、海・食・人が活きるまちを実現するための大きな手段である

というふうに私は考えております。市長就任以来、例えば組織の再編成、あるいは先ほど来いろいろご指摘をいただいております行財政改革等につきましては、自分としてできる限りの取り組みはさせていただいてまいったというふうに考えておりますが、まだまだ、申し上げましたとおり努力が足りないという分野につきまして、次の長期総合計画の中にその思いを込めさせていただいたつもりであります。

次に、計画推進にはスタートダッシュが大切ではないかということのご質問をいただきました。

今回策定をいたしました第5次長期総合計画の推進に当たりましては、やはり直ちに取り組まなければならない課題が山積していると認識をいたしております。その中でも、特に定住、交流、連携を中心とする三つの重点課題で選択と集中をあわせながら、最優先するべき課題に率先して取り組むということで進めてまいりたいと考えております。

さらに、この中でも定住人口の確保は今後10年間のまちづくりの最大の課題ととらえております。転入者の増加を図り、転出者の抑制を図る、あるいは総合的プランに基づきまして本当に住んでいただきやすい住宅環境を創造する等々、さまざまな課題がございますが、それらのものにつきましても、できるものは今すぐからでも取り組むという決意で、今、職員が一丸となって頑張っているところでございますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 市長の今、4次に対する人口問題、あるいはまた世界の経済状況、私はそこら辺はどこのまちも共通していると思っておりますし、やはり一番問題なのは、私は市長が4次のときに、2年か3年経過した後から市長に就任されて、そこからスタートするというのは非常に、公約との関係もあって難しいのかなと思っております。それで、この第5次はやはり塩竈の行政の運命を左右する大きな問題なので、今、市長からも、本当にできることは今からでも体制をつくると、あるいはまた準備すると、ここが非常に大事で、野球でもスタートダッシュがあればその勢いがあるということができるとということで、その点を議会としても本当に協力していかなければいけないなというふうに思っております。

あと、やはりこの長期総合計画自体が国の計画、自治法に定められているんですけども、20、30年前だったら、まだある程度財政的にも右上がりで活力もあった中ですごくできたと思うんですけども、本当に10年の長期で都市像ができるのかということ非常に私は懸念

するんです。特に、第3次の国際海洋文化都市などというのは塩竈的に非常によかった。しかし、それが先導施設だけで終わって、手をつけないわけではないですけども、なかなか遅々として進まないという、だけれども、そういう3次も4次も課題を残したのはやはりきっちりやっついていかないと、塩竈の都市のあり方、あるいはまた将来の塩竈ができないということを私なりに意見を申して、細かい点は今後の委員会などで改めてまた質問していきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 佐藤議員から第4次、スタートから取り組まなかったのというお言葉をいただきましたが、私は第4次長期総合計画、本当に塩竈市民として誇るべき素晴らしい内容だと思っております。任期中の8年間につきましてもそういったものを大切に、大切に思っており取り組んでまいりました。残念ながら、先ほど申し上げましたような人口問題、あるいは産業振興ということにつきましても、課題を残しましたことについては私自身の力不足と反省をいたしております。任期中、できますものから率先して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二です。

会派を代表し、議案第65号、第66号、第5次長期総合計画（案）について総括質疑をさせていただきます。

この第5次長期総合計画は、向こう10年間の塩竈市の計画です。策定に当たり、基本的な市長のお考えをお伺いいたします。今までの質疑の中で若干ダブるところがありますが、2点について質問をさせていただきます。

第1点は、この長期総合計画の予算の裏づけはどうなっているのか、お教えをお願いしたいと思います。

財政健全化問題でも将来5年間で44億円もの財源不足が示されておりましたが、今回の計画との整合性を明らかに示していただきたい。

第2点は、審議会の審議委員及び分科会に携わった方々に敬意を表しますが、行政として第4次長期総合計画の総括の分析をどうされたのか。審議会及び分科会での意見の集約はどうだったのか、また、その結果の策定だったのかについてお伺いいたします。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、鎌田議員から第5次長期総合計画につきまして2点ご質問をいただきました。

初めに、予算についてのご質問でありました。44億円の財源不足という中で、予算的な裏づけはというご質問であったかと思えます。

44億円の財源不足についてであります、これは平成22年度から5カ年間の行財政改革推進計画の中でお示しをさせていただきました数値でございます。そして、この財源不足につきましては、行財政改革を着実に推進する中で解消できる見通しにあることを述べさせていただきましたものでございます。

今回の第5次長期総合計画の実現に向けた財政的な裏づけについてでございます。第5次長期総合計画につきましては、すぐにでも実施すべき課題が山積しているという認識につきましては、今、佐藤議員のご質問についてもお答えをさせていただきました。その事業化に当たりましては、やはり財源をいかに確保するかが計画上の実効性を確保する上で極めて重要な課題と認識をいたしております。そうした中、計画では定住、交流、連携の三つの重点戦略を定めさせていただいております。この重点戦略から導き出されます事業に限られた行財政資源をいかに選択と集中させるかが問われている課題と考えております。

今、自治体を取り巻く環境は極めて厳しいものがございます。しかしながら、我々市政に携わる者は、人的にも財政的にも限られた状況にある行財政資源をいかに活用して市民の皆様方の負託にこたえるかということが我々の最大の役割と認識をいたしております。今後も第5次長期総合計画に掲げる事業が着実に実施をされますよう、しっかりと財源確保に努力をいたしてまいります。

2点目でございますが、第4次長期総合計画の達成状況についてでございますが、佐藤議員のご質問に重複することになるかとは思いますが、さまざまな反省点がやはりございます。一部達成されたものもございまして、審議会の委員の皆様方からは全体の達成度については約80%程度というご評価はいただきましたが、我々といたしましてはまだまだ努力すべき課題があるという認識であります。こういった課題を着実に解決するためしっかりと取り組んでまいりますことと、分科会におきましていろいろご提言をいただきましたさまざまな意見、要望等につきましてもしっかりと第5次長期総合計画の中で取り上げられますよう進行管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって、総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、議員全員をもって構成する塩竈市長期総合計画特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本案につきましては、議員全員をもって構成する塩竈市長期総合計画特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。次の休憩中、15時50分より本議場にて塩竈市長期総合計画特別委員会を開催いたします。開催招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

なお、当局参与の皆様におかれましても、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後3時38分 休憩

午後4時16分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

塩竈市長期総合計画特別委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には12番志賀直哉君、副委員長には5番伊勢由典君が選出されましたので、ご報告いたします。

なお、ただいま開催された塩竈市長期総合計画特別委員会の委員長報告につきましては、議員全員をもって構成する委員会となっておりますので省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、閉会中の継続審査の取り扱いとすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本案については閉会中の継続審査の取り扱いとすることに決定いたしました。



日程第6 議員派遣の件

○議長（佐藤貞夫君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第153条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年9月28日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 伊藤 栄一

塩竈市議会議員 菊地 進